

筑波大学博士（学術）学位請求論文

アドボカシー活動による市民社会組織の
参加と制度化

-日本、アメリカと中国を例に-

刘 维

2015 年度

目次

図表一覧

序章.....	1
1. 研究目的.....	1
2. 研究対象.....	2
3. 比較研究とその事例.....	4
4. 本論文の構成.....	6
第1章 理論の検討.....	8
はじめに.....	8
1. 市民社会とアドボカシーに関する議論.....	8
1.1 市民社会を巡る議論.....	8
1.1.1 市民社会の概念、使い方と領域.....	9
1.1.2 市民社会組織と NGO、NPO、利益集団、利益団体.....	12
1.1.3 市民社会を巡る三カ国の違い.....	13
1.1.4 市民社会を調査、比較するための視点.....	16
1.2 アドボカシーを巡る議論.....	18
1.2.1 アドボカシーの定義.....	18
1.2.2 政治と社会構造におけるアドボカシーの位置付け.....	20
1.2.3 三カ国におけるアドボカシーに関する研究の経緯.....	21
1.2.4 アドボカシー研究の難しさ.....	23
2. 本論文の視点.....	24
2.1 政治システム論の視点.....	25
2.2 新制度論の視点.....	27
2.3 利益代表メカニズムと国家—社会関係の視点.....	30
3. まとめ.....	31
第2章 市民社会組織のアドボカシー参加の実態.....	33
はじめに.....	33
1. 活発化する市民社会組織の参加と米・日・中三カ国の現状.....	33

1.1 活性化する市民社会組織の参加.....	33
1.2 市民社会組織の参加をめぐる三カ国の現状.....	34
2. JIGS データからみた市民社会組織の活動と機能	36
2.1 三カ国の JIGS 調査とデータの内容	36
2.1.1 JIGS 調査の実施状況.....	36
2.1.2 三カ国データの特徴と不備	36
2.1.3 分析に向けたデータの扱い	38
2.2 市民社会組織の主な活動と政治社会的機能.....	38
3. JIGS データからみたアドボカシー活動を行う団体の構造.....	42
3.1 アドボカシー活動を行う団体の特定作業	42
3.2 アドボカシー活動を行う団体の誕生—設立年.....	43
3.3 代表される利益—団体分類と政策関心.....	44
3.4 固有のリソース—予算、スタッフ、メンバー.....	47
3.5 ネットワーク—情報源、他政治アクターとの関係.....	53
4. JIGS データからみたアドボカシー活動の実態	57
4.1 活動の行政レベル.....	58
4.2 活動の領域とその対象	59
4.3 活動の過程と戦略選び	62
4.4 政策実施・阻止経験と政治的影響力	65
5. まとめ.....	67
第3章 市民社会組織のアドボカシー参加の要因.....	69
はじめに.....	69
1. 市民社会組織における要因.....	69
1.1 組織要因の検証状況	69
1.2 三カ国のデータによる比較分析.....	70
1.2.1 作業仮説の検討.....	70
1.2.2 変数の確定作業.....	72
1.2.3 カテゴリカル回帰分析.....	73
1.3 分析.....	86
2. アドボカシーに対する制度の影響.....	88

2.1 制度の影響に関する視点.....	88
2.2 制度から考える団体構造とアドボカシー	89
2.2.1 団体の設立年に対する制度の影響	89
2.2.2 団体分布と政策関心に対する制度の影響	91
2.2.3 団体の活動と政治社会機能に対する制度の影響.....	92
2.2.4 団体活動の行政レベルに対する制度の影響.....	94
2.2.5 団体のリソースに対する制度の影響.....	95
3. まとめ.....	97
第4章 座談会における中国団体のアドボカシー参加	100
はじめに.....	100
1. 政治過程・政策過程における座談会	100
1.1 CNKI から見た座談会の全貌	100
1.1.1 座談会に関する出現数の推移.....	100
1.1.2 座談会の内容	102
1.2 座談会の政治的位置づけ.....	103
1.2.1 共産党の政策形成としての座談会	103
1.2.2 政治協商としての座談会.....	105
1.2.3 立法過程の一環としての座談会	107
2. 座談会に取り組む団体の実態.....	109
2.1 JIGS 調査による団体の座談会参加.....	109
2.1.1 参加団体の分類と利益の代表.....	109
2.1.2 媒介されるリソース	112
2.1.3 頂上団体的な特徴の有無.....	113
2.1.4 「天下り」の受け皿	114
2.1.5 業務主管部門、政府、党との関係	116
2.1.6 立法への働きかけと影響力自己評価.....	118
2.2 報道分析による団体の座談会参加	119
2.2.1 党の政策形成における座談会参加	119
2.2.2 政治協商における座談会参加.....	120
2.2.3 立法過程における座談会参加.....	121

3. まとめ.....	123
第5章 諮問機関における日本団体のアドボカシー参加.....	125
はじめに.....	125
1. 政治過程・政策過程における諮問機関.....	125
1.1 定義と変容.....	125
1.1.1 諮問機関とは何か.....	125
1.1.2 諮問機関政治の変容.....	126
1.2 政治的位置づけと機能.....	131
1.2.1 政治と社会のネットワークにおける諮問機関.....	131
1.2.2 政策過程における諮問機関.....	133
2. 諮問機関に参加する団体の詳細.....	135
2.1 諮問機関の委員構成から見た団体の参加.....	135
2.1.1 審議会に参加する団体の変化.....	135
2.1.2 省庁別審議会における団体参加の違い.....	138
2.2 JIGS 調査による団体の諮問機関参加.....	142
2.2.1 参加団体の分類と利益の代表.....	142
2.2.2 媒介されるリソース.....	145
2.2.3 頂上団体的な特徴の有無.....	147
2.2.4 「天下り」の受け皿.....	149
2.2.5 行政との接触、関係.....	151
2.2.6 行政との協調度、信頼度と影響力評価.....	153
3. まとめ.....	155
第6章 議会公聴会における米国団体のアドボカシー参加.....	157
はじめに.....	157
1. 政治過程・政策過程における議会公聴会.....	157
1.1 議会公聴会の位置づけと機能.....	157
1.1.1 立法過程における議会公聴会.....	157
1.1.2 議会公聴会の機能と役割.....	159
1.2 団体の議会公聴会へのアクセスと影響力.....	160
1.2.1 政治・政策プロセスにおける団体の位置づけ.....	160

1.2.2 議会委員会における団体の政策決定へのアクセス	162
1.2.3 議会公聴会における団体の影響力	163
2. JIGS 調査を通じた団体の議会公聴会参加の実態	164
2.1 参加団体の分類と利益の代表	164
2.2 媒介されるリソース	168
2.3 団体属性とアクセスの可能性	170
2.4 活動の抑制.....	172
2.5 連邦政府との接触、関係.....	175
2.6 行政との協調度と影響力評価	177
3. まとめ.....	179
終章.....	181
1. 研究成果.....	181
1.1 市民社会の団体構造と団体活動に対する国家の規制.....	181
1.2 座談会、諮問機関、議会公聴会に取り組む団体に対する制度の影響	185
1.3 政治体制の変動もたらす市民社会の変容.....	189
2. 理論的貢献と今後の課題	192
付録資料：	195
付録 1 第 1 次東京調査調査票.....	195
付録 2 第 2 次東京調査調査票.....	206
付録 3 第 1 次ワシントン D.C.調査調査票.....	220
付録 4 第 2 次ワシントン D.C.調査調査票.....	227
付録 5 第 1 次北京調査調査票.....	239
付録 6 第 2 次北京調査調査票.....	256
参考文献：	279

図表一覧

<図>

図 1-1	市民社会の位置づけ	11
図 2-1	市民社会組織の活動と機能	41
図 2-2	アドボカシー活動を行う団体の設立年	43
図 2-3	アドボカシー活動を行う団体の年間予算	48
図 2-4	アドボカシー活動を行う団体の常勤スタッフ	50
図 2-5	アドボカシー活動を行う団体の会員数	52
図 2-6	アドボカシー活動の行政レベル	58
図 4-1	CNKI による座談会に関する出現数の推移	101
図 5-1	審議会の設置数の推移 (1948-2006)	128
図 5-2	私的諮問機関数の推移	129
図 5-3	2007.1~2008.9 各省における私的諮問機関の分配	130
図 5-4	諮問機関の多い 7 府省の推移	131
図 5-5	審議会委員構成の変化 (%)	137
図 5-6	省庁別における団体の審議会の委員構成	141

<表>

表 2-1	市民社会組織の活動と政治社会的機能	40
表 2-2	アドボカシー活動を行う団体の分類 (上位 6 位)	45
表 2-3	アドボカシー活動を行う団体の政策関心 (上位 8 位)	45
表 2-4	アドボカシー活動を行う団体の重要な情報源	54
表 2-5	他団体、他アクターとの協調対立関係 (上位 5 位)	56
表 2-6	他アクター政治影響力評価 (上位 6 位)	60
表 2-7	有効な働きかけ先	62
表 2-8	アドボカシー活動と戦略 (1)	63

表 2-9	アドボカシー活動と戦略 (2)	64
表 2-10	政策の実施または阻止・修正経験の有無	65
表 2-11	主観影響力認知	66
表 3-1	独立変数の記述統計 (日本)	73
表 3-2	独立変数の記述統計 (アメリカ)	74
表 3-3	独立変数の記述統計 (中国)	74
表 3-4	日本団体のカテゴリカル回帰分析結果 (東京 1)	76
表 3-5	日本団体のカテゴリカル回帰分析結果 (東京 2)	78
表 3-6	アメリカ団体のカテゴリカル回帰分析結果 (ワシントン D.C. 1)	80
表 3-7	アメリカ団体のカテゴリカル回帰分析結果 (ワシントン D.C. 2)	82
表 3-8	中国団体のカテゴリカル回帰分析結果 (北京 1)	84
表 3-9	中国団体のカテゴリカル回帰分析結果 (北京 2)	85
表 4-1	座談会に関する報道内容 (『人民日報』2010 年)	102
表 4-2	中国人民政治協商会議第十二期全国委員会委員	105
表 4-3	人大立法座談会 (2013 年から)	108
表 4-4	座談会参加団体の団体分類別の分布—旧分類 (北京 1)	109
表 4-5	座談会参加団体の団体分類別の分布—旧分類 (北京 2)	110
表 4-6	座談会参加団体の団体分類別の分布—活動分野 (北京 2)	110
表 4-7	座談会への参加とリソースの違い	112
表 4-8	座談会参加団体の団体会員の有無と設立理由	113
表 4-9	座談会参加団体の編制	113
表 4-10	会長の行政ポスト経験と会長候補者の決め方	115
表 4-11	政府退職職員へのポスト提供	115
表 4-12	業務主管部門、政府、党との関係 (北京 1)	116
表 4-13	業務主管部門、政府、党との関係 (北京 2)	117
表 4-14	立法への働きかけと影響力自己評価	118
表 5-1	審議会委員構成の変化	136
表 5-2	省庁別の審議会の委員構成	139

表 5-3	諮問機関参加団体の団体別の分布（東京 1）	143
表 5-4	諮問機関参加団体の団体別の分布（東京 2）	143
表 5-5	諮問機関への参加とリソースの違い（東京 1）	146
表 5-6	諮問機関への参加とリソースの違い（東京 2）	146
表 5-7	諮問機関参加団体の本部支部関係（東京 2）	148
表 5-8	諮問機関への参加と団体の属性の違い（東京 2）	149
表 5-9	諮問機関への参加と行政機関退職者にポストの提供	150
表 5-10	諮問機関への参加と行政との接触の違い（東京 1）	151
表 5-11	諮問機関への参加と行政との接触の違い（東京 2）	152
表 5-12	行政との協調度、信頼度と影響力評価（東京 1）	153
表 5-13	行政との協調度、信頼度と影響力評価（東京 2）	154
表 6-1	議会公聴会参加団体の団体分類別の分布（ワシントン D.C. 1）	165
表 6-2	議会公聴会参加団体の団体分類別の分布（ワシントン D.C. 2）	166
表 6-3	議会公聴会への参加とリソースの違い（ワシントン D.C. 1）	169
表 6-4	議会公聴会への参加とリソースの違い（ワシントン D.C. 2）	169
表 6-5	議会公聴会への参加と団体属性の違い（ワシントン D.C. 1）	171
表 6-6	議会公聴会への参加と団体属性の違い（ワシントン D.C. 2）	171
表 6-7	議会公聴会への参加と活動の抑制（ワシントン D.C. 2）	173
表 6-8	議会公聴会への参加と連邦政府との接触（ワシントン D.C. 1）	175
表 6-9	議会公聴会への参加と連邦政府との接触（ワシントン D.C. 2）	176
表 6-10	行政との協調度と影響力評価（ワシントン D.C. 1）	178
表 6-11	行政との協調度と影響力評価（ワシントン D.C. 2）	178

序章

1. 研究目的

市民社会の発展に伴い、市民社会組織の活動は注目を浴びるようになってきている。市民社会組織の活動は、会員向けの組織内サービスや研究・啓蒙、会員の経済的権益や政治的利益の確保、一般の公益や外部へのサービス提供や情報提供、行政への主張・要求や政策案の提言など政府への影響力行使と分けてみることができる（辻中ほか 2014:120）。このような活動の中で、とりわけ、直接あるいは間接な政治過程や政策過程への働きかけは、いわゆる「アドボカシー」という言葉で表現されている（Pekkanen and Smith 2014b:3）。市民社会組織は、アドボカシー活動を通じて、政治過程や政策過程に参加し、影響力を伸ばしているとみられる。しかし、市民社会組織は政治過程や政策過程へ影響を与えると同時に、国家からの制度による規制を受けている（辻中 2002:220-225; Tsujinaka 2003:83; Pekkanen 2003:116）。つまり、アドボカシー活動による市民社会組織の参加は、国家が設けられた枠組みの中で行っているのである。

国家等の政治システムは、様々な政治制度の組み合わせから成り立っている（辻中 2012b:85）。選挙制度、執政制度、政党制度、議会制度、官僚制度、司法制度、中央・地方関係制度、中央銀行制度等が相互補完性を持ち、国家の基礎を創っている。個々の国家間の違い或いは国家の異なる類型間の違いの基礎となるのは、個々の制度の違いとその組み合わせの違いである。これらの制度が、長期間にわたって、国家という政治システムの構造と噛み合う仕組み、あらゆるアクターの行動と関係、システムの動き方、システムと周囲の外部環境とのやり取り方、そして、政治システム全体としての機能までを規定している。国家という政治システムにおける市民社会、市民社会組織とその行動は、当然例外なく、制度の規制を受けるのである。

国家は、法制度、行政制度、税制度、自治制度などに基づいて、ゲームのルールを構築し、直接あるいは間接のインセンティブを設定し、政治・政策過程にどのようなアクターを参加させ、彼らにどのような活動を許容し、繁栄や成長をさせてゆくかなどを定め、市民社会全体の配置、市民社会組織の構造、アドボカシー活動のパターン、ほかのアクターとの関係及び影響力などを規定している。本論文は、アドボカシー活動による市民社会組織の参加は、どのように制度によって、規制されているのかを解明するという目的を有し

ている。具体的には、次の二つの仮説を設定し、日本、アメリカと中国の JIGS¹データに基づいて定量的に検証していく。第 1 には、市民社会の配置と市民社会組織の団体構造が制度によって規制されていることである。第 2 には、市民社会組織のアドボカシー活動が制度によって規制されていることである。検証の対象となるのは、三カ国の市民社会及び市民社会組織のアドボカシー活動である。

2. 研究対象

本研究の対象となるのは、市民社会組織とその活動であるアドボカシーである。政治過程や政策過程への影響力行使という点からみると、市民社会組織は、政治学においてよく使われてきた研究用語である利益集団、利益団体、圧力団体ときわめて類似している。ここでは、これらの研究用語との使い分けを整理したうえで、市民社会組織についての政治学上の用法を分析し、本研究の対象におく理由を説明しておく。

政治に関心を持つ国家と社会に存在するすべての集団を広く利益集団というが、人々が各々の利益をもとに組織化される時は、それを特に利益団体と呼ぶ。そして、利益団体が自らの利益を守るために、特に議会や政府に働きかけを行ない、圧力をかける場合は、それを圧力団体と呼ぶことが多い（伊藤ほか 2000:167）。他方、政治過程や政策過程へ働きかける団体を価値中立的に分析する場合に利益団体が使用され、その団体の利己的・特殊的側面を批判的に強調する場合に圧力団体が使用される傾向もある。しかし、どちらの用語を使うのかはあくまで好みの問題だという指摘も出されている（内田 1988:139）。市民社会組織は社会過程での存在形態が多く見られるが、政治過程や政策過程に参入すると利益団体となるのである。つまり、政治・政策関心を有した市民社会組織が利益団体である（辻中 2002a:24）。辻中の調査研究によると、市民社会組織のほぼ 100%が政治や政策関心を持っており（辻中・崔 2002a:67）、市民社会組織と利益団体は実態的にはほぼ同義と考えても差し支えなく、同じように組織された利益集団の一角をなす存在である。

しかし、市民社会組織と利益団体は用語法上のニュアンスが異なる²。特定の利益を追求するために組織された利益集団、すなわち利益団体とその活動は、20 世紀以降の政治学に

¹ JIGS は筑波大学教授である辻中豊が長年実施している Japan Interest Group Study 調査の略称である。現在の比較研究全体の正式英文名は Cross-national Survey on Civil Society Organizations and Interest Groups であるが、今も JIGS と略記している。

² 市民社会組織と利益団体に関しては、第 1 章の「市民社会組織と NGO、NPO、利益集団、利益団体」を参照。

おける現実政治の実態を明かすために展開してきた政治過程論の分析の中心におかれてきた。しかし、市民社会に関する研究が盛んになり、市民社会組織自体が政治や政策に積極的に働きかけるようになるにつれ、市民団体と地域自治組織を含むあらゆる市民社会組織の利益団体的な活動と特徴は、政治過程論の研究対象に含まれるようになってきている。従来の利益団体を研究対象とするだけでは研究の射程は限られており、そこから、市民社会組織へと研究の射程が広がりつつあるのである。長らく政治学の研究対象となってきた利益団体は、特定の利益を実現するために、ロビイストを雇って、政策作成者をロビイングするという定着された研究概念であるのに対して、政治過程や政策過程で活動する市民社会組織は、特定の利益だけでなく、不特定の公の利益の実現を目指して、ロビイングのみならず、ほかの多種多様な活動を展開するという新たな含意が含められた研究概念である。

また、従来の利益団体研究は、ロビイング活動と主な関心を向けてきたのに対して、市民社会組織の政治過程や政策過程への影響力の行使は、ロビイングより広範囲な活動が含まれたアドボカシー活動を対象とするようになってきている。ロビイングは、立法過程における影響を与える活動と厳密に定義されるのに対して、アドボカシーは、立法だけではなく、行政、司法にも及んでいる。さらに、これらのインサイド活動のみならず、デモや抗議などのアウトサイド活動、ないし調査研究や選挙活動への積極的な関与もアドボカシーのカバーする範囲内である³。アドボカシーはロビイングより定義が広い (Bass et al. 2014:255)。要するに、市民社会組織と利益団体はほぼ同義と考えられても、市民社会組織とそのアドボカシー活動に関する研究は、利益団体とそのロビイング活動に関する研究に比べて、より包括的である。これを踏まえ、本研究は、市民社会組織とその活動であるアドボカシーを研究対象におくのである。

アドボカシー活動を通じて、政治や政策の形成と決定へ影響を与える市民社会組織は、政治過程や政策過程において重要な役割を果たしている。国民の社会経済生活に根差しているとともに、そのあり方に大きな影響を及ぼしているからである。今日の政治は、政治過程や政策過程における市民社会組織の存在と行動を無視して理解することはできない。彼らはそれほどの政治的影響力を持っているからである。市民社会組織の政治活動に関する研究は政治学の理論的発展に貢献しうる分野でもあるし、それに視点を合わせることに

³ アドボカシーとロビイングに関しては、第1章の「アドボカシーの定義」と「政治社会構造におけるアドボカシーの位置づけ」を参照。

よって、政治システムの特徴を深く見ることもできるのである。利益団体を内包する市民社会組織は政治の実質であるという主張も理由のないことではない（村松ほか 1986:1; 伊藤ほか 2000:188）。政治過程や政策過程における重要なアクターである市民社会組織とその活動を通じて、制度による規制の在り方といった現実政治の実態を明かすことには学術上の意義が小さくないと考えられる。

3. 比較研究とその事例

国家が制度によって市民社会の配置と団体構造及び市民社会組織の行動に強く影響しているという論点は、世界の大きな研究動向に属するものである。例えば、アメリカ (Skocpol 1999)、イギリス (Hall 1999)、フランス (Levy 1999)、日本 (Tsujiyama 2003; Pekkanen 2003, 2004, 2006; Pharr 2003b)、イエメン (Carapico 1998)、ドイツ (Chessa 2004) に関して、優れた先行研究の存在を指摘することができる。これらは、それぞれ個々の国家を対象にした一国研究であり、国家と制度の規定要因に関する理論面における普遍性の向上という点では問題を抱えている。そこで、市民社会組織を対象とした比較研究を行ない、理論の普遍性を高める必要がある。

本論文では、日本、アメリカ、中国を比較事例として取り上げ、政治システムにおける市民社会の配置と団体構造、市民社会組織のアドボカシー活動に対する国家及び制度の規制の実態を探求し、理論の普遍性の向上を試みていく。アメリカが民主主義体制、中国が権威主義体制にそれぞれ分類される国家であり、双方の相違は明白であることは言うまでもない。しかし、同じ民主主義体制にあるアメリカと日本の間にも、制度的には、異なる点が存在する。そして、政治体制だけではなく、近代化、文化、経済、政治社会構造、市民社会など、多様な視点からみても、三カ国においてそれぞれ異なる点は少なくない。ここで、中国とアメリカは差異が極めて大きい、二つの国をまたぐ日本を事例に置くことで、制度による規制の類似性やその程度の違いなどの検証もできるのである。このように、三カ国はお互いに類似点が多少あるが、深く見れば、あらゆる面で異なっているのである。個々の事例における一国研究よりも、複数の異なる国家間の事例の比較研究を通して、そこに存在する共通の事象と共通性の要因を見出すことによって、理論の一般化へ貢献することができるのである。このような狙いに基づいて、日本、アメリカ、中国を比較事例とする。

しかし、市民社会組織のアドボカシー活動は広範にわたっており、場所、方法や戦略な

どはいずれも多様である。そこでは、特定のアドボカシー活動に注目して、深く分析する必要がなってくる。深く分析することによって、制度の内実や国ごとの規制の相違がより鮮明に浮かび上がってくるのである。

まず、アメリカでは、憲法に規定された三権分立の下で、立法府、行政府、司法府といった権力は分散しており、さらに選挙民への働きかけなど政治や政策へのアクセスと影響力行使のあり方も多様である。ただし、法の制定や予算の決定には、議会が決定的な役割を果たす。ほとんどの団体は議会へとロビイングするという調査結果もあり、議会公聴会⁴での発言と証言は団体の重要なアドボカシー活動であるといえる (Schlozman and Tierney 1986; Nownes and Freeman 1998; Walker 1991; Berry 1977; Heinz ほか 1993; Berry 1977)。これを踏まえて、アメリカの事例においては、議会公聴会を分析対象として設定する。

次に、日本では、市民社会組織の影響行使のルートとして、裁判所を通じてであったり、マスメディアを通じてであったりといったアウトサイド・ロビイングが目立つものの、やはり代表的なのは、政党もしくは行政を通じた、インサイド・ロビイングが重要である。というのは、一般的には、政治家・政党、そして官僚という二群のエリートたちによって政府が運営されているからである (村松 1994:192)。しかし、団体と行政の関係が、双方向的に結ばれており、その分布の広がりや政党に大きく差をつけていることも観察されており (森 2010:136-138)、市民社会組織は、働きかけの対象を主に行政や官僚へ向けていくものと考えられる。そして、日本政治を理解するうえで重要な存在である政治と社会のネットワーク形成において、審議会や私的諮問機関⁵が官民協調の形成に大きな役割を果たしているという指摘もなされている。(ジョンソン 1982:348-351, Johnson 1982:310-312; 沖本 1991:212-259, Okimoto 1989:144-176)。これを踏まえ、日本の事例においては、行政における諮問機関を対象として検討を行うこととする。

さらに、中国においては、規制が相当に厳しいため、市民社会組織による全体の政治や政策へのアクセスへの制約も相当なものである。そして、団体の政治システム上の位置によって、政治や政策への参加の程度と方法もそれぞれ差異が大きい。しかし、ある程度の社会からの利益表明や表出は統治に不可欠であり、その機能の発揮に党が期待しているという側面もないわけではない。そして、全体的に限定されているとはいえ、政治や政策へ

⁴ 議会公聴会については、第6章で詳しく検討する。

⁵ 審議会と私的諮問機関については、第5章で詳しく検討する。

アクセスするうえで座談会⁶の存在が浮上する。市民社会組織が座談会を多数利用しており、また、最も効果的であると認識しているという観察がなされている（黄 2014b:190）。これを手掛かりとして、中国の事例においては、座談会を事例分析の対象に設定する。

以上に述べた 3 つの事例は、いずれも市民社会組織からの政治過程や政策過程への影響力行使のアリーナに着目するものである。と同時に、政府側にとっては、彼らから情報を収集したり、意見聴取したりするアリーナでもある。その中では、専門性に裏付けられた討議、経済的利害の調整、政治・社会的統合、政策過程の公正性の確保、国民意見の政治・政策への反映といった機能が展開されるのである。

4. 本論文の構成

本論文では、日、米、中三カ国の市民社会組織のアドボカシー活動について、政治過程や政策過程への影響力行使のアリーナである諮問機関、議会公聴会、座談会に注目しながら、そのなかの市民社会組織、国家のさまざまな行動を JIGS データによる比較の視座に基づいて、分析することによって、国家や制度によって規定される市民社会及び市民社会組織のアドボカシー活動の動態を解明する。以下の通り、章構成を説明する。

第 1～3 章では、市民社会とアドボカシーを巡る議論、アドボカシー活動による市民社会組織参加の実態とアドボカシー活動参加への要因を分析する。

第 1 章では、市民社会をめぐる先行研究やアドボカシーをめぐる先行研究を概観しつつ、市民社会及び市民社会組織のアドボカシー活動に関する研究動向を整理する。市民社会に対する認識と市民社会組織に関する取り扱いの相違点、政治と社会構造におけるアドボカシーの位置づけ、アドボカシー研究の背景やこれまでに発見された難点を振り返り、本論文において必要となる視点を説明する。

第 2 章では、本論文の中核を構成する社会調査である JIGS 調査に関心を向ける。JIGS 調査では日、米、中三カ国とも、同種の調査手法によって、市民社会組織の定量的データが収集されている。これに基づいて、アドボカシー活動を行う団体の設立年、分類、政策関心、リソース、情報源、ほかのアクターとの関係といった団体を取りまく政治システムに内在する構造とアドボカシー活動の実態を定量的に比較することによって、三カ国の相違点や類似点としてどのようなものがありうるのか、探っていく。

第 3 章では、第 2 章の視点をさらに掘り下げて検討する。すなわち、三カ国のアドボカ

⁶ 座談会については、第 4 章で詳しく検討する。

シー活動参加への要因を探求するために、JIGS 調査データに基づいてカテゴリカル回帰分析を行うことによって、いくつかの組織上の要因を検証する。その上に、団体の設立年、団体分布と政策関心、団体のリソースなどといった団体構造と、団体の主な活動と政治社会機能、団体活動のレベルなどといったアドボカシー活動に対して制度が与える影響について接近することとする。

以上の検討を踏まえ、第 4～6 章では、三カ国の事例研究を行なう。中、日、米の三カ国において、政治や政策決定過程におけるアリーナとして、座談会、諮問機関、議会公聴会に注目し、そこに参加する団体の実態を検討することとする。

まず、第 4 章では、中国の事例として座談会を取り上げる。共産党の政策形成過程、政治協商過程、立法過程における座談会の位置づけを検討しながら、JIGS 調査や人民日報等の報道を定量的に分析し、座談会に参加する中国の団体の現状と実態を探る。

次に、第 5 章では、日本の事例として諮問機関を取り上げる。政治と社会のネットワーク及び政策過程における諮問機関の位置づけと機能を検討しながら、JIGS 調査データといくつかの公開資料に基づいて、そこに参加する日本団体の現状と実態を捉えることとする。

そして、第 6 章では、アメリカの事例として議会公聴会を取り上げる。特に、立法過程における議会公聴会の位置づけと機能、そして、議会公聴会への団体のアクセスと影響力を検討しながら、JIGS 調査データに基づいて、議会公聴会に参加するアメリカの団体の実像に迫ってゆく。

第1章 理論の検討

はじめに

市民社会の発展に伴い、市民社会組織の活動に関する研究は活発化してきた¹。市民社会組織の直接あるいは間接な政治過程や政策過程への働きかけは、いわゆる「アドボカシー」という言葉で表現されている。このような政治過程や政策過程へ向けた彼らの活動についての研究もまた、注目を浴びるようになりつつあるものの、いくつかの欠点が存在している。多くの政治学者は、利益集団の研究を長らく行ってきたが、その研究の多くには、市民社会組織の行なう利益表出や政策への働きかけといった彼らの行動について、利益集団の一つの例として捉えようとする視点が欠けているのである。他方、市民社会研究者らは、社会学から市民社会組織にアプローチするため、彼らの活動の実態に焦点を当てるあまり、政治学のアプローチである影響力関係や政治過程・政策過程への関与といった視点が射程に入らないままとなってしまう (Pekkanen and Smith 2014a:x)。

利益集団の一つである市民社会組織のアドボカシー活動への知見を深め、その本質をより適切に理解するには、まずもって、市民社会とアドボカシーに関する理解を深めることが必要となってくる。そして、三カ国を比較するために、三カ国における研究背景や分析の視点も提示しなければならない。

1. 市民社会とアドボカシーに関する議論

1.1 市民社会を巡る議論

市民社会という言葉は、およそ 20~30 年前は、「時代遅れで変なイメージ」のものであったという (Keane 2009:461)。そのイメージを変化させたのは、1980 年代末の東欧諸国の民主化、そして、西洋民主主義諸国における市民社会デモクラシーの活性化を求める風潮の高まりにある。そして、新しい市民社会論がクローズアップされるようになり、市民社会という言葉は蘇ったのである (Howard 2009:186)。そして、その市民社会論は理論という

¹ レスター・サラモンらは、各国の市民社会組織が 1980 年代後半から噴出することを発見し、「アソシエーション革命」と呼んでいた (Salamon 1994; Salamon and Anheir 1997, 1999)。辻中は、1989 年から 2000 年までの世界政治学会が編集している IPSA (International Political Science Abstracts) の CD-ROM に依拠してキーワードによる初歩的な内容分析した結果、市民社会 (civil society) が 1240 で、日常語化した用語である社会、集団、階級などよりは少ないが、利益団体、ロビー、圧力団体などより多く、一年平均で 100 論文以上がこの概念を含み、相当な広がりを見せている。(辻中 2002c:10)。

よりも、各国の地域研究やケーススタディの分野と密接に関連するようになっており、東欧、ラテンアメリカ研究や、アフリカ、アラブ、アジア各国、中国における地域研究、そこから改めてヨーロッパ、北米といった先進国への還流が進んでいったのである。（辻中 2002c:13）。

1.1.1 市民社会の概念、使い方と領域

市民社会（Civil Society）という概念はきわめて古くからある。古代ギリシャにおけるアリストテレスの「国的共同体」や、古代ローマにおけるキケロの「政治社会」の概念にまでさかのぼることができる。市民社会は、古代から今日まで諸種の異なる思想的伝統の中で培われてきたために、使用者によって定義が異なりやすく、一義的に定義するのは困難が伴っている（千葉 2000:445, 2002:115）²。市民社会の理解の方法もは思想家や研究者によってさまざまであり、市民社会の特定の側面が強調されるあまり、概念定義を統一させることがより一層困難になっているといえるであろう。しかし、千葉は、近代からの市民社会の概念史における「市場モデルの系譜」と「公的領域モデルの系譜」という二つの代表的な思想的系譜に沿った理解の必要性を指摘し、次のように総括している。前者は、スコットランド啓蒙からヘーゲルを経てマルクスに至って今日はウォルツァーまでと続く思想の潮流であり、市場を含む市民社会の広汎性と複数性が強調され、市民社会が経済社会を包摂して語られるものとなっており、市民社会の広汎な定義が提示される。一方、後者は、スコットランド啓蒙思想の影響は間接的であり、ペイン、トクヴィルから、近年は東欧革命の理論的支柱となった思想家たち、ハーバーマスらと続く潮流である。彼らにとって市民社会とは、人々の意見や判断や活動を基盤にして成立する公的領域を指すものであり、国家と経済市場から相対的に独立したものとして理解する。この二つの系譜の間の最大の相克は、「市場」をどのように捉えるのかという点の激しい対立である³（ibid. 445;

² 市民社会の概念について一義的な定義を与えることは困難であるという見方が常識的であると、千葉は指摘している。（千葉 2002:115）。他の政治学者も同じ見解を示している。例えば、市民社会とは多義的な言葉であり、誰もが納得する定義を提示することは難しいと辻中が指摘したり（辻中 2010:15）、政治的な用語の中でも、市民社会ほど多くの意味を持っている用語はほとんどないとフランク・シュウルツが指摘したりしている（フランク・J・シュウルツ 2002:26）。また、市民社会は民主主義と同様にきわめて抽象性が高い概念なので、論者によって違う意味と内容で使われることが多く、全ての人を納得させる定義があるわけではないという岩崎の指摘もある。（岩崎 2001:10）。

³ フランク・J・シュウルツは、「今日では、国家からだけではなく市場からも独立したものとして、市民社会を定義するのが一般的である」と指摘した（フランク・J・シュウルツ 2002:31）。

116-119)。

アジアの比較分析の立場から市民社会概念を整理した岩崎育夫は、政治的な市民社会論を「イギリス型」と「アメリカ型」に区別した。前者では、市民社会は社会と同義のものであり、国民が政治・経済・社会の領域でつくる、国家以外のすべての公的・私的な様々な組織・団体とその活動を指す。他方で、後者は、市民社会を限定的に捉え、社会の一部の人々が自発的に参加し、公的な目標を掲げて活動する団体の領域を指すと考えており、その場合、市民社会は社会の私的領域ではなく、公的領域に位置づけられる(岩崎 1998:9; 辻中 2002c:16)。

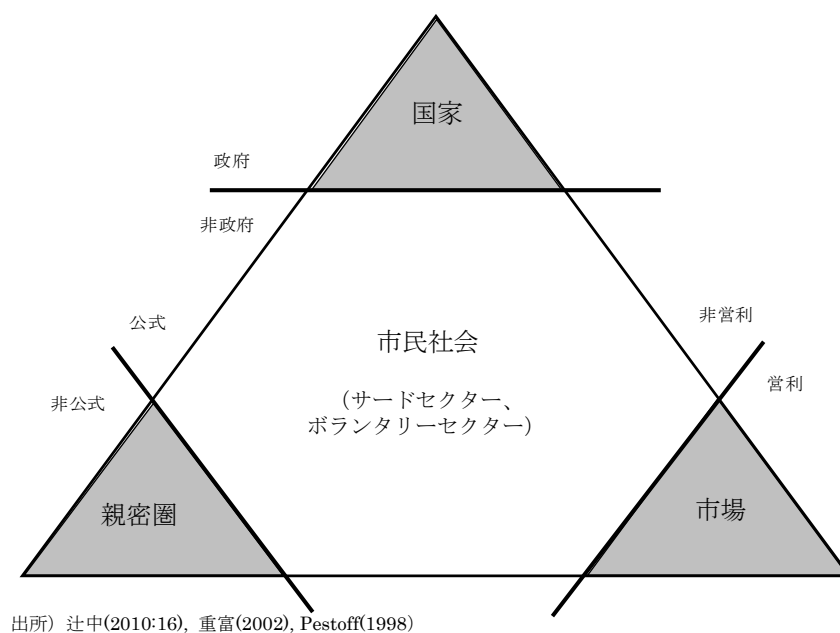
一方、アダム・セリグマンは、市民社会という言葉の使い方を、豊かな生活への展望という規範的な使い方、スローガンという政治的な使い方、そして、社会現象の記述・説明のための分析的な概念という社会学的な使い方、の3つに分類している⁴(Seligman 1992:201)。規範的な使い方がなされる時、市民社会とは、倫理学、道徳学、政治哲学の観点から望ましい社会の姿を論じようとする。例えば、上述したヘーゲル、マルクス、ウォルツァーなどがこの立場に位置づけられる。対して、政治的な使い方は主に実用本位であり、特定の政治目的を実現するための社会的あるいは政治的な戦略と行動様式として市民社会を用いようとする。例えば、18世紀末のペインや1980年代末の東欧民主化運動に見られたように、専制政治と独裁政治に反対する者たちの運動や、市民社会の廃止を目指す19世紀の社会主義者と20世紀の共産主義者、20世紀末の南ヨーロッパやラテンアメリカ、ポスト共産主義国家における権威主義政権の倒壊と求める者たち、と民主主義体制の立て直しに関して研究している研究者たち、最近で市場の力を解放することを正当化しようとする西側の新保守主義者、そして、政府機能の代行や国家支出の削減のための手段として市民社会アクターを称賛している政治家や官僚たちはこのような使い方をしている(Schwartz 2003:24, フランク・J・シュウルツ 2002:27)。そして、社会学的な使い方が、もともと分析的であり、主に経験・実験に基づく、経験的研究(命名、分類、観察、比較など)、情報による推測、学説と理論の選別といった手法を用いながら、市民社会の過去と

⁴ マイクル・エドワーズは、市民社会を、団体活動としての市民社会、善い社会としての市民社会、公共圏としての市民社会にそれぞれ分けて捉えた。善い社会としての市民社会は特定の価値や規範によって特徴付けられた一種の理想社会であり、セリグマンの規範的な使い方に相当し、政治的な使い方の根拠と目標と重なっている。団体活動としての市民社会と公共圏としての市民社会は、社会の一部の人々が自発的に参加し、公的目標のために活動する団体とその公的領域であって、セリグマンの社会学的な使い方に近いと考えることができる(マイクル・エドワーズ 2008; 李 2012:5)。

現在、その起源と発展のパターン、複雑な社会・政治的な現状と将来、といった射程の中で、国家—社会関係を解釈し、分析したうえで描き出そうとする（Keane 2009:462-463）。例えば、サラモンらの世界 NPO 比較研究、山本正らの「ガバナンスとシビル・ソサイエティ」国際プロジェクト、辻中豊らの JIGS 国際調査と国際比較研究などが、この使い方の範疇に含まれる。

市民社会に関する様々な作法のなかで、西洋諸国の研究者の多くが引きつけられているのは、社会的アクターが市場利益を追求するわけでもなく、国家権力を追求するわけでもなく、家族と国家の間にある領域として位置づけられる市民社会概念である⁵(Schwartz 2003:23, フランク・J・シュウルツ 2002:26)。この定義を視覚化すると、図 1-1 のようになる。

図 1-1 市民社会の位置づけ



現代社会は、国家、市場（営利企業）、親密圏（家族など）と市民社会の4つのセクターに分別することができるのである。市民社会は政府ではなく、市場（営利企業）でもなく、

⁵ ファーは、「今日大勢の研究者たちが同意を得ている市民社会は、国家、市場、家族の外側で形成された集団による、持続的で組織された社会活動によって成り立っている」と述べている(Pharr 2003a:xiii)。辻中は「市民社会とは、国家、市場、共同体と相関しつつ現象する、多様な非政府の社会組織による公共的な機能、および機能の場（空間）と定義できる」とした(辻中 2002c:18)。

家族などの親密圏でもない中間的な領域に属している。しかし、この領域は他の 3 つのセクターの領域を否定する形で自らの境界線を描いており、線引き自体は必ずしも明瞭なものではない⁶。そして、この領域は、政府、市場、家族と相互に牽制しつつも、相互に支援し合うというバランスの問題がクローズアップされることになる⁷。

1.1.2 市民社会組織と NGO、NPO、利益集団、利益団体

現代社会は、上述する各領域に無数の組織が存在する。市民社会の領域は非政府的であり、非営利的であり、公的な性格を持つ組織によって構成される。市民社会領域と他の 3 つのセクターの領域の接触面を見ればわかるように、政府との接触面では NGO (Non-Governmental Organization、非政府組織) が、市場 (営利企業) との接触面では NPO (Nonprofit Organization、非営利組織) が、家族などの親密圏との接触面では NIO (Non-intimate Organization、非私的組織) が、それぞれ位置づけられるのであり、市民社会の領域は、組織の性質によっても規定される。さらに、この領域を満たす様々な市民社会組織は、国家から自律的であり、自己組織的であり、自発的であり、民主的に組織化されており、なおかつ寛容で公共心に富むことが求められる。具体的に定義すると、辻中の指摘による「社会集団が、単なる私的利益や私的関係ではなく、公共性を何らかの形で意識し自らを組織したとき、市民社会組織と考えてよいだろう」(辻中 2002a:21-22) という発想が適切となる。

NGO は、言葉どおりには非政府組織である。この場合、簡明で多義性の少ない言葉として理解されがちであるが、実際には概念としての揺らぎが存在する。象徴的なのは、NGO が広く用いられると同時に、非営利組織(NPO)やボランティア組織、市民社会組織といった異なる言葉が NGO という言葉と重なり合って使用されている点である。実際のところ、このような相違は学問的立脚点を持つものではなく、言葉の使われる国家の文化と歴史の違いによって生じている。例えば、Non-profit organization (NPO) は、アメリカでよく使われる言葉である。アメリカでは、内国歳入法 (IRC) によって、非商業的、非営利的、公共の目的で活動している市民団体であると確認されれば、政府から税の免除を獲得すること

⁶ The London School of Economics Centre for Civil Society は、市民社会を定義するとき、この 4 つのセクターの境界線が複雑で、不明瞭で、競合しつつあると指摘した (Irish 2009:166)。

⁷ 辻中は、国家・制度次元、社会・資源次元の二次元の相関と、国家関連領域、企業関連領域そして伝統的共同体との空間の占拠ダイナミズムとして、市民社会組織の機能と存立の領域をモデル化している (辻中 2002b:223)。

ができる。そして、免除規定のランクに基づいて、市民団体は内国歳入法の下で分類される。このような背景が **Non-profit organization** という言葉をアメリカにもたらしたのである。反面、イギリスでは、チャリティー法とキリスト教の価値観を背景とするボランティア活動の長い歴史があり、ボランティア組織あるいはチャリティー組織といった言葉が一般化している。元来、NGO は、第二次世界大戦後、国際連合が組織された際に、国連の活動に諮問的な地位が与えられた特殊な国際組織を指す言葉であった。そのため、主に国際社会や発展途上国支援の場面で多用される傾向がある (Lewis 2009:1057)。辻中の比較によると、市民社会組織は主に途上国や移行国の政治発展や体制移行などがみられる場合に出現しやすく、比較政治的な用語として理解する必要性があるという。一方、NGO は、国連に影響を受けており、国際関係やトランスナショナルな関係を論じる際に登場する非政府・非営利の国内および国際的な社会組織一般をさす用語であるというのである (辻中 2002c:13)。

現代政治学において、現実政治を明らかにするために、市民社会組織を含む利益集団の活動を中心的な分析対象とする政治過程論が存在する。「集団」の利益は現実政治に基礎づけられるものであり、したがって、利益集団が政治研究の基本となるのは必然的である。利益集団を定義すれば、政治に関心を持った国家と社会に存在する全ての集団のことを指すことになるが、市民社会組織と利益団体は、組織された利益集団の一部として理解できる。実際の分析に当たっては、市民社会組織と利益団体はほぼ同義的な存在と捉えても差し支えない。社会過程での存在形態である市民社会組織が政治過程と政策過程に参入すれば、それは利益団体として観念されることになる。政治や政策関心を有しており、それに基礎づけられた行動を示す市民社会組織が存在するならば、それはすなわち利益団体である (辻中 2002a:24-26)。

1.1.3 市民社会を巡る三カ国の違い

アメリカは、その特異な歴史によって、国家成立以前から、社会発展の萌芽が見られた。アメリカ独立革命 (1775~1783 年) 前から各々な自発的結社のアソシエーションが生えて、社会を満たしていった。この結社精神と活発さを敏感に捉えたのがトックビルである。彼は、アメリカの社会を次のように語った。「新しい事業を建てる時は、フランスでは政府、イギリスではある貴族が表に立つのに対して、アメリカでは、必ずあるアソシエーションの姿が見えてくる」 (de Tocqueville, 1835[1945]: 114) というのである。アメリカは長く、

アソシエーション生活の経験と非営利活動の存在のいわばモデル的存在となった。

しかし、アメリカで市民社会への関心が高まったのは、実は、1990年代に入って以降である。建国以来の民主主義意識の伝統の下で、国民は何らかの形で様々な団体に参加し、活動を通して民主主義を機能させ、支えてきたという神話が存在する (Milofsky 2009:315)。しかし、1970年代になると社会団体への国民の参加率は低下し、個人の原子化の傾向が強まってきたため、一部の研究者の間では市民社会、民主主義の危機が指摘されるようになり⁸、結果的に、その超克のために市民社会が注目されるようになったのである (岩崎 2001:11)。

一方、日本でも、市民社会、NGO、NPOといった言葉は概ね1990年代以降に広がっていった言葉である。特に、阪神・淡路大震災 (1995年) の後に盛んに、マスメディアに取り上げられるようになった (辻中 2002a:31)。しかし、市民社会といった言葉が輸入される以前から、市民社会的な組織は存在していたことが分かっている。明治維新の後、アソシエーションが素早く登場したことあれば、自由民権運動と立憲政府の発足以来、大量の農業、貿易、ビジネス、工業団体が急速に組織化されたこともある。また、大正一昭和デモクラシーの時期、労働組合の組織化と社会運動の高まりが一時的にはあるが見受けられた。

そして、なんといっても、第二次世界大戦の後の平和憲法、戦後改革による多くの立法と団体の再建、そして市民社会の再生の影響が大きい。経済高度成長を経験した1960年代と1970年代を通して、戦後の市民社会の流れは継続し、現在にまで及んでいる (Tsujinaka 2009:252)。とはいえ、日本の市民社会の性質については、多くの論争がみられている。例えば、サラモンは、日本の市民社会を西洋の先進国と非西洋途上国の中間に位置づけ、相対的な弱さと未発達さを指摘した (Salamon et al. 2004)。対してフクヤマは、ソーシャル・キャピタルの程度から見て、日本の市民社会は相当に豊かであるという見解を示している (Fukuyama 1995)。他にも、日本の市民社会はソーシャル・キャピタルの面では豊富なものの、政策提言やアドボカシーの面では脆弱であると論じた研究者も存在する (Pekkanen 2003, 2006; Schwartz and Pharr 2003)。日本では、市民社会という言葉には複雑な文脈があり、長い論争を経て、独特の意味が付与されてきたことにも目を向ける必要がある。特に重要なのは、市民と市民社会という言葉が、都市部の市民参加を含意するものであった点である。都市部を拠点にした野党勢力とのつながりが強固であったため、

⁸ Skocpol と Putnam がこの危機について詳しく論じた (Skocpol 2003; Putnam 2001)。

与党勢力のリーダーや支持者集団にとって、その言葉の使用には抵抗感が見受けられるものだったのである (Tsujinaka 2009:253)。また、市民や市民社会の概念は、多くの学者や市民運動家が意図して日本の知的風土に導入したという側面もあり、いわば「革新サイド」から発した論争的な概念として位置づけられてもいた。1998年のNPO法案の立法過程においても同様の論争が繰り返され、現在においてもなお、政党間、政党内のイデオロギー用語とみなされる場合がある⁹ (辻中 2002c:15)。

また、付言する必要があるのは、日本における「NPO」が、アメリカとは異なった特有な意味合いを持っていることである。NPOは特に1995年の阪神・淡路大震災における被災者支援のボランティア活動、およびNPO法制定を契機として、知られるようになったのであり、市民団体とは異なって、いわば新興の団体として出現したのである (辻中 2012a:3)。

さらに、中国に目と転じてみよう。中国は、日本と同じように、市民社会に関する複雑な文脈がある¹⁰。共産党政権が樹立 (1949年) される前で、王朝時代に形づくられたある程度の自治的な社会空間、いわゆる「民間社会」が存在していた¹¹。しかし、ほとんどの中国人にとって、市民社会は馴染みのない舶来品であるといえる (Chan 2009:242)。1949年の「新中国」建国直後、「社会主義改造」のスローガンの下で、民間結社に対する整理・整頓運動が展開され、登記管理制度が強化されていった。その結果、政府から独立した「民間組織」は姿を消し、国家と社会の一体化が進んだ。党・政府は「単位制度」と「人民公社」を通じて末端社会まで浸透を図った (黄 2014a:92)。しかし、1980年代に始まった改革開放以降、国家が市場と社会の領域から徐々に後退し、「民間組織」が爆発的に増加し、市民社会が成長するようになっていったのである。

そして、「Civil Society」を巡って、様々な論争が生じた。イデオロギー的理解によって、「資産階級社会」と翻訳し、批判の標的にさらされたこともある。また、1990年代に市民社会として翻訳し、国家の積極的な関与を含めて近代的な社会モデル構築を試みる動きも

⁹ 辻中はさらに、「日本の学界、知的風土において、市民、市民社会は独特な形で受容され、これらの概念への正負の価値付与、つまり言葉そのものへの好き嫌いを含めた思い入れが極めて強い。おそらく60年代に発する、この日本的な言葉を巡る長い論争は日本のいわゆる近代化、政治・社会発展の歩みと密接に関連するものであり、それ自体、興味深い分析テーマである」と指摘した (辻中 2002c:9)。

¹⁰ 日本と中国を含むアジア諸国における市民社会という概念の日常レベル、学術レベルの使用のあり方がそれぞれ異なっており、その発祥地である欧州との差がみられると Alagappa は指摘した (Alagappa 2004:x-xi)。

¹¹ 中国では、少なくとも、清朝から、中華民国を経て、現在に至るまで、国家でもなく、社会でもない、国家と社会両方から影響を受ける「第三の領域」が社会—政治生活の中に存在していると黄宗智は事例を出して、証明した (黄 2002:429-430)。

あった¹²。しかし、中国における「市民社会」という言葉は、資本家階級とのつながりが強いという認識が広がっており、ネガティブな印象を持たれている。そのため、「公民社会」の方が気軽に使われてきたという経緯がある¹³。そして、市民社会組織という言葉もあまり使われない。その代わりに、NGO、NPO、社会団体、民間組織、社会組織、公益組織といった言葉がよく使われる。もちろん、その言葉の使い方によってニュアンスが異なる。日本が「ボランティア元年」であった1995年、中国でも北京世界女性会議の開催が画期となり、「NGO」が広く知られるようになったのである。しかし、政府の公式的な表現では、政府は「NGO」の概念を受け入れられがたいように見受けられた。そして、代替的に「民間組織」という言葉が政府関係者の間で使われるようになった。2005年前後になると、共産党が新たに「社会建設」推進の指針を示し、「社会組織」という言葉が「民間組織」に取って代わるようになった。しかし、多くの市民社会組織には「社会組織」への抵抗感がみられ、その代わりに、彼らが「公益組織」を使い始めた。なお、「社会団体」は1990年代の研究者たちの用語であり、その時点で登録されていた調査可能な中国の市民社会組織の分類の一種である。「NPO」は、海外の非営利組織に関する経験的な研究の影響を受けている研究者の間の用語であるとされる（李 2012:58-63）。

1.1.4 市民社会を調査、比較するための視点

三カ国の市民社会を比較するにあたっては、まず、技術上に答えなければならない問題が存在する。つまり、非民主主義的な政治体制、そして非西洋の国家において、市民社会は存在するものであるか、という問いである。この問いへの答えは、市民社会の定義の仕方によって変わってくる。西洋における市民社会の研究の文脈を見ると、主に、その定義は大きく3つの見方があるといえるだろう。もっとも狭義の見方によると、市民社会は、西洋の理論的伝統と実践の歴史から生まれた西洋固有の概念であり、市民社会は西洋社会

¹² Civil Society の翻訳については主に4つあると景躍進が指摘した。「民間社会」は主に台湾学界の翻訳で、社会対抗国家という含意が含まれる。一方、「文明社会」は自然状態の反面であり、「公民社会」は公民の民主的参与の政治機能が強調されており、そして、「市民社会」の方が的確である（景 2004:14）。異なる翻訳は市民社会概念の複雑さを示していると同時に、その言葉の使用者の特定の意図も反映されている。

¹³ 現在、中国の学界は「市民社会」と「公民社会」の両方存在している。市民社会は主にヘーゲル、マルクスなどの理論を背景とした西洋の歴史的な概念、あるいは、20世紀末から盛んになってきた西側の市民社会理論の学術用語として使用されている。一方、公民社会は、中国の特色を強調し、政治コミュニティーのメンバーとしての公民の社会の現実と理想のタイプとして使用されている。

にしか存在しない、というものである。この場合、日本や中国のように非西洋の国家群では、市民社会は存在しえないことになる。やや範囲を広げて、中間的な見方によると、市民社会は西洋の国に限らず、民主主義的な政治制度のある国には存在するという。すると、民主主義体制の日本では存在しうるのに対して、非民主主義体制である中国には存在しえなくなる。さらに、もっとも広義の見方もある。そこでは、あらゆる国家には、社会組織とその活動が存在しており、その存在こそ、ある程度の市民社会の存在証明となりうる、というものである (Howard 2009:191)。

本論文は、上述の見方でいえば、最も広義の立場に立脚する。洋の東西を問わず、民主主義・非民主主義を問わずとも、社会問題というものはいかなる国家においても普遍的に存在する。社会問題の存在するところ、問題に対する解決需要の存在するところには、それに取り組もうとする人たちも必ず存在する。市民社会は西洋の国々の独占物でもなければ、民主主義体制の独占物でもない。そのような伝統を持たない国家であっても、例えば社会主義を標榜する国においても、社会問題が存在し、その社会を国家がすべてコントロールすることは物理的には不可能である以上、市民社会が現実に存在可能であるはずであり、存在しているに違いないのである (李 2012:3)。

では、どのように比較を行なうか。市民社会を対象として社会調査を行う場合、市民社会組織そのものであったり、組織のメンバーに焦点を当てたりしながら、経験的なアプローチを採用するケースが多い。しかし、調査の単位を組織とするか個人とするかによって、研究の構成も異なってくるものである。これまで、多くの研究者たちが異なる国の市民社会組織について、広汎なデータ収集に心血を注いだ。それは、主に市民社会組織の分布、予算、財源、メンバーの数、スタッフの数、ボランティアの数といったいくつかの定量的情報を整理、分類したうえで、国ごとに比較するというものである。(Salamon and Anheier 1996, 1997, 1999; Salamon and Sokolowski 2003, 2004)。しかし、このような方法は、分類が標準化されていないなど、研究ごとにばらつきが存在せざるを得ない。加えて、データ収集があまり計画化されていなかったり、非体系的であったりといった難点もあり、情報の代表性と信憑性に疑問符が生じないわけではないことも事実である。

また、異なるアプローチとしては、組織ではなく個人に焦点を当て、回答者個人の組織の所属状況や組織での参加などを通して、個人としての組織への参加の度合いを計ったうえで、市民社会を描写することである。市民社会が民主主義の重要な特徴とみなされるのは、組織を構成する個人の参加に基づくものにほかならないという考え方が、このような調査

を基礎づけている。このような調査の典型例が、「The World Values Survey」と「the European Social Survey」と「the US Citizenship, Involvement, Democracy Survey」である (Howard 2009:190)。

しかし、このような調査も欠点は存在する。個人を焦点に当てるあまり、政治過程や政策過程における組織全体の行動が視点として排除されてしまうからである。このような視点の欠如を補完するものとして、辻中豊のリードする JIGS 調査の重要性は高い。JIGS 調査は組織、組織内部の個人、それぞれの行動様式に力点を置いている。複数の調査対象国において、概ね同様のサンプリング方法に基づいたサーベイを実施しており、異なる言語を用いながらも、質問票の構成と質問項目の相違をできる限り抑制しているため、データの代表性が高く、比較も容易である。JIGS 調査は 10 数の国を調査し、本論文の採用する日本、アメリカ、中国の三カ国は、およそ 10 年の間隔を置いて、それぞれ 2 度の調査が実施されている。同じ対象国を長い年月を通して観察することによって、政治社会や市民社会のわずかな変動も追跡が可能となった。そして、政治分析の視点から、他組織との関係、他の政治アクターとの関係、利益団体的なアドボカシー活動やロビイング活動への実態追跡が試みられている。また、組織内部の管理方式と組織における個人活動といった点にも設問が設定されている。これらによって、市民社会研究、そして市民社会研究における国際比較の実現性は、一段と高まることとなったのである。

1.2 アドボカシーを巡る議論

市民社会研究者は、社会サービスや公共サービスの供給が市民社会組織の重要な機能であると捉えがちであった。他方、政治学においては、ソーシャル・キャピタルの醸成、政治経済的自治、政治過程や政策過程への直接あるいは間接の影響力行使に代表されるアドボカシーといった、市民社会組織の政治機能が研究者の関心を集めてきた (Salamon 2012:12, 辻中ほか 2009:21, 辻中ほか 2014:120, Hager 2009:1096)。政治過程や政策過程において、政治や政策関心を持つ市民社会組織、つまり利益団体が政治の実質であるという主張もなされている (村松ほか 1986:1; 伊藤ほか 2000:188)。しかし、市民社会組織アドボカシー機能の内実や、政治過程と政策過程におけるアドボカシーの政治的位置付けといった点は、依然として解明は不十分であり、一層の蓄積が求められる。

1.2.1 アドボカシーの定義

そもそもアドボカシーとは何だろうか。「advocacy」という言葉は、ラテン語の「ad vocare」に由来し、「話しかける」とか「言いかける」という意味を持っており、「ある特別な立場をもって議論する」という含意がある。かつては、司法審理において、法律の専門家が弁論するということを指すものであった。しかし、近年、市民が特定のイシューを巡って、特定の政治的位置から言明を行なったり討論を行なったり、という意味合いへと接近するようになった (Clark 2009:13)。

とはいえ、アドボカシーに関しては、普遍的な定義が定着しているとは言い難い状況が続いている。例えば、アドボカシーは、ある主張に対する弁論や抗弁、ある政治的位置に対する支持や推薦、立法府の議員に対するロビイングなどの行動を指すという定義がある (Hopkins 1992:32)。他にも、法廷での主張や政府プログラムに対する監視活動や管理のルール形成への働きかけ、はたまた、自組織内部の活性化や政策研究活動といった文脈が付与される場合も出てきている (Reid 1998:297-300)。そして、草の根ロビイングや世論への働きかけ、コミュニティーの参加や政治参加を促すための周知の努力といった内容も含まれつつあるという (Boris and Mosher-Williams 1998)。他方、利益集団研究からアドボカシーを定義すると、「直接あるいは間接に公共政策に影響を与える試み」という見解も存在している¹⁴ (Pekkanen and Smith 2014b:3)。さらには、アドボカシーを「集合的な利益を代表して、あらゆる制度上のエリートの決定に影響を及ぼすすべての試み」と定義付けるものもある¹⁵ (Jenkins 1987:297)。この広い意味での定義において、市民社会組織によるアドボカシーの対象となるのは、統治エリートのみならず、非政府のリーダーでもある。つまり、公共に関心を向ける民間企業などの非政府の組織もまたアドボカシーの対象になりうるということである。汚染物質を排出する企業へ働きかける環境団体や、職場環境の改善を目指して動く人権団体はその好例であろう。

視点を変えて、アドボカシーとロビイングの関係はどうか。一般的には、両者は同義語と認知されているとあってよい。現実には、アメリカでは、内国歳入庁によって、ローカルレベル、州レベル、連邦レベルの立法過程に影響を与える活動がロビイングとして厳密に定義されている。したがって、行政過程に影響を与える戦略や取り組みをロビイングとは呼ばないのである。アドボカシー活動は必ずしもロビイングではないが、ロビイングは常にアドボカシー活動でもある。つまり、アドボカシーはロビイングよりはるかに広範囲

¹⁴ Boris と Maronick は同じ見解を示した (Boris and Maronick 2012:397)。

¹⁵ Clark は同調の定義をつけた (Clark 2009:13)。

にわたる活動なのである (Bass et al. 2014:255)。例えば、市民社会組織のスタッフは立法者を直接説得するという意味でのロビイング活動を行うこともあれば、政策を実施する官僚に対して圧力をかけることもある。また、司法審理において証言することもある。公聴会や公の場において発言したり、集会やデモを企画実施したり、大衆への啓蒙活動やメディアを通じた世論への働きかけを行ったり、さらには選挙運動を行ったり、というように、数多くの局面を活用して、様々な戦略を組み合わせながら政治過程や政策過程へと影響を与えようとするのである。

1.2.2 政治と社会構造におけるアドボカシーの位置付け

上述の通り、アドボカシー活動は広範にわたっている。これらの活動への理解を深めるためには、政治と社会の構造に照らしてみる必要がある。辻中は、政治と社会の構造に政治システムの機能と情報の流れを付け加え、社会過程と政治過程と政策決定過程に分け、3層構造のシステムとして捉えている (2002a:19)。そして、市民社会組織のアドボカシー研究は、社会や政治、政策の変化を目指すという側面への注目という意味で利益集団研究や社会運動研究と重なっており、(Andrews and Edwards 2004:479)、アドボカシーを理解しようとするとき、利益集団研究や社会運動研究との関連性についても検討する必要がある。

このような認識のもと、利益集団研究と社会運動研究との関係を視野に入れたうえで、アドボカシー活動を検討してみよう。アドボカシーに関する研究では、アドボカシーを、以下のようなサイクルとして捉えている (Bass et al. 2014:256)。

- (a) 世論、政策の経験的な分析といった調査研究
- (b) 調査研究による政策の選択
- (c) 大衆への啓蒙活動、公聴会や公のフォーラムでの発言、メディアなどによる世論への影響、デモ行進、抗議、大衆集会、ボイコット、嘆願などによるキャンペーンなど
- (d) ロビイングを中心とする立法段階での働きかけ、行政の政策実施に対する働きかけ、ないし政策実施に対するモニタリング、司法による訴訟、法廷での証言など
- (e) 選挙における投票への呼びかけ、積極的関与など

市民社会組織が公共性を認識し、組織的に公共サービスを提供する活動は社会過程に属するとみられる。他方、政治や政策に関心を抱き、その関心に即して行動しようとする段階は政治過程に参入したものとして理解してよい。そして、実際の法案、規則、審議、予算編成など政策決定に関与する段階は政策決定過程に入ったものとして理解することが妥

当である。

上述の(a)、(b)、(c)の活動は、いずれも社会運動を組織化しようとする意図が強く、政治過程として捉えると、アウトサイド戦略、草の根ロビイングと表現されることになる。反面、(d)、(e)の活動は政策決定過程における利益集団の特徴が目立ち、インサイド戦略、直接ロビイング、選挙ロビイングというように表現される。市民社会組織のアドボカシー活動は、個別の問題と状況に合わせて、それぞれの過程に向けて臨機応変に生じることが多いようである。そして、すべての種類のアドボカシー活動を実施組織は存在しないだろう。むしろ、特定の組織が特定の方法でアドボカシー活動を行なう傾向が見られるというのが実際であろう (Bass et al. 2014:257)。

1.2.3 三カ国におけるアドボカシーに関する研究の経緯

ベントレーやトルーマンが打ち出した集団理論は、利益集団の指導者を含む政治エリートが政治過程の実質的な参加者であるとみなすものであった。その後、行動主義革命以降の経験的アプローチの隆盛のなかで、政治過程論は権力、政策決定、役割、集団、組織、制度、文化、システムなどの概念を作り出し、政治分析を発展させていった。政治過程を説明するものは利益団体だけにとどまらず、政治家、政党、官僚、市民といったアクターにもよることとなったのである。その中で、利益団体研究は、様々な理論、分析のアプローチ、手法を取り入れて、利益団体とほかのアクターの間関係、政治過程や政策過程の中における特有の影響力、政治システムにおける位置づけを探求するものが活性化していった。利益団体は、現実政治において重要な役割を果たしており、国民の生活に根差すものであるとともに、生活様式に大きな影響を及ぼすものであるからである。利益団体研究は様々な政治学の理論的発展に貢献する分野であるから、利益団体に視点を合わせることで、政治システムの特徴を深く見ることができる。利益団体は政治の実質であるという主張すらある。(村松ほか 1986:1; 伊藤ほか 2000)。

では、三カ国の先行研究の状況を改めて以下に整理することとしよう。

第1に、アメリカでは、1970年代以降、公共利益団体(public interest groups)が利益集団の対象に加えられていった。環境団体、女性運動、市民権団体といった特定の価値規範に根差した公共利益を目指す団体の活動は、かつて社会運動研究のフィールドとされていたものである(Yishai 2009:871)。しかし、市民社会研究が盛んになり、市民社会組織自体が政治や政策に積極的に働きかけるようになると、市民団体と地域自治組織を含むあらゆる

る市民社会組織の利益集団的特徴を研究対象に含めることとなったのである。その際、ロビイング活動そのものよりも、市民社会組織の活動を、ロビイングを含む広範なアドボカシー活動として捉えなおしたうえで研究が展開されていった (Bass et al. 2007; Berry and Arons 2003; Jenkins 2006; Child and Grønbjerg 2007; Mosley 2010)。そこ結果、アドボカシーを実行する市民社会組織の類型や活動要因、アドボカシー活動の場所などが実証されている。ただし、アドボカシーの理論的実質の究明は、依然として発展途上であると言わざるを得ない。

第 2 に、日本では、第二次世界大戦後の多様な集団の噴出とともに、政治のあり方も変化を続けてきた。政治現象を利益集団政治のアプローチから理解するために、多くの政治学者が利益集団研究を行ってきたという経緯がある。1950 年代、1960 年代に数多くの優れた研究が発表され、1970 年代と 1980 年代には、特に『現代日本の政治権力経済権力』(大嶽 1979)、『戦後日本の官僚制』(村松 1981)、『戦後日本の圧力団体』(村松、伊藤、辻中 1986)と『利益集団』(辻中 1988) が利益集団研究を牽引するものとなった。2000 年代にはいると、『現代日本の市民社会・利益団体』(辻中編 2002) や『現代社会集団の政治機能』(辻中ほか 2010) が、市民社会組織に関する研究と利益集団研究を統合する意欲的な研究として位置づけられる。とはいえ、依然として、アドボカシー概念の本質に関する検討やそうした概念的検討を包含した総括的な検討は、不十分なままである。

第 3 に、中国では、1949 年の「新中国」の建国から 1970 年代末までの間、事実上独立した民間組織が禁止もしくは党一国家の上意下達的な体制へ吸収されたため、市民社会はほぼ消滅した (Chan 2009:242; 黄 2014a:92)。しかし、改革開放が始まると、経済と社会における党一国家は徐々に後退し、ビジネス、業界、科学研究分野の団体をはじめとして様々な団体が設立されるようになり、団体は発展していった。今なお、団体の登録と活動は厳しい管理と監視の下におかれてはいるものの、依然と比較して、政府からの一定の自由と、政治や政策への一定の影響力を確保するに至った。このような市民社会組織の影響力行使は「公民参与」の一つのルートとして捉えられている。例えば、唱導、提唱、政策提言などといった概念が生み出され、日米のアドボカシー研究の枠組みとの接合の努力がなされている (賈 2008)。ただし、中国におけるこの分野の研究の大半は定性的なケーススタディであり、また、特定の分野の団体に集中する傾向があることも指摘されている (李 2012; Zhan and Tang 2013)。

1.2.4 アドボカシー研究の難しさ

アドボカシー研究には4つの難点を抱えている。ここではそれらを指摘することとする。

第1に、指摘しなければならないのは、アドボカシーをどのように測るのか、という点である。上述のように、アドボカシーの射程は広い。そのため、調査の方法に困難が伴うのである。たとえ、アドボカシーの一つの側面に焦点を当てたとしても、調査の質にはばらつきが大きい。例えば、地元メディアの編集長にメールをする場合、慌ただしく一言を書いた例と何時間および何日間にわたって、じっくり考えた上で書いた例は桁違いの努力がみられる。こういう後ろに隠れている努力は方式の決まっている調査にはあまり反映されない。アドボカシー活動の対象と行なう場所が多様であることは調査に困難を導いたのである。政治家や官僚を対象とするだけではなく、地域の有力者や民間企業のトップ、メディアの有力者もアドボカシーの対象になる。議会や政府官庁や司法機関が活動の場となるのが一般的だが、抗議運動などであれば繁華街や公共施設でもありうる。極端に言えば、個人の私邸でさえ活動の場になりうる（組織のメンバーたちがパソコンの前でメールを書いて圧力をかける場合）。活動のレベルも地方自治体、都道府県レベル、中央レベル、国際レベルなどに分かれる。

第2には、アドボカシーの成否を判定するにあたって、因果関係の特定が困難であることである。例えば、政策が著しい変化を起こしたとしても、アドボカシーによって変化が起きたのか、それとも、政策決定者の選択によるものなのかを、客観的に特定することが難しい。実際のところ、アドボカシーには、実行者と対象者の両方ともに、その行動自体を自分たちにとって都合よく解釈しようとする所与のインセンティブが内包されている。アドボカシーの実行者は、実際の成否にかかわらず、アドボカシーの成功を誇張しがちであり、それによって自らの影響力の強さを社会にアピールする。反対に、アドボカシーの対象者、例えば政治家であっても、実際の成否に関わりなく、支持してくれるかもしれない有権者に期待を振りまく意味で、政策の変化が自らの努力によるものであったことを有権者に強調しがちである。

第3に挙げられるのは、アドボカシーの代替性である。市民社会組織が直接にアドボカシー活動を行うのか、それとも、誰か代理の存在に委任するのか（間接的アドボカシー）といった点によっても、追跡するのは難しくなる。例えば、アメリカの場合、内国歳入法（IRC）によるロビイング活動が制限されている501(c)(3)団体¹⁶は、その制限のない平行の

¹⁶ 米国において、内国歳入法典第501条C項3号の規定に基づき、連邦法人所得税免税や

501(c)(4)団体¹⁷を別途結成して、後者にロビイングを行わせる事例が見受けられる。また、大規模組織の支部は同一組織の他の支部や全国本部に依頼して、ロビイング活動を間接的に実施することもできる。さらに、ロビイングを活動の中心とする団体の援助を求めて、標的を狙うこともある。市民社会組織が、このような一連の代替物にアドボカシーの仲介役になってもらったり、組織と連携したりという選択が加わると、アドボカシーの複雑さは顕著である。(Pekkanen and Smith 2014b:1-2)。

第 4 に、アドボカシー活動に対する市民社会組織自らの認識も研究を阻む要因の一つである。Berry によると、彼らは「アドボカシー」は多少肯定的な認識を持つ傾向があるが、「ロビイング」という言葉にかなり否定的な認識を持っていることが見受けられる (Berry 2003)。また、市民社会組織の活動を委縮させる効果を持つのは法規制も無視しえない。仮に、団体がアドボカシー活動を行っており、その中でロビイングを展開していたとしても、それがあたかも存在しないものであるかのような振る舞いを見せることがある。このような点は、研究者が市民社会組織のアドボカシーを探求することを難しくさせる。

2. 本論文の視点

ここまで検討してきた先行研究の状況を踏まえて、本論文において市民社会組織を検討するうえで、適切な視座とは何であろうか。ここでは、政治システム論、新制度論、及び利益代表メカニズムと国家—社会関係の 3 つの視点を検討することとしたい。

あらゆる国家は、政治システムとして捉えるものの、同時に、システム内部の構造と機能の仕方が異なることはいうまでもない。そこで、シュミッターは、政治システムのインプット、アウトプットの仕組みと機能に注目して、社会に遍在する多様な利益を集約し代表するメカニズムを整理して、国家—社会関係を多元主義、コーポラティズム、一元主義といったモデルに類型化した (シュミッター 1984:34-40)。政治システムは、様々な政治

寄付税制上の優遇措置などの対象となる免税(Exempted)非営利公益法人。法制上、公益法人としての固有の法人類型が存在しない米国においては、日本のような公益性認定や監督規制のための特別な第三者機関ではなく、内国歳入庁が税法上の規定に基づき、免税資格の認定付与ならびに監督規制を行う。実質的には、日本の公益法人や英国の登録チャリティーに相当する。(公益法人協会『公益法人関連用語集』

<http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/yougo/2009/04/c3.html> 2015 年 2 月 9 日閲覧)

¹⁷ 501(c)団体は、アメリカ合衆国の内国歳入法 (IRC) 第 501 条 C 項の規定により課税を免除される非営利団体である。同項では、連邦所得税が免除される 29 種類の非営利団体が規定されている。501(c)(4)と呼ばれる団体は、市民連盟 (Civic Leagues)、社会福祉団体 (Social Welfare Organizations)、地域の職員団体 (Local Associations of Employees) 等政治活動を行う非営利団体である。(Hall 2009:1072-1073)

制度の組み合わせから成り立っている。システム内部の構造と機能に違いを生じさせたのは、政治諸制度とその組み合わせの違いである。政治諸制度が相互補完性を持ち、政治システムを規定する（辻中 2012b:85）。上述の利益代表メカニズムと国家—社会関係を巡るいくつかの類型も、政治制度の違いから生まれたものであるといえる。さらに、政治学者は、政治諸制度に反映された支配—服従関係のあり方によって、民主主義体制、権威主義体制、全体主義体制といった政治体制の類型をつけたのである。このように、政治諸制度が、政治システムの内部構造と機能に影響を与えることによって、異なる利益代表メカニズムと国家—社会関係が生まれてくるのである。政治システムにおける市民社会組織とそのアドボカシー活動を通じて、制度の規制の在り方を検討することによって、システムの内部構造と機能の仕方及び利益代表メカニズムと国家—社会関係が浮かび上がってくるのであろう。

2.1 政治システム論の視点

政治システム論の出現と発達の背景は、1960年代に入り、始めごろ、意識の高まりから植民地から独立した新興国家が急増したことにある。ヨーロッパ諸国とは全く異なる形態を採る数多くの国家をどのような射程から捉えることができるのか。いくつかの検討を経て、国家の動態をより抽象化したうえで概念化する試みが行われるようになっていった。そして、社会学から提唱した生物学的概念—システムが用いられるようになったのである。その結果、いわゆる政治システム論が政治学の理論構築を支える柱の一つになった。特に、政治体制の異なる国家同士を比較する際、この理論の重要性が浮上した（Kabashima and White 1986:3-5）。

政治システムを説明するには、インプット、アウトプット、機能、フィードバック、環境といった政治循環の要素、そして、それらの相互的關係を解説しなければならない。政治循環を言い表せば、政治システムに外在する環境から何らかの要素が政治システムにインプットされる。政治システムはシステムに内在する何らかのプロセスを経て、公的決定の産物であるアウトプットへと変換させられる。アウトプットは環境へ作用をもたらし、再びインプットへとフィードバックされる、というサイクルのことである。インプットは何らかの材料や情報を政治システムへ提供し、システムを作動させる機能を有する。政治システムが継続的に稼働するには、絶え間ないインプットが欠かせない。また、アウトプットは公的決定の産物であり、政治的決定や政策といった形で、システムへのサポートを

誘発する。このインプット、アウトプット、そしてフィードバックからなる循環が継続的になされることによって、システム全体が維持される (Easton 1965, 1979; Almond 1960, 1966; Kabashima and White 1986)。

政治システム論は、異なる政治体制であっても、それぞれに内在する政治システムに共通性を見出そうとする試みである。概念の中核には、あたかも生物個体のような政治的実体が、周辺環境とどのように相互にやり取りを行ない、バランスを取り、持続的に生きることができるか、という着想がある。多分に抽象的な発想ではあるが、比較研究の際の一つの道具たりうると考える。この理論を手がかりにして、非民主主義体制の国家を研究対象化し、比較政治学の射程を拡大することができたことは事実である。

ここで、市民社会組織のアドボカシーの機能と役割について、政治システム論の視座に沿って、その位置づけを改めて考えてみよう。

市民社会組織は利益団体的側面を持っており、議会、中央および地方政府、裁判所、政党、官僚、マスメディア、大企業と並び、政治システムの構成要素の一角を占めるものとして理解することが可能である。市民社会組織は、国内外の環境変化や政治システム内部の変化に直面したとき、何らかの関心、問題、利益、不満、支持などを集め、世間に問題提起を行ない、意見を集約して政府に解決策を提案するといった取り組みを実際に行っている。こういう活動は政治システム上のインプットに当たる行為である。彼らは利益表明・表出機能と利益集約機能を担っている存在なのである。このインプットの段階で、アドボカシーの内実を解明することもできる。

次に、様々なインプットから具体的な政策を形成する政策決定過程においても、市民社会組織は単なる傍観者としてではなく、積極的な働きを行なう場合がある。例えば、デモ、抗議、集会、ロビイングなどによって、世論そして政策決定者に積極的に働きかけてゆくというものである。このような活動は政治システムの転換に当たり、政策決定機能を補完する役割の発揮として理解することができる。この段階では、アドボカシー活動の戦術、戦略などを観察することができる。

さらに、市民社会組織は成立した法律の執行を監視したり、問題を認識した場合には法的紛争に訴えたりして、政策の執行、裁定機能を補完する。このような活動が、政治システムのアウトプットに相当する部分における市民社会組織の役割であろう。そして、この段階では、アドボカシー活動の効果を測定しやすい。また、効果を測定し、評価をして、次の活動に参考材料になる。これは、政治システムにおけるフィードバックにおける市民

社会組織の役割であろう。

しかも、市民社会組織のアドボカシー活動は過程機能だけを果たすわけではなく、システム機能も発揮している。人々が市民社会組織へ積極的に参加することによって、ソーシャル・キャピタル醸成に必要な信頼や互酬性の規範が認識される。また、構成員となった人々を、ある特定の文化的、政治的な感情、思考、行動様式を定着させ、一定の政治的社会化の機能も市民社会組織は発揮する。さらに、構成員向けの啓蒙、サービス、研究、交流などによる政治的通信機能と選挙への積極的な関与、アクター育成などの政治的補充機能も果たす（辻中 2012b:30-36）。このように、市民社会組織のアドボカシーは政治システムの循環のほうぼうに関与しうるものとして観念することが妥当である。

ここまで述べてきたように、政治システムにおける市民社会組織の機能と役割は、あらゆる政治体制においても、ある程度観測できるものとして考えることができる。民主主義体制であれ、権威主義体制であれ、全体主義体制であれ、政治体制にかかわらず、その社会に内在するすべての政治的営為は、政治システムとして観念することができるものである。上述のように、政治システムを作動させるためには、インプット、アウトプット、フィードバックからなる循環が働くようになっておかなければ、政治的安定が実現しない。全体主義体制ですら、それは同様である。社会全体を厳格に統制し、そのために、社会全体の組織化と動員を図るのが全体主義体制であるが、その支配者でさえ、社会の関心、利益関心、体制への満足・不満足を捕捉し、監視しなければならない。体制維持のために、動員や運動を通じて社会を誘導し、体制への支持を獲得しつづけなければならない。中国においても、人民団体や政権党の親衛団体は、利益表明と集約、政治過程や政策過程への関与と政策執行の代理、人民の政治的社会化といった役割を付与されている。社会が厳格に統制されていても、政治システムへのインプットが無くなるものではなく、また、社会に向けて何らかのアウトプットを生産しつづけなければならない。だからこそ、そのようなシステムの前面において、市民社会組織のアドボカシーは本来的に役割を発揮しうるはずであるし、であるがゆえに、統治エリートがその必要性を観念しうる存在でもあるはずである。

2.2 新制度論の視点

政治学における新制度論とは、国家論の復権とともに、1980年代以降、比較政治学や国際関係論の分野において盛んに用いられるようになった概念である。要すれば、制度が政

治や政策過程における決定に大きな意味を持つと主張する諸理論の総称である（建林ほか 2008:36）。政治的多元主義を基本としていた従来の政治・政策過程論において、政府は目的をもつ存在というよりも、むしろ四方八方から様々な要求を突き付けられ、それを決定へと変換するだけの受動的な存在として受け止められてきた。この場合、社会からの影響力の「入力」ばかりが重視され、政府外部の位置する政党、利益団体、世論といったアクターの影響力の高低を論じようとしていた。端的に言えば、議員や行政機関の相互作用の帰結としての公的決定観だったのである。これは、いわゆる多元主義、政治社会学、そして社会階級関係を重視するマルクス主義など、社会からの政策へのインパクトを重視しようとする「社会中心のアプローチ」であった（伊藤ほか 2000:353）。

反面、「国家中心のアプローチ」というものもあった。国家が政策へ与えるインパクトを重視し、政府は調停者や裁定者、また利害調整のアリーナとしての存在ではなく、政府自身が自らの利益とそれに基づく選好を持っており、それを実現する能力を備えたアクターであると捉えるのである。このアプローチでは「出力」のほうに重視される。国家の決定が、一定の自律性にもとづく判断によっており、それが社会に固有のインパクトを与えるものとして観念される。しかし、こういった国家中心アプローチは、「出力」における国家の影響への視点にとどまらず、政策の内容や政策過程の参加者の行動を規定する法律、その他の制度、ルールや慣習といったものまでを規定因子として重要であると考えようになっていった。このような発想が、やがて上述のような広範な「制度」に注目し、政治や政策を説明しようとする「新制度論」へと発展してゆくことになったのである。

新制度論は、政治過程や政策過程の分析にあたって、アクターの行動やアクター同士の関係性を制度が拘束するものとして観念する。何を制度と捉えるかは論者によって異なるが、簡潔に言えば、政治過程や政策過程に、誰が、いつ、どの程度、参加することができるか、また、どのような行為が可能なのか、といった、いわば「ゲームのルール」としての制度を想定する点では共通している。制度が、政治過程、政策過程に一定の秩序を付与するのである（伊藤ほか 2000:47, 354）。

では、新制度論は、国家と市民社会の関係をどのように捉えることができるのだろうか。

市民社会は国家から切り離された存在である。しかし、市民社会と国家は対立的、対抗的な関係でもない。むしろ、双方が相互に浸透し、相互に影響し合い、相互に依存していると考えられるほうが現実に近い（Katzenstein 1985）。市民社会と国家の境界線は明快に線引きされるものではなく、曖昧である。とはいえ、国家は法制度、行政制度、税制度、自治

制度といった多くの制度を定め権力的に市民社会組織の世界を規制している。例えば、設立規制、運営規制、税制優遇、補助や事業委託に関する規制、法人格付与といった規制である（辻中 2002:220-225）。国家は、制度を用いて、市民社会を自らの望む方向へ誘導しているのである（Tsujinaka 2003:83）。

制度は、直接あるいは間接なインセンティブとなり、ルールを構築し、政治過程・政策過程への参加の様態を規定し、行動の範囲を制約し、市民社会の全体配置、市民社会組織の組織構造、アドボカシーのパターン、ほかのアクターとの影響力関係に枠づける作用を持っている（Pekkanen 2003:116）。例えば、団体の形成と存続については、マクロな社会要因論、合理的選択論、政治的交換論などのいくつかの理論的説明が加えられている（伊藤ほか 2000:170）。しかし、団体形成を促すようなマクロな社会的変化は、結局のところ制度の変化によって生じるものである。そして、ほかの団体の活動分野、団体分類、政策関心、目的活動、活動レベルといった団体構造の側面も制度によって説明することができる。

次に、市民社会組織団体のリソースにおいて、団体財政、専属スタッフ、構成員（会員）、情報、人的ネットワークといった活動に不可欠の資源は、国家の政治システムの特徴によって大きく変わりうる。

第三に、市民社会組織と他のアクターとの関係性も制度によって変わりうる。例えば、中・北欧のコーポラティズムの下では利益団体と政府、行政官僚は頻繁に接触するのに対し、多元主義システムの下では利益団体と議員や政党への働きかけが頻繁に行われる（伊藤ほか 2000:177）。

最後に、市民社会組織が利益を実現するための戦術、行動パターン、実際の影響力は、政治システムにおける権力の配置、政党システム、団体の政治的正統性、そして政治文化といった面によって規定される。例えば、単一制国家では、団体は中央政府に影響を及ぼそうとする傾向がある。反面、連邦制国家では、州に多くの権限が留保されている領域では、団体は州政府に影響を及ぼそうとする傾向がある（伊藤ほか 2000:179）。

国家及び制度が市民社会を規定しているという論点は、世界の研究動向に属するものであると考える。アメリカ、イギリス、フランス、日本、イエメン、ドイツなどに関しては、既に優れた先行研究が存在する（Skocpol 1999; Hall 1999; Levy 1999; Tsujinaka 2003; Pekkanen 2003, 2004, 2006; Pharr 2003b; Carapico 1998; Chessa 2004）。この研究動向に沿い、市民社会の配置や団体構造と政治過程・政策決定に対する市民社会組織のアドボカ

シー活動を、国家及び制度によって、どのように、どの程度規定されているかを分析することができる。

2.3 利益代表メカニズムと国家—社会関係の視点

上述のように、市民社会組織は、政治システムの「過程機能」（利益表明・表出、利益集約、政策決定、政策執行、政策裁定）及び「システム機能」（政治的社会化、政治的補充、政治的通信）を果たしている。なかでも、利益表明・表出機能は、市民社会組織の政治的影響力の強さを測る指標となりうる。利益表明、代表の仕方の違いは、利益代表メカニズムの異なる類型に反映される（辻中 2014:37; 2012b:36）。市民社会組織のアドボカシーを分析すると、多元主義か、コーポラティズムか、一元主義かといった利益代表メカニズムの特徴が浮かび上がってくるのである。

例えば、多元主義の場合、政治システムを構成するアクターの数を特定することができない。アクター内部の構成員は複数所属が一般的であり、その参加は自発的であり、集団は水平的に競争し、集団間にも集権化やハイアラーキー化がなされず、利益表出の方法も何の制約もなく、特定団体が独占的代表権を付与されることもないからである。

これに対して、コーポラティズムは、それを構成するアクターの数が限定される。集団の構成員は一つの団体に帰属し、参加は義務的であり、利益領域間には競合ではなく棲み分けが達成されており、集団化とハイアラーキー化が進み、団体の存在は国家認可によっており、利益表出は一定の方法に制約され、制約と引き換えに独占的代表権を付与されるといった特徴をもつ（伊藤ほか 2000:174; シュミッター 1984:34-40）。

さらに、一元主義においては、構成単位が単一であること、イデオロギーによる選別的な加入、非競争的、職能分化と階統的秩序といった属性が目立ってくる。単一政党によって創設され、補助を受け、許可され、指導者の選出や要求の表明、支持の動員に関する統制と引き換えに、党・国家に対する代表性を付与される（辻中ほか 2014:39）。

民主主義体制の下では、多かれ少なかれ社会と国家は相互に浸透しあい、影響を及ぼしあっていると考えられ、したがって、大半の国は、多かれ少なかれ多元主義的要素とコーポラティズム的要素を併せ持つものと考えられることができる。アメリカはコーポラティズムから遠く、最も多元主義的な特徴をもっている。他方、日本は、多元主義的理解が有力視されながらも、コーポラティズムの適用性がしばらく模索されていた。さらに、中国は一元主義的ではあるが、改革開放以降、共産党の後退によって「ポスト一元主義」的状况が

現出し、いわば国家コーポラティズムの様相を呈している。三カ国は多元主義、コーポラティズムと一元主義の連続線の上に、それぞれ位置づけられる。

市民社会組織のアドボカシーの分析を通じて、利益代表メカニズム、国家-社会関係の特徴への理解が促進される。英米の規制指向型国家に対比して、日本の発展指向型国家がどんな特徴をもつか、そして、中国はどういう国家-社会関係の変化を成し遂げたのかなどを検討することができる。

3. まとめ

本章では、市民社会とアドボカシーを巡る先行研究を改めて検討し、本論文の視点の析出に努めた。市民社会をめぐる議論については、市民社会に関する一般的な議論、市民社会組織等に関する議論、三カ国における市民社会のあり方、各国特有の論争、市民社会の調査法や比較法における議論をそれぞれ個別に検討してきた。さらに、アドボカシーをめぐる議論については、アドボカシーの多義的な文脈、政治と社会構造における位置、三カ国における研究の経緯、研究の難点についても言及してきた。研究の視点については、政治システム論、新制度論並びに利益代表メカニズムと国家—社会関係といった3つの理論に注目し、本論文の視角の設定に努めた。以下では、得られた知見をまとめておきたい。

はじめに、市民社会に関する分析からは、次の4点が得られた。

(1) 市民社会の概念は歴史的に古く、多義的である。万人が納得できる定義を提供することは難しいものの、「市場モデルの系譜」と「公的領域モデルの系譜」に連なる市民社会思想の系譜が存在することが分かった。そして、その使い方は規範的、政治学的、社会的な使い方にそれぞれ区分することもできる。さらに、市民社会の領域は、国家でもなく、市場でもなく、家族などの親密圏でもない領域として理解される必要がある。

(2) 市民社会の骨格である市民社会組織は、NGO、NPO、ボランティア組織、市民社会組織といった言葉が用いられており、それは各国の文化と歴史的経緯によって相違が生じている。なお、市民社会組織と利益団体は組織された利益集団の一部として理解されるべきであり、実態的にはほぼ同義である。

(3) 比較を実施する三カ国においては、アソシエーションや自治の歴史経験はあるものの、それぞれの差異がかなり大きい。とりわけ、非西洋の日本と中国にとって、市民社会等という言葉は舶来品であり、国内情勢に応じて使い分けがなされるうち、その国特有の意味合いを持つようになっていった。

(4) 市民社会は、主に3つの見方があり、必ずしも西洋の国々あるいは民主主義国家に特有のものではない。あらゆる国家には一定の市民社会が存在すると捉える。ただし、それを検討するには、経験的なアプローチを採用する場合には限界が目立つ。そのため、定量的に接近するJIGS調査によって、このような穴を埋める比較可能なアプローチを採用する学術的必然性がある。

次に、アドボカシーに関する検討からは、次の4点が得られた。

(1) アドボカシーに関しても、幅広い納得を得られるような定義が存在せず、様々な視点が入り乱れている。そして、アドボカシーはロビイングより広範な定義を付与される必要がある。

(2) 市民社会組織のアドボカシーは、政治システムの循環のあらゆる局面で、多様な場所、強さ、形、戦略、課題といったあらゆる手段で行われるものであると理解する必要がある。

(3) 市民社会のアドボカシーに関する研究は、従来から重視された利益集団研究を土台とする政治過程論の新たな展開として位置づけられるべきものである。三カ国それぞれにおいて、アドボカシー研究への研究背景は異なるが、理論的な総括や現状の把握といった問題点では共通性がある。

(4) アドボカシーには、測定の難しさ、因果関係の特定の難しさ、代替性による追跡の困難さ、認識と取扱いの多様さなど、いくつかの難点が存在している。したがって、アドボカシー研究は常に困難を向き合いながら実行せざるを得ないものである。

最後に、研究の視点に関する分析からは、次の3点が得られた。

(1) 日本、アメリカ、中国を含むあらゆる国家は政治システムを機能させている。そして、本論文の着目する市民社会のアドボカシーは、このような政治システムのほうぼうに関与しており、あらゆる機能を果たすと考えられる。それら市民社会組織のアドボカシー活動を比較する意義や必要性はそこにある。

(2) 政治過程、政策過程におけるアドボカシーを解明するとき、アクターの行動を新制度論のレンズを通して把握しようとする、国家は制度によって、市民社会と市民社会組織を制約していることが明らかである。

(3) アドボカシーの持つ利益代表メカニズムに関する分析によって、多元主義か、コーポラティズムか、一元主義かといった利益代表メカニズムの特徴が析出されるため、国家—社会関係の特質を把握しやすくなる。

第2章 市民社会組織のアドボカシー参加の実態

はじめに

米、日、中三カ国において、アソシエーションの歴史的な経験、政治体制と政治諸制度による市民社会と市民社会組織の自律性・自立性、活動や役割に関する論争といったいくつかの違いを想起すれば、市民社会組織のアドボカシー活動はそもそも異なるものだという予測は容易であるかもしれない。しかし、このような理解はデータに基づいて実証される必要がもちろんある。そして、市民社会組織のアドボカシーをより深く理解しようとするとき、データから得られた知見が理論的基盤を提供するであろうこともまた間違いないであろう。このように、市民社会組織のアドボカシーの現状と実態の分析にまず必要なのは、予測の検証である。本章では、先述の JIGS 調査データを利用し、このような予測がそもそも妥当性を持つものであるのか検討を試みることにする。

1. 活発化する市民社会組織の参加と米・日・中三カ国の現状

1.1 活性化する市民社会組織の参加

国民が何らかの形で自由な政治生活を実践し、その権利を確保することは、民主主義国家にとって欠かせない特徴であると政治学者は捉えている。民主主義の発展過程を省みれば、参加範囲の拡大、平等性の充実、公平性への実現といった点が次第に確立していった歴史を見て取れる。ここでいう「参加」とは、政治過程や政策過程への直接の関与、組織による間接の働きかけに分けられる。前者の例は投票、政治家と官僚への接触など、後者の例は政党と各々社会組織を通じての利益表出と圧力の発揮などが挙げられる。

政治の世界では、組織的、集団的な参加が一般的特徴である。大勢の人々にとって、集団的な活動は選挙における投票を除くと唯一の政治参加の様式である（Dacombe 2009:161）。確かに、組織による参加は個人の個別参加に比べて発言に内包される影響力の大きさが変わる。だからこそ、人間は足並みを揃え集団で行動する傾向がある。政治過程、政策過程に関与しようとするとき、声は大きければ大きいほど、アクターの耳にも届きやすいだろう。そこで、キャンペーン、デモ、ストライキ、社会運動といった、いわゆる示威が民主主義社会には不可欠の要素となってくるのである。様々な様式、様々なルートを通じて利益を表出しようとするのは、民主主義体制に内包された特質であると考えることができる。

とはいえ、民主主義体制を採る国々では、近年、政党を通じた政治参加が衰退しつつあるといわれる。その代わりに、市民社会組織による政治参加が盛んになりつつあるというように見える。政党の党員は年を追って減少傾向にあり、投票率も低下傾向にある。政党を通じた国民の利益を代表させるメカニズムは機能を低下させつつあるのである（Clark 2009:14）。現代社会は価値観が多様化しつつあるため、利益認識も多様化しつつある。選挙区など居住地による利益集約、表出よりも、個人の関心のある課題による集約、表出のほうが見えやすくなった。政党政治が民主主義体制の要であることは今もなお間違いないものの、特定の政党が国民の利益の受け皿になることは、このような多様化の傾向を見ると一層困難になることが予想される。反面、市民社会組織が国民に身近な場所で身近な課題に取り組みつつあることは、すでに既知のものとなっている。多くの市民社会組織が市民の関心を集め、研究、提言、抗議、ロビイングといった手段を行使して、政治過程、政策過程に積極的に関与し、その存在感を増しつつあるのである。

1.2 市民社会組織の参加をめぐる三カ国の現状

ここでは、活性化する市民社会組織の参加について、比較事例として取り上げる米、日、中三カ国の現状を概観することとしたい。

第 1 に、アメリカでは、多くの市民社会組織が何らかのアドボカシー活動を行っているものとみられる。無論、その内実は調査対象組織の活動分野、調査方法、調査の地理的な範囲によって異なる。例えば、アドボカシーを行なっていると回答した組織の割合は、ある調査では 85%（OMB Watch et al. 2002:17）、また、他の調査では 73%（Salamon and Geller 2008:1）となっているが、さらに別の調査では 41%（Chaves et al. 2004）や、31.9%（Pekkanen and Smith 2014c:48）、さらに 27%（Child and Grønberg 2007:266）といった数字も散見される。サラモンの調査結果に注目すると、アドボカシー活動を行なっている団体のおよそ 5 分の 3 は、月あたり一回の頻度で働きかけを行なうと回答しており、そのうちおよそ 85%の団体がアドボカシーに投入する財政規模は、予算の 2%以下にとどまる。彼らは、研究レポートの公表、集会の計画、メディアへの投稿といった活動、また、官僚への電話、通信、訪問といった活動をそれぞれバランスよく行っており、働きかける対象としても、連邦政府より州政府や地方政府のほうが多い。さらに、仲介者・仲介団体（intermediaries）を探したり、他の団体と連合（coalition）を形成したりして、自らの影響力を高めようとする動きもみられる。

第 2 に、日本の市民社会は、専門性に沿ったアドボカシー活動を行なう団体は極めて少ない。反面、近隣住民団体が豊富に存在するという、いわゆる二重構造的な特徴と主張する研究者の観察結果がある（Pekkanen 2003, 2006）。また、自治会、社会団体、NPO という 3 つの異なるレベルの団体が政治へ積極的に関与していると主張する学者も存在している（辻中ほか 2007: 35）。同調査では、自治会の過半数に選挙活動へ関与しているという結果が報告されており、また、政治団体との関係もほかの団体を大きく引き離して濃密である。辻中の研究によれば、社会団体はより高いレベルで政治に関与していると推論されている。さらに、地方政府との関係でも、社会団体は都府県に対して活発にロビイングを行なう一方、市町村レベルでは、その活動は自治会のほうが多くなる。NPO はいずれもその中間に位置する回答が得られている。いずれにせよ、日本の市民社会組織のアドボカシー活動はアメリカや中国と比較してどの程度のものなのか、または、政治過程と政策過程への参加の様式がどのようなものであるのか、については、データに裏打ちされた実証と比較を行なう必要性が高まっている。

第 3 に、中国では、市民社会組織は、政治過程や政策過程への影響力行使のために主に二つのルートを持有することが分かっている。一つには「下層路線」である。この言葉は、草の根 NGO が社会問題について大衆の関心を喚起し、集会を開催したり、メディア・キャンペーンを実施したりといったアウトサイド・ロビイングの戦術を展開すること、また、草の根ロビイングを用いて政策の阻止、変更を求めることを表現するものである（李 2012）。この路線は、主に環境団体と人権団体が採用するアプローチであるが、環境団体のほうがより目立っている。環境問題は政治的性格が低いものとして受け止められており、党・政府の社会建設目標と足並みを一致させている。国民の環境意識の高まりを背景に、環境団体の活動範囲はほかの団体に比べて広い。そのため、場合によっては政府の公聴会への発言や政府高官への説得と政策提言なども可能である。

また、もう一つのルートとして「上層路線」が挙げられる。具体的には、社会団体が党・政府の座談会のほか、協議会または専門家諮問会といった場を活用し、政策提言や社会問題を提起し、決定へ関与するという影響力行使のあり方である。これはインサイド・ロビイングとして捉えられるものであり、直接ロビイングとも言える。この路線に立つのは主に頂上団体であり、GONGO でもある。アメリカ、日本と同様、中国の市民社会組織によるアドボカシー活動の実態を析出するには、やはりデータによる分析と事例研究の必要性が高いと言える。

2. JIGS データからみた市民社会組織の活動と機能

2.1 三カ国の JIGS 調査とデータの内容

2.1.1 JIGS 調査の実施状況

本論文では、主に JIGS 調査のデータベースに基づき比較分析を行うことが一つのテーマとなっている。JIGS 調査は、政策ネットワークの根底を形成する社会過程における NGO、NPO の行動や、政治過程における市民社会組織の政治学的意味を把握しようという動機から成立している。1997 年から JIGS 調査が開始され、これまでに多くの成果を産出している。これらは、利益集団研究からみても重要な研究成果である。

JIGS というタイトルは、研究会の名称である「団体の基礎構造に関する調査」を英訳した、Japan Interest Group Study の略称である。現在の比較研究全体の正式英文名は Cross-national Survey on Civil Society Organizations and Interest Groups であるが、今も JIGS と略記している（辻中 2002:3）。1997 年の日本における JIGS 調査開始以降、韓国調査（1997 年）、米国調査（1998～99 年）、ドイツ調査（2000 年）、そして、中国調査（2001～2004 年）が相次いで実施された。その後も、ロシア（2003～04）、トルコ（2004）、フィリピン（2004～05）、バングラデシュ（2006～07）が実施されたほか、ブラジル、ウズベキスタン、エストニア、ポーランドなどの調査が実施され、延べ 13 カ国の広範な調査データが蓄積されている。さらに、第 2 次調査として、日本（2006～07）、ドイツ（2007～08）、韓国（2008～09）、アメリカ（2008～10）、中国（2009～11）の 5 カ国における調査が実施され、通時的比較の可能性が高まった。

2.1.2 三カ国データの特徴と不備

JIGS 調査のサーベイ手法は、言語の違いはあるが、対象国すべてにおいて統一された調査設計にもとづいて実施されており、市民社会組織を国際比較の視座から捉えようとするうえで、比較のしやすさという重要な優位性を持っている。今回、事例として採用する三カ国においては、およそ 10 年の間隔で 2 度の調査が実施されており、通時的な変化の確認が容易であるという意味で研究上の有益性が高い。

三カ国のデータを具体的に見てみよう。調査時期に多少の前後はあるものの、概ね 20 世紀末から 21 世紀初頭にかけて相次いで実施されており、そこから 10 年程度の間隔を空けて第 2 次調査が実施されている。調査地域を見ると、日本では、第 1 次では首都・東京都と茨城県、第 2 次では全国を対象としている。アメリカでは、第 1 次では首都・ワシントン

ン D.C.およびノースカロライナ州、第 2 次では首都・ワシントン D.C.とシアトル郊外のキング郡を対象としている。さらに、中国では、第 1 次、第 2 次ともに、首都・北京市と、浙江省、黒竜江省を対象としている。

ただし、同時にデータの制約にも言及しておく必要がある。社会調査にあたっては、その国の全団体を母集団と捉えてサンプリングを行なうのが理想ではあるが、アメリカや中国はあまりにも広大であり、全国のデータの収集には制約条件が多い。他方、中国のように、団体が政府によって厳格に管理・統制されていると、調査そのものに困難が付きまとうということもある。

そこで、本論文の三カ国比較にあたっては、操作性を考慮して、各国首都において収集されたデータに依拠することとしたい。世界都市指数 2014 版¹によると、東京、北京、ワシントン D.C.は都市指数のなかでそれぞれ 4 位、6 位、10 位という位置にある。また、世界の都市総合力ランキング²、世界都市調査³、世界の都市競争力ランキング⁴、グローバリゼーションと世界都市研究ネットワーク⁵といった都市に関する指標を見ると、いずれも東京は、北京やワシントン D.C.より高い順位となっている。

また、本調査の対象選定にあたる相違点についても言及する必要がある。例えば、第 1 次東京調査の調査対象を見てみると、電話帳を母集団情報とし、そこから調査対象として社会団体を選定したため、ごく小規模の NPO 団体や自治会といった存在、電話帳に登録されていない団体が調査対象から外れるという弱点がある。そのため、第 2 次東京調査では、市民社会組織構造の全貌に迫ろうと、同様の手法で全国規模に拡大し、社会団体調査に加えて、自治会調査と NPO 調査も同時に実施した（辻中 1999b, 2009）。

一方、アメリカに目を転じると、第 1 次ワシントン D.C.調査は、東京調査と同じく電話帳から調査対象を確定し実施している。第 2 次ワシントン D.C.調査では、年間総額収入が 25,000 ドルを超え、内国歳入庁に毎年収入報告を行なう 501(c)3 また 501(c)4 の非営利団体を母集団として、そこからサンプリングを行なった（辻中 2001, 2011）。

さらに、北京調査の場合は、第 1 次、第 2 次ともに、民政部に登録する団体を母集団とし、郵送か年度検査の場で記入依頼を行った。この方法は、東京調査やワシントン D.C.調査の母集団情報とは異なり、省・市など地方各級政府の民政部門に登録されている公式の

¹ 2014 Global Cities Index and Emerging Cities Outlook.

² Global Power City Index 2014.

³ The Wealth Report's Global Cities Survey 2013.

⁴ Hot spots Benchmarking global city competitiveness 2012.

⁵ GaWC 2014.

団体のみに対象が限られる。これらの団体は東京とワシントン D.C.のような公式・非公式の団体を捉えるものではなく、全国レベルと分類された団体も含まれていない⁶。また、第2次調査では、社会団体を対象とするだけであった第1次調査から規模を拡張、「民弁非企業単位」と「基金会」調査も同時に実施した。ただ、やはり、北京調査には政府の民政部门に登録しない非公式団体及び草の根団体が含まれないという問題が残っている（辻中 2008, 2013）。

2.1.3 分析に向けたデータの扱い

上述の通り、三カ国の JIGS 調査には方法的に一致しない点もある。そこで、比較分析にあたって共通項を見出すことが重要となってくる。一致度の最も高いのは各国第1次調査であり、それはいずれも社会団体を対象とするからである。

ただし、母集団の設定にあたっては、北京調査の方法は、東京、ワシントンのそれとは異なっている。とはいえ、中国国内の調査状況を考慮すれば、このような選択は出来得る限りの努力の結果でもある。また、北京調査では非公式の団体が含まれないため、その市民社会組織の全体像という観点では一般性に限界がある。しかし、政府に近い公式の団体の間に観測しうる現象は、中国の市民社会組織に広く同様に見受けられる現象として推論を進めることもできる。この意味で、分析の有用性を妨げるものではないと考える。

一方、第2次調査は第1次調査と比べて方法的な差異は大きい。ただ、比較にあたってその差異によって生じる研究上のバイアスは軽度であると判断し、本論文においては、同種のものとして検討を進める。ただし、比較可能性を確保するために、第2次調査についても社会団体データのみ分析対象とすることとした。自治会や NPO 調査、「民弁非企業単位」や「基金会」調査は除外した。

2.2 市民社会組織の主な活動と政治社会的機能

市民社会組織はさまざまな活動を行うと同時に、社会における政治社会的機能を果たしている。例えば、会員への情報提供、教育・訓練・研修といった会員へのサービス提供といった活動は、「社会自治機能」とみなされる。また、会員の経済利益の追求と促進、補助金・奨励金の斡旋、行政上の便宜、生活・権利の防護などは「政治経済機能」とみなされ

⁶ 全国級つまり全国規模で活動することが認められた団体は政治性が強く、調査を行う時点で容易に調査対象に加えるわけがない。

る。そして、政策案の提言、啓蒙活動などは「アドボカシー機能」、他の団体や個人への情報提供、資金助成、サービス提供などは「社会公共機能」とみなされる（辻中 2014a:120）。

まず、表 2-1 において、三カ国の市民社会組織の主な活動と、政治社会的機能を概観することとしよう。

表 2-1 市民社会組織の活動と政治社会的機能

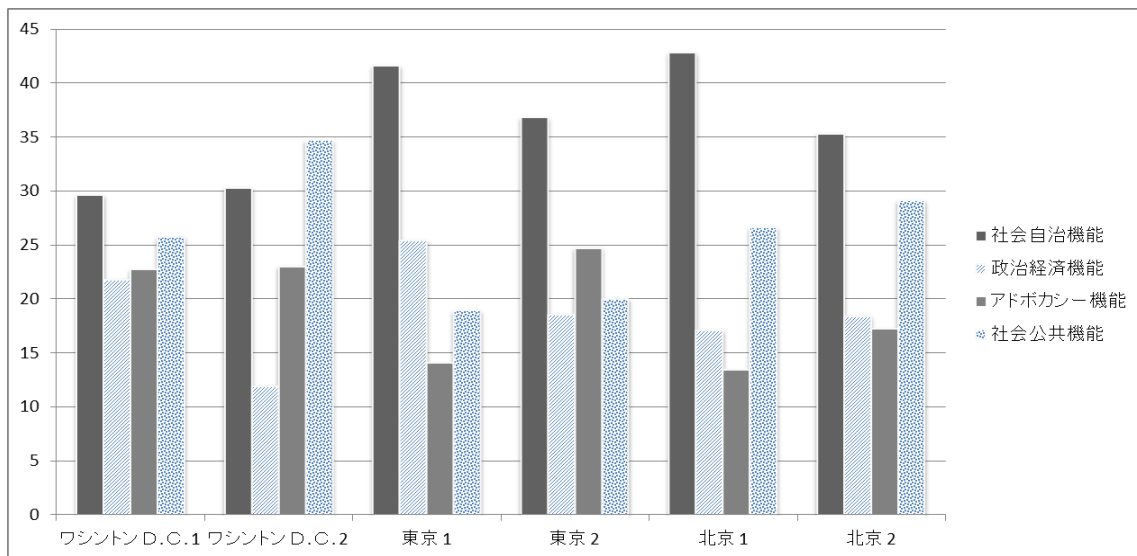
	ワシントンD. C. 1		ワシントンD. C. 2		東京 1		東京 2		北京 1		北京 2	
		%		%		%		%		%		%
社会自治機能	会員への情報提供	11.8	会員への情報提供	15.7	情報提供	23.4	会員への情報提供	21.3	会員への情報提供	12.5	会員へのサービス提供	18.4
	会員の教育・訓練・研修	10.5	会員の教育・訓練・研修	14.6	教育・訓練・研修	18.2	会員の教育・訓練・研修	15.5	会員の教育・研修	12.7		
	会員への検定やライセンスの提供	1.7							会員同士の親睦増進	13.3	会員間の交流増進	16.9
	休養、娯楽活動の提供	5.6							共通趣味の発展	4.3		
	計	29.6	計	30.3	計	41.6	計	36.8	計	42.8	計	35.3
政治経済機能	会員の経済的利益の追求	6.2	会員の経済的利益の追求	4.4	経済的利益の追求	10.8	経済的利益の追求	8	会員の経済的利益の追求	2.9		
	補助金・奨励金の斡旋	3.9	会員への補助金の斡旋	2.7	補助金・奨励金の斡旋	3.4	会員への補助金の斡旋	2.6	政府からの優遇政策を勝ち取る	5.1	政府からの優遇政策を勝ち取る	7.7
	行政上の便宜を図る	2.1	会員への許認可・契約の便宜	0.8	行政上の便宜を図る	3.0	会員への許認可・契約の便宜	2.1				
	会員の生活・権利の防衛	9.6	会員の生活・権利の防衛	4.0	生活・権利防衛活動	8.2	会員の生活・権利の防衛	5.8	会員の正当な権益の擁護	9.1	会員の権益を擁護する	10.7
	計	21.8	計	11.9	計	25.4	計	18.5	計	17.1	計	18.4
アドボカシー機能	政策案の提言	10.7	行政への主張・要求	5.2	政策案の提言	5.4	行政への主張・要求	9.7	政策等の制定・実施への働きかけ	2.9	政策等の制定・実施への働きかけ	3.4
	啓蒙活動	12.0	啓蒙活動	11.4	啓蒙活動	8.7	啓蒙活動	9.5	主管部門の管理事務への協力	10.5	主管部門の管理事務への協力	13.8
			専門知識に基づく提言	6.4			専門知識に基づく提言	5.5				
	計	22.7	計	23.0	計	14.1	計	24.7	計	13.4	計	17.2
社会公共機能	他の団体への情報提供	13.2	会員以外への情報提供	8.9	情報収集と外への提供	6.7	会員以外への情報提供	7.8	対外公益活動	7.8	一般向け公益活動の展開	12.1
	他の団体への資金助成	4.0	他の団体や個人への資金助成	5.4	資金助成	2.1	他の団体や個人への資金助成	1.7	他の団体・個人に資金助成	1.0	特定業界の発展を促進する	15.5
	一般向けサービス提供	7.2	一般向けの無償サービス	9.3	一般向けサービス提供	5.6	一般向けの無償サービス	4.3	対外サービス提供	6.5		
			一般向けの有償サービス	4.8			一般向けの有償サービス	3.7	学術的研究の促進	8.9		
	その他	1.3	その他	6.3	その他	4.5	その他	2.5	その他	2.4	その他	1.5
計	25.7	計	34.7	計	18.9	計	20.0	計	26.6	計	29.1	
Total		100		100		100		100		100		100
N	727(748)		567(571)		1403(1438)		1778(1803)		623(627)		301(306)	

出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査, U-JIGS1 調査, U-JIGS2 調査, C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

注) 第1次と第2次北京調査においては、「主管部門の管理事務への協力」という間接的で弱い意味のアドボカシー活動が含まれている。

全体的に、市民社会組織は、他の機能よりも社会自治機能が割合として高い。会員への情報提供、教育・訓練・研修といったサービス提供などが市民社会組織の中心的な活動であることが示されているといえる。その傾向は、アメリカと比べて、中国と日本において顕著である。全体のバランスを見てみると、アメリカでは機能のバランスがとれている（上述のように第2次ワシントン D.C.調査の対象が非営利団体であるため、その結果に偏りも生じる）。反面、東京や北京はバランスという点で一様ではない。アドボカシー機能はどちらも低い値にとどまっている。おおむね、アメリカの市民社会組織は、日本と中国に比べて、政府に対する働きかけにおいてより積極的であると言ってよいであろう。

図 2-1 市民社会組織の活動と機能



出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査, U-JIGS1 調査, U-JIGS2 調査, C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

日本の市民社会組織の活動については、すでに、ソーシャル・キャピタルが豊富である一方、アドボカシー活動が欠けるという既知の見解がある (Pekkanen 2003, 2006)。しかし、第2次東京調査では、ワシントン調査と遜色のない水準にある (24.7%であり、アメリカの団体よりも少し高い)。第1次、第2次調査のおよそ10年間で、なぜこれほどの変化が生じているのだろうか。このような疑問は市民社会をとりまく環境の変化に関するより繊細な視座の必要性をもたらすものである。どのような社会調査においても調査バイアスは起こりうるが、前述の要因を考慮しても、相当な差異であると言わなければならない。

また、アメリカほどではないものの、中国の市民社会組織もが東京第1次調査と同程度の水準でアドボカシー活動に努めているという結果となっている。しかし、政府主管部門

の管理事務への協力を意味する間接的なアドボカシー活動を除くと、中国の団体のアドボカシー機能は非常に低い（わずか2.9%と3.4%にとどまる）。やはり、市民社会組織に対する政府の統制にこのような低さの原因があると考えるのが自然であろう。

以上をまとめると、アドボカシー機能については、高い順から、アメリカ、日本、中国という順序的位置づけの存在が想定されるということである。

3. JIGS データからみたアドボカシー活動を行う団体の構造

3.1 アドボカシー活動を行う団体の特定作業

政策関心について、団体のほぼ100%が回答し、ほぼ100%の団体が財政政策、金融政策をはじめとする22の政策のどれかに関心をもっていると調査結果の分析でわかった。この結果に基づいて、辻中は、市民社会組織と利益団体が実態的に同義であるとの見方を示した。その背後には、かつての集団理論のように、集団（組織）化が政策（政治）関心を導くという理論的含意、そして政治過程論、集団理論の出発点で得た直観（利益＝集団＝活動）から設定された見方であるという（辻中 2002:67-70）。しかし、組織化された団体が様々な政治や政策に関心を持つからといって、ただちにそれがアドボカシー活動に結びつくわけではない。前述のように、市民社会組織の活動のあり方の違いが実際の機能を規定する。社会自治機能、政治経済機能、社会公共機能を発揮する活動を盛んに行う団体もあれば、アドボカシー活動に積極的に取り組む団体もある。市民社会組織のアドボカシー活動の実態を明らかにするには、アドボカシー活動を行う団体の特定作業が必要である。

とはいえ、アドボカシー活動を行う団体の特定は容易ではない。組織自らがアドボカシー活動を行う団体であると自称することはまずないからである。アドボカシー活動を実際に行っている団体であっても、それを組織名称に充てるという例はほとんど無い。また、この問題をさらに複雑にするのは、組織の活動が実際にはアドボカシーに当たるにもかかわらず、組織自身がアドボカシー活動の観念によって立っていないという可能性もある。例えば、啓蒙活動を行う団体は、自分たちの活動を公共教育として認識はしていても、それをアドボカシーとは考えない。こういう状況の背後には、アドボカシー活動に対する多くの市民社会組織の躊躇が挙げられる。躊躇をもたらす理由としては、アドボカシーに関する認識や国の法的規制と政治的規制が大きい。これらのことがアドボカシー活動を行う団体の特定は一段と難しくする。

では、どのようにそれを乗り越えることができるのか。分析に当たって、次の操作を行

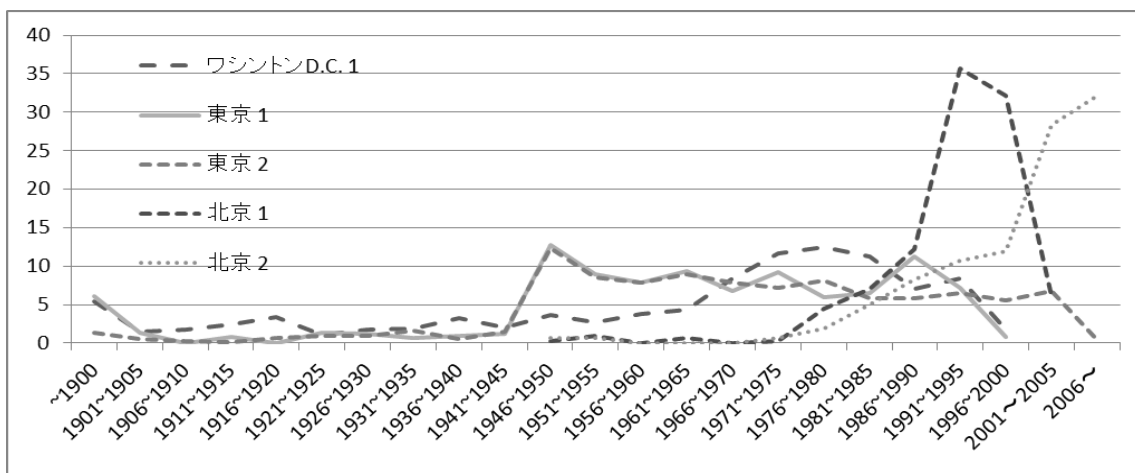
なうこととする。三カ国それぞれの調査に際して、啓蒙活動や政府に対する要求あるいは提言、提案、と答えている団体を「アドボカシー活動を行う団体」と、操作的に定義するというものである。これは、第1次東京調査における第3問の選択肢8および9、第2次東京調査における第9問の選択肢7、9および10、第1次ワシントンD.C.調査における第9問の選択肢8および9、第2次ワシントンD.C.調査における第7問の選択肢7、9および10、そして、第1次北京調査における第1部A7の選択肢6と7、第2次北京調査における第1部A6の選択肢4と5、それぞれについて一つでも回答している団体を、「アドボカシー活動を行う団体」と見なすのである⁷。

これにしたがって団体を特定すると、第1次東京調査(N=1,438)の35.5%にあたる511団体が選別された。以下、第2次東京調査(N=1,803)で56.3%にあたる1,015団体、第1次ワシントンD.C.調査(N=748)のうち88.9%にあたる665団体、第2次ワシントンD.C.調査(N=571)の45.0%にあたる257団体、第1次北京調査(N=627)の54.2%にあたる340団体、そして、第2次北京調査(N=306)の55.6%にあたる170団体、となった。

3.2 アドボカシー活動を行う団体の誕生—設立年

以上に選定された団体を対象を絞り、それら団体の設立年について検討してみよう。三カ国における団体設立年について、以下に図2-2を示す。

図2-2 アドボカシー活動を行う団体の設立年



出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査, U-JIGS1 調査, C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

⁷ 第1次と第2次北京調査においては、「主管部門の管理事務への協力」という間接的で弱い意味のアドボカシー活動が含まれている。

グラフをみると、設立年には国家ごとの差異が存在することが分かる。まず、アメリカでは、1966～1970年の時期において増加し始まり、そして、1976～1980年にかけてのピーク(全体の12.5%を占める)を経て、1991～1995年にかけて低下する。一方、日本では、1946～1950年代にかけて突出しており、これがピークとなっている(第1次東京調査では12.7%、第2次東京調査でも12.3%である)。その後はゆるやかに低下し、横ばいになった。1986年～1990年にかけて、第1次東京調査では11.2%と上昇傾向を見せてもいる。さらに、中国の場合は、1970年代の終わりから1980年代初頭にかけて劇的に上昇していることが第1次、第2次北京両調査で判明した。ピークの時期に設立された団体は全体の30%以上に上っている。両調査を検討すると、こうした傾向は継続的であるように見える。

三カ国の団体の設立年のピークはそれぞれ異なっておりで、推移も特徴的である。なぜこのような相違が存在するかは各国の歴史的経緯に依存するため、一概にいうことは難しい。三カ国のアドボカシー活動を行う団体の設立年グラフと市民社会組織全体の設立グラフ(辻中ほか 2014:116)を比べると、国別の増減の幅と推移は概ね同レベルを保っている。アドボカシー活動を行う団体は、市民社会組織全体の構図と同じように推移しているわけであるから、何らかの社会変動に応じて、その変化を示していることがうかがえる。

3.3 代表される利益—団体分類と政策関心

上述のように、市民社会組織のほぼすべてが政策関心をもっている。であるから、政治・政策関心を有した市民社会組織は利益団体として表現できる。全ての利益集団を調査対象とするのは難しいものの、利益団体を検討することによって、それぞれの社会の政治的性格を析出することが容易になる。その手がかりは「利益」そのもの、すなわち政治・政策関心にある。どのような分野の団体が、どのような政治・政策関心を持つのか。アドボカシー活動を行う団体を分類し、彼らの政治・政策関心を分析し、政府に対する影響力行使の規定因子を検討してみよう。以下に表2-2および2-3を示す。

表 2-2 アドボカシー活動を行う団体の分類（上位 6 位）

ワシントン D.C. 1		ワシントン D.C. 2		東京 1		東京 2		北京 1		北京 2			
細分類	有効%	細分類	有効%	細分類	有効%	細分類	有効%	細分類 (旧)	有効%	細分類 (活動分野)	有効%	細分類 (旧)	有効%
貿易・ビジネス・商業団	18.9	教育団体	22.4	経済団体	16.8	経済・業界団体	30.1	業界団体	46.7	商工業サービス	23.5	業界団体	57.7
教育団体	17.6	アドボカシー系団体	20.5	専門家団体	14.8	学術・文化団体	12.7	専門団体	21.7	科学技術、研究	15.9	専門団体	17.9
学術・研究団体	8.2	健康・福祉団体	12.2	行政関係団体	13.6	専門家団体	8.4	学術団体	18.6	農業と農村	12.9	学術団体	12.5
政治・公共団体	7.1	学術・文化団体	7.1	教育団体	9.1	福祉団体	6.0	連合団体	13.0	スポーツ	7.6	連合団体	11.9
健康・医薬団体	6.5	専門家団体	8.3	労働団体	6.5	農林水産業団体	5.9			衛生	7.6		
社会福祉団体	4.3	市民団体	3.1	非営利関連団体	6.1	労働団体	5.8			社会サービス	5.3		
		経済・ビジネス団体	3.1			市民団体	5.8			教育	5.3		
N	647		254		506		1014		323		170		168

出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査, U-JIGS1 調査, U-JIGS2 調査, C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

表 2-3 アドボカシー活動を行う団体の政策関心（上位 8 位）

ワシントン D.C. 1		ワシントン D.C. 2		東京 1		東京 2		北京 1		北京 2	
	回答%		回答%		回答%		回答%		回答%		回答%
教育、学術政策	9.7	教育政策	9.5	環境政策	8.4	環境政策	7.5	産業振興政策	11.5	業界の産業振興政策	12.0
医療政策	7.1	社会福祉政策	7.3	国際交流・協力・援助政策	6.9	厚生・福祉・医療政策	7.3	地方行政政策	10.6	地方行政政策	10.8
環境政策	6.7	司法人権政策	7.1	厚生・福祉・医療政策	6.7	産業振興政策	7.3	科学技術政策	7.7	財政政策	9.9
経済開発政策	6.7	医薬政策	6.8	業界の産業振興政策	6.3	教育政策	5.5	地域発展政策	7.4	地域発展政策	9.6
通信政策	6.6	財政政策	5.0	文教・学術・スポーツ政策	6.1	団体支援政策	5.0	財政政策	7.2	科学技術政策	5.8
財政、金融政策	6.6	環境政策	4.3	財政政策	6.1	文教・学術・スポーツ政策	4.9	文教・学術・スポーツ政策	6.9	金融政策	5.4
人権、市民権政策	6.5	金融政策	3.7	消費者政策	5.6	財政政策	4.8	環境政策	5.3	民政、福祉、医療政策	5.3
消費者保護政策	5.7	通信、情報政策	3.4	地域開発政策	5.2	地方行政政策	4.6	厚生・福祉・医療政策	5.3	労働政策	4.8

出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査, U-JIGS1 調査, U-JIGS2 調査, C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

まず、アメリカでは、もっとも高い割合を占めるのは教育団体であった。そして、教育政策への関心が最も高くなっている。第1次ワシントン D.C.調査では、貿易・ビジネス・商業団体の割合が高いに対し、第2次ワシントン D.C.調査では、アドボカシー系団体⁸と健康・福祉団体が上位を占めている。第1次ワシントン D.C.調査の健康・医薬団体と社会福祉団体の割合を合わせると、健康・福祉団体の比率は 10.8%となっている。そのため、教育政策に次いで社会福祉政策への関心の高さがうかがわれる。第1次ワシントン D.C.調査では、医療政策(7.1%)と福祉政策(4.7%)を合わせると 11.8%となり、教育政策(9.7%)を上回る。第2次ワシントン D.C.調査でも第二位の高い関心(7.3%)があるという。総じて、アメリカでは、教育団体と健康・福祉団体が高い割合でみられ、教育政策と社会福祉政策への関心が高く、これらの領域の利益が代表されやすいと考えられる。

日本では、アメリカとは異なる結果となっている。第1次、第2次東京調査ともに最も高い割合を占めるのは経済・業界団体である。そして、専門家団体も高い割合を示している(それぞれ第2位、第3位)。反面、政治・政策関心をみると、産業振興政策がそれぞれ4位と3位を占めているものの、トップを占めるのは環境政策である。厚生・福祉・医療政策への関心はアメリカほどではないが、それぞれ3位と2位となっている。総じて、日本では経済・業界団体が高い割合を占めており、産業振興政策への関心も高い。福祉団体の割合(それぞれ5.1%と6.0%)はあまり高くないものの、当該領域の政策への関心は高い。そして、環境政策への関心が最も高い。いずれにせよ、日本では、経済・業界、社会福祉、環境という3つの分野の利益が代表されやすいことが明らかである。社会福祉政策への関心は日本とアメリカの共通点であるといえよう。

それでは中国はどうか。厳格な登録制度の存在のために、中国の団体分類は日本とアメリカとは大きく異なる。第1次、第2次調査ともに、業界団体が圧倒的に高い割合(46.7%と57.7%)を占めていることが分かる。第2次調査では、活動領域をより詳細に把握するため、質問時に調整をしている。それによると、旧分類と同じく、商工サービスの団体が最も多くなった。そして、政策関心からみると、第1次と第2次北京調査のいずれも、業界の産業振興政策と地方行政政策がそれぞれ1位と2位となった。これは業界の利益がよく代表されていることを示す結果であるといえる。さらに、地域発展政策が第1次、第2次ともに4位に占めていることを加えると、地方行政や地方発展に関連する利益が表出さ

⁸ アメリカの内国歳入法(IRC)によって、501(c)(4)の社会福祉団体(Social Welfare Organizations)分類の一種である。

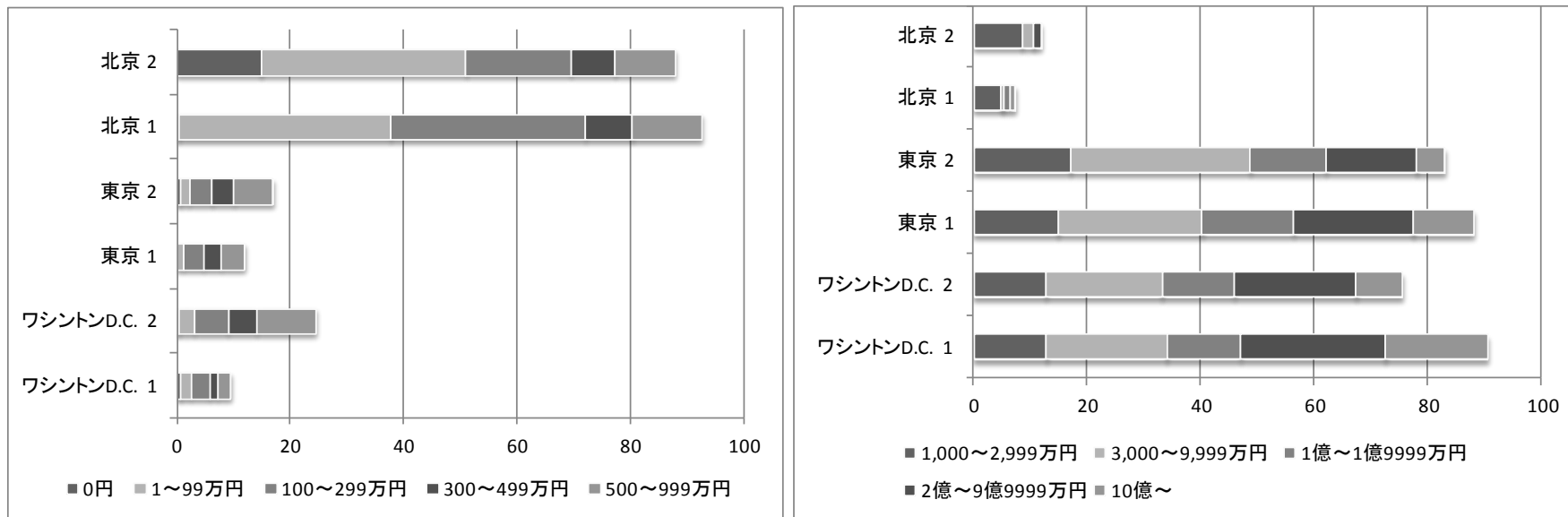
れやすいことも鮮明であるといえる。業界の振興政策への関心は日本との共通点でもある。

3.4 固有のリソース—予算、スタッフ、メンバー

団体が活動するにあたっては、経済的資源と人的資源が必要となる。また、構成員も団体の影響力の一角を構成する。これは団体のリソースでもあり、いわば団体の生命線でもある。団体のパフォーマンスは、これらのリソースの多寡によって決まる。とりわけ重要なのは経済的資源である。金銭を欠くとスタッフを養うこともできないし、メンバーをつなぎとめることも不可能だからである。

ではここから、三カ国のアドボカシー活動を行う団体のリソースについて検討してゆこう。以下の図 2-3 は、団体の年間予算に関する回答をグラフ化したものである。

図 2-3 アドボカシー活動を行う団体の年間予算



出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS1調査, U-JIGS2調査, C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

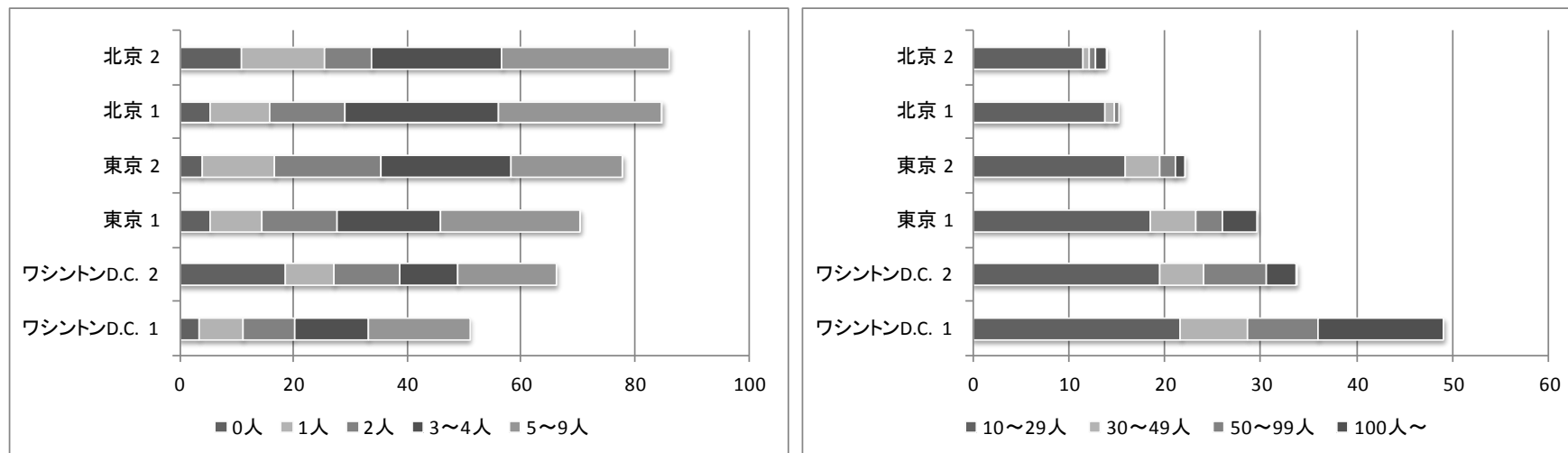
図 2-3 をみると、アメリカと日本の団体の年間予算額は中国のそれを圧倒している。およそ中国団体の 90%は年間予算が 1,000 万円に満たないのに対し、アメリカと日本の団体の 80%以上は年間予算が 1,000 万円を超えている。さらに、年間予算が 1,000 万円を超える中国の団体はおよそ 10%にとどまるが、彼らの大半は 1,000 万から 3,000 万円の枠内に収まってしまふ。日本の団体の年間予算はアメリカの団体のそれと同水準に見えるものの、年間予算が 1 億を超えるアメリカの団体は日本のそれよりも多い。年間予算が 1 億を超えるアメリカの団体は第 1 次ワシントン D.C.調査では 56.5%、第 2 次ワシントン D.C.調査では 42.3%となっているのに対し、日本の団体は第 1 次東京調査では 47.8%で、第 2 次東京調査では 34.4%であった。さらに、年間予算が 10 億円を超える団体の割合もアメリカが優れている。年間予算が 10 億を超えたアメリカの団体は 18.1%(第 1 次調査)、8.2%(第 2 次調査)に対し、日本の団体は 10.7%(第 1 次調査)で、5.1%(第 2 次調査)である。

ペッカネンと Susan Pharr は、日本の市民社会の団体の豊富さを指摘しながらも、少ない会員数、少ない専門職員数、少ない予算額と狭い地域における活動、という特徴を「四つの小ささ」⁹と表現した (ペッカネン 2008:49, Pekkanen2006:27)。アドボカシーを行う団体の年間予算からみる限り、日本の団体は中国の団体よりもかなり経済的に豊かではあるものの、アメリカとのギャップは少なくない。

次に、常勤スタッフの数を見てみよう。図 2-4 は、各国スタッフ数をグラフ化したものである。

⁹ ペッカネンの定義する市民社会は、JIGS 調査の調査対象より狭い範囲で、労働組合、産業団体、職業団体、特殊法人などが含まれていない (ペッカネン 2008:21)。

図 2-4 アドボカシー活動を行う団体の常勤スタッフ

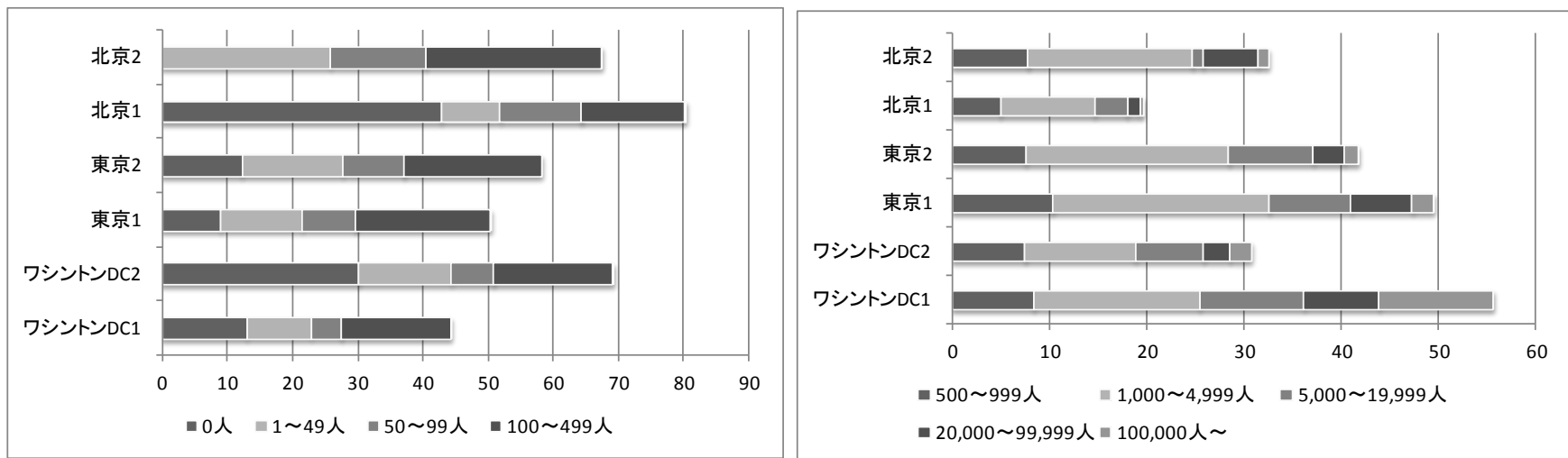


出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS1調査, U-JIGS2調査, C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

グラフを見ると、スタッフ数の多い順に、アメリカ、日本、中国となっている。スタッフの数が最も少ない中国の団体は、9人以下のスタッフの団体の割合が84.7%(第1次調査)、85.9%(第2次調査)となっている。反対に、スタッフ数をもっとも多いアメリカの団体は、10人以上のスタッフの団体の割合が46.0%(第1次調査)、33.8%(第2次調査)となっている。三カ国の差が特に大きいのはスタッフが30人以上存在する団体の場合である。中国ではわずか1.5%と2.5%しかなく、日本では11.1%と6.2%、対するアメリカでは27.3%と14.2%である(いずれも第1次、第2次調査の順)。中国と日本のギャップが明快である一方、日本とアメリカのギャップも少なくない。日本には専門職員を抱える大きな団体は驚くほどわずかしか存在しないと指摘したペッカネンの見方(ペッカネン 2004:225, 2006:29, 2008:51)は正鵠を得ているといえよう。

さらに、団体の会員数も検討してみよう。その結果を図2-5に示す。

図 2-5 アドボカシー活動を行う団体の会員数



出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS1調査, U-JIGS2調査, C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

中国の団体の会員数は、日本とアメリカと比べて依然としてギャップが大きいものの、年間予算や常勤スタッフといったリソースよりも差が大きいとは言えない。しかし、5,000人以上の会員を抱える中国の団体の割合は4.9%と7.8%であり、日本（17%と13.3%）とアメリカ（30.1%と11.9%）との差は大きいといえる（いずれも第1次、第2次調査の順）。日本とアメリカと比べるとどうか。第2次ワシントンD.C.調査の対象が非営利団体であったため、第1次調査だけに特化すると、5,000人以上の会員を抱える日本の団体はアメリカとのギャップが大きい（日本17.0%、アメリカ30.1%）。特に、100,000人以上の会員を抱えている団体の比率となると、その傾向はより顕著である（日本2.2%、アメリカ11.7%）。両者だけを検討すると、日本はアメリカよりも団体会員数が少ないという上述の指摘が成立していることを確認できる。

3.5 ネットワーク—情報源、他政治アクターとの関係

団体が活動するにあたっては、様々な情報を複数の媒体や経路を通じて入手、分析したうえで、活動の方向性を設定するだろう。そこから、目標を達成するために、アクターとの連携関係の構築についても検討することになる。アドボカシー活動を行う団体は情報の獲得ルートや他アクターとの関係のパターンは他団体より鮮明である。なぜなら、入手を要する情報は行動を前提とするもので、したがって、活動の成否と強く結びつくものだからである。団体の情報源と他アクターとの関係の分析によって、団体が誰から、どこから影響を受けるか、団体が誰に、どこに対して影響を与えようとするかが見えるはずである。

表 2-4 アドボカシー活動を行う団体の重要な情報源

ワシントンD.C. 1		ワシントンD.C. 2		東京 1		東京 2		北京 1		北京 2	
連邦政府機関	61.9	団体のメンバー	22.2	国の行政機関	30.3	中央省庁	35.2	地方政府	48.6	地方政府	52.5
国会議員	10.0	中央政府	19.8	団体のメンバー	15.3	自団体の役員	17.3	中央政府	13.7	中央政府	19.8
一般のマスメディア	7.7	学者・専門家	15.7	学者・専門家	10.1	系列団体	10.4	専門紙・業界紙	10.2	団体のメンバー	8.6
専門家	6.1	系列団体	10.9	専門紙・業界紙	9.9	学者・専門家	9.5	専門家・学者	6.7	専門紙・業界紙	3.7
自治体	4.9	他の非営利団体	8.9	自治体	9.7	自治体	8.4	本団体の成員	5.6	学者、専門家	3.7
専門紙・業界紙	2.9	自治体	4.0	協力団体	9.5	協力団体	4.9	党組織	4.2	党組織	2.5
インターネット	2.4	ローカル職員	2.8	一般のマスメディア	8.2	専門・業界紙関係者	3.4	一般大衆メディア	3.2	他の社会団体	2.5
協力団体	1.4	企業	1.2	企業	1.4	企業	3.4	企業	2.8	一般のマスメディア	1.9
地方議員	1.3	中央政府職員	0.8	政党	1.0	マスメディア関係者	3.0	その他の社会団体	2.1	企業	0.6
政党	1.1	町内会・自治会	0.8	国会議員	0.6	政党	1.4	全人代代表・政協委員	0.4	地方人代代表、政協委員	0.6
団体のメンバー	0.2	宗教団体	0.8	地方議員	0.4	町内会・自治会	0.6	地方人代代表・政協委員	0.4	非正式のルート	0.6
企業	0.2	地方政府職員	0.4	その他	3.5	地方議員	0.5	非公式のルート	0.0	全人代代表、政協委員	0.0
その他	0.0	政党	0.0			NPO	0.2	その他	2.1	その他	3.1
		その他	11.7			その他	1.9				
合計	100		100		100		100		100		100

出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS1調査, U-JIGS2調査, C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

まず、団体の情報源を見てみよう。表 2-4 で示すように、中央政府、団体メンバー、専門家などが重要な情報源となっていることは三カ国に共通する。ただし国別にみると、特色は異なる。アメリカでは、連邦政府、国会議員、団体メンバー、協力団体、系列団体、他の非営利団体が高い位置を占めるのに対して、日本では、中央省庁、団体メンバー、専門家、協力団体、系列団体、専門紙・業界紙などが高い位置を占めている。翻って中国はどうか。すると、地方政府、中央政府、団体メンバー、専門家、専門紙・業界紙などが高い位置を占める。そして、第 1 次、第 2 次調査でも比較をすると、アメリカと日本ではばらつきがみられるが、中国は上位 5 位の情報源には変化が無い。アメリカと日本では、中央政府が圧倒的に重要であるのに対し（第 2 次ワシントン DC 調査を除く）、中国の場合は地方政府の存在が他の情報ルートよりも重要度を高くしている。さらに、アメリカと日本は協力団体と系列団体が重要な情報源であることは共通する一方、中国と日本では、専門紙・業界紙が重要な情報源であるという共通性があった。さらに、アメリカでは国会議員が重要視されるのに対して、日本と中国では、国会議員は情報源として重要視されていない¹⁰。このような日本と中国の姿は、政党があまり重要な情報源ではないという調査結果とも整合的である。

¹⁰ 中国には国会は存在しないが、ここでは全人代代表と政協委員を同じものとして扱っている。

表 2-5 他団体、他アクターとの協調対立関係（上位 5 位）¹¹

ワシントンD.C. 2			東京 1			東京 2			北京 1			北京 2		
他団体	N	平均		N	平均		N	平均		N	平均		N	平均
アドボカシー系団体	245	4.38	福祉団体	399	4.53	経済・業界団体	755	4.64	学者・専門家団体	143	5.31	農業団体	123	4.93
教育団体	245	4.36	消費者団体	402	4.39	行政関係団体	726	4.59	女性団体	123	4.62	労働団体	121	4.83
専門家団体	245	4.18	経済・経営者団体	409	4.38	専門家団体	721	4.54	居住区域団体	123	4.54	社区(コミュニティ組織)	119	4.79
学術団体	245	3.99	NGO・市民運動・住民運動団体	398	4.38	福祉団体	713	4.42	農業団体	118	4.53	消費者団体	124	4.72
政府関連団体	245	3.69	労働団体	406	4.25	学術・文化団体	715	4.42	消費者団体	123	4.52	社会福祉団体	117	4.72
他アクター														
メディア	245	4.46	自治体	412	4.67	市町村	714	4.48	政府官僚	166	5.32	地方政府	129	5.47
連邦政府	245	3.93	文化人・学者	411	4.62	都道府県	715	4.46	地方政府	147	5.27	政府職員	126	5.39
国会	245	3.73	官僚	419	4.53	マスメディア	723	4.31	党幹部	142	5.22	党幹部	120	5.28
州政府	245	3.56	マスコミ	412	4.48	与党	719	4.29	メディア	142	4.87	知識人	123	5.07
ローカル政府	245	3.42	政党	408	4.42	大企業	698	4.16	国営企業	148	4.81	私営企業	125	4.93

出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS2調査, C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

¹¹ 第 1 次ワシントン D.C.調査では協調対立関係が設問されなかった。

次に、表 2-5 に示すように、アドボカシー活動を行う団体と他団体、他アクターとの協調対立関係を見てみよう。三カ国に共通するのは、メディアと専門家団体が団体と協調的であると見受けられることである¹²。第 2 次北京調査を除いて、メディアは、協調対立関係では上位に現れる。アメリカでは、メディアが、他団体と他アクターを合わせすべてのアクターの 1 位である。上述の情報源からみて、アドボカシー活動を行う団体にとっては、メディアは比較的協調的な存在であり、行動にあたって必要となる関係性が生じていること、も考えられる。そして、三カ国ともにおいて、専門家が重要な情報源であると同時に、専門家団体との関係も協調的である。団体が活動するとき、専門家からの情報収集、専門家団体へ協力の呼びかけ、さらに、専門家あるいはその団体からのサポートが重要となる可能性は考えられる。三カ国の中、第 1 次北京調査では、学者・専門家団体が他団体のトップであり、他団体と他アクター全体の 2 位を占めている。

また、中国の場合、地方政府、政府官僚、党幹部が他団体のトップ 3 を占めることが第 2 次調査においても確認された。地方政府が最も重要な情報源であることもあり、団体のアドボカシー活動の標的にされやすいのかもしれない。政府官僚と党幹部は、政府に影響を与える重要なパイプとなるだけに、協調的である必要もあるであろう。それに、専門家団体のほか、農業団体、コミュニティー団体、消費者団体との協調性も高い。

日本の場合は、中国と同じように、都道府県や市町村との協調度が高いうえ、経済・業界団体や福祉団体との高い協調度も確認できる。一方、アメリカでは、メディアのほか、連邦政府、国会、州政府、地方政府などといった他アクターが協調度の上位 5 位を占めたものの、平均点はすべて 4 点を下回り、対立的な方向へと偏りがみられる¹³。反面、アドボカシー系団体との協調度が高いということも示されている。全体をみれば、平均点が 4 点を一番多く上回るのは中国の団体であり、次いで日本、アメリカという順である。

4. JIGS データからみたアドボカシー活動の実態

アドボカシー活動を行う場合、団体は様々な決定を下さなければならない。例えば、活動のレベルの設定や、活動の対象の設定について、決定が必要となる。さらに、政治過程と政策過程のいずれの局面で活動することを選択するか、その際の戦略・戦術についても決定する必要がある。団体が内部で決定する活動方針によって、それぞれの具体的な行動

¹² 第 1 次東京調査と第 2 次北京調査では、専門家団体が選択肢に入らなかった。

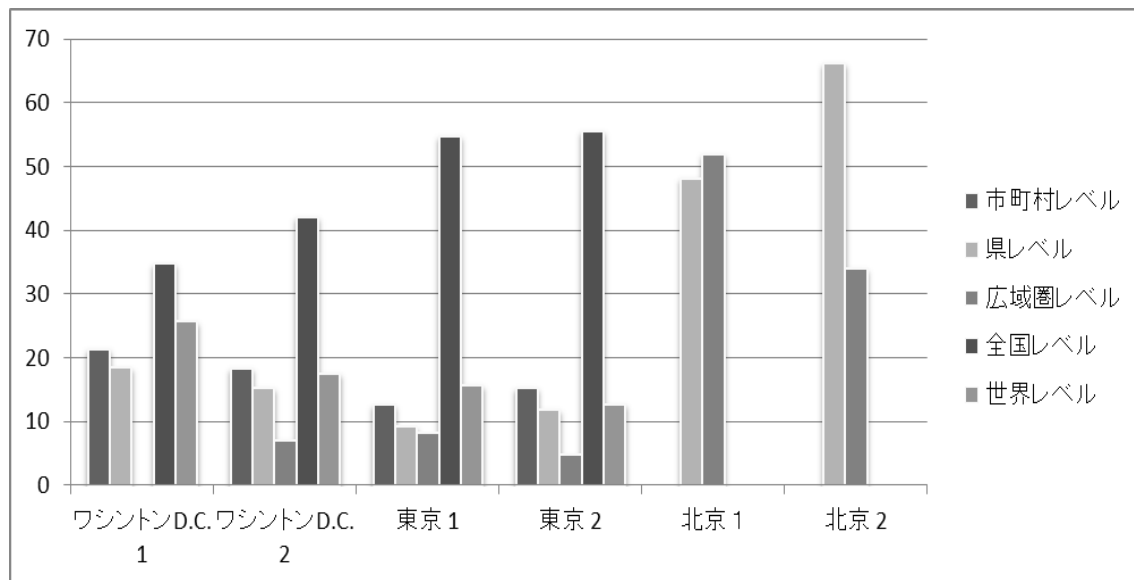
¹³ 調査表の中では、4 点が中立で、4 点を下回る方向は対立であると記した。

は変わりうる。これらの行動の分析によって、アドボカシー活動の実態が浮かび上がってくるだろう。

4.1 活動の行政レベル

団体それぞれの活動レベルの設定は、団体自らが代表する利益の様式、政治や政策への関心、リソース、アクターとの関係、規制といった点に考慮しながら行われる。また、団体全体の活動レベルは、団体世界の構図や現実政治の構図も反映されることになるだろう。

図 2-6 アドボカシー活動の行政レベル



出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査, U-JIGS1 調査, U-JIGS2 調査, C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

図 2-6 を参照されたい。団体の活動レベルを、行政区分に合わせて 5 つに分け(市町村、県、広域圏、全国、世界)、それぞれをグラフ化した。グラフが示すように、日本の団体のおよそ 55%は全国レベルで活動するのに対して、他の行政レベルで活動する団体の割合は 10%程度である。アメリカでは、広域圏レベルを除いて、全国レベルで活動する団体は他レベルの団体より多いが、その偏りは日本ほどではない。中国の団体はバランスが悪く、県レベルと広域圏レベルに集中して活動している。ただし、中国調査では、調査の制限から県レベル以下の活動が調査に反映されなかったし、政治的な制限から、全国レベルの団体が少ないという事情も存在しているという点は考慮されなければならない。

日本では全国レベルで活動する団体の割合が非常に多いことに、政治権力の「一極集中」

の特徴も示されているのであろう。そして、アメリカの方では、バランスがやや均衡で、地方レベルでの団体の活動も少なくないことは、権力の分散と多様な社会の特徴が反映されているのであろう。

4.2 活動の領域とその対象

団体がアドボカシー活動を行う際に、自組織の主張が効果的に政治過程や政策過程に反映されるようにするには、主張を投げかける相手先を慎重に探索しなければならない。一般には、政治的影響力が高いほど、政策決定にも強い影響力を持つという認識があろう。では、JIGS 調査の結果ではどのように表れるだろうか。

表 2-6 他アクター政治影響力評価（上位 6 位）

ワシントンD.C. 1		ワシントンD.C. 2		東京 1		東京 2		北京 1		北京 2	
	N 平均		N 平均		N 平均		N 平均		N 平均		N 平均
国会	579 6.11	国会	174 5.83	官僚	420 6.40	与党	697 5.78	政府官僚	177 5.99	政府職員	138 6.22
マスメディア	578 5.39	大統領	172 5.73	政党	421 6.18	首相官邸	686 5.55	党幹部	166 5.92	党幹部	133 5.99
ビジネス団体	577 5.18	連邦政府	175 5.55	経済・経営者団体	418 5.75	経済・業界団体	702 5.29	地方政府	166 5.36	地方政府	130 5.41
多国籍企業	575 5.02	大企業	173 5.38	大企業	417 5.45	マスメディア	686 4.82	学者・専門家団体	176 5.20	知識人	126 5.17
連邦政府機関	579 4.95	ビジネス・貿易団体	173 5.36	マスコミ	418 5.36	大企業	680 4.63	メディア	166 5.25	マスメディア	130 5.12
労働団体	576 4.46	メディア	177 5.15	外国の政府	419 5.28	外国政府	677 4.38	国際機関	155 4.74	国営企業	126 4.96

出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査, U-JIGS1 調査, U-JIGS2 調査, C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

表 2-6 が示すのは、回答する団体から見た他アクターの政治的影響力評価である。これは、各団体が、その国々の政治状況について持っている認識を垣間見ることができるデータである。また、団体がアドボカシー活動を行う際には、これら他アクターは重要な対象と化しうる存在でもある。

まず、三カ国に共通するのは、いずれの国の第 2 次調査も、概ね類似する結果が表れていることである。中国では、政府官僚、党幹部、地方政府、専門家、メディアが政治的影響力の上位を占めることが第 1 次、第 2 次それぞれの北京調査で明らかになっている。この結果は、前述の団体と協調度の高いアクターの存在とほとんど違いが無いだけでなく、重要な情報源として挙げられた回答とも一部も重なっている。さらに、第 2 次北京調査では、国営企業の政治的影響力も認められる結果となった。一方、日本では、政府官僚、与党、経済・業界団体、メディア、大企業、外国政府が、政治的影響力の上位 6 位に位置することが第 1 次、第 2 次それぞれの東京調査において示されている。これも、中国の例と同じように、団体と協調度の高いアクター、重要な情報源といった回答と一部が重なるものとみられる。さらに、アメリカでは、国会、連邦政府、ビジネス団体、大企業、メディアが政治的影響力の上位を占めていることが、第 1 次、第 2 次それぞれのワシントン D.C. 調査で判明した。これもまた、団体と協調度の高いアクター、重要な情報源と一部が重なる結果となっている。

次に注目されるのは、三カ国の団体はいずれも、政府機関・官僚、メディア、大企業が高い政治的影響力を持っていると認識していることである。そして、アメリカと日本では、特に経済・ビジネス団体の高さが目立つ一方。日本と中国という見方をすれば、与党やその党幹部の高さが目立つ結果となっている。翻って相違点を探すと、アメリカの、日本や中国と最も異なる認識として、国会に対するそれが挙げられる。アメリカの団体にとって、国会は、他アクターよりもとりわけ政治への影響力が高いと観念しているようである。中国における差異は、地方政府と専門家、専門家団体の政治的影響力の高さについての認識である。

表 2-7 有効な働きかけ先¹⁴

	ワシントンD.C. 1			東京 1/東京 2			北京 1	
	有効1位	全体		順位1	順位2	順位3	N	平均
国会	52.5	43.7	政党ない し議会	29.6/36.8	57.7/56	12.7/6.9	行政機関	241 4.06
ホワイトハウ ス・行政機関	9.1+34.8	15+35.2	行政	63.8/59.2	31.3/35.5	4.9/4.5	党組織	117 3.66
裁判所	3.5	6.1	裁判所	9.9/4.6	9.2/6.2	80.8/89.2	全国人代	93 3.51
							全国政協	89 3.16
							裁判所	82 2.78

出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS1調査, C-JIGS1調査。

次に、表 2-7 は、団体から見て、政府どの部門が有効な働きかけ先と考えられるかを示すものである。内容を見てみると、裁判所はさほど有効な働きかけ先としては認識されていないことが分かる。反対に、行政機関を有効な働きかけ先であると認識していることは、三カ国に共通しているように見受けられる。政府機関・官僚の政治的影響力の高さを考慮に入れたうえで、このような回答が導かれているものと思われる。

個別に検討すると、まず、アメリカでは、国会が行政機関と並んで有効な働きかけ先とされている。これは、国会の政治的影響力評価の高さという点と一致する。続いて日本では、政党や国会は行政ほどの有効とはみられていない。中国の場合は、行政機関と党組織の有効性が、いわゆる議会に相当する全人代と政協よりも高くなっている。これらを総括すると、政府部門を有効な働きかけ先と捉えるかどうかの認識は、団体の活動領域と関連するかもしれないという点を指摘できる。団体が有効と見なす対象に、団体のアドボカシー活動も集中するはずだからである。

4.3 活動の過程と戦略選び

第 1 章にも論じた通り、アドボカシーの政治システム上の位置付けを検討するうえで必要なのは、ある団体が、どのような過程において、どのような戦術・戦略にもとづいて、アドボカシーを行うかという活動の実態への視座である。ここでは、その点を検討しよう。

¹⁴ 「全国人代」は全国人民代表大会の略称である。「全国政協」は中国人民政治協商会議の略称である。

表 2-8 アドボカシー活動と戦略¹⁵ (1)

ワシントンD.C. 1			ワシントンD.C. 2			東京 1			東京 2		
政策決定過程	N	平均	政策決定過程	N	平均	政策決定過程	N	平均	政策決定過程	N	平均
政府省庁と接触	623	2.81	専門知識等の提供	240	3.15	政府省庁と接触	431	2.42	中央省庁と接触	892	2.40
民主党議員と接触	622	2.64	働きかけを一般会員に要請	237	2.84	ネット・情報提供	412	2.05	専門知識等の提供	859	2.22
共和党議員と接触	619	2.63	影響力をもつ地元人物と接触	235	2.68	与党と接触	428	1.88	自治体と接触	870	2.05
働きかけを一般会員に要請	624	2.60	法案作成の支援	235	1.90	発言力をもつ人を介して働きかけ	412	1.75	発言力をもつ人と接触	865	1.75
関係のある政府機関で証言	625	2.29				審議会等に委員を送る	409	1.73	与党と接触	870	1.74
ホワイトハウスと接触	621	2.14				野党と接触	409	1.58	会員による働きかけ	854	1.63
						働きかけを一般会員に要請	406	1.54	野党と接触	861	1.50
						法案作成を手伝う	402	1.32	法案作成の支援	857	1.49
政治過程			政治過程			政治過程			政治過程		
他団体との連合	624	2.73	集会への参加	238	3.46	他団体との連合形成	418	1.93	他団体との連合	867	1.97
記者会見	623	2.10	他団体との連合	238	3.29	マスコミに情報提供	412	1.89	マスメディアへの情報提供	853	1.97
デモなど直接的行動	621	1.53	パブリック・コメント	236	3.22	記者会見	408	1.52	パブリック・コメント	857	1.96
意見広告	617	1.36	マスメディアへの情報提供	236	3.14	大衆集会	401	1.41	集会	858	1.79
			記者会見	235	2.41	有料意見広告掲載	402	1.27	請願	861	1.74
			請願の署名活動	234	2.15	直接行動	402	1.18	記者会見	855	1.48
			意見広告	232	1.84				意見広告	850	1.38
			直接的行動	230	1.57				直接的行動	853	1.32

出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS1調査, U-JIGS2調査。

¹⁵ ワシントン D.C.調査と東京調査では、いずれも「まったくない」から「非常に頻繁」までの 5 段階で団体が政治や行政に要求や主張する際に行うアドボカシー活動に関する評価が求められた。

表 2-9 アドボカシー活動と戦略¹⁶ (2)

北京 1		北京 2 効果		北京 2 回数	
政策決定過程	N 平均	政策決定過程	N 平均	政策決定過程	N 平均
調査報告書、政策建議書の提出	197 2.82	座談会に参加する	91 2.42	政府職員に電話する	33 11.30
政府主催座談会への参加	204 2.68	調査報告書を提出する	75 2.29	座談会に参加する	75 3.52
政府官僚への電話	166 2.64	政府職員に電話する	52 2.17	手紙を書く(電子メールも含む)	23 2.70
手紙を書く(電子メールを含む)	106 1.92	手紙を書く(電子メールも含む)	35 1.91	私的人脈を通じて建議を提出する	22 2.32
私的人脈を通じて接触	101 1.82	私的人脈を通じて建議を提出する	30 1.70	調査報告書を提出する	57 1.98
会員に政府省庁へ手紙や電話をするよう促す	86 1.51	会員に政府機関へ手紙や電話をするよう促す	21 1.29	会員に政府機関へ手紙や電話をするよう促す	13 0.69
法的手段による問題解決	80 1.25	司法を通じて解決する	16 1.06	司法を通じて解決する	11 0.18
陳情	80 1.14	陳情する	12 0.67	陳情する	8 0.00
政治過程		政治過程		政治過程	
メディアに情報を提供する	97 1.90	他の団体との連合形成	35 2.03	有料でメディアに宣伝を掲載する	16 2.06
他の団体と連合形成	93 1.69	メディアに情報を提供する	28 1.64	他の団体との連合形成	27 1.96
記者会見を開く	87 1.44	有料でメディアに宣伝を掲載する	21 1.43	メディアに情報を提供する	21 1.57
その他の手段	54 1.35	記者会見を開く	18 1.33	記者会見を開く	14 1.21
広告掲載	85 1.34	請願・座り込み	13 0.62	請願・座り込み回数	9 0.00
嘆願書、座り込み	80 1.11	大衆集会を開いて世論の支持を獲得	13 0.69	大衆集会を開いて世論の支持を獲得	9 0.00
大衆集会を開いて世論の支持を獲得	79 1.14				

出所) C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

¹⁶ 第1次北京調査では、「まったくない」から「非常に頻繁」までの5段階で団体が政治や行政に要求や主張する際に行うアドボカシー活動に関する評価が求められた。第2次北京調査では、2009年のアドボカシー活動の実施回数とその行動の効果について回答が求められた。

表 2-8 が示すのは、団体は、政治過程や政策過程において、インサイド戦略やアウトサイド戦略をそれぞれ駆使しながら政治と政策に影響を与えようとしているという現実である。全体的には、第 2 次ワシントン D.C.調査を除けば、アドボカシー活動の頻度を示す平均は 3 を下回った (3 は「ある程度」である)。加えて、デモやストライキといった直接的な行動の頻度は最も低い点は、三カ国に共通している。また、政策決定過程への活動頻度が政治過程へのそれよりも高いことも共通している。さらに、政府省庁との接触 (中国の場合は、政府官僚への電話という行動である) が、政策決定過程への活動において高くなっている。これは、上述の通り、活動対象や他アクターの政治的影響力評価、有効な働きかけ先の回答傾向と類似している。そのうえ、政治過程において、他団体との連合形成やメディアへの情報提供という手段も三カ国に共通して高い結果となっている。

国別に検討してみよう。まず、アメリカは、民主党議員や共和党議員との接触頻度が比較的高いことから、アメリカ政治における国会の重要性が改めて示唆される結果であると言える。また、第 2 次ワシントン D.C.調査では、政治過程への活動頻度が高いことが示されており、これは、アメリカの団体 (この調査は非営利組織を対象とするため、ここは正確には非営利組織) は、政治過程への活動を積極的に行なっていることが示唆される。一方、日本では、専門知識等の情報提供が高い結果となっている。さらに中国の場合、政府主催の座談会への参加、調査報告書や政策建議書の提出が高い結果となっている。

4.4 政策実施・阻止経験と政治的影響力

団体のアドボカシー活動には、必ず結果が求められる。言い換えれば、団体の活動は、特定の政策を実施または阻止・修正させることに成功した経験の有無によって評価されるということである。さらに、これらの経験が団体の政治的影響力を規定する一因となる。

表 2-10 政策の実施または阻止・修正経験の有無

	ワシントンD.C. 2						東京 1	東京 2			北京 1	北京 2
	連邦		地方自治体		ローカル			全体	国	自治体		
	単独	連合	単独	連合	単独	連合						
実施経験あり	19.7	39.7	15.6	33.0	13.8	27.4	25.2	37.3	25.2	18.0	24.6	36.8
阻止・修正経験あり	25.7	44.5	20.2	37.4	21.8	29.4	12.9		27.2	16.0	11.2	
実施経験なし	80.3	60.3	84.4	67.0	86.2	72.6	74.8	62.7	74.8	82.0	75.4	63.2
阻止・修正経験なし	74.3	55.5	79.8	62.6	78.2	70.6	87.1		72.8	84.0	88.8	

出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS2調査, C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

まず、表 2-9 を見ると、アメリカでは、連邦、地方自治体、ローカルのいずれの領域においても、連合形成を通じて政策実施や阻止・修正を経験している団体が、単独で行う団体より 10~20%程度多くなっている。アメリカでは、団体間の連合形成が重視され、それを通じてアドボカシー活動を行おうとするという特徴が垣間見える。また、いずれの場合も、政策阻止・修正経験のある団体は、政策実施経験のある団体よりも概ね 5%程度多いことも示されている。

それに対して、中国と日本では様相を異にする。第 1 次東京調査、第 1 次北京調査の結果からは、政策実施経験のある団体は、政策阻止・修正経験のある団体の 2 倍近くに上っていることが分かった。第 2 次東京調査に焦点を当てると、2 度の北京調査との類似性が浮上する。さらに、その調査を第 2 次ワシントン D.C.調査と比較すると、中央政府（連邦政府）レベルで政策実施や政策阻止・修正経験があると答えた団体は、地方レベルのそれよりも多くなっている。

表 2-11 主観影響力認知

	ワシントンD.C. 2	東京 1	東京 2	北京 1	北京 2
言いにくい				19.7	20.2
まったくない	22.3	8.6	7.3	15.3	5.5
あまりない	16.8	31.8	34.4	45.1	42.9
ある程度強い	48.0	39.3	42.3	10.2	7.4
かなり強い	9.4	15.3	12.5	8.8	23.9
非常に強い	3.5	5.1	3.4	1.0	0.0

出所) J-JIGS1調査, J-JIGS2調査, U-JIGS2調査, C-JIGS1調査, C-JIGS2調査。

さらに、団体自身の影響力認知についても検討しておきたい。自組織がどの程度の政治的影響力を有しているかについての自己認識について、表 2-10 において示した。中国では、およそ 20%の団体は、影響力の有無について態度を明らかにしていない。そして、40%を超える団体があまり影響力をもっていないと回答している。それに対して、アメリカや日本では、40%を超える団体がある程度の影響力の存在を観念しているようである。ある程度の影響力をもっていると答えたアメリカと日本の割合は同水準であり、中国のおよそ 2 倍である（ワシントン D.C. 2 : 60.9%、東京 1 : 59.7%、東京 2 : 58.2%、北京 1 : 20%、北京 2 : 31.3%）。

中国では、団体の主観的影響力認知は低いものの、第 2 次調査をみる限り、かなり強い影響力の保持を認識する団体の割合も 5 つの調査でもっとも高く、23.9%に上っている。

日本は 15.3%と 12.5%（第 1 次、第 2 次調査の順）である。反面、アメリカは 9.4%にとどまる。三カ国を比較する限り、中国における団体の主観的影響力認知がアメリカと日本のそれより低いことは明快である。そして、日本の団体の主観的影響力認知がアメリカと同程度であることも判明した。

5. まとめ

本章では、三カ国における市民社会組織の政治への参加の現状とアドボカシー活動による市民社会組織の参加の実態を比較した。アドボカシー活動の比較分析に当たっては、ここではもっぱら JIGS 調査に基づいて、アドボカシー活動を行なう団体の設立年、団体分類、政策関心、リソース、情報源、他政治アクターとの関係といった団体を取りまく構造とアドボカシー活動の主な活動領域とその対象、活動の戦術・戦略、影響力評価といった活動の状態をそれぞれ論じた。以下、本章で得られた知見をまとめておきたい。

はじめに、三カ国における市民社会組織の参加の現状に関する分析からは、次の 2 点が得られた。

(1) 利益が多極化する現代社会において、政党政治のような選挙区など住む場所による利益の集約と表出を補完する形で、身近なところで、関心と関係のある身近な課題を取り組む市民社会組織の参加が盛んになってきた。

(2) 先行研究によれば、米、日、中三カ国のアドボカシー活動は差異がある。アメリカでは多くの市民社会組織がアドボカシー活動を行うのに対して、日本では、専門的なアドボカシー活動を行う団体が極めて少なく、いわゆる「二重構造」の特徴が鮮明である。中国では、草の根組織が「下層路線」でアウトサイド戦略をとり、制約の下の政策の隙間に活動を行うのに対して、各分野の人民団体は上層路線でインサイド戦略をとり、政治や政策へ影響力を行使している。

次に、JIGS 調査データに基づいて、アドボカシー活動による市民社会組織の参加の実態に関する比較分析から、以下の 3 点が得られた。

(1) 三カ国を通じて、市民社会団体の社会自治機能は顕著に表れることがわかる。アメリカの団体がバランスよく各機能を果たすのに対して、日本と中国の団体は一部の機能に特化する印象が強い。特に、アドボカシー機能は中国と日本はともにアメリカに劣る。中国団体のアドボカシー機能は日本よりさらに低い。

(2) 団体構造においては、共通性と特徴的な差異が入り混じっている。アドボカシーを

行う各国の団体の設立年の分布には差異があり、歴史的な規定要因が想起される。アメリカでは、教育団体と健康・福祉団体の代表性が強いのに対し、日本では経済・業界、社会福祉と環境の三分野が、中国では業界と地方行政や地方発展の分野が強くなる。組織リソースについては、日本とアメリカは中国よりもかなり豊富である一方、日本とアメリカのギャップもまた鮮明である。情報源については、アメリカと日本は中央政府が高い重要性を持つのに対して、中国では地方政府が高くなる。また、アメリカでは国会議員の情報が重視されるのに対し、日本と中国ではその傾向は見られない。協調関係については、中国では、地方政府、政府官僚、党幹部、専門家団体、農業団体などとの協調性が目立つのに対して、日本では、自治体、市町村、経済・業界団体、福祉団体などとの協調性が顕著である。アメリカは、メディア、アドボカシー系団体、教育団体などと協調的である。

(3) アドボカシー活動の実態も同様に共通性と特徴的な差異が入り混じっている。アドボカシー活動の行政レベルでは、アメリカでは各レベルに広がるのに対して、日本は全国レベルに集中しがちである。一方、中国はそのバランスは存在しない。働きかけ先については、いずれの国も行政機関を有効な働きかけ先としていることが分かる。しかし、アメリカでは、議会が、行政機関と遜色のない有効な働きかけ先と認識されている。さらに、三カ国いずれも、政策決定過程での活動頻度をより高くしており、政府省庁との接触が頻繁であるという共通項があった。アメリカでは国会への関与が盛んであるのに対し、中国では座談会への参加と調査報告書や政策建議書の提出が高い値を示す。日本では専門知識等の提供が多いほか、審議会に委員を送ることも少なくない。政策実施・阻止を検討すると、アメリカでは政策の阻止・修正経験のある団体が政策実施よりも多いのに対し、中国と日本は、その逆になっている。最後に、主観的影響力認知については、中国はアメリカと日本より低く、日本のそれはアメリカと同水準となることが分かった。

第3章 市民社会組織のアドボカシー参加の要因

はじめに

アドボカシー活動に積極的に取り組む団体がある一方、そのような活動に消極的な団体もまた少なくない。そして、アドボカシーを行う団体の構造とアドボカシー活動の実態をみると、国ごとに状況も大きく異なっている。どのような理由からアドボカシー活動に取り組むのか。市民社会組織がアドボカシー活動を実行する要因、すなわち、なぜ、どこで、どの程度、どのように、行なうのかを解明する必要がある。例えば、団体の構造はアドボカシー活動をどのように規定するのか。制度はどの程度規定しているのか。それらの要因を検討することによって、多くの団体のアドボカシー活動を通じた政治への参加の本質をよりよく理解することに繋がるはずである。

1. 市民社会組織における要因

1.1 組織要因の検証状況

団体のアドボカシー活動の要因に関する議論は、資源、政策領域、法的地位、設立年、活動目的、資金調達の際の政府との関係性といった、団体の組織要因が主に検証されてきたという経緯がある。例えば、ペッカネンとスミスは、資源（予算とスタッフ）、政府からの資金調達の比率、活動分野、活動期間の長さ、活動目的、設立された時代、大規模組織の地方支部、メンバーシップという8つの要素をデータ化し、回帰分析を行なった結果、財源、政府からの支援、活動目的、運営へのメンバーの参加などの要素がアドボカシー活動を促す傾向を発見した（Pekkanen and Smith 2014c:50-63）。一方、チャイルドらは、活動分野、大きさ（歳入、スタッフ）、政府資金の調達、団体の設立年、法的地位とテクノロジーの6つの要素から回帰分析を行なった結果、環境或いは健康・動物の領域では、米国歳入庁に登録していなくとも、高い技術レベルを持つ大規模団体は、アドボカシーに積極的である可能性が高いと結論づけている（Child and Grønbjerg 2007:272）。他にも、2007年にバスによって実施された調査によると、環境や福祉、社会活動分野で予算規模が大きく資金源を多数有していたり、政府および財団からの資金提供を受けていたり、会員制かつ連合や協会に参加しているため彼らからの行動要求が存在していたり、役人から情報提供の要請の存在や政府と関係を持つシニア職員がいたり、米国内国歳入法のロビイング規則に則ってインターネットに精通していたりする団体が、アドボカシー活動に積極的であ

る傾向が強いとみられることが発見されている (Bass et al. 2007, 2014:275)。

アドボカシー活動の促進要因をより深く探求したものとしては、次の研究が挙げられる。モズリーは、団体のアドボカシー活動の障壁について、税制による制約、リソースの制約、リーダーシップの不足といった観点から分析している。彼の研究はアメリカを対象としており、税制等の制約によって 501(c)(3) 該当団体のロビー活動が制限され、加えて、選挙運動も禁止されており、潜在的に彼らの活動の障壁となっていることに言及した。これら規制は、法的地位の剥奪を含む厳格なものであり、多くの非営利団体が困惑しているという。そのため、制裁を恐れてアドボカシーに全く手を付けない団体もあるようである。一方、リソースの不足については、例えば、財源不足、スタッフ不足がアドボカシー活動の阻害要因になっているものとみられる。さらに、彼は、団体のリーダーシップの不足も障壁とみなしている。アドボカシーに関する責任は団体のリーダーに集中しており、リーダーの知識や専門性、信念や情熱、規制への理解や専門的ネットワークへのアクセスといった点がリーダーシップの素質を規定しているという。そして、それらの豊かさがアドボカシーにつながることを明らかにしている (Mosley 2014:111)。

なお、市民社会組織がアドボカシー活動を行なう際に、アドボカシーに対する認識と賛否は考慮事項となる。先行研究によると、ロビイングは最も否定的に捉えられているようである。反面、アドボカシーは啓蒙と同水準に肯定的に捉えられているようではあるものの、12%の回答者が行わないともしている (Berry and Arons 2003)。そして、アドボカシー活動に否定的な意見として、非営利組織の活動目的ではないこと、アドボカシーによる印象を持たない寄付者が存在すること、政府との契約を失う恐れがあること、アドボカシーに当てる資源、時間、知識がないこと、といった点も散見される。反対に、非営利組織の文化の一部と捉えたり、憲法が定めた一種の権利と考えたり、税制と内国歳入庁の規則は活動を許容していると考えたり、慈善という価値と一致すると考えたり、といった肯定的な意見も見受けられている (Bass et al. 2014:262)。

1.2 三カ国のデータによる比較分析

1.2.1 作業仮説の検討

それでは、前述のような組織要因について、JIGS 調査のデータからどのような知見を得ることができるであろうか。以降、そのデータを利用した定量的分析を行なうために、操作化を試みることにする。まず、ここでは、分析の前段階として作業仮説の検討を行なう。

作業仮説となりうるものは、次の4点である。

第1に、リソースに関する仮説（第1仮説）である。非営利組織に関する研究でよく使われ、社会学と社会運動研究でよくみられる資源動員論によると、より多くのリソースを持つ非営利組織ほどより組織化の度合いが高く、アドボカシー活動を行う可能性も高いという。なぜなら、アドボカシー活動に必要な費用の支弁が容易であり、既得権益を守る必要も生じるからである（Pekkanen and Smith 2014:52）。これを踏まえれば、市民社会組織が持っているリソースが多いほど、アドボカシー活動を行う可能性が高いという仮説が構築される。

第2に、政策領域に関する仮説（第2仮説）である。団体はそれぞれ直面する政策環境も違えば、大きさや組織能力も異なる。政策領域は、同種の団体にとっては同一の活動の場を意味するものとみられる（Child and Grønbjerg 2007:261）。活動する政策領域は団体分類や政策関心によって反映される。団体をとりまく環境や政治、政策の変化によって、団体もまた変化するのは当然であるし、団体の関心事も変わっていくであろう。数の多い種類こそ、関心が集中される政策領域こそ、利益も集中され、団体のアドボカシー活動も活発化しているのではないか。

第3に、政府からの助成金や補助金などの経済的支援に関する仮説（第3仮説）である。市民社会組織の資金源は多岐にわたる。人々からの寄付、基金からの資金提供、メンバーの加入費や会費、有償の情報提供やサービス提供、国の許可上の事業収益、政府からの助成金や補助金など多種多様である。先行研究では、政府から助成金や補助金を受けている団体は、資金を確保する目的から資金源との関係を悪化させないようにアドボカシー活動をためらうことを示唆する研究は既に存在する（Chaves et al. 2004; Reid 2006; Bass et al. 2007）。その一方、政府の経済的支援によって政府と緊密な関係を保ち、より直接的なアクセスを取ることでアドボカシー活動を促す効果があるという研究の示唆もある（Salamon 1987; Chaves et al. 2004; Kramer 1987）。ここでは、団体の既得権益を守るために、より活発なアドボカシー活動を行うという仮説を立てることとしたい。

第4に、設立年に関する仮説（第4仮説）である。設立年が古いほど、その政策領域での発言権が固くなり、事情に精通したり、政策関係者との関係やパイプも深まったりするなどして、アドボカシー活動は活性化しやすいはずである。したがって、古い団体ほどアドボカシー活動により積極的に取り組むという仮説を設定する。また、団体が設立された時期の政治や社会背景も行動に反映されるかもしれない。例えば、1960年代に生まれたア

アメリカの団体はアドボカシー活動を促す社会の空気に包まれて、アドボカシー活動にもより積極的であるのに対して、1990年代に設立された団体は不活発であるという指摘がある (Child and Grønbjerg 2007:263)。日本では、1960年代前後の激動な政治や社会運動の背景に生まれた団体の高い活発さが指摘されており (ゴードン 2013:582)、アドボカシー活動にも積極的であろうと推測される。中国では、2004年9月の共産党第十六期中央委員会第四回全体会議で「社会建設」を国家建設の戦略的目標として掲げたことと、2007年10月の共産党第17回全国代表大会で、社会組織の政治的機能として、市民参加や政策提言、社会自治などが重点項目として打ち出されたことを踏まえ、その頃から生まれた団体はアドボカシー活動に積極的であろうという仮説を設定する (李 2012:42,60; 辻中ほか 2014:27)。

1.2.2 変数の確定作業

上述の仮説に基づいて、分析にあたっての従属変数と独立変数の確定作業が必要となる。ここでは、従属変数は団体のアドボカシー活動とする。第2章に述べたように、団体はさまざまなアドボカシー活動を行っており、国ごとに特徴も異なる。仮説を検証するうえでは、各国の団体が行うアドボカシー活動すべてを従属変数として扱う。

独立変数は、リソース、活動分野、政府からの助成金・補助金などの資金援助、設立年の4種類とするが、データの項目とマッチさせる作業が必要となる。団体のリソースを示すデータは、年間予算、常勤スタッフ数とメンバー数(個人会員数)などが存在する。もちろん他の項目、例えば、ボランティアの数、非常勤スタッフの数、団体会員数などもリソースの一種ではあるが、ここでは、おもに年間予算、常勤スタッフ数とメンバー数(個人会員数)をリソースの代表として取り扱う。

また、第2章に述べたように、三カ国の団体の活動する領域はそれぞれ異なっており、もちろん政策関心も異なる。ここで独立変数としての検証においては、団体分類と政策関心の上位の領域を国別の変数に設定する。具体的には、アメリカは教育と健康・福祉、日本は経済・業界、厚生・福祉・医療と環境、中国は業界と地方行政、これらをそれぞれ独立変数として設定する。先行研究においては、アメリカの環境系の団体がアドボカシー活動に積極的であるという見方がなされており、そして、中国の環境系の団体も活発なスタンスであると言及されているため、両国の環境も独立変数として取り扱うこととする。設立年と政府からの助成金・補助金などの経済的支援もデータに即して独立変数として採用

する。ただし、アメリカと日本において 1960 年代に設立された団体と、中国の 2005 年以降に設立された団体をハイライトして、そうでない団体と区別したうえで独立変数として取り扱う。

1.2.3 カテゴリカル回帰分析

団体のアドボカシー活動の要因を検証するために、三カ国における JIGS 調査のすべての団体を分析対象とする。まず、ここでは独立変数として取り扱う複数のデータについての記述統計を検討しておこう。結果は以下の通りである（表 3-1、表 3-2 と表 3-3）。年度予算、常勤スタッフ数、個人会員数、国からの補助金、設立年はすべてカテゴリー化した数値を使って、活動分野と年代生まれは「1」が「はい」の答えである。全部の数値は質的である。

表 3-1 独立変数の記述統計（日本）

	東京 1					東京 2				
	N	最小値	最大値	中央値	平均値	N	最小値	最大値	中央値	平均値
年度予算	1318	1	9	6	6.11	1099	1	10	7	6.74
常勤スタッフ数	1250	1	9	4	4.20	1676	1	9	4	4.01
個人会員数	880	1	9	4	4.58	1176	1	9	4	4.11
業界分野	1425	0	1	0	0.34	1803	0	1	0	0.30
環境分野	1426	0	1	0	0.34	1803	0	1	0	0.26
厚生・福祉・医療分野	1426	0	1	0	0.36	1803	0	1	0	0.30
国からの補助金	827	1	9	1	1.85	557	1	9	1	2.73
設立年	1345	1	18	12	11.61	1781	2	24	16	16.21
60年代生まれ	1429	0	1	0	0.19	1781	0	1	0	0.20

出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査。

表 3-2 独立変数の記述統計 (アメリカ)

	ワシントンD.C. 1					ワシントンD.C. 2				
	N	最小値	最大値	中央値	平均値	N	最小値	最大値	中央値	平均値
年度予算	566	1	10	8	7.60	483	0	9	5	5.25
常勤スタッフ数	657	1	9	5	5.30	485	1	9	3	3.66
個人会員数	479	1	9	5	4.88	410	1	9	2	3.06
教育分野	672	0	1	1	0.51	571	0	1	0	0.42
環境分野	664	0	1	0	0.36	571	0	1	0	0.15
医療分野	674	0	1	0	0.38	571	0	1	0	0.26
福祉分野	662	0	1	0	0.26	571	0	1	0	0.28
国からの補助金	611	1	11	1	2.29	387	1	11	2	3.44
設立年	700	1	21	16	13.88					
60年代生まれ	700	0	1	0	0.14					

出所) U-JIGS1 調査, U-JIGS2 調査。

表 3-3 独立変数の記述統計 (中国)

	北京 1					北京 2				
	N	最小値	最大値	中央値	平均値	N	最小値	最大値	中央値	平均値
年度予算	351	0	9	2	2.01	255	0	9	1	1.90
常勤スタッフ数	474	0	7	3	2.96	285	1	9	4	3.93
個人会員数	544	1	9	3	3.11	181	2	9	4	4.01
業界分野	607	0	1	0	0.49	214	0	1	1	0.78
地方行政分野	607	0	1	0	0.43	208	0	1	1	0.70
環境分野	607	0	1	0	0.22	155	0	1	0	0.46
国からの補助金	471	0	10	0	2.01	220	1	6	1	1.66
設立年	570	2	13	11	10.85	290	2	14	13	12.12
2005年以降生まれ						306	0	1	0	0.42

出所) C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

独立変数となるのは、政治や行政に要求や主張する際に、団体が行うアドボカシー活動である。第1次と第2次東京調査(Q21、Q34)、第1次と第2次ワシントンD.C.調査(Q17、Q18)、第1次北京調査(QC7)では、団体のアドボカシー活動の頻度を「まったくない」から「非常に頻繁」までの5段階で評価している。それに対して、第2次北京調査(QC2)では、団体のアドボカシー活動の効果を「分からない」から「効果が比較的によい」までの4段階で評価している。いずれもカテゴリー化されて、質的な数値である。

カテゴリカル回帰分析は最適尺度法(CATREG)とも呼ばれ、独立変数と従属変数がともに質的である場合に適用される。因果関係の回帰方程式を適切に設定するには、3つのポイントがある(石村ほか 2013:100-123)。第1には、回帰方程式の精度の問題である。回

帰方程式がどの程度、どの範囲で独立変数と従属変数の関係を説明できるのかである。それは、主に分析結果のモデル要約の多重 R、あるいは R² 乗によって可能となる。その数字は 1 に近ければ近いほど精度が高くなる。第 2 には、統計上有意かどうかの問題である。つまり、独立変数と従属変数の共変関係が高いかどうかである。これは、分析結果の分散分析の F 値とその有意確率によって確認できる。F 値が高ければ高いほど、独立変数の変動による従属変数の変動は他の要素による変動よりも大きいといえるからである。一般的に、回帰方程式が有意なものとなるには、 ≤ 0.05 の有意確率が望まれる。第 3 には、回帰係数の顕著さの問題である。つまり、個別の独立変数の、従属変数に対する影響の高さである。これは、分析結果の係数のベータ値によって確認できる。また、ベータ値も ≤ 0.05 の有意確率が望まれる。これら 3 点をポイントとしながら、三カ国のカテゴリカル回帰分析の結果を確認しよう。以下に示してゆく。

表 3-4 日本団体のカテゴリカル回帰分析結果（東京 1）

	与党と 接触	野党と 接触	政府省 庁と接 触	法案作 成を手 伝う	データ・情 報提供	審議会等 に委員を 送る	働きかけ を一般会 員に要請	発言力をも つ人を介し て働きかけ る	大衆集 会	マスコ ミに情 報提供	有料意 見広告 掲載	記者会 見	他団体 との連 合形成	直接行 動
年度予算														
常勤スタッフ数														
個人会員数	0.131	0.225	0.206	0.173		0.169		0.191				0.110		0.135
業界分野			0.123	0.109				0.103		0.116			0.150	
環境分野	0.095	0.088	0.135	0.087	0.189	0.129		0.095	0.127	0.179	0.061	0.081		0.127
厚生・福祉・医療分野								0.139	0.105				0.130	0.105
国からの補助金														
設立年		0.085	0.123		0.189					0.217				
60年代生まれ	0.085									0.085				
多重R	0.368	0.438	0.346	0.497	0.348	0.365		0.320	0.418	0.340	0.462	0.465	0.279	0.418
R2乗	0.149	0.192	0.120	0.247	0.121	0.133		0.102	0.175	0.116	0.213	0.216	0.078	0.175
有意確率	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.005	0.004

出所) J-JIGS1調査。

すべて1%或いは5%水準で有意。

第1次東京調査のカテゴリカル回帰分析結果（表3-4）を見ると、独立変数である環境分野と個人会員数は、14種類のアドボカシー活動のうち、それぞれ12種類と8種類においてアドボカシー活動と因果関係を有することが確認された。次に、業界分野においては5種類、厚生・福祉・医療分野と設立年においては4種類が関係を持つことが確認され、1960年代設立では2種類が因果を持つと確認された。年度予算、常勤スタッフ数、政府からの補助金については、アドボカシー活動との因果関係は確認できなかった。

表 3-5 日本団体のカテゴリカル回帰分析結果 (東京 2)

	与党 と接 触	中央省庁 と接触	野党と 接触	自治体と 接触	法案作成 の支援	発言力 をもつ 人と接 触	専門知 識等の 提供	会員に よる働 きかけ	パブ リッ ク・コ メント	マスメ ディアへ の情報提 供	記者会 見	意見広告	他団体 との連 合	請願	集会	直接的 行動
年度予算				-0.293					0.175							
常勤スタッフ数		0.229		0.234			0.140									
個人会員数			0.177													
業界分野		0.104	0.113				0.123		0.150							
環境分野		0.119							0.130			0.131	0.113			
厚生・福祉・医療分野			0.249	0.095							0.135	0.140			0.251	0.256
国からの補助金		-0.172		0.304												
設立年		0.118									0.125					
60年代生まれ		0.178		0.141					0.120				0.131			
多重R		0.390	0.329	0.429			0.329		0.364		0.326	0.302	0.319		0.299	0.321
R2乗		0.152	0.108	0.184			0.108		0.132		0.106	0.091	0.102		0.089	0.103
有意確率		0.000	0.018	0.000			0.020		0.001		0.007	0.014	0.003		0.037	0.023

出所) J-JIGS2調査。

すべて1%或いは5%水準で有意。

第2次東京調査のカテゴリカル回帰分析結果（表3-5）では、すべての独立変数がいずれかのアドボカシー活動と因果関係を持つことが確認された。16種類のうち、厚生・福祉・医療分野は最も関係を持つものが多く、6種類に及んだ。次いで、業界分野、環境分野、1960年代設立が4種類にわたって因果を持っている。残りは、常勤スタッフ数の3種類、年度予算、国からの補助金と設立年の2種類、個人会員数の1種類と続いている。そのうち、年度予算は、自治体と接触するというアドボカシー活動に対して負の結果が出ている。また、国からの補助金は、中央省庁と接触するというアドボカシー活動に対しても負の結果が出ている。

二つの調査の結果を合わせていえるのは、政策領域においては、環境分野、業界分野と厚生・福祉・医療分野は共通して一部のアドボカシー活動と因果関係を持つように見えるということである。また、設立年と1960年代の設立は、一部のアドボカシー活動との因果関係を持つように見える。リソースに関しては両調査で差が大きいものの、そのうち個人会員数は、一部のアドボカシー活動と因果関係を持つように見える。年度予算と常勤スタッフ数は、第2次調査のみ因果関係を確認できる。政府からの補助金においては、同じく第2次調査のみ因果関係を確認できている。

表 3-6 アメリカ団体のカテゴリカル回帰分析結果（ワシントン D.C. 1）

	政府省 庁と接 触	民主党議 員と接触	共和党議 員と接触	働きかけを 一般会員に 要請	関係のある政 府機関で証言 する	ホワイトハ ウスと接触	他団体との 連合	記者会見	デモなど直 接的行動	意見広告
年度予算		0.294	0.259		0.332					
常勤スタッフ数										
個人会員数								0.158	0.268	0.205
教育分野	0.162			0.108	0.151		0.152			
環境分野	0.270	0.202	0.239	0.257	0.293	0.136	0.193	0.251		0.109
医療分野	0.146	0.268	0.233	0.189	0.127	0.233		0.126		0.236
福祉分野						0.117	0.149		0.152	
国からの補助金				-0.190	-0.136					
設立年		0.141	0.157	0.192				0.216	0.182	
60年代生まれ	0.171	0.134	0.141	0.191	0.087	0.103	0.141	0.120		
多重R	0.543	0.542	0.557	0.539	0.597	0.518	0.542	0.550	0.396	0.483
R2乗	0.295	0.293	0.310	0.290	0.356	0.268	0.293	0.303	0.157	0.233
有意確率	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.005	0.000

出所) U-JIGS1調査。

すべて1%或いは5%水準で有意。

第1次ワシントンD.C.調査のカテゴリカル回帰分析結果（表3-6）では、独立変数である環境分野、医療分野と1960年代の設立は、10種類のアドボカシー活動のうち、それぞれ9種、8種、8種となり、因果関係を持つことが分かった。続いて、設立年では5種、教育分野では4種、予算、個人会員数と福祉では3種、政府からの補助金では2種類である。そのうち、政府からの補助金では、働きかけを一般会員に要請するとか、関係する政府機関で証言するといったアドボカシー活動には負の結果が出ている。また、常勤スタッフ数はアドボカシー活動との因果関係を確認できなかった。

表 3-7 アメリカ団体のカテゴリカル回帰分析結果 (ワシントン D.C. 2)

	専門知識 等の提供	働きかけを一 般会員に要請	影響力をもつ 地元人物と接 触	法案作成 の支援	集会へ の参加	他団体と の連合	パブリッ ク・コメ ント	マスメディア への情報提供	記者会見	請願の署名 活動	意見広告	直接的行動
年度予算	0.251			0.196					0.215		0.185	
常勤スタッフ数	0.317	0.273	0.478	0.272	0.316	0.375	0.238	0.315	0.297	0.238		
個人会員数	0.209	0.359	0.157	0.263	0.289	0.239	0.264	0.175	0.189	0.249	0.234	
教育分野				0.087								
環境分野	0.109		0.132					0.112				0.172
医療分野												
福祉分野							0.095	0.103	0.095	0.143		
国からの補助金				-0.155					-0.238			
多重R	0.568	0.505	0.439	0.544	0.516	0.533	0.466	0.486	0.542	0.397	0.462	
R2乗	0.323	0.255	0.192	0.296	0.266	0.284	0.217	0.236	0.294	0.157	0.213	
有意確率	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

出所) U-JIGS2調査。

すべて1%或いは5%水準で有意。

第 2 次ワシントン D.C.調査のカテゴリカル回帰分析結果（表 3-7）では、12 種類のアドボカシー活動のうち、個人会員数と常勤スタッフ数は、それぞれ 11 種、10 種の因果関係を持っている。続いて、年度予算、環境分野と福祉分野の 4 種、国からの補助金の 2 種、教育の 1 種類が因果関係を持つと確認された。そのうち、国からの補助金は、法案作成支援や記者会見の二つのアドボカシー活動に対して負の影響がある結果となった。また、医療分野はアドボカシー活動との因果関係を確認できなかった。

二つの調査の結果を合わせてみると、政策領域においては、環境分野と福祉分野は、一部のアドボカシー活動と因果関係を持つ点で共通性が高い。しかし、医療分野では第 1 次調査のみの因果関係の確認にとどまった。設立年に関する設問は第 2 次ワシントン D.C.調査には設けられておらず、設立年と 1960 年代の設立は第 1 次調査しか因果関係を確認することができなかった。また、リソースにおいては、個人会員数と年度予算に関して因果関係を持つように見受けられる。しかし、常勤スタッフ数は第 2 次調査のみ確認することができるにとどまっており、国からの補助金は、アドボカシー活動には負の影響が見受けられる結果となった。

表 3-8 中国団体のカテゴリカル回帰分析結果（北京 1）

	調査報告書、政策建議書の提出	政府主催座談会への参加	政府官僚への電話	手紙を書く(電子メールを含む)	私的人脈を通じて接触	会員に政府省庁へ手紙や電話をするよう促す	法的手段による問題解決	陳情	メディアに情報を提供する	他の団体と連合形成	記者会見を開く	広告掲載	嘆願書、座り込み	大衆集会を開いて世論の支持を獲得	その他の手段
年度予算	0.402														
常勤スタッフ数															
個人会員数															
業界分野															
地方行政分野	0.159														
環境分野	0.122														
国からの補助金	0.240														
設立年															
多重R	0.517														
R2乗	0.268														
有意確率	0.000														

出所) C-JIGS1調査。

すべて1%或いは5%水準で有意。

表 3-9 中国団体のカテゴリカル回帰分析結果（北京 2）

	政府職員に電話する	座談会に参加する	手紙を書く(電子メールも含む)	私的人脈を通じて建議を提出する	調査報告書を提出する	会員に政府機関へ手紙や電話をするよう促す	司法を通じて解決する	陳情する	有料でメディアに宣伝を掲載する	他の団体との連合形成	メディアに情報を提供する	記者会見を開く	請願・座り込み	大衆集会を開いて世論の支持を獲得
年度予算		0.202			0.143									
常勤スタッフ数														
個人会員数														
業界分野														
地方行政分野		0.072												
環境分野					0.103									
国からの補助金														
設立年														
2005年以降生まれ														
多重R		0.334			0.292									
R2乗		0.112			0.085									
有意確率		0.002			0.023									

出所) C-JIGS2調査。

すべて1%或いは5%水準で有意。

最後に中国である。二つの北京調査のカテゴリカル回帰分析結果では、独立変数と従属変数の因果関係はきわめて限定的であることが確認された。第1次調査のカテゴリカル回帰分析結果（表3-8）では、独立変数である年度予算、地方行政分野、環境分野、政府の補助金は、従属変数である調査報告書・政策建議書の提出といったアドボカシー活動と因果関係を確認できるのに対して、常勤スタッフ数、個人会員数、業界分野、設立年といった点ではアドボカシー活動との因果関係を確認できなかった。

第2次調査のカテゴリカル回帰分析結果（表3-9）では、年度予算が、座談会参加や調査報告書提出といったアドボカシー活動と因果関係を確認できたほか、地方行政分野と環境分野は、座談会参加や調査報告書提出といったアドボカシー活動にそれぞれ影響を与えているようである。しかし、国からの補助金、設立年、2005年以降の設立、常勤スタッフ数、個人会員数と業界分野といった点では、アドボカシー活動への影響を確認できなかった。

1.3 分析

以上、統計的手法によって6つの調査を検討してきた。そのうちR²乗値が最も大きいのは、第1次および第2次ワシントンD.C.調査、そして第1次北京調査であり、最も大きい数値はそれぞれ0.356、0.323、0.268となっている。対する第1次および第2次東京調査と第2次北京調査では、R²乗の数字は相対的に小さく、最も高い数値でそれぞれ0.247、0.184、0.112となった。第1次および第2次北京調査ではデータの数が少なく、さらに有効なケースの数はさらに少なかったため適切な分析が難しく、定量的手法には耐え難い状況のものもあった。ともあれ、上述の分析が仮説を支持するものかどうか、以下に確認を行なっておく。

まず、第1仮説を検討する。分析からは、市民社会組織の持つリソースが多いほどアドボカシー活動を積極化させる可能性が高いことはおおむね確認されたといえる。第1次東京調査を除き、団体は年度予算が高いほどアドボカシー活動への参加により積極的であるという傾向がある。ただし、第2次東京調査において、年度予算が高いほど自治体と接触するといったアドボカシー活動により参加しない結果も出ている。また、第2次東京調査と第2次ワシントンD.C.調査のみ、団体の常勤スタッフ数が多いほどよりアドボカシー活動に取り組む傾向が観測されている。第2次ワシントンD.C.調査ではその傾向が鮮明であるのに対し、第2次東京調査ではその傾向は限定的である。個人会員数については、中国

を除いて、アメリカと日本では個人会員数が多いほどアドボカシー活動により積極的な傾向がみられた。その傾向は第2次東京調査と第1次ワシントン D.C.調査にも限定的なのに対し、第1次東京調査と第2次ワシントン D.C.調査においては、その傾向が顕著である。このように、国ごとにばらつきがあるとはいえ、全体からみて、団体のリソースが豊富であるほどよりアドボカシー活動を行うことが確認されたといえる。

第2 仮説に目を転じる。政策関心と団体のアドボカシー活動の因果関係の存在から、仮説はおおむね確認されたといえる。環境分野の団体のアドボカシー活動は積極的であることは三カ国すべての調査で確認できた。第1次東京調査と第1次ワシントン D.C.調査ではその傾向が顕著であるのに対し、第1次および第2次北京調査ではその傾向は限定的であった。さらに、第2次ワシントン D.C.調査の医療分野を除くと、日本やアメリカでは、福祉や医療の領域でアドボカシー活動が積極的な傾向がみられる。また、教育分野のアメリカ団体は、限定的にある種のアドボカシー活動をより行う傾向も観測された。そして、業界分野に相当する団体がアドボカシー活動と関連するのは日本であるのに対して、中国ではその傾向は観測されなかった。また、中国では、地方行政分野の団体がアドボカシー活動により積極的な傾向もみられた。このように、限定的な結果を含めてもなお、三カ国の団体は、政策関心がアドボカシー活動を規定する傾向があるといつてよいであろう。

第3 仮説はどうか。三カ国の分析結果を見る限り、政府からの助成金や補助金といった経済的支援が多いほどアドボカシー活動が活発化するとは、一概には言い難い結果であった。そもそも、第1次東京調査と第2次北京調査において、政府からの補助金はアドボカシー活動との因果関係を持つものではなかったことが確認されている。アメリカの第1次、第2次調査ともに、政府からの補助金と2種類のアドボカシー活動との因果関係は確認されたものの、その額が多くなるほどにアドボカシー活動は停滞的になる傾向も見受けられる。第2次東京調査においても、政府からの補助金と2種類のアドボカシー活動との因果関係は確認されているが、その額が多いほど、より自治体と接触すると、より中央省庁と接触しないとの対立的な結果が観測された。また、第1次北京調査では、政府からの補助金が多いほど、調査報告書・政策建議書提出が高まるという結果があった。このように、政府から補助金がアドボカシー活動に対して正負いずれの効果を持つものであるかは、今回の分析では言い切れるものではなかった。ただし、政府からの補助金が団体のアドボカシー活動に影響を与えている組織上の要因の一つであることは間違いない。

最後に、第4 仮説を検討しよう。設立年の影響はアメリカと日本では観測されたものの、

中国では観測されなかった。第1次東京調査では、設立年が古いほど、政府省庁、野党とより接触の度合いが高まったり、データ・情報提供の度合いや、マスコミへの情報提供の割合が高まったりすることが確認されている。そして、1960年代に設立された団体が与党との接触における影響が判明し、マスコミへの情報提供での影響も確認された。第2次東京調査では、団体が古いほど、中央省庁との接触が高まったり、記者会見を行なったりという点で影響が見受けられる。さらに、1960年代に設立された団体は、中央省庁や地方政府との接触で影響が確認できたほか、パブリック・コメントや、他団体との連合結成などの観測もできた。第1次ワシントンD.C.調査では、設立年が古いほど、議会議員との接触が高まったり、働きかけを会員に要請したり、記者会見を行なったり、デモ等の直接行動をしたりする傾向が高まることが確認されている。そして、1960年代生まれの団体は、政府省庁、ホワイトハウス、議会議員と接触したり、働きかけを会員に要請したり、関係政府機関で証言をしたり、他団体との連合を形成したり、記者会見をしたりする傾向がみられる。このように、団体の設立年は、アドボカシー活動の積極性を規定する要因の一つとなっていると考えてよいであろう。

2. アドボカシーに対する制度の影響

2.1 制度の影響に関する視点

ここまで検討してきたように、組織要因は市民社会組織のアドボカシー活動を規定するものとなっている。しかし、政治システムとして市民社会を論ずるうえで、よりメタ的な視点も必要となる。すなわち、政治体制と政治制度という規定因子の存在である。政治体制と政治制度が、その社会に存在する市民社会組織の行動を規定するものとなることについて、検討が必要である。具体的には、設立年、活動分野、目的活動などといった団体構造、また、予算、スタッフ、資金の調達といったリソース、他アクターとの関係、戦術、行動パターンと影響力の様式は、その背後にある政治体制と政治制度によって変わりうるものであるといえる。では、それぞれを考えてみよう。

まず、政治体制の面からみれば、自由民主主義の政治システムでは国民の政治への参加の権利とルートが確保され、自らのイニシアチブによって、公共的な事柄の討論と決定に自由自在に腕を振るえるゆえ、あまりためらわずにアドボカシー活動が行われるだろう。他方で、権威主義と極端な独裁主義の政治システムは上述した参加の権利とルートさえない、逆に、政治参加のコストが非常に高く、場合によっては生命にかかわることもあるゆ

え、参加への強い憂慮は想像にかたくないだろう。無論、アドボカシー活動は政府が容認する範囲内で行わざるをえない場合が多いだろう。

また、政治制度の面では、法制度、行政制度、税制度、自治制度といった多くの制度を通じて、政府は市民社会組織を直接的または間接的に規制する。例えば、組織の設立、運営、税制上の優遇、補助金、委託、法人格などに関する規制によって、国家は市民社会組織の活動を一定の範囲に枠づけようとする（辻中 2002b:221）。ペッカネンもまた、日本を例に挙げ、政府の規制が団体にとってインセンティブを構成するものとなっており、結果的に、市民社会組織の行動を強く規定していると主張した（ペッカネン 2008:37）。市民社会組織は、政府の掌中の操り人形のような存在である。

2.2 制度から考える団体構造とアドボカシー

制度は、団体構造とアドボカシーを規定する。市民社会組織の誕生、生存、発展、消滅という組織のライフサイクルは、社会変動や政策変化と連動するものである。

例えば、何らかの政策が打ち出されると、そこには新たな利益の様式が生じる。すると、社会的関心が喚起され、新しい団体の誕生につながる可能性も生まれる。また、ある種の政策によって、政府からの助成金・補助金といった経済的支援、免税等の優遇措置、契約提供といったリソース強化に有効な機会が生まれることもある。このように、政治や政策が市民社会組織の生存環境を左右するのである。政治政策の変化は制度の変化を伴うものであるから、その延長線上に、政治社会の変化も起こる。すなわち、団体構造は政治社会の変容、制度と政策の変更と連動していると考えられる。この理論的想定を軸に、三カ国の市民社会組織の団体構造を比較しながら、制度の影響を検証してみよう。

2.2.1 団体の設立年に対する制度の影響

まず、団体の設立年と制度の関連性を検討することから始めよう。第 2 章では、団体の設立年グラフを示したが（図 2-2）、アメリカは 1965 年前後から 1990 年代にかけて団体の設立数が上昇し高い水準を維持しており、日本は 1945 年から 1970 年代初めごろかけて、そして中国は 1980 年代から現在にかけて、アメリカと同じような状況が確認されている。この設立年の上下変動を、政治や政策の変化が規定すると考えるならば、どのような説明が可能であろうか。

まず、アメリカの場合、団体の設立年の変動と政府の関連政策の変化は連動していた。

第二次世界大戦後、政府が面していた前代未聞のチャレンジと不安定な国際危機を対応するため、極力に一連の財政政策を打ち出して、国内経済と政治安定を図った。その一つは統一所得税の導入とイノベーションの実施である。この政策によって、連邦政府は多額かつ支配可能な歳入が得られた。このように、アメリカにおいて、戦後の財政政策と新しい税制の導入によって、連邦政府は、政府から補助金を得ながらサービスを提供する団体を増加させ、同時に、政策に影響を与える試みを行なうアドボカシー系団体も増加を見せることとなった (Hall 2006:51)。そして、1965 年ごろから 1980 年代にかけて、科学推進、貧困撲滅、医療や福祉の促進のため、科学研究、健康・医療、社会福祉サービスの分野の団体に対して、政府は多額の資金を供給していった。1970 年代末頃には、連邦政府から非営利組織への経済的支援は、民間基金の援助の二倍前後といった大幅な率で上回った。さらに、州政府と地方政府の援助が加わると、資金の豊富さは一層顕著となり、その恩恵は広汎に広がっていった。このような政府からの大幅な資金提供機会の拡大は、大多数の現代非営利セクターの形成を促すものとなった (Salamon 2012:21-22; Grønbjerg and Salamon 2012:554; Child and Grønbjerg 2007:263)。

次に、日本においては、団体の設立年の変動も、政治と政策の変化に伴うものであったと考える。日本では、1930 年代から 1945 年までに、戦前に設立された団体がほぼすべて国家総動員によって国家コーポラティズムの枠組みに飲み込まれた。戦後、占領期のさまざまな改革と新憲法をはじめとする多くの立法がなされることによって、社会は国家から解放され、組織、陳情などの権利が合法化した。これを起爆剤に市民社会が回復し、大量の団体が噴出した (Tsujinaka 2009:252)。例に挙げると、労働組合は、占領軍や日本政府の立法と政策によって、1949 年までには組織率が 55.8%に達するほどの勢いで組織化されたていった (辻中 1988:75)。そして、独立回復後、工業団体に関する法整備がさらに実施され、1950 年代後半から 70 年代前半まで、高度成長に伴って、工業型の団体が発展していった (Tsujinaka 2009:252; 辻中 1988:76)。

そして中国においてはどうか。これもまた、団体の設立年の変動と上昇は政治と政策の変化によるものとして考えている。1949 年から改革開放まで、社会生活は政権の脅威であった。その時期、党・政府は垂直的に社会を組織しようとし、人々は「単位」というハイアラーキー的な体系へ組み込まれ、個人同士や組織同士の水平な関係性の形成を禁じた。市民社会組織はおおむね禁止されるか、もしくは政府系組織いわゆる人民団体へと吸収され、ほぼ消滅した。この傾向は、1970 年代末から始動した政府主導の改革開放政策によっ

て激変に晒されることとなった。国家は徐々に経済社会から後退し、市場経済の発展を促していった。経済成長に伴って垂直的な社会関係も緩和され、ついに市民社会組織が大量に設立されるようになった。このように、中国においては、改革開放を契機とする規制緩和によって数多くの団体が噴出してきた（Chan 2009:242-244; 辻中ほか 2014:23）。

2.2.2 団体分布と政策関心に対する制度の影響

第2章の表2-2と表2-3を振り返ると、アメリカでは教育団体と健康・福祉団体の割合が高く、教育政策と社会福祉政策への関心が高かったこと、日本では経済・業界団体ももっとも多く、環境政策、厚生・福祉・医療政策と業界の産業振興政策への関心が高かったこと、中国では業界団体ももっとも多く、業界の産業振興政策と地方行政政策がもっとも関心が高かったことが、それぞれ取り上げられた。このような団体分布と政策関心は、ともに利益と権益の分布を示すものであり、したがって、国ごとの団体の分布状況と政策関心は政治政策の変更に起因すると考える。つまり、近代化の振興や経済発展の過程において、政策変化が団体の分布状況を規定し、市民社会組織の構造を生み出すものとなっているのである。それでは個別に検討しよう。

まず、戦後のアメリカにおいて、政府は一連の社会政策、税制変更と消費喚起政策を打ち出し、非財産関連領域（Nonproprietary）の公益、慈善団体の全体構成を大きくゆるがした。特に、個人所得と財産に対する急進的な累進課税制度は、企業に対する高い法人税率とともに、節税インセンティブと化した。政府は民間を誘導し、連邦と地方政府が重視した領域、例えば文化や教育、健康、福祉といった政策領域へのリソース投下を促した。高い不動産税と法人税は富裕層の財団法人設立を促し、政府が指定する慈善と免税対象組織への財源確保の基礎を築くことになった。さらに、政府が立法を通して、公益・非営利病院、科学、教育、健康などの関連団体への政府助成金・補助金を強化し、これらの団体のさらなる成長を促していったのである（Hall 2006:51）。

次に、日本はどうか。近代化の「後発国」（late-comer）として、明治時代から、政府は「富国強兵」「殖産興業」といった西洋諸国へのキャッチアップを目標としてきた。そこでは政府が先頭に立って政治、経済、社会の発展に積極的な役割を果たした。第二次世界大戦の敗戦による混乱と貧困から抜け出すために、再び国家の役割が求められたのは自然なことであったといえる。官僚や与党のリーダーたちは、企業の幹部と協力して、戦前や戦時中の経験を引き継ぎながら、行政指導や産業政策に象徴される手段を含む多くの国家計

画によって経済と社会の発展を推進しただけではなく、一般の市民の思想や行動にも影響を与えることとなった（ゴードン 2013:531-542, Gordon 2013:243-248）。とはいえ、戦後のキャッチアップ経路は、戦前とは異なり、占領軍が設けた一定の枠内における発展指向型国家として特徴づけられるものだった。この方針に即して、政府は多くの立法を通してビジネス・経済団体の設立を促し、市民社会組織の団体構成に影響を与えた（Tsujinaka 2003:97）。高度成長期には、国家促進の仕組みが同じような働きかけを果たした。1970年代に前後して、官僚と与党は「革新自治体」が取り組んだ環境問題や社会福祉問題に関するイニシアチブを中央レベルに取り込み、年金制度と健康保険制度の大幅な拡充、公害関連対策の充実を図った（ゴードン 2013:617-618, Gordon 2013:284-285）。一連の取り組みによって関連団体が増加し、社会福祉、健康、医療、環境などへの関心も高まっていった。

そして中国はどうだったか。近代化は、日本と同様、後発国的なキャッチアップ志向が存在し、日本よりも遅行しつつ進んでいる。政治的近代化は経済的近代化とギャップを大きくしており、経済の近代化を妨げることもしばしば起こっている。共産党が政府と社会を強く制約し、そのなかで政府主導の近代化が進んできたといえる。改革開放はキャッチアップのためのキャンペーンといった側面が強かった。その下、中央政府と地方政府の政策の中核となったのは発展主義である。発展主義志向のなかで、さまざまな立法措置がなされると、経済・ビジネス団体と関連の研究ユニット、シンクタンク、公共機関、協会などの設立ブームが起き、国民の関心も高まった（Wang 2011:14-17）。中国は、日本と同じように国家主導的であったため、発展指向型の団体配置が見受けられ、特に、経済・生産関連の団体が最も多くなる（辻中ほか 2014:120）。加えて、中国経済の発展には、中央政府が地方政府の積極性を促進するために、相当数の権限を地方に移譲した。そのため、地方政府の行政政策にも団体は強い関心を向けていった。近年、環境問題や社会福祉問題に関する国民の関心が急速に増えつつあるものの、党と政府がそれらの問題に真剣に取り組もうとする傾向はまだ脆弱であり¹、日本のような環境団体や社会福祉団体の展開は、現状では起きていない。

2.2.3 団体の活動と政治社会機能に対する制度の影響

第2章の表2-1と図2-1を見ればわかるように、団体の活動領域は、団体それぞれの

¹ 社会問題について、政府自らが「社会建設」や「和諧社会」を方針として提唱し、そして、環境問題解決への着手や社会福祉の拡大と普及などにも力を入れ始めた。

政治社会機能を差異化する。アメリカでは各機能に活動が広がっており、日本と中国では社会自治機能に傾斜している。そして、4つの機能において、もっとも弱体なのがアドボカシー機能であることが確認できた。三カ国を比較して、もっともアドボカシー機能が弱かったのは中国であった。しかも、中国のアドボカシー機能を検討するうえで、間接的なアドボカシー活動である「政府主管部門の管理事務への協力」を含むものとなったため、純粋な意味でのアドボカシー機能はさらに弱体であると推測できる。こういう団体の政治社会機能の広がり、そのなかでも特にアドボカシー機能の割合は、政治体制や政治制度に起因すると考えられる。個別に検討しよう。

まず、アメリカには、自由主義、民主主義、多元主義と個人主義精神といった長い社会経験がある。アメリカの権力構造と国家—社会関係に関する代表的な見方は多元主義である。アメリカは政治的リソースが多様かつ分散しており、政策領域に応じて影響力を持つエリートが異なる。そこで、国民はエリート間の競争と対立を利用して、政策に影響を及ぼそうとする。そして、システムを構成する自発的な団体は、団体間の集権化もハイアラキー化もないまま、利益表出の方法にも制約はなく、相互に競争し合いながら政治的影響力を行使している（伊藤ほか 2000:28,56,174）。このような政治体制の質を踏まえて、アメリカの団体の政治社会機能のよいバランス状態とアドボカシー機能が日本と中国より顕著になっているのである。

次に日本では、第1次調査と第2次調査の間にアドボカシー機能に関する回答の差異が10%に達した。とはいえ、およそ10年間でアメリカを超えるペースでアドボカシー機能が成長したというわけではなかろう。先行研究によると、日本団体のアドボカシー活動が強いどころか、むしろ相対的に弱いとの見方がある。その市民社会特徴の形成には、国家が強くかかわっているとされる。具体的には、日本政府が特定な種類の団体の成長を政策的に誘導する一方、別の種類の団体の発展を妨げるというものである。自治会のような地域に根差す小規模団体は成長が促された一方、グリーンピース（Greenpeace）のような大規模かつ独立、専門職化する団体に対しては厳格な法制度が立ちはだかっている（Pekkanen 2003:116-118; 2006:7; ペッカネン: 2006:25）。キャッチアップ志向の政府では、政府の社会への関与が大きく、団体に対するリソース分配に強い影響力を保持し続けるため、国家の目標に沿うか沿わないかによって団体の生成が左右されることになるのである。

そして中国はどうか。団体の設立は法的規制と行政的規制による制限が強く、活動も厳格に監視されコントロールされている。とはいえ、党・政府はまったく市民社会組織を受

け入れていないわけではない。建国後から改革開放の間は、国家と社会の一体化が進められて末端社会への統制が実現されたにもかかわらず、一定の自立的な「社会」は存在した。改革開放以降は、党・政府は市民社会の一定程度の拡大を促し、市民社会は自生的に発展した。さらに、「社会建設」や「和諧社会」といった社会管理と社会ガバナンスといった政策の下で、市民社会育成に前向きなスタンスも見受けられた（辻中ほか 2014:24-25）。このような厳格な規制と一定程度の育成は、一見して矛盾に満ちているように見えるが、これこそ党・政府の本来の意図を反映するものとなっている。市民社会については、党と政府の認識が一致しているわけではない。サービス提供など政府による代替が不可能なものは、市民社会の利便性を生かしながら、社会を効率的に管理したいという思惑がある。反面、市民社会組織が体制を脅かす反政治勢力になることには怯えている（Chan 2009:246）。したがって、法規制と監視は極めて慎重に取り組みながら、GONGO との国家コーポラティズム関係を維持し、政府に近い団体や統治に障害のない団体を許容し、反対に、そうでない団体は厳格に取り締まる、という姿勢を見せているのである。これが、中国の団体の活動の広がりや規制を規定している。政府が求めているサービス提供などの活動は、社会自治的な機能が強く見られるが、政治的影響力行使の象徴であるアドボカシー機能は弱いということになる。

2.2.4 団体活動の行政レベルに対する制度の影響

第2章の図2-6を振り返ると、日本における団体の活動の広がりや示す行政レベルの分布には偏りがあり、全国レベルが著しく突出していた。対して、アメリカでは、全国レベルの方がやや多いものの、日本と比べて、全体的にバランスよく分布していた。そして、中国では県レベルと広域レベルに集中していた。このような団体の行政レベルにおける活動分布もまた、制度が規定しているように見える。以下、個別に検討しよう。

まず、アメリカにおいては、権力は、三権分立の名の下、立法、司法、行政の間に均等に配分され、さらに連邦制によって、縦にも分立される。地方政府の権限は単一制国家のそれより大きく、憲法に規定されている。教育など、州に多くの権限が留保されていると、団体はまず州政府に影響を及ぼそうとする。連邦制をとるカナダやドイツなどにおいても同じ傾向が見られる（伊藤ほか 2000:179）。これこそ、アメリカ団体の活動行政レベルの分布比較的にバランスよく見えることの原因ではないだろうか。

次に日本はどうか。1990年代以降、行政改革や地方分権改革が行われたものの、中央政

府と地方政府の間の権力配分はいまだ不均等である。中央政府の官僚は政治の中核におり、政策に強い影響力を持っている。団体が影響を及ぼそうとすれば、まず中央政府に近づくだらう。日本の近代化はキャッチアップ型であり、中央省庁が団体を上から包摂し、社会を誘導するものであった（森 2010:138）。この発展指向国家の下で、ある程度のコーポラティズムの特徴が見られる（伊藤ほか 2000:357）。このような政治を背景とすれば、アドボカシーがより権力の集中している中央に向くのは自然である。

そして中国ではどうか。厳格な登録制度の規制と活動管理の下で、全国レベルの組織を立てて活動するのはきわめて困難である。例外は GONGO である「人民団体」と、政府と緊密な関係を保つ特殊団体だけである。これらは政府主導で成立されており、人事、財政、組織運営など特殊な地位を付与されているため、各分野において政府の業務活動を補助する役割や上下の意思・政策伝達などの役割を果たすことができる。このような事実上の政府と国家コーポラティズムを築きうる団体こそが民生部門の登記を免除され、全国レベルの広い組織ネットワークの構築を許容されている。そもそも、全国レベルの団体の活動の制限は、それらの活動が政権への脅威だとみなされているからである。厳格な法規制をくぐりぬけ、政府の登記基準に満たせず登記されないか、登記にわざと申請をしないとといった草の根 NGO や国際 NGO も多数あるが、これはデータに反映されず、量的な把握が難しいという根深い問題が存在する（黄 2014a:89-91）。

2.2.5 団体のリソースに対する制度の影響

団体の生存や成長、目標の達成やパフォーマンスなどは団体自身のリソースに依存する。リソースには有形のリソースと無形のリソースがある。団体や会員の評判や団体活動の正当性、会員の動機の強さや団体目的への統合性などといったものが無形のリソースであり、それは団体にとって欠かせない。しかし、より重要なのは有形のリソースである。例えば、会員数、財政規模、スタッフ数が挙げられる（辻中・崔 2002b:288）。資源依存理論 (Resources Dependency Theory) によると、団体はリソースを自給自足しているのではなく、大抵の場合、組織外のエージェントにリソースを依存している。それゆえ、重要なリソースを提供しているエージェントの要求や期待に沿うようになるのである (Child and Grønbjerg 2007:262)。このリソース調達環境の中では、政府の補助金や助成金などの資金提供が団体の生存や活動に重要な役割を果たすことになる。逆に政府はこれを手段として、政府の目標に合わせて市民社会を制御しようとする。以下、個別に検討しよう。

第2章の図2-3、2-4、2-5から見ると、アメリカと日本の団体の年間予算は中国の団体より圧倒的に高く、スタッフ数と会員数の方も同様の傾向が見られる。そして、3つのリソース項目において、日本は中国を大きく引き離しているとはいえ、アメリカとのギャップもまた小さくない。特にスタッフ数が著しい結果となっている。年間予算、メンバー数、スタッフ数などの水準は団体の規模、財政状況、専門職化などの団体の実態を示しており、市民社会への個人の関与、市民意識、パブリック貢献のレベルも示唆されるものである。

アメリカや日本と比べ、明らかに中国のリソースは弱い。これは、中国の市民社会はまだ発展途上にあることを意味し、市民の参加意識、ボランティア意識の現状を示すものであるといえよう。財政難にさらされた団体は、政府のリソースに頼ると政府に対する自律性を失う可能性が高く、中国では特に、国際財団に資金の援助を受けると政治リスクを負う可能性が高まる。中国には寄付型チャリティー団体があまり存在しないため、小範囲の信頼があっても、広汎な信頼が足りないのである(Chan 2009:246)。しかも、官僚の汚職や基金会の不祥事は、国民の党・政府への信頼性を失わせた。基金会の設立は容易ではなく、GONGOの基金会でなければ寄付を集めることも難しい。このように、政治と社会の様々な要因で、中国の市民社会組織がまだ厳しい生存状況に面している。

日本とアメリカの団体は、中国の団体よりリソースは豊富であるが、必ずしも何も制限されていないわけではない。上述のように、アメリカ政府が様々な政策を打ち出し、様々な政府補助金や助成金、契約提携、社会資金の誘導などの手段を通して、特定分野の団体を誘導した。恩恵を受けた団体は年間予算が充実し、多くのスタッフを雇うこともでき、活動も活発化しただろう。政府が社会への関与に前向きな姿勢な時期は、政府による経済的支援も豊かになり、多様なプロジェクトを通じて市民社会組織への財政も充実した(Salamon 2012:21-28)。これは、明らかに団体のリソースに対する政府の関与の高さを示すものである。

なお、日本団体のリソースについては、専門職員を抱える大きな団体はごくわずかしかなかったという特徴がある(Pekkanen 2004:225, 2006:27, 2008:49)。今回の調査結果を見てもその見解は妥当であろう。国家の社会への関与が大きいゆえに、国の発展路線に整合する市民社会のみに傾斜した構図とリソースが作用し、現状に至ったのではないだろうか。

3. まとめ

本章では、アドボカシー活動の参加への組織要因と、よりメタ的な位置にある制度の影響について、それぞれ検討を行なった。組織要因については、先行研究を踏まえて仮説を樹立し、リソース、活動分野、政府からの助成金や補助金などの資金援助、設立年などを独立変数に設定し、市民社会組織の各種のアドボカシー活動を従属変数に設定し、JIGS 調査データに基づいて因果関係のカテゴリカル回帰分析を行った。また、制度の影響に関しては、団体の設立年、団体分布と政策関心、団体のリソースなどといった団体構造と、団体の主な活動と政治社会機能、団体活動のレベルなどといったアドボカシー活動に対する制度の影響を論じた。以下、本章で得られた知見をまとめておこう。

まず、アドボカシー活動参加への組織要因に関する分析からは、次の4点が得られた。

(1) 国ごとにばらつきがあるものの、全体的に、年度予算、常勤スタッフ数、個人会員数といった団体のリソースが豊富であるほど、アドボカシー活動はより積極化することがおおむね確認された。

(2) 限定的な結果を含め、三カ国では、団体分類と政策関心の上位にある分野の団体は、アドボカシー活動により積極的である傾向がある。

(3) 分析結果を見る限り、政府からの助成金や補助金などの資金援助が多いほど、アドボカシー活動を積極化させるとは一概には言えない。しかし、政府からの補助金が団体のアドボカシー活動に影響を与えているのは確実であろう。

(4) 設立年に関する仮説、および特定年代生まれの団体がよりアドボカシー活動を行う仮定は、アメリカと日本団体では確認されたものの、中国には確認されなかった。

次に、アドボカシー活動参加への制度の影響に関する検討からは、次の5点が知見として得られた。

(1) 三カ国の設立年の変動をそれぞれ検討すると、政治や政策の変化によるものとみてよいと考えられる。まず、アメリカでは、戦後間もなく財政政策、統一所得税政策、政府補助金を実施したり、1965年ごろから1980年代にかけて各分野に多額の資金を提供したりすることによって、団体の設立を大きく促すこととなった。一方、日本では、戦後の改革と憲法改正以降の多くの立法、1950年代後半から70年代前半までの工業団体に関する立法、1998年NPO法などによって、団体の設立が大きく促進されることとなった。他方、中国においては、1970年代末から始まった改革開放と後の一連の政策によって、国家が徐々に経済領域から撤退し、数々の規制も徐々に緩和されてゆき、ついには市民社会組織が大

量に設立されるようになった。

(2) 団体の分布図と政策関心もまた政策の変更によって左右されていると考えられる。まず、戦後のアメリカ政府が一連の社会、税金と消費政策を打ち出して、非財産関連領域の公益、慈善系組織の設立を大きく促進した。一方、戦後日本において、産業政策をはじめとする数多くの国家的な計画によって、政府が多く法律を通してビジネス・経済団体の設立と発展を後押しし、市民社会の団体構成を著しく経済セクター偏重の形にした。他方、改革開放以降の中国において、様々な法律の創立と改正とともに、経済・ビジネス団体と関連の研究ユニット、シンクタンク、公共機関、協会などがブームになって、これらの領域の団体が多く占めるようになった。

(3) 団体の政治社会機能の中で、とりわけアドボカシー機能がどれほど顕在化しているのかにもまた政治体制や政治制度に原因があるとみられる。まず、アメリカの分散的な権力構造、多元的な政治体制と利益団体の組織形態の非集権性及び活動形態の非集中性が団体の、4つの政治社会機能の均衡のとれた発展と、より顕著なアドボカシー機能を導いた。一方、日本の発展指向型の発展プロセスには、国家の関与が大きく、国家の目標に沿うか沿わないかでリソースを配分したため、市民社会の「高いソーシャル・キャピタルのわりに、低いアドボカシー」の「二重」の特徴をもたらした。他方、中国において、市民社会には前向きな育成と厳格な統制管理の下で、政府が求めている、サービス提供活動等は後援を受けて活発になる一方、政府の統治管理に障害を与えうるアドボカシー活動は厳しい取り締まりのために低調にとどまっている。

(4) 団体の行政レベルにおける活動分布もまた、制度によって規定されている。まず、アメリカにおいて、権力の配分が連邦制によって縦にも分立されることによって、地方政府の権限が単一主権制の国家より大きいことは、団体の地理的な活動範囲の分布を均等なものにした。一方、日本において、1990年代以降、行政改革や地方分権改革などが試みられたが、まだ中央政府と地方政府の間の権力分配は非均衡であり、中央省庁がまだ政治の中枢である。アドボカシー志向の団体はより権力の集中している中央に活動するのはそのためであろう。他方、中国において、厳しい登録制度の規制と活動管理の下で、全国レベルの組織を立てて活動するのが非常に難しいことは団体の活動行政レベルの構図に各々の団体の活動範囲を限定された地域レベルにとどめてしまっている。

(5) 政府が補助金や助成金などの資金提供をテコに、団体のリソースを大きく左右し、政府の持つ目標に整合的な市民社会の形成と発展の方向性を形作ろうとしている。まず、

リソースの面で一番良い状況にあるアメリカの団体においても、政府が多様な政策を出して、様々な政府補助金や助成金、契約提携、社会資金の誘導などの手段を通して、特定分野の団体を促したりしていた。一方、日本団体の少ない会員数、少ない専門職員数、少ない予算額と狭い地域における活動という「四つの小ささ」である状況は、国家促進のキャッチアップ型の発展経路に国家の社会への関与が大きいことに起因がある。他方、アメリカと日本の団体に比べ、明らかに中国団体のリソースが非常に弱いことには、中国の市民社会はまだ初期段階で、政府の統制がまだ厳しく、市民の参加の意識、ボランティア意識がまだ弱いともいえよう。

第4章 座談会における中国団体のアドボカシー参加

はじめに

団体のアドボカシー活動の実態と活動参加への組織・制度の各要因は、JIGS データの分析によって見えてきた部分もある。しかし、政治過程や政策過程において、実際の団体がどのように影響力を発揮しているのかという具体的な視点には欠けている。したがって、団体のアドボカシー活動をより詳細に観察する必要がある。それによって団体のアドボカシー活動の実態はより明瞭になり、政治や制度が団体に与える実体的影響といった要因もより可視性が高まるからである。また、利益表出や集約といった政治システムにおける市民社会のメカニズムにもより現実性が加わることになる。そして、その国の持つ利益代表メカニズムと国家—社会関係の特徴も描き出されることになろう。そこで本章では、まず中国を事例として取り上げ、中国における団体のアドボカシー活動が展開される場である政府主催の座談会に注目したい。まず、この座談会を手掛かりにして、中国団体のアドボカシー活動の実態を詳細に検討してみよう。

1. 政治過程・政策過程における座談会

1.1 CNKI から見た座談会の全貌

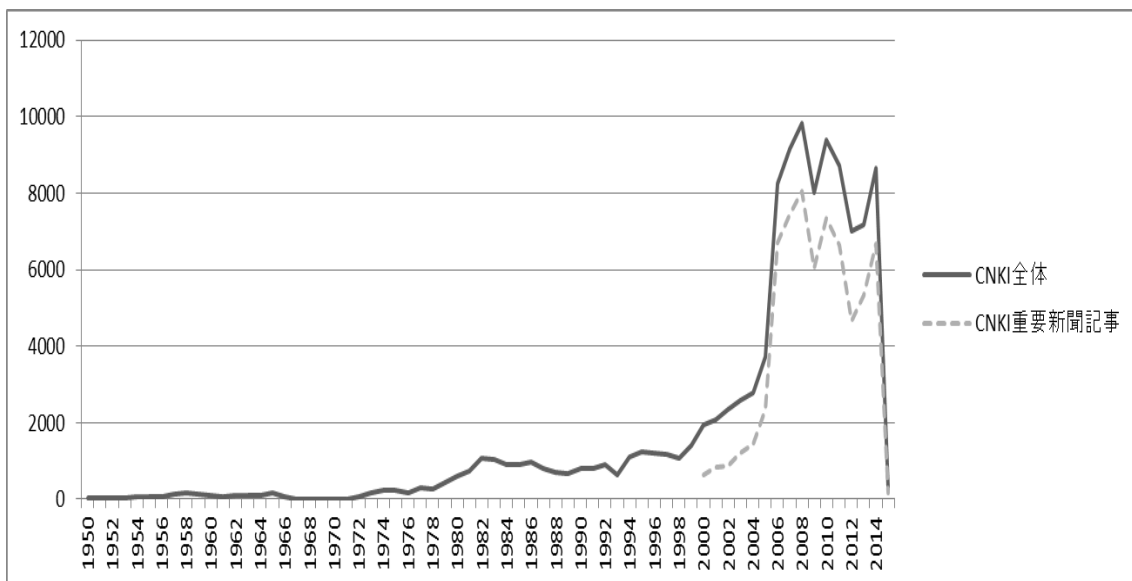
1.1.1 座談会に関する出現数の推移

そもそも「座談」とは何か。中国の「新華字典」によると、「座談」とは「比較的自由に、形式にこだわらずに討論する」という意味を持つ言葉である。「座談会」となると中国語辞典に記載はないものの、日本語の「大辞林」には記載がある。それによれば、「何人かが集まって、ある問題について、各自の意見や感想を述べ合う会。形式ばらないで話し合うことを目的とする」という。中国社会における「座談会」という言葉の文脈を考慮すると、包括的であり、様々なレベルにおいて多義的に用いられやすいという点を指摘することができる。例えば、企業、事業単位、社会組織それぞれの組織内部の運営や展開に関する意見聴取の場といった意味や、年末に組織内部の親交を深めるための懇談といった意味もある。また、社会調査法としての座談会もあるし、地方政府レベルの政策過程における意見聴取や、中央政府レベルの政策過程における意見集約や共産党・民主党派間の政治合意といった意味を持つ座談会も存在する。とはいえ、このような多様な文脈をもちながらも、広く使われているわりに、座談会そのものに関する学術的な研究には限りがあるのが実情

である。

「CNKI」は China National Knowledge Infrastructure の略語で、中国国家知識インフラ機構である。CNKI は、世界銀行が提唱し、清華大学と清華同方株式有限会社のイニシアチブによって建設されたデジタル図書館であり、政府の各関連部署の協力も得ている。規模は中国最大であり、「中国知網」とも呼ばれる。その中には、学術定期刊行物ネット出版総合データベース、博士学位論文全文データベース、修士学位論文全文データベース、重要会議論文全文データベース、国際会議論文全文データベース、重要新聞全文データベースなど中国国内の数多くの重要なデータベースが含まれている。まず、この CNKI のデータベースを使い、座談会という言葉がどのように使われるようになってきたのか、その推移を確認することから始めよう。

図 4-1 CNKI による座談会に関する出現数の推移



出所) CNKI データベース

データベースを見る限り (図 4-1)、1950 年から、座談会という言葉が最初に出現するのは 1950 年からである。1950~1956 年にかけての出現数は 100 未満であり、最大でも 82 (1954 年) であった。1957~1965 年にかけてはやや増加し、最大で 167 (1958 年) であった。1966~1972 年にかけては再び減少し最少で 1969 年の 0 であった (最大で 75)。そして、1973~1998 年にかけては急速に増加し、最大で 1,233 (1995 年) であった。1999~2005 年にかけてはさらに増加の勢いが強まり、最大で 3,723 (2005 年) まで達した。2005

～2006年にかけては、8,254（2006年）に達した。最後に2006年以降現在までを見ると、増減があるもののおおむね毎年7,000台から9,000台の水準を維持している。

重要新聞記事データベースの収録は2000年以降しかないが、2000年以降の座談会の出現の推移はおおむねCNKI全体と同じである。この座談会に関する報道の変化はただ数字の変化ではなく、その裏に政治の状況や政策の変化となんらかのつながりがあると考えている。特に、2005年から2006年まで、その数が倍に増やしたことは政策の変化なしに説明できないだろう¹。

1.1.2 座談会の内容

実際には、どのような内容の座談会が開かれていたのだろうか。CNKIの新聞記事データベースに基づいて、『人民日報』の2010年における記事の見出しに座談会という言葉が含まれたものを探し出し、その内容を検討することとした。

結果として記事は135件に上った。そのうち重複と無効の記事を除外したところ111件が確認された。その内容をまとめたものが表4-1である。

表4-1 座談会に関する報道内容（『人民日報』2010年）

党務	回数	国務	回数	全国人大	回数	全国政協	回数	軍隊	回数	企業、事業単位	回数	民主党派・社会組織	回数
文化	2	経済	5	女性	2	経済	3	軍事出版	1	文化	1	理論研究	1
政法	1	環境	1	法制宣伝	1	記念	4	軍隊党務	2	女性	1	文化	2
理論学習	2	民生・社会保障	5	法律実施	1	宗教	1	記念	3	核安全	1	女性	2
紀律・監察・反腐敗	7	文化	3	法制建設	1	提案	1	国防教育	1	記念	2	芸術	1
人材・人事	7	財政	2	年度工作	1	文化	1			出版	1	記念	3
宣伝	5	医療	1							党務	1	人材	1
記念	4	国有企業	1									ボランティア	1
組織建設	4	農業	3									人口	1
統一戦線	2	記念	7										
新疆工作	2	宗教・民族工作	2										
西藏工作	1	交通・運輸	1										
基層組織	3	産業振興	1										
経済	1	公安	1										
		慈善	1										
		工作報告	2										
		外交	1										
		国防教育	1										
		投資・雇用	1										
		人口	1										
合計	41		40		6		10		7		7		12

出所) CNKI データベース

¹ デジタル化に伴う収録されたものが急に増えたことの可能性も排除できない。

概観すると、党と国務院の方が積極的に座談会を用いて、政策を推進していることが分かる。座談会を開く回数とともに 40 回前後で、それぞれ全体の 3 分の 1 を占めている。党によって開かれた座談会の内容には、紀律・監察・反腐敗、人事・人材、組織建設、宣伝などに関する内容が多く含まれる。一方、国務院が主催した座談会の内容には、経済、民生・社会保障、農業、文化に関する内容が多い。そして、全国人民代表大会は法の宣伝や実施に関して座談会を開くことが分かるが、他に比べてその数は少ない。全国政治協商会議も同様の傾向を示している。また、軍隊、企業・事業単位、民主党派・社会組織といった存在も座談会を開いたようだが、その数は全国人大や全国政協とほぼ同じで、わずかにとどまっている。

1.2 座談会の政治的位置づけ

1.2.1 共産党の政策形成としての座談会

共産党の政策形成のプロセスの探索は決して容易ではない。そのための公開情報が決定的に欠けているからである。2000 年代に入り、中央政府も地方政府もある程度の情報を公開せざるを得なくなってきたが、肝心の党に関する情報公開はなされていない。そのため、プロセスに迫るには、公表されている会議、報告、文書などを手掛かりにする必要があるのである。例えば毛利 (2012:229-264) は、1958 年から 2003 年までの 27 回の中央工作会議 (拡大会議を含む) を検討し、毛沢東時代の政策形成および政策決定の特徴を析出している。「人民日報」の報道や海外に流出したわずかな資料を活用し、危機事態の政策決定過程の推測を試みたのである。また、1980 年代以降の政策形成についても、文書政治の発想を受けて、5 つの重要な文書の作成過程を比較事例として取り上げ、政策形成と政策決定における共通点や相違点、趙紫陽と江沢民という 2 人の政治指導者のリーダーシップの共通点と相違点を明らかにしている。

座談会は、上述した中央工作会議や重要文書の作成と同じように、党の政策形成と決定を解明するツールの一つになりうると考える。党が 1921 年に結成されてから、90 年以上の歴史の中で、党の政策決定に重要な影響を与えた象徴的な座談会が存在する。それは「延安文芸座談会」(1942 年) であり、党の存立にかかわる重要な会議の一つであったと位置付けられている。以降、毛沢東時代に政策形成や決定において重要な役割を果たしてきた中央工作会議は、1980 年代に入って開催回数を減らし、中央委員会や中央政治局会議、分野別の中央工作会議などが定期開催化されるようになっていった (毛利 2012:229-231)。そ

の一つは「西藏（チベット）工作座談会」である。「西藏（チベット）工作座談会」は1980年3月、1984年3月、1994年7月、2001年6月と2010年1月というように5回にわたって開かれた。

そして、1980年代以降の党における政策形成の一般的な分析方法としての重要文書の作成過程を見ると、座談会は意見聴取段階において重要な役割を果たしている。重要文書とは、党の全国代表大会と中央委員会全体会議での報告と決議のために作成されるものである。一般に、党は5年間隔で一期のなかで全7回の中央委員会全体会議を開催する。党の全国代表大会では前期の中央委員会が報告を行ない、次期の中央委員会を選出することになっている。まず、第1回の中央委員会全体会議で政治局の委員と政治局常務委員のメンバーなどを決め、第2回では国家機構と政協の指導者候補提案名簿を決め、第3～7回では体制改革、党の組織建設、五年計画、党の章程修正案など重要な決議を採決するという流れになっている（中国経済データハンドブック 2014:14-17）。これらの報告と決議案の作成は、報告の基調・スケルトンについての協議、起草小組（作成チーム）の作成した草案第一稿についてのトップリーダーによる協議と推敲、意見聴取を経た意見聴取稿についての高級幹部・専門家・民主党派・知識人などによる討議・修正、最終稿直前の草稿についての中央委員会全体会議による討論、そして最後に、大会におけるグループ討論といった段階を踏むものとなっている（毛利 2012:252-255）。意見聴取稿の段階では、党幹部による座談会や専門家による座談会、そして民主党派や知識人並びに人民団体トップによる座談会がそれぞれ行われ、その場で都度意見が加えられて、修正が図られることになっている。毛利は、趙紫陽の第13期党大会報告と江沢民の第14期党大会報告の作成プロセスを比較し、趙が座談会を多用するのに対して、江が座談会を2回しか開催しなかったことから、制度的であると結論をつけた（毛利 2012:253）。

では、具体的に、党の第16期党大会における江沢民報告の文書作成過程を分析して、座談会の役割を検討することにしよう。

まず、起草組の設定の前段階と報告作成中に、江沢民は2001年8月から2002年5月にかけて、全国を巡行して座談会を開催し、課題の調査検討を行なっていった。並行して行われた、文書作成過程では、最初の段階で、起草組が8つの調査研究組を設け、16の省、区、市で合計80回にわたる座談会を開催した（2001年11月8～22日）。そこには延べ914人の関係者が参加した。さらに、江沢民自ら4日間半にわたって座談会を開催し、指導者が直接意見聴取を行なった（2001年11～12月）。これらの過程を経てようやく草案が固ま

り、さらに中央政治局や政治局常務委員が協議・推敲を行なったうえで、2002年8月26日、最終的に、文書が全国の178の地方支部に伝達され、3,000人以上の関係者が参加する討論の機会が設けられた。この段階もおそらく、様々な形で座談会が開かれたと推測できる。さらに、党大会直前、江沢民は再び8日間にわたって座談会を開いて意見を聴取した(2002年8月30日～9月17日)(夏ほか2002)。このように、党大会報告の作成に当たっては、様々な段階において座談会が非常に重要な役割を果たすようになっている。

1.2.2 政治協商としての座談会

中国の政治協商は中国人民政治協商会議において行われるものである。中国人民政治協商会議とは中国人民愛国統一戦線の組織形式の一つを指すものであり、党指導下の多党協力と政治協商を目的とする重要な機構である。この場が、中国政治において社会主義民主を実現するためには欠かせない存在である。表4-2に示すように、協商会議に参加するのは、共産党、8つの民主党派、無党派の有識者、人民団体や各少数民族と各界の代表、台湾・香港・澳門の同胞と帰国華僑同胞の代表、特別招待者である。

表4-2 中国人民政治協商会議第十二期全国委員会委員

各党派	人数	各団体	人数	各界	人数	無党派・特別招待人数	
中国共産党	95	中国共産主義青年団	9	文化芸術界	143	無党派人士	65
中国国民党革命委員会	64	中華全国総工会	61	科学技術界	111	特別招待香港人士	123
中国民主同盟	65	中華全国婦女聯合会	67	社会科学界	69	特別招待澳門人士	29
中国民主建国会	65	中華全国青年聯合会	29	経済界	153	特別招待人士	158
中国民主促進会	45	中華全国工商業聯合会	63	農業界	67		
中国農工民主党	45	中国科学技術協会	43	教育界	111		
中国致公党	30	中華全国台湾同胞聯誼会	15	体育界	21		
九三学社	45	中華全国帰国華僑聯合会	28	新聞出版界	45		
台湾民主自治同盟	20			医薬衛生界	89		
				対外友好界	42		
				社会福利・	36		
				社会保障界			
				少数民族界	103		
				宗教界	66		
合計	474		315		1056		375

出所) 中国政協網, <http://www.cppcc.gov.cn/zxww/2014/02/27/ARTI1393487184783942.shtml> (2015年9月5日閲覧)。

政治協商の具体的な開催様式のポイントとして、次の2点を指摘することができる。第1には、中国共産党と各民主党派の協商である。主に民主協商会、懇談会、座談会の形式で行われる。第2には、中国人民政治協商会議の場における中国共産党と各民主党派及び各

界代表識者の協商である。主に人民政協全国委員会全体会議、常務委員会議、主席会議、常務委員特定テーマ座談会、各専門委員会会議、それぞれ各界代表による協商座談会といった形式で行われる²。

では、具体的に掘り下げてゆこう。まず、中国共産党と各民主党派との協商は、共産党中央が主に呼びかけ、「党外人士座談会」という名称がつけられている。参加者は、共産党中央の政治局常務委員のメンバー数人、民主党派中央の主席、全国工商聯合会トップ、無党派人士代表（一部の人民団体代表を含む）などである。『人民日報』の記事を確認する限りでは、特に2005年から、1年間で概ね3回ずつ、このような座談会が開催されるようになってきている。2014年を例に挙げると、目下の経済情勢と下半期の経済政策について各民主党派の意見を聞き（7月）、次いで第18期四中全会の党の決議案の草案について意見を聴取（8月）、そして今年の経済情勢と来年の経済政策について意見と建議を受ける（12月）という過程になっていた。他方、政府トップである国務院総理の呼びかけにもとづいて、同じような「党外人士座談会」が全国人民代表大会（2月頃）の前に開催され、政府の一年の工作報告について話し合うこともある³。さらに、毎年旧暦の年末ごろに、党中央が「党外人士迎春座談会」を開催し、春節を迎えるタイミングで各民主党派や無党派人士と友好を示し、国策に関する意見や建議を受け取るという仕掛けが図られてもいる。

次に、中国人民政治協商会議における協商に目をつけよう。中国人民政治協商会議における各会議の中で、全国政協双週協商座談会は、近年注目を集めるようになり、定期化しつつある。全国政協双週協商座談会は1950年代の全国政協における「双週座談会」から復帰され、新しい形とやり方で再スタートしたものである。第1回の双週協商座談会は2013年10月22日に開かれた⁴。その手法では、広汎な委員を集めた協商の形式とは異なり、任意のテーマに関する20人あまりの専門家委員を招集し、意思疎通、政策討論、意見聴取を定期的に行ない、政治協商を図っていくのである。双週協商座談会は二週間おきに開催されるため、年間でおよそ20回の開催が可能であり、400人程度の委員の参加が可能である。1回あたりの参加人数は多いわけではないので、議論を深めることにつながり、効果が期待

² 中国政協網によるものである。

<http://www.cppcc.gov.cn/2011/09/14/ARTI1315980170869872.shtml> (2015年6月25日閲覧)。

³ CNKIの『人民日報』報道記事によるものである。

⁴ 「全国政協双週協商座談会專題」

<http://www.cppcc.gov.cn/zxww/2014/03/25/ARTI1395734217563330.shtml> (2015年6月25日閲覧)

できるとされている。さらに開催を定例化することによって、参加者の割合を共産党内が 3 割、党外が 7 割とするようになっていく。また、政府部門の関係者も呼ばれ、協商と建言献策の成果を高めるように工夫もなされている。議論の対象となるテーマは主に党と国家の重大性の高い課題や国民の根本利益にかかわるものが多い。例えば、原子力発電と清潔エネルギー、マクロ経済、建築産業化政策、都市部の大気汚染対策、安全生産法の修正、科学技術体制改革などといった国民の関心を喚起しやすい政策領域である⁵。このように、座談会を通じて、中国人民政治協商会議の主要機能である政治協商、民主監督、参政議政を果たすようになった。

1.2.3 立法過程の一環としての座談会

中国現行憲法（八二憲法）⁶の第 3 章第 1 節第 57 条と第 58 条によると、全国人民代表大会が国家の最高権力機関で、その常務委員会とともに国家の立法権を行使する権限を持つ。同じく憲法の第 89 条によると、国務院が憲法と法律に基づいて行政措置を規定し、行政法規を制定し、決定と命令を公布する職権を持つ。このように、中国において立法権は全国人民代表大会におかれているものの、国務院は定められた権限内で、行政法令、法規などの作成に職権も持っている。中国政治に関する研究では、全国人民代表大会が疑似的な民意表出機関、民主の飾り物、ゴム版議会、機能マヒなどといった指摘が少なからずあり、重大事項は党が決定し、行政府である国務院は執行のみにとどまると考えるのが一般的だという指摘もある（毛利 2012:119-121, 唐 2012:48）。指摘の虚実はさておき、中国が法律に基づいて国家を統治し、社会主義下において法治国家の建設を目指して歩んできたとも表現することができないわけではない。

では、座談会は、立法過程の中ではどのような位置を占めているのだろうか。まず、法的な位置づけを確認しよう。中華人民共和國立法法⁷の 36 条によれば、全国人民代表大会常務委員会の立法手順は、「常務委員会会議程に置かれた法律案については、法律委員会や関連の専門委員会と常務委員会工作機構が各方面の意見を聞くべきである。意見を聞くにあたっては、座談会、論証会、聴証会などの多用な形式をとってよい」と規定されている。全国人大の立法権を実質的に担うのは法律委員会を中心とする各専門委員会と常務委員の

⁵ 「从双周座談会到双周協商座談会」『人民政協報』2014. 9.20 期(19 版)

⁶ 1982 年 12 月 4 日に公布され、その後、1988 年、1993 年、1999 年、2004 年に修正された。

⁷ 2000 年 3 月 15 日に通過され、7 月 1 日公布され、2015 年に修正された。

事務局と位置付けられる法制工作委员会である。続いて 67 条によれば、国务院及び管轄部門が行政法規を作るにあたって、起草段階から、関係機関、組織、人民代表大会代表と社会公衆の意見を広汎に聴取すべきとされ、その形は座談会、論証会と聴証会といった多様な形式でよいとされている。さらに、行政法規制定程序条例の 12 条と規章制定程序条例の 14 条では、行政法規と規章の起草に当たっては、座談会、論証会と聴証会などの形式をとって広汎な意見を聞くべきとされている。なお、国务院において行政法令などの作成を行なうのは国务院の事務局の一つである国务院法制弁公室である。

表 4-3 人大立法座談会（2013 年から）

テーマ	主催	主催日
禁毒条例立法座談会	上海市人大常委会	2015.04.27
環境保護立法座談会	広東省人大常委会	2014.09.01
「江西省非物質文化遺産保護条例」立法座談会	江西省人大教科文衛委	2014.08.15
「江蘇省大気污染防治条例」立法座談会	江蘇省人大常委会	2014.06.24
学前教育立法座談会	全国人大教科文衛委員会	2014.06.19
信訪条例立法座談会	広東省人大常委会	2013.12.13
西部十二省社会救助立法座談会	全国人大常委会	2013.10.29
「消費者權益保護法（修正稿）」立法座談会	浙江省人大財経委	2013.10.16
法律専門家諮問委員会立法座談会	寧夏人大法制委	2013.08.30
農民合作社立法座談会	河北省人大常委会	2013.06.06
「北京市動物防疫条例」立法座談会	北京市人大常委会	2013.06.04
「杭州漁業管理規定（送審稿）」立法座談会	杭州市人大常委会	2013.05.07
「浙江省水文管理条例（草案）」立法座談会	浙江省人大常委会	2013.04.19

出所) 中国人大網。

http://search.npc.gov.cn:7000/npc_search/Search.ws?kind=1&key1=%E7%AB%8B%E6%B3%95%E5%BA%A7%E8%B0%88%E4%BC%9A&btn=%E6%90%9C+%E7%B4%A2&ct=%E4%B8%AD%E5%9B%BD&t=1&range=1&no=1# (2015 年 6 月 26 日閲覧)。

全国人民代表大会に関するネットサイトである中国人大網の検索機能を利用し、「立法座談会」というキーワードで検索を行なってみると、40 の関連記事がヒットする。中国人大網の記事を見る限り、2013 年から現在までに全国各地で 13 件の立法座談会が開催され、報道されている（表 4-3）。座談会で議論された内容は多岐にわたっており、大半は立法法に基づく法律の作成過程において実施される意見聴取としてのものと捉えてよい。しかし、主催者から見ると常務委員会の方が多数であることが分かった。毛利の指摘のように、立法法は中国の法整備を促すだろうが、その結果として、立法の実質的主体が常務委員会に移行しつつあり、全国人民代表大会の機能が低下傾向にあることの現れといえるであろう

(毛利 2012:122)。

2. 座談会に取り組む団体の実態

2.1 JIGS 調査による団体の座談会参加

2.1.1 参加団体の分類と利益の代表

座談会への団体参加の実態を知るには、まず、JIGS 調査の団体分類から探ることも必要である。中国調査において、団体分類の方法は日本とアメリカと多少の差異がある。中国では、民政部に団体が登録する際、4つの種類に区分される。そこで三カ国を比較にできるように、第2次北京調査では団体の活動分野について設問を設け、その回答結果を、団体分類として見なし、日米調査との整合を図るようにしてある。座談会参加団体の分類については、第1次北京調査では、調査票の C0701 において政府主催の座談会の参加を問う設問を設けているが、その回答のうち、「なし」を除き、「比較的少ない」、「普通」、「比較的頻繁」、「非常に頻繁」と答えた団体を座談会参加団体として見なすこととした。第2次北京調査では、調査票の C0201 において、政府主催の座談会に参加の回数を1以上と答えた団体を座談会参加団体と見なす。

表 4-4 座談会参加団体の団体分類別の分布—旧分類（北京 1）

	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(b)-(a)	(c)-(a)	(d)-(a)	(e)-(a)
	団体分 類(%)	座談会 参加団 体(%)	座談会参 加と行政 からの相 談(%)	座談会 参加と 政策実 施(%)	座談会参 加と政策 阻止・修 正(%)				
学術性団体	22.9	21.1	22.6	20.4	23.1	-1.8	-0.3	-2.5	0.2
業界性団体	38.2	44.2	49.1	49.0	53.8	6.0	10.9	10.8	15.6
専門性団体	22.8	19.5	17.0	14.3	23.1	-3.3	-5.8	-8.5	0.3
聯合性団体	16.1	15.1	11.3	16.3	0.0	-1.0	-4.8	0.2	-16.1
N	627	268	106	49	13				

出所) C-JIGS1 調査。

表 4-5 座談会参加団体の団体分類別の分布—旧分類（北京 2）

	(a) 団体分 類(%)	(b) 座談会 参加団 体(%)	(c)	(d)	(b)-(a)	(c)-(a)	(d)-(a)
			座談会参 加と行政 からの相 談(%)	座談会参 加と政策 実施・阻 止(%)			
学術団体	19.2	15.6	10.9	19.0	-3.6	-8.3	-0.2
業界団体	47.8	50.5	58.2	47.6	2.7	10.4	-0.2
専門団体	18.9	17.4	20.0	9.5	-1.5	1.1	-9.4
聯合団体	14.1	16.5	10.9	23.8	2.4	-3.2	9.7
N	306	114	55	21			

出所) C-JIGS2 調査。

表 4-6 座談会参加団体の団体分類の分布—活動分野（北京 2）

	(a) 団体分類 (%)	(b) 座談会 参加団 体(%)	(c)	(d)	(b)-(a)	(c)-(a)	(d)-(a)
			座談会参 加と行政 からの相 談(%)	座談会参 加と政策 実施・阻 止(%)			
科学技術、研究	19.9	18.6	12.3	33.3	-1.3	-7.6	13.4
教育	5.6	4.4	5.3	0.0	-1.2	-0.3	-5.6
社会サービス	7.9	11.5	10.5	9.5	3.6	3.6	1.6
スポーツ	8.9	8.0	5.3	0.0	-0.9	-0.9	-8.9
商工業サービス	14.2	21.2	28.1	38.1	7.0	13.9	23.9
農業と農村	14.2	8.8	10.5	0.0	-5.4	-3.7	-14.2
生態環境	0.7	0.0	0.0	0.0	-0.7	-0.7	-0.7
衛生	5.0	8.0	7.0	9.5	3.0	2.0	4.5
文化	4.3	1.8	1.8	0.0	-2.5	-2.5	-4.3
法律	0.7	0.9	0.0	0.0	0.2	-0.7	-0.7
宗教	1.7	2.7	5.3	0.0	1.0	3.6	-1.7
専門	3.3	3.5	3.5	0.0	0.2	0.2	-3.3
その他	13.6	10.6	10.5	9.5	-3.0	-3.1	-4.1
N	306	114	57	21			

出所) C-JIGS2 調査。

上記の表 4-4、4-5、4-6 は、団体全体の分布、座談会に参加している団体の分布、そして、座談会に参加している団体のうち、行政からの相談の割合、政策実施・阻止の経験の割合を示すものである。以下、内容を検討しよう。

はじめに、政府主催の座談会に参加している団体は、第 1 次北京調査では、回答団体全体のおよそ 43% (268 団体) を占めており、第 2 次調査でも 37% (114 団体) を占めてい

る。また、座談会に参加している団体の分布（項目 b）をみると、表 4-4 および表 4-5 それぞれにおいて業界団体が 44.2%と 50.5%と最も多数を占めている。表 4-6 の活動分野からみた分類では、商工業サービスが 21.2%で最も多数を占めている。以下、科学技術・研究（18.6%）、社会サービス（11.5%）と続いている。

上記 3 つの表の項目 a と項目 b を比べると、団体分類に応じて過剰に代表されるもの、過小な代表に留まるものがあることが分かる。第 1 次調査では、座談会を通じて過剰に代表されるのは業界団体（+6）であり、過小なのは専門団体（-3.3）、学術団体（-1.8）、聯合団体（-1）である。第 2 次調査では、業界団体（+2.7）のほか聯合団体（+2.4）が過剰に代表され、学術団体（-3.6）と専門団体（-1.5）は過小に代表されている。表 4-6 のように活動分野から改めて検討すると、商工業サービス（+7）、社会サービス（+3.6）と衛生（+3）の団体が過剰に代表されるのに対して、農業・農村（-5.4）と文化（-2.5）の団体は過小であるとなる。

次に、座談会に参加している団体の中で、行政からの相談と政策実施・阻止の経験がある団体の分布をみてみよう。それぞれ座談会を通じた利益媒介のあり方の違いがうかがえる結果となった。例えば、第 1 次調査では、業界団体は本来の団体分類の割合より+10.9、+10.8 と+15.6 となっており（表 4-4）、行政からの相談や政策の実施や阻止の経験があつて利益がよく媒介される傾向が高い。そして、第 2 次調査でも、業界団体は+10.4 となっており（表 4-5）、また、商工業サービスの+13.9 と+23.9（ともに表 4-6）となっている。多くの行政からの相談と政策実施や阻止の経験からみると、業界分野の利益が確かに媒介されているといえる。また、聯合団体は、第 2 次調査では、政策実施・阻止の面で分布以上に利益を媒介していると考えられる。他方、活動分野による分類のほうに目を移せば、商工業サービス、社会サービス、衛生の各分野の団体が分布以上に利益を媒介するのに対して、農業・農村、スポーツ、教育と文化といった団体は逆の傾向が見られる。また、科学技術・研究分野の団体は、政策実施・阻止の面では分布以上に利益を媒介しているものの、行政からの相談の面では、逆の傾向である。

総じて、座談会を通じて、業界団体、商工業サービス分野の団体は高い割合を示しているうえに、団体分布以上に過剰に代表されて、利益を媒介していると考えられる。これは前述のように、中国が日本と同じように発展指向型の団体配置であること、キャッチアップ型の近代化のため経済発展を重視している政治や政策の構図が反映されているものと考えられる。

2.1.2 媒介されるリソース

座談会に参加することによって、団体と政府を結ぶ何らかのリソースが流されるだろう。

表 4-7 座談会への参加とリソースの違い

	北京 1				北京 2				北京 1				北京 2			
	地方政府 (情報源)				地方政府 (情報源)				政府からの財政援助				政府からの財政援助			
	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N
学術性団体	13.8	55.2	31.0	58	7.7	34.6	57.7	26	17.5	41.3	41.3	63	5.6	38.9	55.6	18
業界性団体	9.7	59.0	31.3	134	1.9	42.6	55.6	108	8.2	54.1	37.7	61	10.0	60.0	30.0	30
専門性団体	11.8	45.6	42.6	68	3.4	37.9	58.6	29	3.9	41.2	54.9	51	5.9	58.8	35.3	17
聯合性団体	0.0	59.4	40.6	32	0.0	55.2	44.8	29	7.1	50.0	42.9	28	10.0	40.0	50.0	10
全体(合計)	9.9	55.1	34.9	292	2.6	42.7	54.7	192	9.9	46.3	43.8	203	8.0	52.0	40.0	75

出所) C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

表 4-7 は、座談会への参加有無によって情報源や行政からの財政援助に差があるかどうかを示したものである。第 2 章にも述べた通り、中国団体が最も重要視する情報源は地方政府であるため、この表では、情報源として地方政府を 1~3 位までに選択している団体の割合を示すこととした（調査票の C12 と C11 である）。非参加団体は、前節で述べた参加団体と無回答とした団体を除いたものに限っている。一方、政府からの財源援助とは、政府からの財源援助の経験があると回答した団体と収入内訳の政府資金がゼロでない団体の割合の和を示している。

表から見る限り、情報と財政援助は、団体と行政の間を媒介しているリソースと考えてよいものである。地方政府を情報源として重視する団体は、第 1 次北京調査と第 2 次北京調査ともに団体分類にかかわらず座談会に参加する団体で高くなっている。また、業界団体と聯合団体は、非参加の同分類団体よりも地方政府を情報源とする割合が高い。同様に、政府の財源援助を受けた団体も、団体分類にかかわらず、非参加団体よりも参加団体のほうが参加の値が大きい。業界団体も同様である。

以上の結果を踏まえると、座談会に参加している団体の側面からは、積極的に参加することによって行政と友好的な関係を築き、情報と政府資金の入手もより順調にできることを示唆している。そして、行政の側面からは、座談会に参加を誘う団体は各分野の代表で、信頼できる「官制」か「官制」に近いもしくは利害を共有する団体であり、情報と政府資金を用いてそれらを特別扱いして、育てていくとのことも指摘できる。

2.1.3 頂上団体的な特徴の有無

座談会参加団体は団体分布よりも過剰に代表されており、利益を媒介し、情報と政府資金というリソースの面でも政府と密接な関係にあることをここまで述べてきた。では、そのような座談会参加団体には、いわゆる頂上団体的な位置づけはあると言い得るであろうか。ここで少し検討してみよう。

表 4-8 座談会参加団体の団体会員の有無と設立理由

	北京 1 団体会員ある				北京 2 団体会員ある				北京 1 上からの決定で設立				北京 2 上からの決定で設立			
	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N
学術団体	14.7	42.7	42.7	75	7.5	35.0	57.5	40	14.3	42.9	42.9	49	4.8	28.6	66.7	21
業界団体	8.2	55.1	36.7	147	2.7	40.0	57.3	110	7.4	47.9	44.6	121	5.4	32.4	62.2	37
専門団体	12.8	44.9	42.3	78	2.4	31.7	65.9	41	12.9	40.0	47.1	70	0.0	37.5	62.5	16
聯合団体	5.6	55.6	38.9	36	3.7	51.9	44.4	27	12.8	41.0	46.2	39	0.0	53.3	46.7	15
全体(合計)	10.4	50.0	39.6	336	3.7	39.0	57.3	218	10.8	44.1	45.2	279	3.4	36.0	60.7	89

出所) C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

表 4-9 座談会参加団体の編制

	北京 1 編制ある				北京 2 編制ある			
	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N
学術団体	11.8	52.9	35.3	17	0.0	37.5	62.5	8
業界団体	10.9	56.4	32.7	55	0.0	39.1	60.9	23
専門団体	6.3	43.8	50.0	32	9.1	18.2	72.7	11
聯合団体	3.8	53.8	42.3	26	16.9	50.0	33.3	6
全体(合計)	8.5	52.3	39.2	130	4.2	35.4	60.4	48

出所) C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

表 4-8 は座談会参加の有無によって団体会員数の差が生じるか、また、上からの決定によって設立されたものかどうかをしている。また、表 4-9 は政府批准の行政や事業編制があるかどうかを示している。この 3 つの項目から座談会参加団体の頂上団体の属性を確かめていく。

まず、団体会員の有無から見ると、全体的でも分類別でも、団体会員がいると答えた座談会参加団体は非参加団体を上回っている。特に聯合団体と業界団体ではその傾向が顕著である。そして、座談会参加団体は、上からの決定で設立されたものの割合が非参加団体

よりも多いことも分かった。これは、1次2次両調査で同じ傾向である。さらに、行政や事業編制のある座談会参加団体の率は非参加団体より高い。これも1次2次両調査で同様である。同じ傾向である。

シュミッターによれば、コーポラティズムにおいて、政府との結びつきが強い頂上団体の属性がいくつかある。それは分野内の単一性、階統的秩序、国家による承認、独占的代表などである (Schmitter 1984)。中国では「二重管理」と「一行政区に同一分野の複数団体の並立を認めない」という規制があり (黄 2014a:93)、同一分野内においては団体の単一化という特徴が存在する。そのため、座談会参加団体となると団体会員を多く抱えることになり、団体間の階統的な関係が非参加団体よりも鮮明に表れるようになる。そして、上からの決定で設立された座談会参加団体の場合に上からの決定で設立されたものが多いことや、行政や事業編制を持つ割合の多さは、国家からの一定の承認を得ていることを示すものである。前節に述べたように、座談会を通じて利益が媒介され、そこではリソースが鍵を握っており、独占代表の特徴が示唆しているだろう。これは、中国の利益代表メカニズムが、ネオ・コーポラティズム化していると主張したいのではなく、あくまで、辻中 (2014:39) の指摘のように、「一元主義」から「ポスト一元主義」に突入し、権威主義のコーポラティズム的な様相を呈していることを裏付けるものと考えられる。

2.1.4 「天下り」の受け皿

座談会参加団体には、政府と密接な関係を持つという傾向が見受けられるが、では、会長職への就任、会長職選出や政府退職職員へのポスト提供といった点では、政府とどのような関わりがあるのだろうか。表 4-10 は、1次2次それぞれの調査において、座談会参加の有無によって、会長が庁局級以上の高位の行政ポストへの就任経験が差異をもたらすかどうか、また、業務主管部門の推薦で会長候補者を決めたことがある団体についても、座談会参加の有無で差があるのかどうかを示している。そして、表 4-11 は、座談会参加の有無によって、団体の政府退職職員へのポスト提供に差がみられるかどうかについて示している。

表 4-10 会長の行政ポスト経験と会長候補者の決め方

	北京 1 会長が庁局級以上の行政 ポストを就任したことが ある				北京 2 会長が庁局級以上の行政 ポストを就任したことが ある				北京 1 業務主管部門の推薦で会 長候補者を決める				北京 2 業務主管部門の推薦で会 長候補者を決める			
	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N
学術団体	13.8	49.2	36.9	65	4.8	38.1	57.1	21	14.3	35.7	50.0	28	7.7	30.8	61.5	13
業界団体	7.6	53.3	39.1	92	3.8	61.5	34.6	26	10.8	46.2	43.1	65	7.9	44.7	47.4	38
専門団体	10.0	35.0	55.0	60	7.1	35.7	57.1	14	12.8	41.0	46.2	39	5.9	35.3	58.8	17
聯合団体	11.4	42.9	45.7	35	10.0	40.0	50.0	10	5.6	55.6	38.9	18	0.0	45.5	54.5	11
全体 (合計)	10.3	46.4	43.3	252	5.6	46.5	47.9	71	11.3	44.0	44.7	150	6.3	40.5	53.2	79

出所) C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

表 4-11 政府退職職員へのポスト提供

	北京 1 政府退職職員へのポスト提供				北京 2 常勤職員元勤務先が政府部門			
	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N
学術団体	20.7	48.3	31.0	29	0.0	42.9	57.1	7
業界団体	2.3	48.8	48.8	43	3.2	61.3	35.5	31
専門団体	16.1	38.7	45.2	31	16.7	0.0	83.3	6
聯合団体	5.3	42.1	52.6	19	0.0	35.7	64.3	14
全体 (合計)	10.7	45.1	44.3	122	3.4	46.6	50.0	58

出所) C-JIGS1 調査, C-JIGS2 調査。

まず、庁局級以上の行政高官を就任した経験のある会長の存在に関しては、種類にかかわらず、座談会参加団体のほうが非参加団体より多いとみられる。そして、業界団体では目立って多い。これらの行政高官を就任した経験を持つ人は、出身官庁の所管するあるいは出身官庁と関係の深い団体にあっせんされたか、団体自ら積極的に高官と接触してポストに誘致したか、といった理由が考えられる。これらはいわゆる「天下り」と言ってもよいであろう。

次に、新しい会長を選出する際の候補者について、会員による自由選出と理事会の協商による推薦などを除けば、業務主管部門の推薦による選出をしていた団体のうち、種類を問わず、座談会参加団体のほうが非参加団体よりも数が多い。特に聯合団体と業界団体がその数でも際立っている。さらに、政府退職職員へのポスト提供や団体常勤職員の元勤務先が政府部門であるという点の結果を見ても、同じように、座談会参加団体のほうが比較的高い数字となっている。特に、業界団体のほうががより鮮明である。

前述のように、中国団体には「二重管理」という制限があり、団体の設立に際して、業

務主管部門の同意がまず条件とし、各行政レベルの民政部門への登録も義務つけられている。そのため、設立後、登記管理機関である民政部門と団体の日常活動を管理する業務主管部門による「二重管理」を受けざるを得なくなる。このような背景の下で、業務主管部門の退職者が所管団体にポストを獲得したり、団体内部に踏み込んだりすることがありうるというのは、想像にかたくない事態である。反面、団体から見ても、団体自身が生き残るために、民政部門や業務主管部門の指示に従わざるを得なくなったり、業務主管部門の高官を団体の重職に積極的に誘致を図ったりすることもあると考えられる。政府にせよ業務主管部門にせよ、高級官僚や一般退職職員は、団体にとって情報や資金の獲得、行政との関係作り、活動の事前根回しといった面で仲介者になりうる存在である。それゆえに、両方の意向がマッチするようになったのである。

2.1.5 業務主管部門、政府、党との関係

前述のように、座談会への参加団体は非参加団体に比べて業務主管部門や行政との関係は密接であると考えてよいものと思われる。しかし、このような関係性は、団体の認識の面からみるとどのように捉えられているのであろうか。その点をここで考えてみたい。

表 4-12 業務主管部門、政府、党との関係（北京 1）

	業務主管単位と緊密関係				政府と緊密関係				党組織あり			
	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N
学術団体	15.7	38.0	46.3	108	7.9	50.0	42.1	38	14.3	47.6	38.1	21
業界団体	8.7	51.1	40.2	184	4.4	58.2	37.4	91	7.5	44.8	47.8	67
専門団体	10.0	40.0	50.0	110	2.0	44.9	53.1	49	6.9	41.4	51.7	29
聯合団体	7.2	39.1	53.6	69	0.0	48.3	51.7	29	0.0	72.7	27.3	11
全体（合計）	10.4	43.7	45.9	471	3.9	52.2	44.0	207	7.8	46.9	45.3	128

出所) C-JIGS1 調査。

表 4-13 業務主管部門、政府、党との関係（北京 2）

	業務主管単位と緊密関係				政府と緊密関係				党組織あり			
	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N	非参加	参加	無回答	N
学術団体	4.5	29.5	65.9	44	7.7	38.5	53.8	26	0.0	70.0	30.0	10
業界団体	2.6	40.0	57.4	115	2.9	43.1	53.9	102	0.0	66.7	33.3	24
専門団体	5.1	33.3	61.5	39	2.9	35.3	61.8	34	12.5	50.0	37.5	8
聯合団体	0.0	44.7	55.3	38	0.0	53.3	46.7	30	0.0	63.6	36.4	11
全体（合計）	3.0	37.7	59.3	236	3.1	42.7	54.2	192	1.9	64.2	34.0	53

出所) C-JIGS2 調査。

表 4-12 と 4-13 は、座談会参加の有無によって、業務主管部門や政府との間の関係認識にどのような差が存在するかを示し、加えて、団体内部に党組織が存在するかどうかについてもその差異の存在を検討したものである。

まず、業務主管部門と密接な関係を持つという認識を持つ団体は、いずれも座談会参加の団体が、非参加団体よりも高くなる。同様に、政府と密接な関係を持つと認識する団体も座談会参加団体のほうが高くなる。ただし、1次2次両調査とも、後者の密接性認識のほうが前者の密接性認識よりも高くなっている。また、党組織の有無も、座談会参加の団体のほうに作用してくるようであり、第2次調査でその差は大きくなっている。

この結果を踏まえると、座談会参加団体が業務主管部門や政府と様々な触媒で緊密な関係を結んでいるという事実が存在する上に、座談会に参加している団体自身もその緊密性を強く感じていることが分かった。座談会への参加自体が密接性の表現の一つの手段であり、それが継続化すれば両者の関係性はより密接化すると考えられる。このような関係は党・政府の政策作成に意見聴取や世論反映は欠かせないし、団体側にとっても自らの生存のうえで欠かせないものである。

議論を党組織に転じると、団体内部への党組織設置というのは、市民社会組織に対する党による統制を意図するものであろう。党は様々な手法によって国家機関や社会に浸透し、自らの政治権力を行使するものであり、党委員会・党組織の設置もその表れの一つである。党規約によると、すべての組織や団体は、党員が3人以上いる場合、党組織を設置しなければならないとされている（辻中ほか 2014:19）。党中央およびその組織部は通達を繰り返して（1998年、2000年、2002年など）、団体等における党組織設置と党建設強化を図ってきた（黄 2014a:97）。しかし、現実には、団体等における党組織の設立率は低位にとどまっており、普及が進んでいるとはいえない。低い設立率が一般的状況とはいえ、座談会参加

の団体の場合には党組織の設立率の高さを確認できることは、それらの団体が党組織と密接な関係を有することの証左でもあろう。党は政治権力の中核的存在であるため、行政との関係性維持にあたって党組織との関係は良好にしておかざるを得ないのである。

2.1.6 立法への働きかけと影響力自己評価

中国の立法過程において、座談会はさまざまなレベルで活用され、意見を広汎に聞くべきであることが法律で定められている。では、実際には、座談会参加の団体は、立法過程に対してどのような認識を持っているのか。また、自らの政治的影響力をどのように評価しているのか。これらの点についてここでは検討してみよう。

表 4-14 立法への働きかけと影響力自己評価

	北京 1				北京 2				北京 1				北京 2			
	立法への働きかけ			N	立法への働きかけ			N	自己影響力評価			N	自己影響力評価			N
非参加	参加	無回答	非参加		参加	無回答	非参加		参加	無回答	非参加		参加	無回答	非参加	
学術団体	14.3	57.1	28.6	7	0.0	62.5	37.5	8	0.0	64.3	35.7	14	0.0	45.5	54.5	11
業界団体	0.0	78.6	21.4	14	0.0	69.2	30.8	26	3.1	53.1	43.8	32	2.8	52.8	44.4	36
専門団体	14.3	71.4	14.3	7	0.0	57.1	42.9	7	11.1	55.6	33.3	18	6.7	40.0	53.3	15
聯合団体	0.0	66.7	33.3	6	9.1	63.6	27.3	11	0.0	58.3	41.7	12	0.0	64.3	35.7	14
全体 (合計)	5.9	70.6	23.5	34	1.9	65.4	32.7	52	3.9	56.6	39.5	76	2.6	51.3	46.1	76

出所) C-JIGS2 調査, C-JIGS2 調査。

表 4-14 は、座談会参加の有無によって、立法への働きかけの差と影響力自己評価の差があるかどうかを示している。表の立法への働きかけに関しては、全国人代と地方人代の立法工作への活動を通じて影響を与えたと回答している団体（第 1 次調査）、全国、省、市レベルの人民代表へ意見表明や議案提出を行ったと回答した団体（第 2 次調査）をそれぞれ集計してある。自己影響力評価に関しては、政府政策決定に強い、比較的強いと非常に強い影響力を持っていると選択した団体の集計である。

まず、立法への働きかけを行なっている団体では、座談会参加のほうが高い数値となる。いずれの種類のも参加・非参加の差は非常に大きくなっている。団体分類中で最も高いのは業界団体である。そして、自己影響力評価が高い団体は、いずれも座談会に参加しているほうが高い値となっている。そして、第 1 次調査では、学術団体が座談会参加の割合が最も高いのに対して、第 2 次調査では、聯合団体が最も高くなっている。全体的に、座談会に参加している団体は立法への働きかけが比較的多いと同時に、自己影響力に対

しての評価も高いことである。

中国政治研究では、疑似的な「民主」制度、「党の意思の追認機関」と「ゴム版議会」といった人民代表大会の機能に関する指摘が多く、政治全般に対する人民代表大会の影響力が限られているといわれる。その中では、団体は人民代表へ意見を表出したり議案を提出したりして影響力行使を試みても、政治過程・政策過程への影響はそもそも制約付きである。しかし、座談会は確かに立法への働きかけのルートとして位置づけられているものと言える。このルートを通じて、利益表出したり、意見聴取したりして、象徴的ではあるが、一定の民主的意義があった。そして、自己影響力評価の高い座談会参加団体は、政治や政策決定に影響力が高いと認識しながら評価したわけではなく、あくまでも、このような限られた影響力行使の機会を観念したうえで答えているのである。

2.2 報道分析による団体の座談会参加

2.2.1 党の政策形成における座談会参加

ここからは党の政策形成に視点を移す。中国では、党の政策形成段階においても座談会が重要な機能を果たしていることは前述したとおりである。本節では、党政策形成における座談会の位置づけを、団体の観点から改めて検討することとしたい。検討の材料は「人民日報」の報道である。特に、「人民日報」2012年11月6日第001版で出された「中共中央召開党外人士座談会征求对中共十八大報告の意見」という見出しの事例について、ここでは仔細に検討する。

まず、18期党大会胡錦濤報告の作成過程において、座談会のなかでも「党外人座談会」の位置づけから検討を始める。党大会報告の作成にあたって、党の中央政治局常務委員会会議、中央政治局会議、中央委員会会議、報告起草小組会議などとともに、座談会が重要な協議、意見聴取の場として活用された。2月上旬ごろ、起草小組の結成に合わせて全国各地で44回にわたる座談会が開かれた。3月中旬ごろになると、より絞り込まれた各課題に関して、全国各地で1,073回にのぼる座談会が開催された。8月ごろになると、胡錦濤国家主席が自ら省レベルの党・政府主要責任者と4回、軍トップと2回、民主党派中央、全国工商聯トップ、無党派人士と1回、それぞれ座談会を招集した。9月になると、党中央が正式に党外人士座談会を開き、意見や建議の聴取を行なった（徐ほか 2012）。党外人士座談会は、起草小組、政治局、政治局常務委員会それぞれ会議を経て報告書のフレームや基調、記述内容がある程度固まった段階で開かれるもので、党中央委員会会議による最終承認の

およそ 2 か月前に開催されることとなっている。そのため、この段階では修正の余地がほとんどなく、党外人士の意見や建言の影響力には限りがある。18 期党大会報告の作成プロセスを見る限り、座談会と党外人士座談会は大体以上のような関係にあった。

そして、この「人民日報」の記事は、党大会（2012 年 11 月 8 日）の 2 日前に本紙面に掲載されている。ただ、党外人士座談会が実際に開かれたのは 9 月 3 日であり、およそ 2 か月間は報道されなかったことになる。その期間、秘密扱いであったことがうかがえる。報道記事の内容をより詳細に検討すると、党外人士座談会に参加したのは、胡錦濤をはじめとする中共中央政治局常務委員の 4 人と関連部門の責任者、8 つの民主党派の主席、全国工商聯主席、無党派人士及びほかの党外人士である。参加している党外人士らは、ほとんど全国政協の副主席や副秘書長、全国人民代表大會常務委員会委員などの高官や著名人などである。団体名称が記述されたのは全国工商聯に限られる。しかし、党外人士の参加者の肩書きを見ると、中華全国婦女聯合会、中華全国總工会、中国科学技術協会、中華全国台湾同胞聯誼会、中華全国帰国華僑聯合会、中華全国青年聯合会、中華職業教育社、中国赤十字總會、欧美同窓会、中国人民爭取平和と軍裁協會といった団体のトップが参加者として並んでいる。こういった団体において 8 つの人民団体のうち 7 つがあり、残りは民政部の規定で登記免除された社会団体である。これらの団体は党・政府と一体となっており、頂上団体であり GONGO（政府が設立した NGO）でもある。言い換えれば、党大会報告のような文書作成過程において、党・政府と密接な関係を持つ団体しか党外人士座談会に参加できないということでもある。しかし、党大会報告の最初段階の数多くの座談会と、他の政策形成過程の座談会において、団体の参加の実態の解明はさらなる分析が必要である。

2.2.2 政治協商における座談会参加

前述のように、座談会は、中国政治協商制度において、中国共産党と各民主党派の協商にせよ、中国人民政治協商會議の場に置いてにせよ、重要な意思疎通、政治協商、参政議政、民主監督といった役割を果たしている。では、この政治協商座談会では、団体はどのような参加の実態を見せるのだろうか。中国共産党と各民主党派の協商、中国人民政治協商會議における協商にそれぞれ分けて検討を試みることにする。

まず、中国共産党と各民主党派の協商について、「人民日報」2010 年 12 月 4 日第 001 版の「中共中央召開党外人士座談会征求对經濟工作の意見と建議」を事例として取り上げてみよう。共産党中央が開催する年間 3～4 回程度の党外人士座談会のうち、7 月と 12 月は

経済情勢や政策がテーマになることが多い。12月に開催されたこの座談会もまた、目下の経済情勢と翌年の経済政策について党外人士から意見を聴取しようとする場であった。参加者の属性は前節に掲げた党政策形成座談会の党外人士座談会とほとんど同じであり、胡錦濤をはじめとする中央政治局常務委員の五人と党・国家の関連部門の責任者、8つの民主党派の主席、全国工商聯主席と無党派人士及びほかの党外人士などが参加したという。座談会に参加した党外人士も、人民団体と民政部の規定で登記免除された頂上団体の役職者ばかりである。反面、経済に関連する社会団体の姿はなかった。党の政策形成のプロセスと同じように、党と民主党派の協商座談会においては、団体の参加が限られている。

次に、中国人民政治協商会議において、全国政協第二十九次（2015年4月22日）双週協商座談会を例に挙げてみよう。第29次双週座談会のテーマは「推進京津冀協同発展中の大気污染防治」であった。全国政協のホームページによると⁸、全国政協主席と副主席の4人、全国政協委員の14人、専門家・学者の2人という内訳で、20人あまりが座談会に参加した。行政からは、北京市、天津市、河北省の政協主席と環境保護部副部長、国家發展改革委員会副主任、工業と信息化部副部長、中国気象局副局長といった国家部局役職者も参加した。政協主席と政府部局の副部長らを除くと、参加した政協委員と専門家・学者などの肩書からは、全国工商業聯合会、中華全国台湾同胞聯誼会、中華全国青年聯合会といった人民団体とともに、中国工業節能と清潔生産協会といった業界団体も見受けられた。しかし、中国人民政治協商会議において座談会に参加するのは、政協委員と必要時に呼ばれる政府各部門の関係者や専門家・学者に限られる。人民団体のような頂上団体でなく、社会団体を代表して参加するのはごく稀であり、団体の参加はやはり限られているといえる。

2.2.3 立法過程における座談会参加

前述のように、国務院が行政法規を制定する職権を持つと規定され、全人代と国務院が主導する立法過程の中で、座談会を用いて広汎な意見を聞くよう立法法が規定している。そして、実際に、全人代各レベルの立法座談会も数多く開催されている。では、国務院の持つ行政法規制定職権において展開される立法過程での座談会では、団体はどのような参加の動態を有しているのだろうか。

⁸ <http://www.cppcc.gov.cn/zxww/2014/03/25/ARTI1395734217563330.shtml>. 2015年7月14日閲覧。

「中国食品安全報」2012年9月13日第A01版の「国務院食品安全弁召開食品安全工作業界協会座談会」を例に挙げてみよう。座談会のテーマは『食品安全工作の強化に関する国務院の規定』であり、食品安全と連絡連携体制の在り方を議論し、食品安全の強化を検討するというものであった。座談会に参加したのは、国務院食品安全弁公室副主任を及び関連司と局の責任者、工業と信息化部、農業部、商務部、衛生部、国有資産監督管理委員会、工商総局、質検総局、糧食局、食品薬品監管局と供販総社などの司局級責任者、中国食品工業協会など33の食品関連業界協会、中国食品科学技術学会、中国食品土畜輸出入商会、中国消費者協会など60人あまりであった。この座談会で、中国食品工業会、中国軽工業联合会、中国酒業協会、中国食品添加剤と配料協会、中国乳製品工業協会、中国調味品協会、中国食品と包装機械工業協会、中国糧食業界協会、中国肉類協会、中国調理協会などの責任者が相次いで発言し、安全管理の強化について、事例やノウハウを紹介し、問題点を指摘し改善政策に関する建議をした。

その際の業界協会の発言を紹介する。中国食品工業協会副会長兼秘書長熊必琳の発言を見てみると、近年、同協会は積極的に食品安全に関する立法過程に参加してきたという。また、同協会は、「食品安全法（草案）」と「食品安全法実施条例」について、全国人大と国務院法制弁公室などに100以上の建議を実施したほか、法律・法規の理解促進、普及、実施に努力を重ねてきたともいう。そして、「預包装食品ラベル通則」、「食品生産通用衛生規範」、「食品添加剤使用標準」等の食品安全規章と食品安全標準体系において専門家を招集し、政府に協力しながら改善措置の実施に貢献し、報告書も提出した。さらに、食品安全法規標準の実施過程で、企業の間い合わせや照会について協会は状況を把握し、全国人大の教科文衛委員会、国務院の法制弁公室、衛生部、工商総局、質検総局等の部門にそれぞれ報告を実施し、調査に基づく建議を実施したという。行政条例の実施のための座談会には多くの団体が参加し、条例実施に当たっての問題点の洗い出し、業界の自主管理や連携協力体制の構築を国務院及び関連部門の責任者に建議したという点は、業界団体の役割が重視されていることを示すといえる。

ここまで述べてきた中国食品工業協会の事例を見ると、業界団体が国務院主導の立法過程のなかで影響力を行使しているといっても過言ではないだろう。法律と行政規定の作成や実施、事後的な改善にあたって、専門知識を持つ業界団体は業界の事情に精通しているため、国務院及び関連の部局にとっても欠かせない存在であることが想像に難くない。そのため、党の政策形成と政治協商の座談会とは異なり、各分野団体の意見の尊重と協力を

重視する姿勢が政府に表れてくるのである。

このように、各種の座談会において、座談会に参加している団体はそれぞれ異なる特徴を持つことが分かった。党中央の政策形成過程、各民主党派との政治協商や全国政協会議における政治協商過程では、参加団体は主に人民団体に限られる一方、国務院及び関連部署における法律や行政規定の作成においては、業界団体やほかの社会団体も相当程度参加できるようになっているのである。

3. まとめ

本章において、中国団体のアドボカシー活動を詳細に検討するため、制約付きの政治や政策への働きかけのルートとして利用され、効果的であると認識される座談会を事例に、その詳細に迫った。まず、座談会に関する報道や座談会の内容、政治過程・政策過程における座談会の政治的位置づけを論じた。次に、JIGS 調査データを分析し、座談会について定量的な側面からアプローチを試みた。そして、最後に「人民日報」等の報道に依拠しながら座談会に取り組む団体の実態を定性的に検討した。以下では、本章で得られた知見をまとめておきたい。

はじめに、座談会に関する報道や座談会の内容、政治過程・政策過程における座談会の政治的位置づけに関する分析からは、次の4点の知見が得られた。

(1) 座談会は包括的な用語法であり、使用される文脈も多義的である。座談会に関する報道数は1999年から増加しており、特に2005年から2006年まで倍に急上昇したことは政治状況や政策の変化につながりがあるだろう。座談会の内容を見ると、党と国務院が積極的に座談会を開催する傾向があるのに対し、全国人大や人民政協ではそもそも座談会の開催数が少ない。

(2) 座談会は、共産党のいくつかの政策決定において役割を發揮したという歴史的経緯がある。また、1980年代以降の共産党の政策形成の一般的な分析方法としての重要文書の作成過程においても、意見聴取段階で重要な役割を果たしている。

(3) 政治協商過程においては、共産党が呼びかけて実施する各民主党派との協商及び人民政協における協商では、そこで行われる座談会は党と各民主党派及び各界代表識者との関係を深め、国策に関する意見と建議を聴取するという役割を果たしている。

(4) 立法過程においては、全国人民代表大会常務委員会の立法過程と、国務院及び管轄部門の行政法規の起草過程の二つにおいて、座談会は法律や行政法規を作る初期段階での

意見聴取の場として位置づけられている。

次に、JIGS 調査データ等の分析を通じて座談会参加の団体を分析すると、次の 7 点が得られた。

(1) 業界団体あるいは商工業サービス分野の団体が座談会参加において高い割合で浮かび上がってくる。団体分類以上に過剰に代表され、利益を媒介しているように見受けられる。

(2) 団体は座談会への積極的な参加によって行政と友好的な関係を築き、情報と政府資金とも関係があることが示唆されるのに対し、座談会に参加を誘う団体を利害共有団体として特別扱いし、育てていこうとする行政側の思惑も確認することができる。

(3) 座談会に参加している団体は階統的な組織上の特徴を有しており、政府との結びつきの強さもうかがわれる。「一元主義」から「ポスト一元主義」に突入し、権威主義のコーポラティズムの様相が明快に浮かび上がってくる。

(4) 庁局級以上の行政高官を経験したことのある会長、会長候補者の選出、政府退職職員へのポスト提供などからみると、「天下り」としての特徴が見受けられる。

(5) 座談会に参加している団体は、いずれも業務主管部門、政府、党と緊密な関係を持っているとみられる。

(6) 座談会に参加している団体は、立法への働きかけがより頻繁で、主観的影響力認知も高い。

(7) 党中央の政策形成過程や政治協商過程においては、座談会参加団体のほとんどが党・政府と緊密な関係を持つ人民団体のような GONGO 団体であるのに対し、立法過程の国務院及び関連部署における法律や行政規定の作成においては、業界団体、協会団体及びほかの社会団体が活発に参加している。

第5章 諮問機関における日本団体のアドボカシー参加

はじめに

現代日本の政策決定システムの特徴の一つは、国家と社会の境界領域に存在する、協議、調整を行う多様な制度の発達である（金 1998:1）。このような政策決定プロセスは、政治と社会のネットワークとして捉えられるものであり、日本政治を理解するうえで重要な手がかりである。このネットワークには公私の諮問機関が制度として位置づけられることが多く、その機関や、官民間の天下り、派遣、出向、天上がりなどの人事交流の慣行などを通じて、国家と社会の間で、利益の集約や表出、動員や秩序維持、リソースの媒介などの円滑化が図られている。その中で、日本の団体はどのような実態を有しているのか。団体の政治過程や政策過程における活動と、その背後に生じる関係性の理解によって、国家と社会のネットワークの本質をどのように析出することができるのか。本章では、主に諮問機関への委員派遣といった面でのアドボカシー活動に焦点を当てながら、日本団体の参加とその影響力及び裏側にある構図を考察し、政治と社会のネットワークの具体像を明らかにしてゆきたい。

1. 政治過程・政策過程における諮問機関

1.1 定義と変容

1.1.1 諮問機関とは何か

諮問機関とは、「国の行政機関である府・省・委員会・庁の長及び地方公共団体の執行機関の附属機関の一種であり、行政機関の意思決定に際して、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制の機関である」とされる（西川 2007:60）。諮問機関には、法令によって設置される「審議会等」¹と、法令に基づかない「私的諮問機関」²の2種類がある（濱本・辻中 2010:157）。法制度上は、府省・委員会及び庁に、国家行政組織法（8条）や内閣府設置法の規定に基づいて設置される審議会のほか（法制審議会、中央教育審議会、社会保障制度審議会など）、地方政府においても、執行機関（長、委員会、委員）の附属機関として、地方自治法（138条の4-3項）や条例に基づいて設置される審議会が存在する（社

¹ 審議会には協議会、委員会、審査会、調査会、会議等の多様な名称があるため、政府の公式な文書では、「審議会等」として使用されている。

² 審議会と区別するため、懇談会、懇話会、考える会、検討委員会、事務局などの名称が用いられる。

会福祉審議会、都市計画審議会など)。他方、私的諮問機関は、法律や政令・条例によって設置されるものではなく、閣議決定や大臣等の決済に基づいて、内閣総理大臣や省庁大臣、局長の下に「研究会」や「懇談会」といった名称で開催されるものが多くを占める³。

このような審議会は、行政機関への民意の反映や専門的知識の導入といった点を促進することが期待されている。しかし、審議会は対外的決定権を持つものではなく、会としての意思決定は行政内部の文脈においてのみ意味を持つ。審議会の意見や答申は、意見を求めた行政機関に対する法的拘束力が存在するかどうかによって重みが異なってくる。そのため、審議会も諮問機関と参与機関の二つに分類されるが、一般に、諮問機関としての審議会の答申や決議は法的拘束力が発生しないとされている。このような機能に加えて、第三者の立場をふまえて利害調整を図ることを目的とする審議会もある⁴。なお、私的諮問機関は法令上に設置の根拠をもたないために「私的」といわれるが、経費は公費から支弁されるのが普通であり、機能は決して「私的」なのではなく、場合によっては審議会以上に強い影響力を持つこともありうる⁵。

1.1.2 諮問機関政治の変容

では、日本政治における諮問機関の動態について、先行研究ではどのように位置づけられているのだろうか。ここでは、主に審議会、私的諮問機関の二つについて、それぞれ検討を加えることとしたい。

審議会登場の背景に存在するのは、社会の多様化、専門化が進むにつれ、行政に対する広範な命令制定権の委任が行われるようになってきているという行政国家化現象の進展である。委任が行われる際、行政による恣意的な権力行使の危険性に対して、適切な対応の準備が必要となる。立法府は民主主義の機能的の中核にあるが、社会の諸利害の対立を調整し、政治的統合を維持するという立法府の機能は、行政国家化の進行とともに行政へと移行する。しかし、行政府には、代表制を通じた調整と統合のメカニズムは存在しないため、審議会にこうした調整や統合を代替させることが期待された（阿部 1978:8）。

欧米の民主主義諸国では、従来の地域代表制を補完する職能代表制の一形態として審議会が登場してきた。アメリカの場合、もっとも古い審議会は 1901 年に設置されており、イギリスでも、最古の審議会は 1904 年に発足したといわれている（佐藤 1978:3）。日本にお

³ 『日本大百科全書』における平田和一の解説を参照。

⁴ 『知恵蔵 2015』における千葉大学法経学部教授新藤宗幸が 2007 の解説を参照。

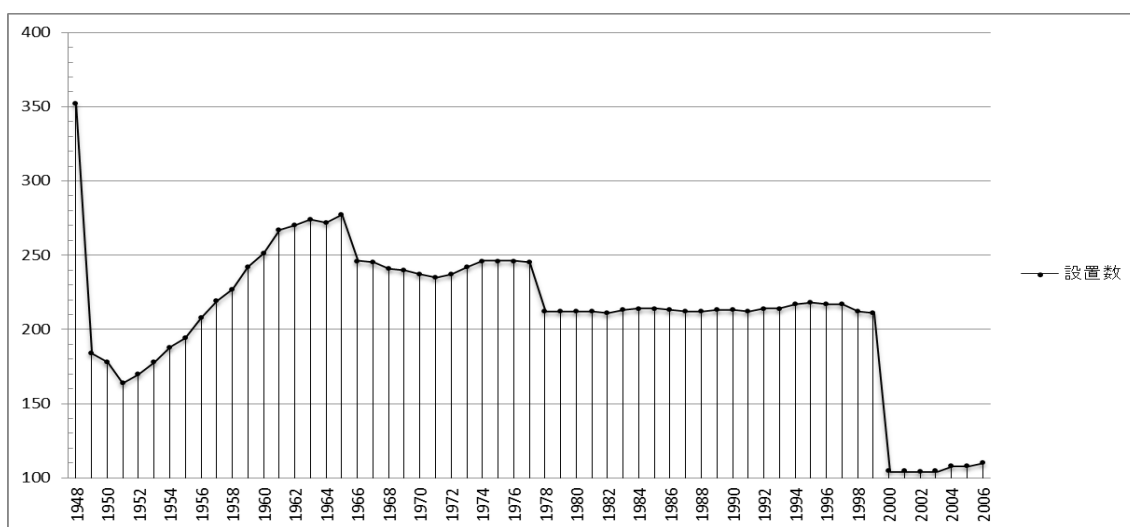
⁵ 『知恵蔵 2015』における千葉大学法経学部教授新藤宗幸が 2007 の解説を参照。

いても諮問機関は第二次世界大戦以前から存在し、明治時代にまでさかのぼることができるという（濱本・辻中 2010:159）。審議会でもっとも古いものは1899年までさかのぼることができる。戦前の審議会は勅令によって設置されるもので、政府職員の比重が高く、審議会の会長は政府代表によって占められ、文書も非公開とされていた。そのため、政府による意見聴取の場としての性格が強く、名称も「委員会」と称するものが一般的で、今日の姿とは隔たりが大きい（阿部 1978:9; 佐藤 1978:3）。戦前日本の特権的な官僚制の下では審議会には代表機能や調整・統合機能を補完する必要性が観念されることは無かったのである。とはいえ、関係省庁間の相互調整や政府と経済界の意思統一といった点では戦後の審議会と共通している面が無いわけでもなかった（笠 1995:98）。

日本において審議会制度が普及していったのは第二次世界大戦後のことである。戦後、占領軍による戦後改革によって政府機構も変化に晒され、特権的官僚制はも変化に晒された。議会中心主義という建前は強化され、官僚制はなお絶大な影響力を維持したとはいえ、新憲法によって「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」へと、いわゆる公務員化が図られたことによって、議会中心主義の原則を前提とする行政府のあり方を求める発想が、官僚制の性格に与えた影響は少なくなかった。結果として、官僚制の絶対性や特権性は影を潜め、立法府の統制が強化されるという位置づけが明確になった。また、戦後の都市化や工業化の進展によって行政国家化が進むと、社会の諸利害の対立や紛争調整の必要性は急速に高まってゆき、利害調整の機能への期待は主に行政府へと向かったのである。戦後の審議会制度の発展は、官僚制が喪失した権威を半ば補完するような位置づけとして観念されたほか、別の見方では、官僚制が環境変化に柔軟に対応するための方便でもあったというものもある（阿部 1978:10）。

戦後の審議会は、行政改革の波に乗って増減を繰り返してしてきた。その推移を図 5-1 で示すこととしよう

図 5-1 審議会の設置数の推移 (1948-2006) ⁶



詳しく見てみると、国家行政組織法（1948年）によって、審議会はすべて法律に基づいて設置されることにされたため、それまで閣議決定や省議で設置されたものを含めた全352の審議会は整理改編され、1949年末には184にまで減少した（阿部 1978:11）。1950年、1951年にも行政整理の一環としてさらに削減が図られたが、高度成長時代へ移行するとともに増加へ転じ、1965年には277にまで増加しピークを迎えた。その後、1966年、1978年に行政改革が行われて整理され、再び246、そして212まで削減が図られた（辻中 1999a:58）。そして、210台が20年間ほど維持されたのち、1999年4月、行政改革に伴って省庁再編が実施されると121の審議会が統合・廃止され、105へと削減された（西川 2007:61）。2006年には、110の審議会が存在している⁷。

では、続いて私的諮問機関について検討しよう。私的諮問機関は法令に根拠がないため、法制局の審査対象とならない。そのため、現状を把握して統一的に公表する機関が存在せず、情報公開の法的義務も負わないし、頻繁に設立・廃止されることから、正確な総数を

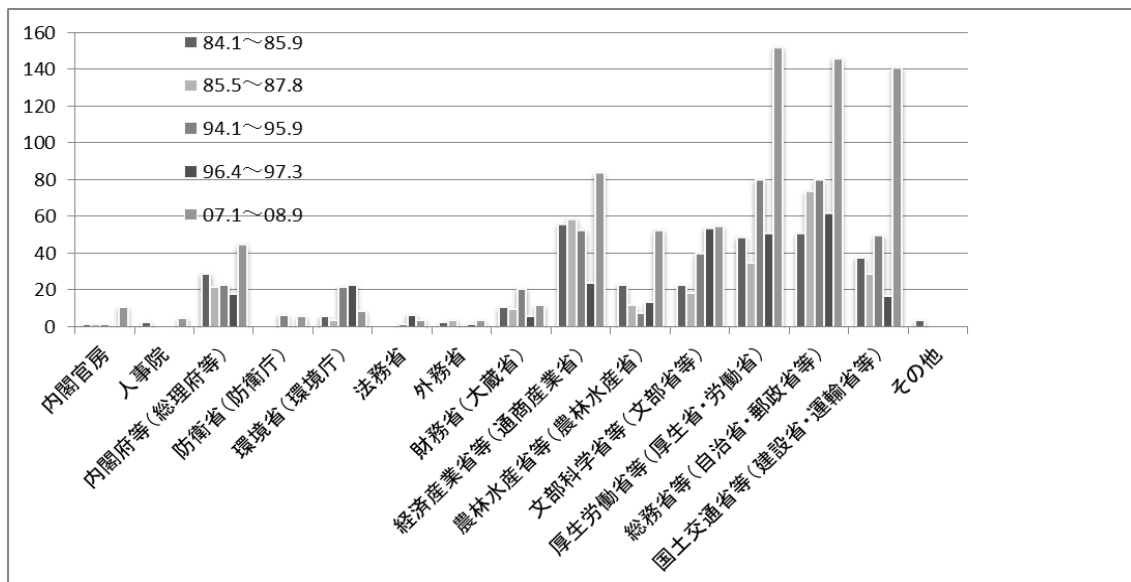
⁶ 阿部（1978:11）、笠（1995:100-101）、西川（2007:68）、牧原（2009:81）、金（1998:46）座談会「審議会」（1972:60）から作成。濱本・辻中（2010:159）を参照。ただし、1951年の数は236（阿部）と164（座談会「審議会」、金）の両方があり、ここで、164の数を使用した。二つの出典のギャップが72であるが、それは阿部（1978:11）の指摘した第10国会における再びの整理によって、廃止された審議会の数とほぼ同じである。

⁷ しかし、廃止されたとされる審議会の中には、分科会や部会と呼ばれる審議会の下部組織として引き続き存置されたものも多く、削減されていない、との批判もある（「中央省庁 審議会に863下部機関」『朝日新聞』2005.2.27）。

つかむことが極めて困難であると言われている（西川 2007:62）。ただ、確認することのできる範囲では、1951年時点で、すでに閣議決定や省議決定の形をもっておかれた私的諮問機関が33に上っていたという指摘がなされている⁸（辻中 1985:67）。

では、私的諮問機関の設置状況を確認可能な範囲で検討してみよう。次に示す図5-2は、1980年代、1990年代と2000年代の5つの時期の私的諮問機関の推移を示したものである。そして、図5-3は、2007年1月から2008年9月まで各省における私的諮問機関の数を示し、図5-4は、諮問機関の多い7府省の推移を示している。

図5-2 私的諮問機関数の推移



出所) 濱本・辻中 (2010:161) に基づいて作成。

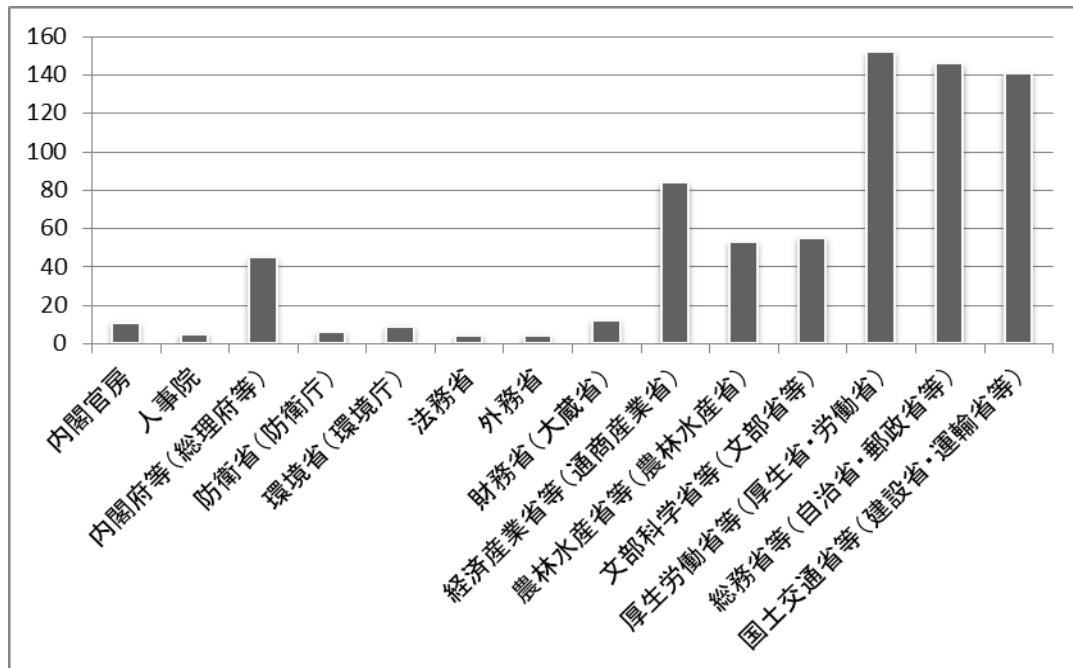
まず全体を見ると、2000年代に入って、私的諮問機関が増している。1980年代や90年代では300台前後であったものが(298、270、388、278)、2000年代には727へと増加していることがわかる。審議会が整理されて半数に落ち込んだことを考慮すると、私的諮問機関の倍増は、審議会の減少に伴うものであると考えることができる。

また、図5-3が示す2007年1月から2008年9月まで府省別に確認された私的諮問機関をみると、厚生労働省・社会保険庁(152)、総務省・消防庁(146)、国土交通省・気象庁・海上保安庁(141)、経済産業省・特許庁・中小企業庁・資源エネルギー庁(84)、文部

⁸ 昭和30年代(1955年)から存在しているとの指摘もある(笠 1995:106)。

科学省・文化庁（55）、農林水産省・水産庁・林野庁（53）、内閣府・公取委・警察庁・金融庁・宮内庁（45）の順となっている。

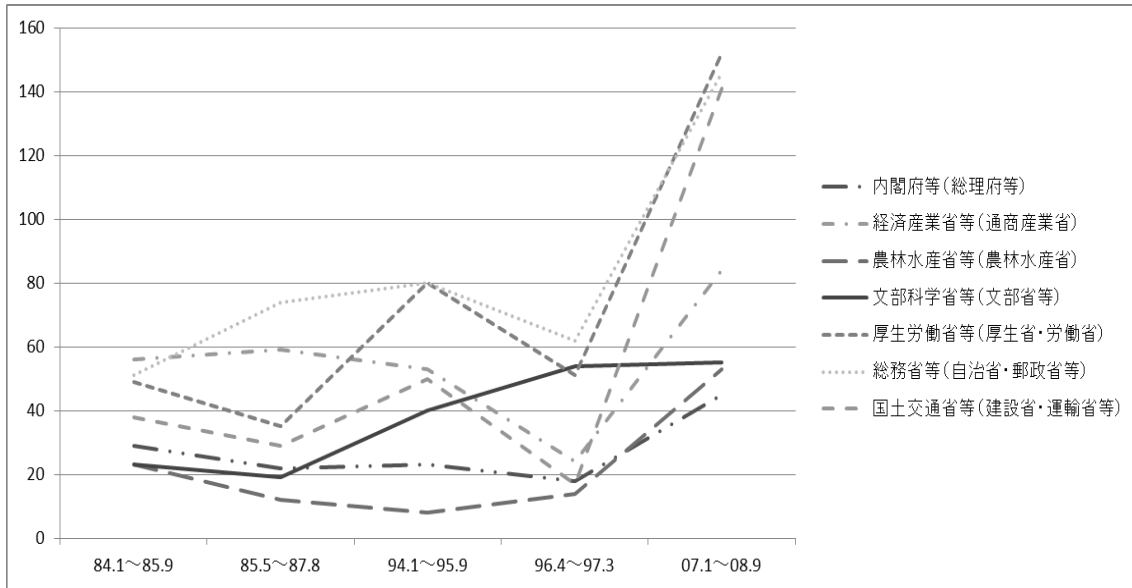
図 5-3 2007.1~2008.9 各省における私的諮問機関の分配



出所) 濱本・辻中 (2010:161) に基づいて作成。

さらに、図 5-4 をみると、1980 年代や 1990 年代と比べて、前 4 省は 2000 年代に私的諮問機関の数が大きく伸びている。一方、内閣官房、人事院、防衛省、環境省、法務省、外務省、財務省では、従来とほぼ同じ水準を維持している（濱本・辻中 2010:160）。政策形成の段階における各府省の行動様式として、企画型、現場型、査定型、渉外型の 4 つの類型が提起されているが（城山・鈴木・細野 1999:8-11, 310-318; 城山・細野 2002:8-10）、企画型を基礎とする経済産業省、企画型と現場型の混合行動式を中心とする国土省、現場型のスタイルが中心とされる農林水産省、厚生労働省と文部科学省、査定型を基礎とする総務省において、それぞれ私的諮問機関がよく活用されているようである。

図 5-4 諮問機関の多い 7 府省の推移



出所) 濱本・辻中 (2010:161) に基づいて作成。

1.2 政治的位置づけと機能

1.2.1 政治と社会のネットワークにおける諮問機関

行政国家という現代国家のイメージとともに、もう一つ重要な点として指摘できるのは多元主義国家という特徴である。この二つの国家観は、国家と社会のどちらが一方的に相手を浸透し、依存させていくという点において対立している。しかし、このような対立する国家観と異なり、カツツエンシュタインは、国家と社会とは相互に浸透し、相互に依存していると考え、そのような状況にある国家を「半主権国家」と名付けた (Katzenstein 1987, 1989)。先進工業諸国では、資本主義の発展によって国家の機能が拡大し、国家による景気調整や再分配の必要が高まると、ケインズ政策や福祉政策という形の国家の社会への介入が始まった。そうした政策を円滑に実施するためには、国家と個人を繋ぐ中間集団の参画と協力が不可欠になってくる。そして、このような政策の発達は国家と社会の相互浸透・相互依存を促し、ネットワーク化を促進することになった。現代国家において、行政機関、政党、利益団体など様々な公私の政治アクターは、織物の一部であるかのようにネットワーク状に複雑に絡み合う関係を持っているのである (伊藤ほか 2000:280-282)。

日本政治を理解する上で、この政治と社会のネットワークの理解は重要な手がかりとなる。例えば、カツツエンシュタイン (Katzenstein 1985) は、国家と社会の相互依存・相互浸透関係を 3 つの類型に分けて論じているが、彼の見方によれば、日本はステーティズムと

位置付けられている。すなわち、国家が社会に浸透する程度が、社会の国家への浸透よりも強いというものであり、均等に相互浸透している民主コーポラティズム、社会から国家への浸透の高いリベラリズムとは区別されることとなった。一方、チャーマーズ・ジョンソン（1982:20-25, Johnson 1982:17-21）は、国家と社会の関係を国際比較的に検討し、「発展指向型国家」と「規制的或いは市場合理的国家」の二つの概念を提唱した。そして、イギリスやアメリカの規制指向型国家と対比して、日本を発展指向型国家と特徴付けた。日本は、国家が経済成長に高い優先順位をつけて政策を実施し、特に官僚制が規制と財政を使って産業を保護したり支援したりして積極的に社会へと介入しようとしたのである。反面、規制指向型国家では、市場の動きや消費者利益が阻害されるおそれのある状況、例えば独占といった場合の企業行動を規制するなどに留め、国家の市場や社会に対する介入をできる限り抑制しようとする。

加えて、ジョンソンは 1920 年代からの 50 年間の日本を検討し、国家と民間企業の影響力の相互関係を 3 つの類型に整理した。すなわち、自主調整、国家管理、そして官民協調という経路である。発展指向型国家における官民協調のメカニズムは、政府金融や政府保証金融、目標に合わせた税の減免、政府指示による投資調整、政府の負担による均等配分、商品化や販売に対する支援、産業全体の衰退時の支援といったいくつかのプログラムがある。この官民協調を企てて、目標を達成するには決して容易なものではないが、日本人はその協調関係を創り出すことに熱心に取り組み、追及手段として、様々な独自の制度を開発した。例えば、商工業審議、内閣顧問会、産業合理化審議会、産業構造審議会のような公式の審議会、通産省のタテ割り局と各産業に対応した業界団体、国家と民間企業の間にある人事交流、懇談会、そして非法律的な調整手段としての行政指導など、日本に特徴的な協調関係の制度が生まれたのである。（ジョンソン 1982:348-351, Johnson 1982:310-312）

また、ダニエル・I・沖本は、日本に「強力な国家」というレッテルを張ることなく、「社会的関係重視型」または「ネットワーク的国家」という言葉を使って、日本国家と日本社会の関係性を捉えようとした。沖本は公共と民間の両部門とを結びつける「中間地帯」に注目し、国家の手足となる公的ネットワークと人間関係が作る非公式ネットワークの関わりから官民の融合的關係を分析した。中間地帯には、業界団体、非公式研究グループ、学閥、閥閥、天下り、国会議員連盟、審議会といった各種諮問機関のほか、公社、公団、事業団、政府金融公庫、特殊会社、基金、財団、産業振興関係団体、調査研究機関などが位置づけられることになる（沖本 1991:212-259, Okimoto 1989:144-176）。

さらに、村松岐夫の研究にも言及する必要がある。彼は日本における官民協調のネットワークが構築される背景に日本行政の存在を指摘する。特筆されるのは、行政資源が不足する中で西洋に追いつこうとする国家目標を最大限の効率・能率で実現しようとする「最大動員システム」に即した活動型官僚制である（村松 1994:V-X）。不足する行政資源として、例えば公務員数、予算、法的権限が挙げられている。例えば OECD 各国との比較の中で、日本の公務員数も財政規模も割りと小さく、制裁措置がおかれていない法律によって、権限も決して大きくない。このような特徴が、最大動員システムに裏打ちされた官僚制という日本の行政の特徴を創り出したのである。また、日本の行政のもう一つの特徴として指摘できるのが、広い管轄の存在である。日本行政の管轄の広さは「日本人のすべての生活領域をその管轄したにおいでいると感じられるほどである」。行政の管轄が広いことによって、「少ないリソース」がもたらす官僚行動の特徴は強化される。この組織のリソース不足を補いながら管轄を維持するには、社会に広がっている様々なリソースを最大限利用しなければならなくなる。例えば、地方政府、節約や能率といった観念の提唱、パートナーシップ、団体の利用、町内会や防犯協会の利用など、彼らにとっての「手足」にまで関係性を拡張することによって仕事を達成してゆく。ただし、このような、少ないリソースで欧米に追いつくという国家目標を実現しようとするとき、逆機能も発生する。その一つがセクショナリズムである。国家主導の最大動員システムは省庁ごと、原局原課ごとに最大動員が発揮されるため、その中での権限と管轄をめぐる激しい部署間の激しい競争が展開されることになる。それがセクショナリズムをもたらすのである（村松 1994:21-36）。

1.2.2 政策過程における諮問機関

一般に、政策過程は「政策課題設定過程」、「選択肢特定過程」、「権威的決定過程」、「政策執行過程」、「政策評価過程」の 5 つの過程が循環するものとして考えられている。公的に対応すべき問題の発見が「政策課題設定過程」であり、問題への対応策の具体的な特定が「選択肢特定過程」に相当する。さらに、公式の決定権をもつ人々が対応策の具体案を法律化するのは「権威的決定過程」であり、決定された政策を実施するのが「政策執行過程」に相当する。最後に、実施された政策の効果を評価し、新たな政策課題として最初の過程へとフィードバックするのが「政策評価過程」に当たる。この政策過程はお互いに重なり合いながら循環している（笠 1995:81; 伊藤ほか 2000:54-74）。

このような政策過程のサイクルにおいて、特殊法人や認可法人といった公法上の外郭団

体、民法上の外郭団体である公益法人や業界団体が、諮問機関を通して中央省庁とネットワークを構築して、様々な政策機能を果たしているのである。行政国家化のもたらした相互浸透によって、中央省庁の機能は国家恩恵的な誘導一辺倒のものからは転換していった。行政の管轄が広がるにつれて政策は民間活動を支援する領域にまで拡張しているが、中央省庁は政策の実施者というより、むしろ執行活動の管理者へと変化しつつある。例えば、公共性の高い政策には外郭団体、民間活動を補完する政策には業界団体をそれぞれパートナーとして利用するなどしており、実施そのものよりも管理に自らの職掌を限定している。実際、国の金融政策や福祉政策などの公共政策を実質的に担う部分で、外郭団体、業界団体、第3セクターなどの官民混合組織、民間非営利団体の存在は大きくなりつつある。同時に、中央省庁の執行機能が省庁外へと押し出されることによって、かえって団体の政策形成における影響力も高まってきたといえる（笠 1995:79）。

このような影響力を制度化したものが諮問機関であると考えられる。政策内容の複雑化と専門化は、政策形成と政策実施の連結を強めることとなり、中央省庁は単なる政策執行機関から政策形成機能をあわせもつ機関へと変化した。中央省庁は、執行実務を掌りながら、情報と知識を積み重ね、資源として、政策の形成過程における影響力を強めた。次第に、政策形成機能をもつようになった行政省庁は、社会集団の圧力団体対象となる。制度上、政策形成機能に正統性を欠く行政にとって、各圧力団体の行政に対する活動は、政策の合理的正当性を確保するものである。諮問機関というアリーナは、行政と社会集団の交流を制度化し、正統化したものである（笠 1995:78-80）。

このように、外郭団体と業界団体をはじめとする社会アクターの実質的な公共政策の執行中に増やした影響力は、諮問機関の場を通じて、政策形成過程における影響力と結びついた。そして、強めてきた行政の政策形成の場における影響力と政策形成機能は、諮問機関を通じて、正当性を確保した。

そもそも、諮問機関は外郭団体や業界団体を政策形成過程に組み込むアリーナであった。諮問機関は、いずれも政策形成過程の初期に埋め込まれており、政策対象者の合意や民主的手続きと行政責任の確保といったいくつかの文脈を付与されている。ただし、私的諮問機関と審議会との間には多少の相違がある。私的諮問機関が専門性を重視し、課題設定過程から選択肢特定過程の部分で機能する傾向が強いものに対して、審議会は民主性をより重視するものとして、選択肢特定過程から権威的決定過程で機能する傾向がある。これを裏付けるものとして、私的諮問機関委員のほとんどが局長級に設置され、企業や業界団体か

ら委員が多いことに対して、審議会の委員は大臣が任命し、学識経験者やマスコミ関係の委員が比較的多く含まれる。両者はいわば政策形成の前半と後半を構成している（笠 1995:97）。

2. 諮問機関に参加する団体の詳細

2.1 諮問機関の委員構成から見た団体の参加

2.1.1 審議会に参加する団体の変化

審議会の委員構成は、設置状況、委員任命のあり方、運営方式などと並んで諮問機関政治の性質を特徴づけるものの一つである。審議会の主な任務は、行政上の各種の政策決定に関する事項、あるいは法律施行上の重要な事項について、大臣からの諮問に応じて何らかの意見を表明することである。取り扱われる課題は、しばしば相違点や対立点を含み、国民全体の利害関心にもかかわることであるため、高度に専門的な知識や豊富な行政経験を必要とする（安原 1978:33）。そのとき、審議会の委員がどのように選出され、審議会機能の一角を担うのかという点に注目することが重要となってくる。委員には、国民各層の多様な意見の反映、公正性の確保、専門知識の補強、各種の利害調整といった役割が求められることになるのである。先行研究によれば、審議会の委員構成は、委員の属性や参加団体の特徴についての検証の枠組は一定程度確立しており、例えば官僚優位（支配）論、ブレーン政治論、財界支配論、コーポラティズム論といった4つの類型論が存在することを指摘することができる（濱本・辻中 2010:158）。加えて、審議会委員構成の変化は、審議会政治に対する否定的評価による行政改革の成果を示している。

では、団体はどのように審議会に参加しているだろうか。また、中央省庁再編や審議会の整理合理化といった行政改革によって団体の審議会参加はどのように変化してきたのだろうか。刊行されている『審議会総覧』各年版を手掛かりに検討を始めることとする。

表 5-1 審議会委員構成の変化

	1975年	1986年	1996年	2006年
中央官庁	11.1	5.3	4.4	0.8
附属機関	4.2	3.9	3.4	4.8
国会議員	3.6	2.8	2.4	2.2
地方自治体	5.6	4.1	3.7	3.0
公共団体	12.8	14.1	15.2	7.7
経済団体	26.0	27.2	24.9	17.5
労働組合	3.1	3.9	3.8	2.3
ジャーナリズム	3.5	4.1	3.4	2.5
専門サービス団体	5.6	6.5	7.1	9.1
大学教授	21.5	24.6	27.0	44.3
市民・消費者・女性団体	1.3	1.5	1.9	2.9
その他（評論家等）	1.6	1.9	2.9	2.9
N	5439	4684	4652	1850

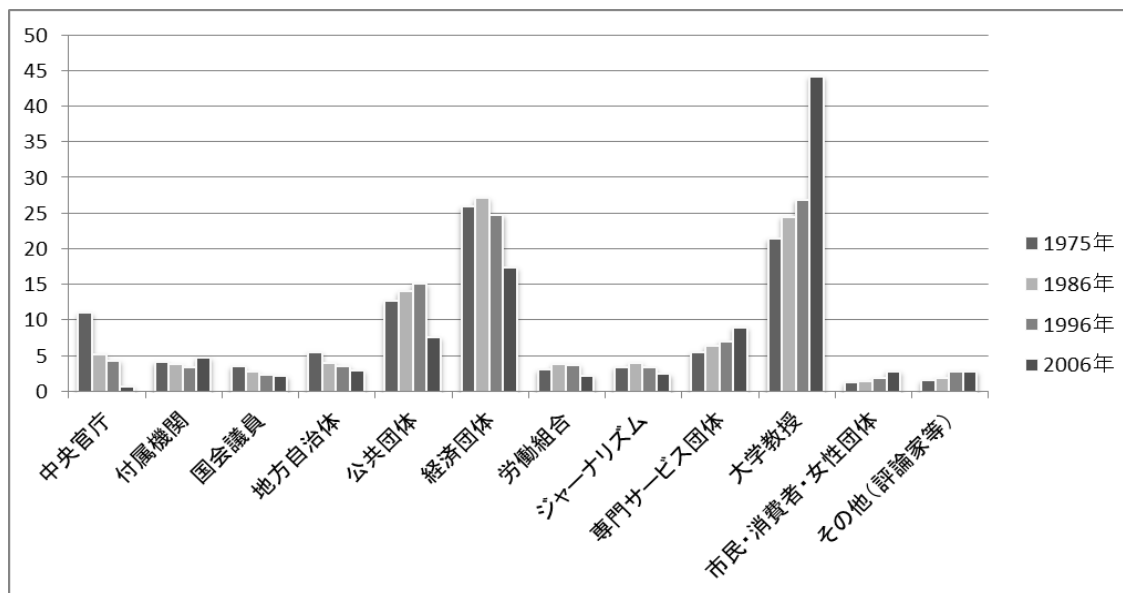
出所) 濱本・辻中 (2010:162)。

表 5-1 は、『審議会総覧』に掲載されている委員の出身属性を 12 カテゴリーに分類、集計したものである。まず、委員において、各年の団体の占有率を見てみよう。12 カテゴリーのうち、5つのカテゴリー（公共団体、経済団体、労働組合、専門サービス団体、市民・消費者・女性団体）が団体を示すものとなっている。5つの占有率を合計すると、出身属性における団体の占有率はそれぞれ 48.8%（1975年）、53.2%（1986年）、52.9%（1996年）、39.5%（2006年）となる。およそ半数を前後していることがわかる。1996年と2006年の間に 10%以上の差があることは、審議会の整理削減が団体占有率に影響を与えたものと考えられる。

各団体にまで視点を落とすと、最も数値が高いのは経済団体であり、反対に低いのは市民・消費者・女性団体である。前者はピーク時には委員全体の 27.2%（1986年）に達したことがある。公共団体も、ピーク時には 15.2%（1996年）に達している。反面、専門サービス団体の最高値は 2006年の 9.1%、労働組合では 3.9%（1986年）、市民・消費者・女性団体に至っては 2.9%（2006年）に留まる。経済団体と公共団体が団体委員の大半を占めるという状況は、いわゆる発展指向型国家の戦略に合致するものであるし、政治と社会のネットワークにおいて、外郭団体と業界団体を国家のパートナーとして利用しながら目標を達成するという国家の方向性が垣間見える。一方、労働組合、専門サービス団体と市民・消費者・女性団体といった存在の少なさは、民意反映や行政の民主的統制といった審議会の設置目的との対比から考える限り、審議会の役割を限定する方向で作用しているように

見える。

図 5-5 審議会委員構成の変化 (%)



出所) 濱本・辻中 (2010:162) に基づいて作成。

次に、図 5-5 は、審議会委員構成の変化を可視化したものである。まず、経済団体と公共団体が、大学教授とともに審議会委員の上位 3 位を占めることがわかる。推移をみると、経済団体、公共団体、労働組合はそれぞれ割合を減らしているのに対して、専門サービス団体や市民・消費者・女性団体が増加していることは一目瞭然である。経済団体はピーク時の 27.2% (1986 年) から一貫して減少し、17.5% (2006 年) まで落ち込んでいる。公共団体はピーク時の 15.2% (1996 年) から 7.7% (2006 年) まで減少した。労働組合も、ピーク時の 3.9% から 2.3% まで減少している。一方、専門サービス団体と市民・消費者・女性団体は 1975 年から一貫して増加している。専門サービス団体は 5.6% から 9.1%、3.5% 増加するのに対して、市民・消費者・女性団体は 1.3% から 2.9% まで増加している。

団体の審議会委員の変化は、審議会の削減や、中央省庁・国会議員委員の減少、大学教授の増加とともに、審議会改革の動きを反映したものである。改革の背後には、審議会批判も存在した。審議会に対しては、行政機関の方針を追伸するだけで形骸化しており、責任の所在を曖昧にする隠れ蓑に過ぎないという「隠れ蓑」批判 (Pempel 1974; パーク 1972) や、「審議会政治」が立法府をバイパスした政策決定を生み出しているという批判 (上西 1985; 高橋 2008)、また、財界関係者の参加による利益獲得を正当化しているといった財

界支配論に与する批判（佐藤 1978）が代表的なものとして挙げられる。

「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」が打ち出されたのも、こうした批判に 대응するという側面が無かったわけではない。委員数の上限、委員の任期及び兼任、委員の資格など、任命と運営の公平、透明化を企図した改革が行われたのである。その結果、「行政への民意の反映等の観点から、原則として民間有識者を任用し、府省出身者の任用を厳に抑制する」⁹という方針が打ち出され、結果として、中央官庁、国家議員、地方自治体等出身の委員は減少し、反対に大学教授は増加した。団体構成の変化もこの影響を受けたものである。ただし、専門サービス団体に関しては増加が顕著であり、これは、専門化への対応といった審議会の初期目的に沿った団体への期待を表すものであると言える。また、市民・消費者・女性団体についても、民意の反映もしくは民主的運営といった点の反映、そして、市民社会組織の活発化に応じて、彼らの政策過程における意見表明機会の必要性の観念といったものが表象されていると考えられる。

2.1.2 省庁別審議会における団体参加の違い

では、より詳細な検討として、個別省庁ごとの審議会における団体参加の内実についてゆくこととしよう。団体委員の構成は、省庁ごとにどの程度異なるものであるのだろうか。表 5-2 は、1996 と 2006 年の委員構成を府省別に示している。さらに、図 5-6 は、二つの時期に、団体の委員構成を府省別に示している。

⁹ 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」首相官邸ホームページより。
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/990524singikai.html>。2015年8月14日閲覧。

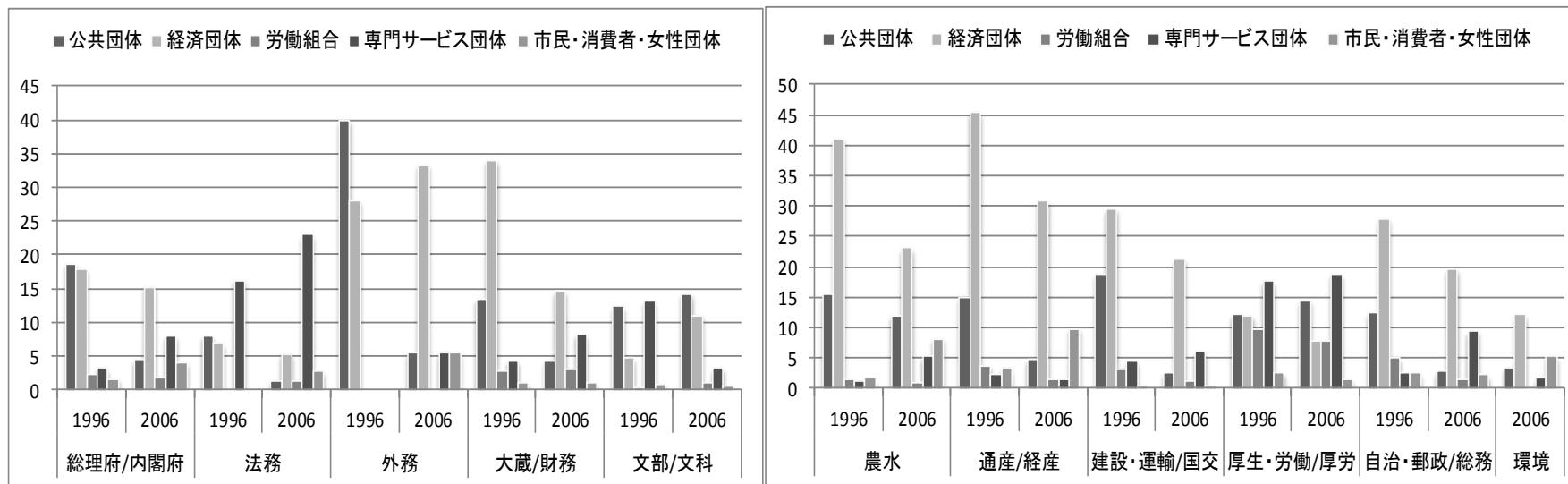
表 5-2 省庁別の審議会の委員構成

	総理府/内閣府		法務		外務		大蔵/財務		文部/文科		農水		通産/経産		建設・運輸/国交		厚生・労働/厚労		自治・郵政/総務		環境	
	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006	1996	2006
中央官庁	6.6	0.0	30.2	10.8	4.0	2.8	6.4	0.0	1.9	0.0	1.8	0.0	4.5	0.0	4.6	0.0	1.9	1.1	2.5	1.5	0.0	0.0
付属機関	3.5	7.7	8.1	4.1	4.0	2.8	2.0	4.2	3.4	2.1	4.5	0.0	1.0	5.7	2.3	5.7	5.5	5.2	1.7	5.1	8.6	8.6
国会議員	9.9	3.6	1.2	14.9	4.0	0.0	0.7	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.2	0.1	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0
地方自治体	5.2	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.0	2.4	3.2	5.5	2.2	2.3	0.8	5.3	5.7	3.3	1.9	8.3	2.2	3.5	3.5
公共団体	18.7	4.5	8.1	1.4	40.0	5.6	13.5	4.2	12.4	14.3	15.4	11.9	15.0	4.9	18.7	2.6	12.1	14.4	12.4	2.9	3.5	3.5
経済団体	17.9	15.3	7.0	5.4	28.0	33.3	34.0	14.6	4.7	11.1	41.2	23.1	45.5	30.9	29.6	21.4	12.0	7.8	28.0	19.7	12.1	12.1
労働組合	2.3	1.8	0.0	1.4	0.0	0.0	2.7	3.1	0.2	1.1	1.4	0.8	3.8	1.6	3.2	1.3	9.6	7.8	5.0	1.5	0.0	0.0
ジャーナリズム	3.1	2.7	1.2	2.7	4.0	5.6	6.7	7.3	2.6	1.1	2.7	3.0	3.8	1.6	6.7	2.2	2.2	1.9	0.8	1.5	3.5	3.5
専門サービス団体	3.2	8.1	16.3	23.0	0.0	5.6	4.4	8.3	13.2	3.2	1.2	5.2	2.3	1.6	4.6	6.1	17.7	18.9	2.5	9.5	1.7	1.7
大学教授	23.9	41.9	25.6	32.4	16.0	38.9	22.6	49.0	55.1	59.3	22.5	43.3	17.0	43.1	20.6	42.8	31.7	38.9	28.9	48.9	60.3	60.3
市民・消費者・女性団体	1.7	4.1	0.0	2.7	0.0	5.6	1.0	1.0	0.9	0.5	1.8	8.2	3.3	9.8	0.5	0.4	2.5	1.5	2.5	2.2	5.2	5.2
その他（評論家等）	4.0	3.2	2.3	1.4	0.0	0.0	5.4	7.3	3.0	4.2	1.8	2.2	1.8	0.0	3.9	2.6	1.5	0.7	5.0	5.1	1.7	1.7
N	1018	222	86	74	25	36	297	96	468	189	488	134	800	123	433	229	916	270	121	137	58	58

出所) 濱本・辻中 (2010:163) に基づいて作成。

ここでは、団体種別の方から検討しよう。まず、経済団体の割合が高い府省は、外務省、大蔵省（1996年）、農林水産省、通商産業省／経済産業省、建設省・運輸省／国土交通省、自治省・郵政省／総務省である。公共団体の割合が高いのは、総理府（1996年）、外務省（1996年）、大蔵省（1996年）、文部省／文部科学省、農林水産省、通商産業省（1996年）、建設・運輸省（1996年）、厚生省・労働省／厚生労働省、自治省（1996年）である。労働組合の割合が高いのは、労働省／厚生労働省、自治省（1996年）である。専門サービス団体の割合が高いのは、法務省、文部省（1996年）、厚生省・労働省／厚生労働省である。市民・消費者・女性団体の割合が比較的に高いのは、農林水産省（2006年）、経済産業省（2006年）である。このように、団体の属性と府省の職掌と合わせて、団体の割合には差異が生じている。経済団体は、金融、財務、通商、産業、建設、運輸などの省庁に集中するのに対して、労働組合は厚生、労働などの省に集中する。外務省においては公共団体が40%（1996年）に達したり、経済団体が1996年と2006年ともに30%前後の割合を持っていたりする。

図 5-6 省庁別における団体の審議会の委員構成



出所) 濱本・辻中 (2010:163) に基づいて作成。

次に、団体委員構成の変化をみてみよう。経済団体の割合が増加したのは、外務省と文部省／文部科学省だけである。そのうち、文部省／文部科学省においては、経済団体が二倍以上に増え、6.4%の増加幅となった。他の府省において、経済団体の割合は減少する一方である。減少幅が特に大きいのは、大蔵省／財務省の19.4%、農林水産省の18.1%、通商産業省／経済産業省の14.6%、自治省・郵政省／総務省の8.3%と建設省・運輸省／国土交通省の8.2%である。公共団体の割合は経済団体の変化と同じような傾向が見られる。公共団体の割合が増加したのは、文部省／文部科学省と厚生省・労働省／厚生労働省だけで、増加幅はわずかである。他の府省において、公共団体の割合が減少する一方である。特に、減少が激しいのは、外務省（およそ七分の一まで以上に減少、減少幅が34.4%）、建設省・運輸省／国土交通省（およそ七分の一まで以上に減少、減少幅が16.1%）、法務省（およそ五分の一まで以上に減少、その幅が6.7%）。次いで、自治省・郵政省／総務省と総理府／内閣府であり、およそ四分の一まで減少で、その幅が9.5%と14.2%である。そして、通商産業省／経済産業省と大蔵省／財務省のおよそ三分の一まで以上に減少で、その幅が10.1%と9.3%である。専門サービス団体の割合はおおむね増加する傾向が見られる。大幅な減少をしている府省は文部省／文部科学省だけで、その幅は10%である。また、通商産業省／経済産業省はわずかに減少している。市民・消費者・女性団体の割合は大体増加している。増加幅が高かったのは、外務省、農林水産省、通商産業省／経済産業省である。他の団体と比べて、労働組合の顕著な変化は見られない。

2.2 JIGS 調査による団体の諮問機関参加

2.2.1 参加団体の分類と利益の代表

ここまで、団体と中央省庁との結びつきを中心に検討してきた。では、このような結びつき、言い換えれば諮問機関にどのように委員を派遣するのかによって、利益表出や媒介にも相違が生じるのかという疑問が生まれる。それを確かめるために JIGS 調査の団体分類によった検討を行なうこととする。

JIGS 調査では、諮問機関に参加する団体の種類について、まず第1次東京調査では、団体と国の行政機関や自治体の関係を尋ねる設問（Q8 と Q9）で「審議会や諮問機関に委員をおくっている」と答えた団体を諮問機関参加団体と見なす。また、第2次東京調査では、団体と国や自治体の行政機関の関係を尋ねる設問（Q17）において、「審議会や諮問機関に委員を派遣している」と答えた団体を諮問機関参加団体と見なす。

表 5-3 諮問機関参加団体の団体別の分布（東京 1）

	(a) 団体分類 (%)	(b) 諮問機関 参加団体 (%)	(c) 諮問機関 参加と政 策実施(%)	(d)	(c)-(a)	(d)-(a)
				諮問機関 参加と政 策修正・ 阻止(%)		
農林水産業団体	3.3	7.0	5.3	5.9	2.0	2.6
経済・業界団体	24.3	37.3	38.7	41.2	14.4	16.9
労働団体	7.8	7.0	10.7	17.6	2.9	9.8
教育団体	8.8	8.2	12.0	0.0	3.2	-8.8
行政関係団体	9.7	8.6	8.0	2.9	-1.7	-6.8
福祉団体	7.9	6.1	10.7	2.9	2.8	-5.0
専門家団体	10.4	11.1	4.0	11.8	-6.4	1.4
政治団体	2.1	0.8	1.3	2.9	-0.8	0.8
市民団体	4.3	2.9	5.3	5.9	2.0	2.6
非営利関連団体	12.5	7.8	4.0	8.8	-8.5	-3.7
趣味・スポーツ団体	4.1	1.6	0.0	0.0	-4.1	-4.1
学術・文化団体	4.0	1.2	0.0	0.0	-4.0	-4.0
宗教団体	0.9	0.4	0.0	0.0	-0.9	-0.9
N	1403	244	75	34		

出所) J-JIGS1 調査。

表 5-4 諮問機関参加団体の団体別の分布（東京 2）

	(a) 団体分 類(%)	(b) 諮問機関 参加団体 (%)	(c)	(d)	(e)	(c)-(a)	(d)-(a)	(e)-(a)
			諮問機関 参加と政 策実施・ 阻止(%)	諮問機関 参加と政 策実施 (%)	諮問機関 参加と政 策修正・ 阻止(%)			
農林水産業団体	6.0	8.1	8.8	9.4	7.6	2.8	3.4	1.6
経済・業界団体	27.5	34.3	33.8	27.4	36.1	6.3	-0.1	8.6
労働団体	5.8	4.8	6.5	9.4	10.1	0.7	3.6	4.3
教育団体	5.8	5.7	5.1	6.8	6.7	-0.7	1.0	0.9
行政関係団体	5.5	4.0	2.8	2.6	1.7	-2.7	-2.9	-3.8
福祉団体	5.6	6.0	6.5	8.5	9.2	0.9	2.9	3.6
専門家団体	6.8	11.0	10.2	8.5	5.9	3.4	1.7	-0.9
政治団体	1.4	1.0	1.9	1.7	2.5	0.5	0.3	1.1
市民団体	4.4	3.3	4.2	6.0	4.2	-0.2	1.6	-0.2
学術・文化団体	13.6	10.7	8.8	7.7	5.9	-4.8	-5.9	-7.7
趣味・スポーツ団体	4.5	3.1	2.3	2.6	1.7	-2.2	-1.9	-2.8
宗教団体	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.5	-0.5	-0.5
その他	12.7	8.1	9.3	9.4	8.4	-3.4	-3.3	-4.3
N	1792	420	216	117	119			

出所) J-JIGS2 調査。

表 5-3 と表 5-4 は、団体の全体の分布、諮問機関に委員を派遣している団体の分布、諮問機関に参加している団体の政策実施や阻止の経験の割合を示している。まず、諮問機関に参加している団体の割合をみてみよう。第 1 次東京調査では、国と自治体の諮問機関に委員を派遣している団体は、全体の 17.9% (248 団体) であるのに対して、第 2 次調査では 23.3% (421 団体) であった。また、諮問機関に参加している団体の分布 (項目 b) をみると、1 次 2 次両調査ともに経済団体がもっとも多く、37.3%と 34.3%となっている。続いて専門家団体がそれぞれ 11.1%と 11.0%である。学術・文化団体は第 2 次調査では第 3 位の 10.7%であるのに対して、第 1 次調査では 1.2%である。この点で二つの調査が対照的である。また、農林水産業団体は両調査において 7.0%と 8.1%の少ない割合となっている。

表の項目 a と b を比べてみると、団体分類によって各種の団体の代表のあり方には強弱があることがわかる。第 1 次調査で過剰に代表されているのは経済・業界団体 (+13)、農林水産業団体 (+3.7) と専門家団体 (+0.7) である一方、過小に代表されているのは非営利関連団体 (-4.7)、学術・文化団体 (-2.8)、趣味・スポーツ団体 (-2.5)、福祉団体 (-1.8)、市民団体 (-1.4)、政治団体 (-1.3) 等である。他方、第 2 次調査で過剰に代表されているのは経済・業界団体 (+6.8)、専門家団体 (+4.2)、農林水産業団体 (+2.1)、福祉団体 (+0.4) である。反対に、過小に代表されているのはそのほかの団体 (-4.6)、学術・文化団体 (-2.9)、趣味・スポーツ団体 (-1.4)、行政関係団体 (-1.5)、市民団体 (-1.1)、労働団体 (-1)、宗教団体 (-0.5) 等である。興味深いのは、1 次 2 次両調査ともに、経済・業界団体、農林水産業団体、専門家団体が過剰に代表されているという点である。

ここで、政策実施・阻止に目を転じよう。諮問機関に参加している団体の中で、政策実施・阻止に成功した経験をもつ団体の分布をみると、諮問機関を通じて利益媒介の違いがうかがえる。例えば、諮問機関の場において、経済・産業団体は第 1 次調査で本来の団体分類の割合より+14.4%と+16.9 の多さで、行政政策の実施と修正・阻止に成功した経験があつて、利益がよく媒介される傾向が高い。そして、労働団体、農林水産業団体、市民団体は利益が比較的強く媒介されるように見受けられる。また、労働団体と市民団体は、諮問機関への参加は過小であるわりに、政策の実施・阻止という点では利益がよく媒介されている。労働団体と専門家団体は、政策実施と阻止の経験の間に 7%と 7.8%近くの差をつけており、政策阻止のために働きかけしているきらいがある。一方、福祉団体はその差が 7.8%で、政策実施に力を入れているという傾向にある。このように、団体のアドボカシー

活動の特色が調査結果にある程度反映されていると見てよいだろう。第2次調査においては、経済・業界団体、専門家団体、農林水産業団体、福祉団体、労働団体、政治団体等が、諮問機関レベルで利益媒介の割合が高いという傾向がある。

総じて、諮問機関を通じて、特に経済・業界団体、専門家団体、農林水産業団体が団体分類の割合より高い占有率で諮問機関に参加し、分布以上に利益が過剰に代表され、政策の実施と阻止を通じて利益を媒介していると考えられる。日本は発展指向型国家として様々な制度を開発しながら国家主導で経済を発展させようとした。そこにあつては、産業と国家が融合的関係を形成し、その関係に依拠した経済合理性を追求がなされてきたため、経済・業界団体は、政策過程における国家のパートナーとして、影響力をよく発揮してきたと考えられる。専門家団体は政策領域の専門化の進展によって、政策過程において役割を増している。そして、農村部が長期自民党政権において、重要な政治基地であり、その関連の農林水産業団体は政策の形成と実施において、重要な役割を果たしてきたと考えられる。

2.2.2 媒介されるリソース

諮問機関に参加している団体と行政を結びつけるものは何か。考えられるのは情報、委託費、補助金といったリソースであろう。団体にとって、政府から情報を容易に入手することは、団体活動や行政への働きかけといった面でのメリットとなるものである。そして、委託費や補助金は団体の維持に欠かせないリソースである。さらに、諮問機関に参加することそのものが、行政との関係構築の表象であり、政治的効果を持つことになる。反対に、行政側からみれば、官民協調に即しながら行政目標の達成を目指してゆくわけであるから、諮問機関を通じて、密接な関係を持つ団体を育成していく必要もあると考えられる。

表 5-5 諮問機関への参加とリソースの違い（東京 1）

	中央省庁（情報源）			国や自治体から補助金や奨励金		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農林水産業団体	52.2	47.8	23	58.3	41.7	12
経済・業界団体	62.8	37.2	156	69.4	30.6	62
労働団体	58.3	41.7	24	75.0	25.0	8
教育団体	78.6	21.4	42	50.0	50.0	20
行政関係団体	84.3	15.7	89	82.4	17.6	51
福祉団体	86.0	14.0	43	78.6	21.4	42
専門家団体	66.1	33.9	59	82.1	17.9	28
政治団体	80.0	20.0	5	71.4	28.6	7
市民団体	72.7	27.3	11	83.3	16.7	18
非営利関連団体	79.2	20.8	53	77.4	22.6	31
趣味・スポーツ団体	75.0	25.0	4	92.3	7.7	13
学術・文化団体	94.1	5.9	17	91.7	8.3	12
宗教団体	50.0	50.0	2	100.0	0.0	1
全体（合計）	72.3	27.7	528	76.1	23.9	305

出所) J-JIGS1 調査。

表 5-6 諮問機関への参加とリソースの違い（東京 2）

	中央省庁（情報源）			委託費			補助金		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農林水産業団体	63.4	36.6	82	28.6	71.4	14	36.4	63.6	22
経済・業界団体	65.1	34.9	289	54.1	45.9	37	50.8	49.2	59
労働団体	75.0	25.0	32	50.0	50.0	2	100.0	0.0	2
教育団体	67.2	32.8	58	57.1	42.9	7	60.0	40.0	10
行政関係団体	82.9	17.1	76	66.7	33.3	12	87.0	13.0	23
福祉団体	73.5	26.5	49	33.3	66.7	12	50.0	50.0	30
専門家団体	53.4	46.6	58	52.2	47.8	23	60.0	40.0	15
政治団体	100.0	0.0	11	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0
市民団体	72.2	27.8	18	54.5	45.5	11	76.5	23.5	17
学術・文化団体	80.8	19.2	104	71.4	28.6	21	62.5	37.5	32
趣味・スポーツ団体	72.7	27.3	22	75.0	25.0	8	70.8	29.2	24
宗教団体	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0
その他	81.4	18.6	97	64.7	35.3	17	73.7	26.3	38
全体（合計）	71	29	896	55.5	44.5	164	61.8	38.2	272

出所) J-JIGS2 調査。

表 5-5 と 5-6 は、諮問機関の参加の有無によって、情報源や行政からの委託費や補助金の受託の程度に差があるかどうかを示すものである。第 2 章で述べたように、日本団体の情報源として重視されているのは国の行政機関である。したがって、ここでいう中央省

庁（情報源）とは、活動にあたって必要な情報源として、中央省庁を上位 3 位までに選択した団体の割合を示している（調査票の Q22 と Q15）。ここでいう非参加団体は、諮問機関へ委員を派遣していないという意味を表す。委託費や補助金とは、行政から何らかの経済的支援（1 円以上）を受けている団体の割合を示している。

二つの表をみると、2 回の調査において、情報、そして行政からの委託費・補助金が行政と団体の間を媒介しているリソースとして重要性が高いことが分かる。

まず第 1 次調査を見てみると、非参加団体は参加団体の数を上回るものの、前に述べた諮問機関の全体に対する割合の 17.9%を鑑みれば、27.7%と 23.9%の占有率は、情報や行政からの補助金等が参加している団体へ傾いていることを示している。そして、分類別から見て、参加している団体の割合が非参加団体を下回るが、ほとんどは諮問機関参加団体の全体に対する割合の 17.9%を超えた。中央省庁を重要な情報源とする団体の中でも、農林水産業団体、労働団体、経済・業界団体、専門家団体は、行政との間で、より積極的に情報を媒介していると考えられる。そして、国や自治体から補助金や奨励金を受けていると答えた団体の中では、教育団体、農林水産業団体、経済・業界団体が、行政との間で、より積極的に資源を媒介しているだろう。

そして、第 2 次調査では、1 次調査と同じように、非参加団体の割合は参加団体の割合を上回るが、前に述べた諮問機関参加団体の全体に対する割合の 23.3%を鑑みれば、それを上回る 29%、44.5%と 38.2%の占有率は、情報、委託費、補助金などの資源が参加している団体へ流れていることを示すものと考えてよい。分野別から見ると、いずれも諮問機関に参加している団体のほうが高い値となる。例えば、専門家団体、農林水産業団体、経済・業界団体、教育団体は情報の値が高い。一方、農林水産業団体、福祉団体、労働団体、専門家団体、経済・業界団体は委託費の値が高い。そして、農林水産業団体、福祉団体、経済・業界団体、教育団体、専門家団体は、補助金の値が高い。総じて、二つの調査にわたって、諮問機関を通じて、農林水産業団体、経済・業界団体、専門家団体と行政の間に、より資源が流されていることが分かる。

2.2.3 頂上団体的な特徴の有無

ネオ・コーポラティズムの特徴を持つ国家においては、各領域を代表する頂上団体は、職能別の会議所とかへ加盟し、立法に対する意見表明や、政府との協議の場に参加する公的な権利を与えられるものである。そのため、経済政策を中心に強い発言権を有すること

となり、団体代表と官僚制の間でエリート協調的な政策決定が行われる。したがって、団体は統治過程への参画の程度が高くなるのである。先行研究では、企業レベルにおける労使協調と、国家レベルにおける政策過程への労働組合代表の巻き込みを重要視する立場から、日本がネオ・コーポラティズム的特徴を有するという見方が示される一方（辻中 1986；篠田 1994）で、活発な政党、利益団体、社会運動、マスメディアの活動を重視し、多元主義的な権力構造の存在を指摘する声も有力である（伊藤 1988, 1998）。では、日本における諮問機関の場に参加する団体は、頂上団体とってよいのであろうか。ここではこの点について検討してみたい。

表 5-7 諮問機関参加団体の本部支部関係（東京 2）

	本部	中間の団体	支部・支所	単一の団体	部署・施設	その他	N
農林水産業団体	23.5	2.9	2.9	50.0	8.8	11.8	34
経済・業界団体	36.8	7.6	6.9	41.0	1.4	6.3	144
労働団体	57.9	0.0	26.3	10.5	0.0	5.3	19
教育団体	45.8	0.0	0.0	50.0	0.0	4.2	24
行政関係団体	47.1	0.0	0.0	47.1	0.0	5.9	17
福祉団体	32.0	16.0	4.0	44.0	0.0	4.0	25
専門家団体	43.5	2.2	28.3	19.6	2.2	4.3	46
政治団体	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	4
市民団体	42.9	0.0	0.0	35.7	0.0	21.4	14
学術・文化団体	40.0	2.2	4.4	48.9	0.0	4.4	45
趣味・スポーツ団体	46.2	0.0	23.1	23.1	0.0	7.7	13
宗教団体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
その他	29.4	0.0	11.8	44.1	0.0	14.7	34
全体（合計）	38.2	4.5	9.5	39.1	1.4	7.2	419

出所) J-JIGS2 調査。

表 5-7 は、諮問機関への参加団体のうち、その団体が団体組織のなかでどのような位置づけにあるかを示すものである。宗教団体を除くと、いずれも本部と回答した割合は 20% を上回っている。その値が最も高いのが労働団体（57.9%）である。支部・支所の割合が高いのは専門家団体、労働団体と趣味・スポーツ団体である。合計からみて、支部を持たない単一の団体がもっとも多い（39.1%）。次いで、団体の本部（38.2%）とつづく。この点から、諮問機関に参加する団体は、必ずしも組織上部の団体のみではないことがうかがえる。このような結果は、コーポラティズムで日本政治を捉えるときに難しさと一致する。この難しさは、労働組織率が低いことによって、団体の集権性、頂上団体の代表性と正統性も低くなることによるものである。基本的に、組合が企業別で組織されており、1989

年に新「連合」が形成されるまでは、全国組織の集中度と集権度ともに低いことである。こうした事実をもとに、日本を「労働なきコーポラティズム」、「企業コーポラティズム」、「マイクロ・コーポラティズム」とか呼ぶ論者もいる。少なくとも、日本全国の政治システムはマクロなコーポラティズムと呼ぶには、制約条件が少なくないのである（伊藤ほか 2000 : 187）。

表 5-8 諮問機関への参加と団体の属性の違い（東京 2）

	他所に支部・支所がある団体の本部		N
	非参加	参加	
農林水産業団体	73.3	26.7	30
経済・業界団体	63.7	36.3	146
労働団体	73.8	26.2	42
教育団体	75	25	44
行政関係団体	70.4	29.6	27
福祉団体	74.2	25.8	31
専門家団体	55.6	44.4	45
政治団体	88.9	11.1	9
市民団体	72.7	27.3	22
学術・文化団体	78.6	21.4	84
趣味・スポーツ団体	86	14	43
宗教団体	100	0	3
その他	84.1	15.9	63
全体（合計）	72.8	27.2	589

出所) J-JIGS2 調査。

表 5-8 は、諮問機関に参加しているかどうかで、他所に支部・支所がある団体の本部であるかどうかの差を示したものである。非参加の割合は、参加と答えた団体の数を上回るが、前に述べた諮問機関参加団体の全体に対する割合の 23.3%を鑑みれば、それを超えた 27.2%の占め率は、参加団体は本部である傾向がやや高いといってよいであろう。分類からみて、諮問機関に参加している専門家団体と経済・業界団体はより団体本部であるという傾向が強い。

2.2.4 「天下り」の受け皿

日本において、政治と社会のネットワークを構成するものの一つが組織的な人員のやり取りである。一般に「天下り」と表現されることが多い。リソースに限りのある行政にとっては、人事管理上の利点や、人的にネットワークを拡げ、行政活動の有効性や能率性を

高めるうえでの利点がある。ただ、このような利点を強調する見方は、「官僚支配」的な官僚観であるという考え方もある。例えば、ジョンソンは、「天下り」は退職後の雇用確保だけでなく、行政指導の有効性を高める手段として指摘している（Johnson 1974:964）。一方、「天下り」を受け入れる団体から見れば、行政との関係性を維持し、情報の入手や不確実性の削減、委託費や補助金といった経済的利益を高めるという意図の存在が考えられる。これは受け入れる側に着目し、天下りを理解するもう一つの見方である。例えば、ケント・カルダーは、天下りを受け入れることによって政府との間に関係と構築し、保証的機能、情報収集、政策に対する拒否権を得ることができるといった利点を強調し、むしろ政府と民間企業の影響力関係を水平化する機能を果たしていると考えた（Calder 1989）。

表 5-9 諮問機関への参加と行政機関退職者にポストの提供

	東京 1			東京 2		
	行政機関退職者にポスト提供 非参加	行政機関退職者にポスト提供 参加	N	行政機関退職者にポスト提供 非参加	行政機関退職者にポスト提供 参加	N
農林水産業団体	53.3	46.7	15	47.8	52.2	46
経済・業界団体	55.3	44.7	38	52.2	47.8	92
労働団体	100.0	0.0	3	83.3	16.7	6
教育団体	71.4	28.6	7	70.0	30.0	10
行政関係団体	77.1	22.9	35	75.7	24.3	37
福祉団体	75.0	25.0	12	56.3	43.8	16
専門家団体	69.2	30.8	13	27.3	72.7	11
政治団体	100.0	0.0	1	100.0	0.0	2
市民団体	0.0	100.0	1	50.0	50.0	2
学術・文化団体	83.3	16.7	6	73.3	26.7	15
趣味・スポーツ団体	0.0	0.0	0	50.0	50.0	4
宗教団体	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0
非営利関連団体	50.0	50.0	10			
その他				73.9	26.1	23
全体（合計）	66.0	34.0	141	58.7	41.3	264

出所) J-JIGS1 調査, J-JIGS2 調査。

では、諮問機関に参加している団体は「天下り」の関係がどのようなものか。表 5-9 は、1 次 2 次両調査において、諮問機関に参加しているかどうかで、行政機関退職者にポスト提供の差があるかどうかを示したものである。ポストを提供している団体のうち参加と回答したものは、1 次 2 次両調査でそれぞれ 34%と 41.3%となっている。しかし、前に述べた諮問機関参加団体の全体に対する割合の 17.9%と 23.3 を鑑みれば、それを大幅に超えた占

有率が示すのは、ポスト提供と諮問機関参加との間に関わりがあるという点である。そもそも諮問機関には利益媒介の機能があり、そこをリソースが流れている。団体はそれを捉えており、行政機関の退職者を受け入れながら、諮問機関への参加や情報の入手、行政との関係性の維持、委託費や補助金の獲得といった思惑を実現しようと企図しているものと考えられる。

分類別から見ると、第1次調査では、ポスト提供を行なっている団体のうち、農林水産業団体、経済・業界団体、専門家団体の順に、諮問機関参加の割合が高くなっている。そして、第2次調査では、ポスト提供団体のうち、専門家団体、農林水産業団体、経済・業界団体、福祉団体の順に、諮問機関参加の割合が高くなっている。

2.2.5 行政との接触、関係

諮問機関に参加している団体は、行政との間に、どのような関係を構築しているのだろうか。諮問機関への参加の有無によって、行政との関係性に差異は生じているのだろうか。ここではこの点を検討してみよう。

表 5-10 諮問機関への参加と行政との接触の違い（東京1）

	中央官僚への直接働きかけ			行政からの相談		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農林水産業団体	37.5	62.5	16	42.9	57.1	21
経済・業界団体	45.7	54.3	70	53.8	46.2	143
労働団体	46.7	53.3	15	52.0	48.0	25
教育団体	42.1	57.9	19	60.0	40.0	35
行政関係団体	75.0	25.0	32	77.6	22.4	58
福祉団体	81.0	19.0	21	62.5	37.5	32
専門家団体	69.4	30.6	36	67.9	32.1	53
政治団体	90.9	9.1	11	50.0	50.0	2
市民団体	92.9	7.1	14	53.8	46.2	13
非営利関連団体	73.3	26.7	30	66.7	33.3	36
趣味・スポーツ団体	70.0	30.0	10	100.0	0.0	12
学術・文化団体	94.1	5.9	17	83.3	16.7	12
宗教団体	100.0	0.0	1	0.0	100.0	1
全体（合計）	64.4	35.6	292	62.1	37.9	443

出所) J-JIGS1 調査。

表 5-11 諮問機関への参加と行政との接触の違い（東京 2）

	中央官僚への直接働きかけ			行政からの相談		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農林水産業団体	52.9	47.1	17	61.4	38.6	44
経済・業界団体	39.3	60.7	61	49.0	51.0	155
労働団体	22.2	77.8	9	42.9	57.1	14
教育団体	53.8	46.2	26	60.5	39.5	43
行政関係団体	66.7	33.3	18	68.6	31.4	35
福祉団体	70.0	30.0	10	60.0	40.0	25
専門家団体	25.0	75.0	16	45.2	54.8	31
政治団体	80.0	20.0	5	83.3	16.7	6
市民団体	66.7	33.3	12	73.7	26.3	19
学術・文化団体	80.8	19.2	26	63.0	37.0	46
趣味・スポーツ団体	62.5	37.5	8	50.0	50.0	12
宗教団体	100.0	0.0	1	0.0	0.0	0
その他	71.4	28.6	28	65.8	34.2	38
全体（合計）	55.3	44.7	237	57.1	42.9	468

出所) J-JIGS2 調査。

表 5-10 と表 5-11 は、1 次 2 次両調査において、諮問機関に参加しているかどうかで、中央官僚への直接働きかけ経験、行政からの相談を受けた経験の差があるかどうかを示したものである。中央官僚への直接働きかけとは、大臣等中央省庁の幹部へのある程度以上の直接働きかけのことを指す。他方、行政からの相談とは、政策の作成や実施に関して、ある程度以上に中央省庁から相談を受けたことを示す。

まず、第 1 次調査からみてみよう。中央官僚へ直接働きかけや行政からの相談を経験している団体では、諮問機関に参加したと回答したのは、それぞれ 35.6%と 37.9%となっている。前に述べたように、第 1 次東京調査における諮問機関参加団体の全体に対する割合の 17.9%を鑑みれば、それをはるかに超えた占め率は、参加団体側から発する中央官僚への直接働きかけと行政側から発する政策の相談とともに、双方の関係が深いことがわかる。また、分類別からみると、働きかけの経験を持つ団体は、農林水産業団体、教育団体、経済・業界団体、労働団体、専門家団体の順で、諮問機関参加の程度が高くなっている。相談の経験を持つ団体では、農林水産業団体、労働団体、経済・業界団体、教育団体、専門家団体の順に、諮問機関参加の程度が高くなっている。働きかけや相談とともに、同じ種類の団体が行政との関係が深いことがわかる。

次に、第 2 次調査をみると、概ね 1 次調査と同様の傾向がみえるものの、行政との関係

の密接性と諮問機関参加の有無の関係はより鮮明なものとなっていることがわかる。働きかけと相談の経験を持つ団体のうち、諮問機関に参加していると答えたのは、それぞれ44.7%と42.9%となっている。前に述べたように、第2次東京調査における諮問機関参加団体の全体に対する割合の23.3%を鑑みれば、それを大きく超えた占有率は、参加団体側と行政側の双方の関係が深く、諮問機関を掛け橋として、行政との接触と関係を深めたことがうかがえる。分類別からみると、働きかけの経験を持つ団体では、労働団体、専門家団体、経済・業界団体、農林水産業団体、教育団体の順に諮問機関への参加の程度が高く、また、相談経験を持つ団体では、労働団体、専門家団体、経済・業界団体、教育団体、農林水産業団体の順に、参加の程度が高くなっている。二回調査にわたって、占有率が違うが、同じ種類の団体が行政との関わりが深いことがわかる。

2.2.6 行政との協調度、信頼度と影響力評価

政治と社会のネットワークに織り込まれていることになる諮問機関参加の団体は、行政との関わりについてどのような認識を持っているのだろうか。そして、諮問機関に参加することで、中央官僚に対する認識や、団体自身の影響力評価はどう左右されるのだろうか。

表5-12 行政との協調度、信頼度と影響力評価（東京1）

	中央官僚との協調度			中央官僚に対する信頼度			自己影響力評価			中央官僚の影響力評価		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農林水産業団体	37.5	62.5	16	59.3	40.7	27	51.9	48.1	27	54.5	45.5	33
経済・業界団体	62.7	37.3	118	60.4	39.6	154	62.3	37.7	151	71.5	28.5	267
労働団体	58.3	41.7	12	68.3	31.7	41	71.9	28.1	57	83.2	16.8	95
教育団体	71.4	28.6	28	71.4	28.6	49	69.1	30.9	55	81.1	18.9	90
行政関係団体	81.1	18.9	53	79.7	20.3	64	77.0	23.0	61	81.3	18.7	91
福祉団体	85.7	14.3	14	75.7	24.3	37	76.0	24.0	50	83.6	16.4	61
専門家団体	70.3	29.7	37	72.4	27.6	58	77.3	22.7	66	76.0	24.0	96
政治団体	88.9	11.1	9	92.3	7.7	13	95.5	4.5	22	96.3	3.7	27
市民団体	100.0	0.0	6	88.0	12.0	25	90.6	9.4	32	88.4	11.6	43
非営利関連団体	73.9	26.1	23	77.1	22.9	48	78.7	21.3	61	83.3	16.7	90
趣味・スポーツ団体	87.5	12.5	8	86.7	13.3	15	81.3	18.8	16	91.9	8.1	37
学術・文化団体	100.0	0.0	9	86.7	13.3	15	100.0	0.0	24	97.0	3.0	33
宗教団体	100.0	0.0	1	100.0	0.0	3	100.0	0.0	3	83.3	16.7	6
全体（合計）	70.7	29.3	334	71.6	28.4	549	73.8	26.2	625	79.4	20.6	969

出所) J-JIGS1 調査。

表 5-13 行政との協調度、信頼度と影響力評価（東京 2）

	中央官僚との協調度			中央官僚に対する信頼度			自己影響力評価			中央官僚の影響力評価		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農林水産業団体	60.0	40.0	15	58.7	41.3	63	60.0	40.0	60	71.4	28.6	21
経済・業界団体	63.4	36.6	93	62.4	37.6	271	55.5	44.5	245	68.9	31.1	122
労働団体	87.5	12.5	8	71.4	28.6	42	69.6	30.4	46	93.1	6.9	29
教育団体	75.0	25.0	16	69.0	31.0	58	60.0	40.0	50	79.3	20.7	29
行政関係団体	80.0	20.0	15	80.0	20.0	55	74.5	25.5	47	83.3	16.7	18
福祉団体	100.0	0.0	10	65.1	34.9	43	59.5	40.5	42	81.3	18.8	16
専門家団体	50.0	50.0	16	53.2	46.8	62	38.9	61.1	54	69.6	30.4	23
政治団体	100.0	0.0	5	84.6	15.4	13	83.3	16.7	18	80.0	20.0	10
市民団体	100.0	0.0	1	79.4	20.6	34	79.5	20.5	39	83.3	16.7	18
学術・文化団体	69.6	30.4	23	78.9	21.1	114	70.2	29.8	84	75.5	24.5	49
趣味・スポーツ団体	75.0	25.0	4	80.0	20.0	40	75.0	25.0	36	77.8	22.2	9
宗教団体	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	1	100.0	0.0	4
その他	95.8	4.2	24	83.2	16.8	101	75.9	24.1	87	87.0	13.0	46
全体（合計）	71.7	28.3	230	69.8	30.2	896	63.5	36.5	809	77.2	22.8	394

出所) J-JIGS2 調査。

表 5-12 と 5-13 は、1 次 2 次両調査において、諮問機関に参加しているかどうかで、中央官僚との協調度、中央官僚に対する信頼度、自己影響力評価と中央官僚に対する評価の差があるかどうかを示したものである。中央官僚との協調度とは、中央省庁の官僚との関係について、中立を超えて、少し協調的から非常に協調的までのことを指す。中央官僚に対する信頼度とは、団体の利益や意見を主張する際に、中央省庁の官僚に対して、ある程度以上に信頼できるということを指す。自己影響力評価とは、活動分野の政策問題に対して、ある程度以上に影響力を持っているということを示す。そして、中央官僚の影響力評価とは、中間を超えて、少し影響力ありから非常に影響力ありまでの評価を示す。

まず、第 1 次調査からみると、それぞれの項目でポジティブに捉えている団体のうち、諮問機関に参加していると答えたのは、順に 29.3%、28.4%、26.2%、20.6%となっている。前に述べたように、第 1 次東京調査における諮問機関参加団体の全体に対する割合の 17.9%を鑑みれば、それを超えた占め率は諮問機関が団体の中央官僚との協調度、それに対する信頼度、それに対する影響力評価と自己影響力評価の認識向上を導いていることを示しているだろう。

団体分類から検討すると、まず、協調度が高いと考えている団体では、農林水産業団体、労働団体、経済・業界団体、専門家団体、教育団体の順に諮問機関への参加の程度が高い。信頼度が高いと考える団体では、農林水産業団体、経済・業界団体、労働団体、教育団体、専門家団体の順に参加の程度が高い。自己影響力評価が高いと考えている団体では、農林

水産業、経済・業界団体、教育団体、労働団体の順に参加の程度が高い。最後に、中央官僚の影響力が高いと考える団体では、農林水産業団体、経済・業界団体、専門家団体で、参加の程度が高くなっている。

第2次調査からみると、それぞれの項目においてポジティブに捉えている団体のうち、順に、28.3%、30.2%、36.5%、22.8%が諮問機関への参加があると回答している。前に述べたように、第2次東京調査における諮問機関参加団体の全体に対する割合の23.3%を鑑みれば、中央官僚の影響力評価だけがそれを下回っている。団体の中央官僚との協調度、それに対する信頼度と自己影響力評価においては、諮問機関参加団体の全体に対する割合を5%から13%程度超えたことは、諮問機関に参加することが行政との協調度や行政に対する信頼度また自己影響力評価の認識の高まりとつながっていると示している。

団体分類から検討すると、まず、協調度が高いと考える団体では、専門家団体、農林水産業団体、経済・業界団体の参加の程度が高くなる。信頼度が高いと考えている団体では、専門家団体、農林水産業団体、経済・業界団体、福祉団体の参加の程度が高くなる。自己影響力評価を高いと考える団体では、専門家団体、経済・業界団体、福祉団体、農林水産業、教育団体、労働団体の参加の程度が高くなる。そして、中央官僚の影響力が高いと考える団体では、経済・業界団体、専門家団体、農林水産業団体の参加の程度が高くなる。

3. まとめ

本章では、日本における団体のアドボカシー活動を詳細に検討するため、日本政治の政策決定メカニズムの特質の一つである諮問機関を例に、その詳細を分析した。具体的には、諮問機関の定義、諮問機関政治の変容、政治過程・政策過程における諮問機関の位置付けやその機能をそれぞれ論じた。続いて、JIGS 調査データ等に基づいて、諮問機関に参加する団体の詳細を検討した。以下、本章において得られた知見をまとめる。

まず、諮問機関の定義、諮問機関政治の変容、政治・政策過程における諮問機関の位置付けと機能に関する分析からは、次の3つの知見が得られた。

(1) 日本では、法的根拠を持つ審議会と、それを持たない私的諮問機関が存在する。私的諮問機関は「私的」存在ではなく、場合によっては審議会に類する影響力を持ちうる。2000年代以降の私的諮問機関の増加は、行政改革による審議会整理が一因である。

(2) 諮問機関は、少ないリソースの下での最大動員システムを作動させる国家にあって、国家と社会をネットワーク上に繋ぐ、いわば「緻密に折り合われた織物」として重要であ

り、官民協調の中間地帯の形成に役割を果たしている。

(3) 諮問機関は、いずれも政策形成過程に挿入されており、関係者の合意や民主性と責任の確保などを通じて、政策の実行可能性を高めることが企図されている。私的諮問機関は「課題設定」過程から「選択肢特定」過程で機能するのに対し、審議会は「選択肢特定」過程から「権威的決定」過程で機能する。両者はいわば政策形成の前半と後半を構成する。

次に、JIGS 調査データ等に基づいて、諮問機関に参加する団体の詳細に関する分析からは、次の 7 つの知見が得られた。

(1) 団体の審議会委員の推移は、審議会に対する否定的評価及び改善策など行政改革の動きが反映されている。省庁別審議会における団体委員の割合は、団体の属性と府省の職掌と関連性が高い。

(2) 経済・業界団体、専門家団体、農林水産業団体は、団体分類の割合よりも高い割合で諮問機関に参加するので、利益が過剰に代表され、媒介されていると考えることができる。

(3) 情報、行政からの委託費や補助金は、諮問機関に参加する団体と行政の間を媒介するリソースである。情報と政府からの委託費や補助金が団体にとって意味を持つだけでなく、行政にとっても、官民協調によって行政目標を達成するため、団体育成に力を入れる。

(4) 諮問機関に参加している団体は必ずしも頂上団体だけではない。日本政治をネオ・コーポラティズムとして捉えるには難しさが伴うことが改めて確認された。

(5) 諮問機関に参加している団体は、行政機関の退職者へのポストの提供の比率がより高い。「天下り」を通して政治と社会のネットワークを連結させるための人員交換が行われていることがうかがえる。

(6) 諮問機関への参加団体から中央官僚への直接的な働きかけと、行政側から発する政策相談の二つにおいて、双方の関係の強さをうかがうことができる。

(7) 諮問機関は、団体と中央官僚との協調度、信頼度、影響力評価の認識向上を導くことが分かる。

第6章 議会公聴会における米国団体のアドボカシー参加

はじめに

アメリカにおける議会公聴会は、国政への市民参加の伝統的なルートとして広く利用されてきた。現在でも、様々な目的で活用されている。そして、その数と活用は増加しつづあり、多くの場合、唯一実施されている市民参加でもある (Checkoway 1981:566)。議会公聴会は、毎年およそ 3,000 回以上開かれている (Wright 1996)。その背後で、98%の団体は議会にロビイングを行なっているという調査結果もある (Schlozman and Tierney 1986)¹。ワシントンで活動する団体の大半が用いるロビイング活動として挙げられるのが、議会公聴会での証言活動である²。これらを踏まえて、議会公聴会は市民参加にあたって重要な役割を果たすものとなっており、団体のアドボカシー活動にとって重要な場となることがわかる。では、アメリカの団体は、議会公聴会の場をどのように活用し、政治と政策プロセスにおいて影響力を発揮しているのだろうか。本章では、JIGS データを用いながら、検証を試みてゆく。

1. 政治過程・政策過程における議会公聴会

1.1 議会公聴会の位置づけと機能

1.1.1 立法過程における議会公聴会

アメリカ合衆国憲法の第1条第1節には、立法権を合衆国連邦議会に与えるという規定がある。連邦議会は立法過程で中心的な役割を果たす。しかし、立法過程への関与という意味では、必ずしも連邦議会だけが独占的に関与するわけではない。例えば、大統領は教書の送付と拒否権の行使によって立法過程に間接的に関与する (阿部 1995:50)。そして、司法権の主体である連邦裁判所も、違憲立法審査権の行使を通じて立法過程にある程度関与する。他方、団体もまた、公共利益や自己利益の実現を目指してロビイング活動を展開し、立法過程に影響をもたらそうとする。「三権分立」の統治構造、多元主義の権力構造といった政治社会上の特徴を持つ国家では、立法過程における議会以外のアクターの関与そ

¹ Nownes and Freeman (1998) による全国範囲の調査は 97%の結果をあげている。Walker (1991) と Berry (1977) は 78%と 84%の調査結果を挙げている。

² Schlozman and Tierney (1986) と Nownes and Freeman (1998) とともに、99%の調査結果を挙げている。そして、Heinz ほか (1993) と Berry (1977) は 95%と 88%の結果を挙げている。

のものを無視することはできないが、行政権の拡大傾向のなかにあっても、立法や予算決定には議会が果たす役割は極めて大きい。ここでは、その立法過程における公聴会の位置を概観する。

立法機能が議会のもっとも重要な機能であることは言うまでもない。では、立法過程において、法案の提出から法律として成立までの流れ及び公聴会の位置づけを観察しよう。厳格な権力分立制をとるアメリカでは、連邦議会の立法活動に占める中枢性は極めて強い。連邦議会への法案提出権を持つのは上下両院の議員だけであり、形式上すべての立法は議員立法である。しかし、法案作成のアイディアの源泉は議員に限るものではなく、議会の外からもたらされるものも少なくない。例えば、行政府で発案された法案が政権党院内総務や常任委員会委員長を通じて議会に提出されたり、実質的には立法に等しい効果をもつ大統領教書が議会に送付されたりすることもある（阿部 1995:52; 武田 2013:82）。

提出された法案は、関係する一つまた複数の委員会に付託される。議員による法案提出は極めて容易であるため、審議される法案数も膨大になる。実質的に審議する常任委員会では、付託された法案を専門小委員会に回付するのが通例である。小委員会における審議は2段階による。第1段階は公聴会で各証言を求める。第2段階はマーク・アップ・セッションでの修正である。小委員会を通過すると法案は委員会に戻され、委員会で承認を得ることができれば、その提案を通過させるよう本会議に勧告が行われて上程される。その後、まず、議事運営員会にかけられて審議や修正の方針を決められてから、本会議で採決される。本会議で議決されたのち、上院であれば下院に、下院であれば上院に送付される。両院で議決が異なる場合や一方で重大な修正があった場合は両院協議会が開催され、妥協案が示されたのち各院本会議に持ち帰られ、双方の過半数の賛成を得ることができれば立法が実現する。上下両院を通過した法案は大統領の署名を得てようやく法律として成立する。大統領が拒否権を行使した場合、両院の3分の2の多数で再可決されれば大統領の拒否権は否定され、法律として成立する（広瀬 2004:73-103; 武田 2013:80-86; 久保ほか 2006:149-151; 阿部 1995:52-55; 阿部ほか 1993:38-40; 阿部 1993:113-118; アメリカ下院 1981:17-34）。

このような立法過程のなかにおける公聴会は、立法化の初期段階で開催されるものである。法案提出後に開かれる公聴会では、閣僚をはじめ、政府職員、民間の各種団体の代表、専門家等の関係者らが招かれ、意見や証言を行なう。証言は法案の問題点を明らかにする材料となる。通常、重要性が高く論争的な法案と認められる場合、公聴会は開かれる。委

員会は公聴会開催日より遅くとも 1 週間前までに日時、場所、内容を公示しなければならない。そして、国家安全保障に危険を招いたり、法律や規則に抵触したりする場合を除いて、原則公開で開催される。閣僚、政府の文官、軍籍の高官、問題に関心をもつ団体や民間人は、自発的または召喚・要請に基づいて公聴会に出頭、証言する（アメリカ下院 1981:26）。少数党の委員には、開会中の少なくとも 1 日を少数党派側の証人を証言させるのに使うことができる。なお、公聴会は法案審議だけでなく様々な問題の調査のためにも開催されることがある。例えば、ウォーターゲイト事件やイラン・コントラ事件の調査等である（阿部 1995:54）。公聴会の様子は、議会専門ケーブルテレビをはじめテレビでも放映され、また、多数の利害関係者が発言し、委員の質問にも答えることから関心を集めやすくなっている。また、委員会はしばしば証言内容を印刷して一般に配布する。法案は公聴会を経て、公聴会での議論と小委員会でのさらなる議論が委員会に報告され、廃案にするかさらに審議するかを決定される。公聴会は法案の行方に重要な影響を与えているのである。

とはいえ、公聴会における議論が法案作成にどの程度反映されているかは一概に言えるものではない。そして、誰を公聴会に招致するかについても委員長が強い権限を握っており、公聴会が政治ショーや「ガス抜き」の場と化しているという見解も存在する（武田 2013:83）。

1.1.2 議会公聴会の機能と役割

公聴会は、アメリカの政治システムに組み込まれた公式制度のひとつであり、市民参加の媒介する制度でもある。そして、政策決定のあり方によっていくつかの異なる法規制を受け、それぞれ異なる機能を果たすのが公聴会でもある。

アメリカにおいて、主に 3 つの政府の意思決定の定式がある。公聴会はそこでそれぞれ活用されている。第 1 に、個人の利益や権利に影響する司法審判である。司法審判において正式な審判を行う前に公聴会が開かれ、主に、審判の必要性、関連法律の適用、証拠の受け入れ、審理の進め方などを議論する。ここでは、ある程度の証拠や証言が求められる。この公聴会は公開されるが、市民参加の目的によるものではない（Plager 1969:153）。第 2 は、行政府による意思決定である。多くの連邦や州の法律は、行政が市民に影響を与える意思決定を下す前に公聴会を開催することを義務付けている。ここでは、意見表明、情報交換、市民参加、行政意思の正当化といった役割が見受けられる（Checkoway

1981:567-572)。

第 3 は、立法過程における意思決定である。議会で開かれる公聴会の導入は、政策決定者への情報提供、市民の態度を確認するという目的がある。議会公聴会での発言や証言は、政策決定、政策議論の深化や、争点喚起を狙うものになる。発言と証言によって問題点により明確化し、それに対する社会的関心を高め、決定される政策の適切性を高めることが望まれる。この場で、正式な政策決定や法案作成のプロセスに入る前に、市民社会組織を含む市民の参加が求められ、広く意見表明、利益表出がなされ、意志決定が導かれる。議会公聴会の様子をテレビでの配信、議会議事録『日刊要約』(Daily Digest)での掲載、新聞や雑誌での報道、閲覧用に委員会事務局長室での展示、証言全文の広く一般配布、ホームページでの専用登載などといった様々な公開ツールは、それらのための道具である。前者二つの公聴会と比べて、市民参加への確保につながっているのである(Plager 1969:153)。

さて、議会公聴会は、議会上院委員会、下院委員会、上下両院共同委員会及び特別の委員会においてそれぞれ開かれることがある。議会公聴会は、取り扱われる議事によって、4 類型に分けられる。それは、①立法過程の法案審議時の公聴会、②調査を目的とする公聴会、③行政府及び法律施行に対する監視目的の議会公聴会、④大統領の指名・任命人事に対するチェックのための議会公聴会³ である⁴⁵。

1.2 団体の議会公聴会へのアクセスと影響力

1.2.1 政治・政策プロセスにおける団体の位置づけ

アメリカにおいて、利益団体は、政府に対して積極的に影響力を行使している。20 世紀初頭から始まった、ベントレー (Bentley, A.F.) をはじめとする利益集団を中心とする現実政治の体系的分析の叢生から、組織化された利益による公共政策への影響力行使は、多くの研究者の研究業績が蓄積されてきた。利益団体は、アメリカ政治やアメリカの政策決定過程を理解するうえで、言うまでもなく重要な手がかりである。

市民社会に存在する大半の利益は、組織化された団体、共通利益を持つ潜在的な集団に

³ Confirmation hearings, 指名承認公聴会のことである。大統領によって候補に挙げられる高等連邦政府機関の候補を承認するべきであるか、拒絶するべきかどうかに関する情報を集めるために米国議会によって開催される審問である。この権限は、もっぱら、議会上院に属している。

⁴ <https://www.congress.gov/congressional-hearings/about>。2015 年 9 月 1 日閲覧。

⁵ <http://www.gpo.gov/fdsys/browse/collection.action?collectionCode=CHRG>。2015 年 9 月 1 日閲覧。

よって政府に代表されている。多数に上る利益団体は、現実社会に存在する複雑な利益の全部を反映する存在である (Truman 1951)。利益団体は競争し合いながら、相互の影響力の相互作用の帰結で政策が生まれる。これはアメリカで発展した多元主義的政治システムを前提とする利益団体論である。多元主義の根本的な記述は、マディソン (James Madison) の連邦主義者の文集に記載されている。共和制が発展すると利益は多様化する。その結果、政治プロセスをコントロールしようとする利益の存在の可能性はより低くなっていく。この幅広い利益から政策過程に注入した多彩な考え方・見方、アイディア、インプットこそが、政策のアウトプットを公益・公共財にもっとも適合させるのである。多用な利益のひとつひとつが平等なアクセスと機会をもち、政治過程・政策過程に影響を与える場合に多元主義は有効に機能を果たす、と考えるのである (Kasniunas 2009:2)。このように、アメリカにおける利益団体は、単なる政治アクターの一つではなく、社会に広がる様々な利益から生み出された存在であり、そのような利益を代表し、彼らが政治・政策過程に積極的に働きかけるという振る舞いがアメリカ政治を基礎づけるのである。

アメリカの政治過程・政策過程を説明する枠組として、かつてよく展開されたのが「鉄の三角形」(Iron Triangle) モデルである。これは、政策過程で重要な役割を果たす利益団体、議会、行政の三者が、ある特定の利益をめぐってインフォーマルに結合し、実質的な政策決定権限を「三角同盟」が掌握してしまう状況を表現したものである。軍需産業や砂糖栽培農家などからなる利益団体、彼らの利益を擁護する議会(軍事委員会や農業委員会)、予算を執行する行政の担当部署の三者からなる「軍産複合体」が典型的な例である。この背景には、地域代表的な議会と利益団体の圧力活動がある。利益団体は自己利益を実現するために、ロビイストを駆使して広範に関連議員に働きかけ、利益を満たす法案作成を実現させる。団体の要求が行政の裁量によって実現可能な場合は三者協議が行われる(阿部 1995:62)。この「鉄の三角形」は閉鎖的かつ堅固であり、自律性も高い。政権や議会の多数派が交代しても影響はさほど受けずに存続するなど、きわめて安定的である(久保ほか 2006:95)。

ところが、このような見方に疑問が提起されるようになると、新たに、アメリカの政治・政策過程を「イシュー・ネットワーク」と捉える見方が登場した。ヒュー・ヘクローは、従来の「鉄の三角形」が、専門家を中心とする「イシュー・ネットワーク」へと変質しつつあることを指摘したのである (Hecl 1978:102)。第二次世界大戦後、アメリカ政府の活動領域は飛躍的に拡大したにもかかわらず、連邦政府の組織規模や職員数はほとんど変

化しなかった。それは連邦政府が「間接行政」の手法を採用したのが原因であるとする。急拡大する行政需要に対応するため、連邦政府は、州政府や地方政府、公私の利益団体などを中間組織として活用し、それらを利用して行政サービスを供給するという方式を採るようになったのである。そのため、政策実施に補助金が多用され、また、政策実施主体への規制が行政活動の中心となり、組織の拡大をさせないように作用した。行政が拡大するほど、政策の関心は連邦政府から外部へ拡散し、利害関心に沿った様々な団体が活発な集団政治を展開するようになり、行政はいわば仲介者や促進者と表現しうる立場になっていった。反面、こうした拡散的な状況について、管理の必要性が認識されるようになると、専門的な知識による管理を政府は志向するようになる。「イシュー・ネットワーク」は、連邦、州、地方のレベルを縦断して、政策領域ごとに政策専門家を中心に形成される「緩やかな関係様式」ということになる（Hecl 1978:88-103; 小池 1990:18-23）。

1.2.2 議会委員会における団体の政策決定へのアクセス

アメリカにおいては、立法府、行政府、司法府はそれぞれが「抑制と均衡」を取ることとされ、他 2 府の権力を抑制しつつ、政治権力が特定部門に集中することを防いでいる。とはいえ行政国家化が顕著になり、政治の中心は立法府から行政府に移っていた。特にニューディール以降、大統領は議会との関係において明らかに優位に立った。議会は大統領の執行権を抑制するという消極的な立場に甘んじた。しかし、1970 年代、ウォーターゲイト事件後には大統領の威信が低下し、反面、議会改革の進展によって連邦議会の発言権が再び脚光を浴び、議会は復権した（阿部 1995:58-59）。議会改革の一例として挙げられるのが小委員会の強化である。法案は小委員会に付託されることとなり、小委員会自体が管轄範囲に関して権限を有し、小委員会に適切なスタッフと予算が割り当てられるようになった。小委員会に法案が付託され、公聴会が開かれ、法案の行方が大きく影響されるようになったのである。強化された小委員会と、そこで開かれる公聴会で発言する機会を得ることができれば、利益団体にとって利点は大きくなる。

19 世紀の夜警国家・立法国家から、20 世紀の福祉国家・行政国家への転換によって、政府機能が著しく拡大され、政治中枢が立法府から行政府に移ったため、行政府に直接働きかける必要が生じた。実際に、多くの国で、利益団体の圧力活動が行政府に集中する傾向が見られたのである。しかし、アメリカでも行政国家化が進んだとはいえ、権力が厳格に分割されていたため、多くの国と異なり、利益団体の活動は行政府だけでなく立法府や司

法府、選挙民にもそれぞれ向けられた。今日においても、法の制定や予算の決定には、議会が決定的な役割を果たしている。さらに議会改革と議会の復権によって、利益団体の立法府への働きかけはさらに重要になっているともいえる（阿部 1995:63-64）。

議会で利益団体が活発に働きかけするには、他の理由もある。まず、政党規律の弱さと議会内組織の弱さである。アメリカの政党は、議員を組織化する規律付けが曖昧で、なおかつ党員資格や義務も緩やかである。議院内閣制の国家における政党組織が特定の理念やイデオロギーに基づき形成され、党員には、党の理念の実践と同志としての結合に義務と責任の遂行が求められる。党則に従わない場合は、罰則が科せられる（久保ほか 2006:77）。一般に高い規律の存在が認められる。しかし、アメリカは異なる。アメリカ議会の特徴ともいえる地域代表的性格の強さは、議員を選挙区利益の代表へと傾斜させ、結果として党議にも拘束されないものになっている。そもそも連邦議会では実質的な党議拘束が存在しない。そのため、利益団体にとってみれば、個別議員にロビイングを展開して、自分の立場や利益を守ることが可能になってくるし、そのような行動が求められてくるのである（阿部 1995:64）。

そして、立法活動の中心が議会委員会であることも理由であろう。「開会中の議会は、公共展示の議会に過ぎないが、議会委員会の会議室にある議会は、動いている議会である。」という指摘をウィルソン（Woodrow Wilson）は残している（Wilson 1885）。議会における審議の実質が委員会や小委員会によって担われると、委員会や小委員会の委員の多数を確保することが法案の成否を決することになる。働きかけ先となる議員の絶対数は少ないわけであるから、利益団体にとっては働きかけが容易になる。したがって、法案の進展に影響を与えることが容易になるのである。

1.2.3 議会公聴会における団体の影響力

政策決定過程に効果的に影響力を行使するには、委員会や小委員会の審議に対して影響力を持つ必要がある。その委員となる議員たちの決定権力の源泉は投票権であるから、その投票の行方を左右するかが問題となる。法案を審議するのだから、委員には政策領域に関する専門性が求められることになるが、2年おきの選挙に晒されるため、議員がすべて専門知識を豊富に持つとは限らない。また、現代社会の複雑化する問題は専門知識の更新をも求める。議員の立法活動や調査活動を補助する機関やスタッフが整備されているのは、議員の能力を補佐するためである。例を挙げると、特に立法や調査の活動を支援するとい

う役割を果たす議会の補助機関としては、議会図書館調査部、会計検査院、議会予算局がある。他方、補助機関と並びに重要な役割を果たしているスタッフは、議員スタッフ及び各委員会の専任スタッフである（阿部 1995:52）。

評価される法案を成立させるためには、議会補助機関とスタッフに頼るだけでは不十分である。利害関係者の意見の聴取、利益の把握、情報の収集を行なう必要がある。これは政策の実行可能性を高めるうえで不可欠であり、政策立案能力の誇示は議員自らの再選にも関わってくる。そのため、議員は日頃から情報を探し求めているのである。情報にも二つあり、まず、再選につながる判断を下すとき、状況を理解するうえで必要になる政治的な情報を求めるし、また、法案の審議に関する政策的な情報もちろん求める。政治生命を維持するために、議員は自らパイプを構築し、信頼関係を構築し、有効かつ有力な情報を掴まなければならない存在なのである（Leyden 1995:432）。

そして、このような議員のあり方に関わってくるのが、利益団体である。利益団体は情報を持っており、それを議員との関係構築の道具として利用するからである。専門知識を持たない大半の議員は、議員スタッフに頼るほかに、利益団体に情報を求める（Matthew and Stimson 1975）。利益団体は自らの政策関心を議員に伝えたり、組織利益を擁護するために立法過程に影響力を行使したりしようとする。そのために、様々な情報の収集、調査研究、政策や法律に関する研究を行ないながら情報を蓄積し、利害範囲の委員会や小委員会の議員をターゲットとして働きかけてゆくのである。特定の議題についてしっかり研究し、政治や政策の成り行きに精通し、必要時必要な手段をかけて雄弁に説得できるような利益団体は、議員にとって、なくてはならない相手である。利益団体と議員は、情報の供給側と需要側としてマッチする。その場所を提供するのが議会公聴会なのである（Wright 1996）。利益団体はロビイストを通じて議員や議員スタッフと連絡を取り、議会公聴会での発言と法案審議の行方に目を光らせている。場合によっては公聴会出席をも目論む。

2. JIGS 調査を通じた団体の議会公聴会参加の実態

2.1 参加団体の分類と利益の代表

ここまで、議会公聴会が立法過程の初期段階で、意見表明、利益表出といった機能を持つことを述べてきた。利益団体は、この議会公聴会に依拠しながら活動を行ない、政策決定者である議員に働きかけを行なっている。では、議会公聴会に参加するのはどのような団体なのか。また、議会公聴会における活動によって、利益表出や利益媒介の様式はどの

ように差異を生じるのか。ここでは、これらの課題について、JIGS 調査を通じて検討を試みることにしたい。

まず、JIGS 調査による議会参加団体の選別を検討してみよう。議会公聴会に参加している団体の選別については、第1次ワシントン D.C.調査では、連邦政府の政策に対する団体の影響力行使の頻度を尋ねる設問(Q17)において「関連政府機関で証言するかどうか」を質問している。そのうち「全くない」と答えた団体以外の団体は議会公聴会参加団体と見なす。一方、第2次ワシントン D.C.調査では、政府に対して、要求やアピールする団体の行動の頻度を尋ねる設問(Q18)において「法案作成の支援」と「専門知識の提供」に「全くない」と答えた団体以外の団体は議会公聴会参加団体と見なす。

表 6-1 議会公聴会参加団体の団体分類別の分布 (ワシントン D.C. 1)

	(a) 団体分類(%)	(b) 公聴会参加団 体(%)	(b)-(a)
学術・研究団体	8.3	6.4	-1.9
農業団体	1.5	1.8	0.3
文化団体	1.5	1.0	-0.5
教育団体	18.3	16.7	-1.6
環境団体	2.1	2.4	0.3
外国・人種団体	1.4	1.0	-0.4
行政団体	2.0	2.2	0.2
健康・医薬団体	6.7	6.8	0.1
労働団体	3.9	4.4	0.5
政治・公共団体	6.6	7.0	0.3
娯楽・興味・スポーツ団体	1.1	1.0	-0.1
宗教団体	4.2	2.0	-2.2
社会福祉団体	5.2	5.0	-0.2
貿易・ビジネス・商業団体	17.5	22.7	5.2
他	19.7	19.3	-0.4
N	748	497	

出所) U-JIGS1 調査。

表 6-2 議会公聴会参加団体の団体分類別の分布 (ワシントン D.C. 2)

	(a) 団体分類 (%)	(b) 公聴会参 加団体(%)	(c) 公聴会参 加と単独 政策実施 (%)	(d) 公聴会参 加と単独 政策阻止 (%)	(e) 公聴会参 加と連立 政策実施 (%)	(e) 公聴会参 加と連立 政策阻止 (%)
農業団体	0.7	1.0	0.0	2.9	0.9	1.6
経済・ビジネス団体	2.3	3.6	5.1	4.3	3.4	2.4
市民団体	5.5	3.3	0.0	0.0	0.9	0.0
教育団体	25.3	23.0	16.9	15.9	15.5	13.6
健康・福祉団体	14.0	12.4	10.2	7.2	12.9	12.0
労働団体	0.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
アドボカシー系団体	10.8	17.3	28.8	29.0	27.6	25.6
専門家団体	6.5	8.1	15.3	13.0	12.9	12.8
政治団体	0.7	1.3	5.1	4.3	3.4	3.2
学術・文化団体	7.8	6.2	1.7	2.9	2.6	4.8
スポーツ・娯楽団体	4.2	2.9	0.0	1.4	0.0	0.0
他	21.9	20.2	16.9	18.8	19.8	24.0
N	571	307	59	69	116	125

出所) U-JIGS2 調査。

表 6-1 は、第 1 次調査において、団体の全体分類と議会公聴会に参加している団体分類とその差異である。表 6-2 は、第 2 次調査において、団体分類、議会公聴会に参加する団体の分類、議会公聴会に参加団体の単独で行う政策実施や阻止の割合、連合して行う政策実施や阻止の割合を示している。

議会公聴会に参加している団体の割合を見てみると、第 1 次ワシントン D.C.調査では、議会公聴会に参加している団体は、全体の 66.4% (497 団体) であるのに対して、第 2 次調査においては、全体の 53.8% (307 団体) である。ほかの調査によって、ワシントン地域で活動している団体のほとんどが議会公聴会での証言をしているとの結果がある。その占め率が 99%、95%、88%とかなり高い。JIGS 調査では、それぞれ 66.4%と 53.8%となっている。立法過程において影響力を行使するという観点から、議会公聴会における活動は団体にとって重要であることが示されている。

議会公聴会に参加する団体の分類を見てみよう。第 1 次調査では、貿易・ビジネス・商業団体と教育団体は、他分類よりも議会公聴会に参加の程度が高い。政治・公共団体、健康・医薬団体、学術・研究団体も比較的高い値となっている。一方、第 2 次調査では、教

育団体、アドボカシー系団体⁶、健康・福祉団体は他の分類よりも高い値を示している。専門家団体と学術・文化団体も比較的の高い値である。全体的に、高い割合で公聴会に参加している団体種類は、全体の団体分布の割合と釣り合うように見える。そして、1次2次両調査に共通するのは、議会公聴会への参加団体として、教育団体、健康福祉団体と学術・文化団体がともに高い値を示す点である。第1次と第2次ワシントンD.C.調査の対象が異なることによって、ほかの比較的の高い占め率で議会公聴会に参加している団体種類の差が出ているのであろう。

表6-1と表6-2の(a)と(b)項目を比べてみると、議会公聴会に参加する団体の割合と全体の団体分類の割合との差異は、各種の団体が過剰もしくは過小に代表されることを示すものである。第1次調査でもっとも過剰に代表されているのは貿易・ビジネス・商業団体で、団体分類の割合よりも5.2%高くなっている。そして、宗教団体、学術団体と教育団体は比較的過小に代表されており、それぞれ2.2%、1.9%、1.6%と低くなっている。第2次調査でもっとも過剰に代表されている団体はアドボカシー系団体で、6.5%高い。専門家団体と経済・ビジネス団体もそれぞれ1.6%と1.3%高くなっており、過剰に代表されている。対して、教育団体(-2.3%)、市民団体(-2.2%)、健康・福祉団体(-1.6%)、学術・文化団体(-1.6%)、スポーツ・娯楽団体(-1.6%)は過小に代表されている。

さらに、表6-2にある、参加団体による単独の政策実施や阻止の分布、連合して行う政策実施や阻止の割合の分布をみてみよう。それぞれ議会公聴会を通じた利益媒介の違いをうかがうことができる。(c)、(d)、(e)、(f)項目と(a)項目を比べると、全体の団体分類の割合と議会公聴会に参加している団体の政策実施や阻止の割合との差異が分かる。差異がプラスかマイナスかによって利益媒介の動向も判別できる。それを見ると、アドボカシー系団体の利益が、もっとも媒介されていることが分かる。全体の団体分類の割合よりそれぞれ18.0%、18.2%の割合で高くなっており、単独で政策実施や阻止を行っている。また、連合して行なう政策実施や阻止についても、16.8%と14.8%、それぞれ高くなっている。次に、利益がよく媒介されている団体として専門家団体と政治団体が挙げられる。反面、マイナスのポイントがもっとも大きいのは教育団体である。全体の団体分類の割合より8.4%と9.4%低い値で単独に政策実施や阻止を行っている。そして、9.8%と11.7%低い値で連合して政策実施や阻止を行っている。次に、利益がよく媒介されていない団体としては市民団

⁶ アメリカの内国歳入法(IRC)によって、501(c)(4)の社会福祉団体(Social Welfare Organizations)分類の一種である。

体、学術・文化団体、スポーツ・娯楽団体、健康福祉団体が挙げられる。

両調査にわたって、総じて議会公聴会に参加の程度が高いのは、教育団体、健康福祉団体と学術・文化団体である。また、第1次調査では、貿易・ビジネス・商業団体と政治・公共団体、第2次調査では、アドボカシー系団体と専門家団体も高い値であった。そして、第1次調査でもっとも代表されている団体は貿易・ビジネス・商業団体であるのに対して、第2次調査でもっとも代表されている団体はアドボカシー系団体である。第2次調査を見る限りでは、アドボカシー系団体と専門家団体が比較的に高い値で議会公聴会に参加していると同時に、利益が過剰に代表されている。対して、教育団体、健康福祉団体と学術・文化団体は比較的議会公聴会への参加の程度は高いものの、利益は過小に代表され、また、よく媒介されていないとみられる。

2.2 媒介されるリソース

議会公聴会に参加する団体は、どのように政府と関係性を持っているのだろうか。代表的なのは情報、委託費、補助金、支援金などといったリソースに基づくものであろう。上述のように、法案に関する政策的情報に関する市民社会組織への依存状況は存在する。しかし、団体は単純な情報提供者者ではなく、政府から団体自身の発展に欠かせない政策情報を政府から集める必要もある。政策に効果的に対応するうえで情報の獲得は不可欠である。議会公聴会への参加は、立法過程における団体の影響力の誇示だけではなく、参加機会の確保を通じて政府とのパイプを維持し、情報獲得を目指しているのである。さらに、これらの情報を活用して、委託費、補助金、支援金などの政府資金を団体が属する分野に配分されるよう政策作りを促すことも狙いの一つである。また、政府の立場を考えると、政府の方針に合わせた国民にサービスを提供のできる団体に情報や政府資金を流し、育てる必要性もある。

表 6-3 議会公聴会への参加とリソースの違い (ワシントン D.C. 1)

	情報源—連邦政府機関			収入内訳—政府からの資金		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
学術・研究団体	31.3	68.8	32	25.0	75.0	20
農業団体	0.0	100.0	8	0.0	100.0	5
文化団体	40.0	60.0	5	50.0	50.0	4
教育団体	17.3	82.7	75	16.2	83.8	37
環境団体	0.0	100.0	7	16.7	83.3	6
外国・人種団体	50.0	50.0	6	100.0	0.0	3
行政団体	0.0	100.0	4	0.0	100.0	6
健康・医薬団体	18.8	81.3	32	16.7	83.3	12
労働団体	5.9	94.1	17	0.0	100.0	5
政治・公共団体	14.3	85.7	21	25.0	75.0	8
娯楽・興味・スポーツ団体	50.0	50.0	2	0.0	100.0	1
宗教団体	42.9	57.1	7	33.3	66.7	3
社会福祉団体	11.8	88.2	17	25.0	75.0	16
貿易・ビジネス・商業団体	5.4	94.6	92	9.1	90.9	11
他	15.2	84.8	66	20.6	79.4	34
全体 (合計)	15.1	84.9	391	19.9	80.1	171

出所) U-JIGS1 調査。

表 6-4 議会公聴会への参加とリソースの違い (ワシントン D.C. 2)

	情報源—連邦政府機関			収入内訳—政府からの資金		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農業団体	0.0	100.0	2	0.0	0.0	0
経済・ビジネス団体	0.0	100.0	9	0.0	100.0	3
市民団体	25.0	75.0	4	20.0	80.0	5
教育団体	20.0	80.0	35	32.0	68.0	50
健康・福祉団体	47.8	52.2	23	31.6	68.4	38
労働団体	0.0	100.0	1	0.0	100.0	2
アドボカシー系団体	0.0	100.0	29	7.1	92.9	14
専門家団体	14.3	85.7	14	0.0	100.0	9
政治団体	0.0	100.0	2	0.0	100.0	1
学術・文化団体	25.0	75.0	4	43.5	56.5	23
スポーツ・娯楽団体	0.0	0.0	0	33.3	66.7	3
他	41.9	58.1	43	17.4	82.6	46
全体 (合計)	24.1	75.9	166	25.3	74.7	194

出所) U-JIGS2 調査。

表 6-3 と 6-4 は、1 次 2 次両調査において、連邦政府を情報源であると答えた団体について、議会公聴会への参加・非参加に差異が存在するかどうか、また、収入源として政府から資金を得ていると答えた団体について、議会公聴会への参加・非参加に差異が存在

するかどうかを示すものである。第2章の3.5節の表2-4で示しているように、アメリカ団体の情報源として、連邦政府機関が比較的重要な情報源として挙げられている。回答団体については、まず第1次調査では、連邦政府機関を頻繁に用いる情報源の上位3位までに挙げている団体に限定した（調査票のQ19）。第2次調査では、連邦政府機関を活動する上で必要な情報源の上位3位までに挙げた団体に限定した（調査票のQ11）。他方、政府からの資金のほうについては、政府からの奨励金、助成金、補助金などを含む政府資金を団体収入内訳の1%以上を占めると答えている団体に限っている。

まず、第1次調査の結果から見てみよう。全体的に、連邦政府機関を重要な情報源とする団体の84.9%は議会公聴会に参加する。政府から資金を得ている団体の80.1%も議会公聴会に参加する。いずれも非参加団体を大きく上回る値である。団体分類に目を転じると、連邦政府を情報源とする団体のうち、農業団体、環境団体、行政団体、貿易・ビジネス・商業団体、労働団体は参加の程度が比較的高く、反対に、政府からの資金を得ている団体のうち、農業団体、行政団体、労働団体、貿易・ビジネス・商業団体、教育団体は参加の程度が比較的高い。

続いて第2次調査はどうか。連邦政府機関を重要な情報源とする団体のうち75.9%が議会公聴会に参加する。政府からの資金を得ている団体のうち74.7%が議会公聴会に参加する。第1次調査と大体同じように、参加が非参加を大きく上回る。団体分類に目を転じると、連邦政府を重要な情報源とする団体のうち、農業団体、経済・ビジネス団体、労働団体、アドボカシー系団体と政治団体が参加の程度が比較的高い。そして、政府からの資金を得ている団体のうち、経済・ビジネス団体、労働団体、アドボカシー系団体、政治団体、専門家団体は、参加の程度が比較的高い。二つの調査にわたって、アメリカにおいて、情報と政府からの資金が、連邦政府と議会公聴会に参加している団体の間を媒介するリソースであることが分かる。

2.3 団体属性とアクセスの可能性

議会公聴会へのアクセスを持つ団体は、どのような特徴を持っているのだろうか。利益団体はそれぞれ異なる団体構造やリソースを持つため、政治過程・政策過程へのアクセスにも差異が生じるという指摘がしばしばなされる（Leyden 1995:431）。では、どんな属性をもつ団体がより政治や政策プロセスに影響力を与えるのだろうか。一般には、豊富な資金とロビイスト、団体のメンバーシップ、研究スタッフの豊富さが、団体のアクセス能力

を左右すると言われている（Dahl 1982; Milbrath 1963; Truman 1951）。ここでは、議会公聴会へのアクセスの可能性と団体の属性との関係を探ることとする。

表 6-5 議会公聴会への参加と団体属性の違い（ワシントン D.C. 1）

	団体メンバー			個人メンバー			ロビイング		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N
学術・研究団体	40.9	59.1	22	42.9	57.1	28	0.0	100.0	12
農業団体	16.7	83.3	6	14.3	85.7	7	0.0	100.0	5
文化団体	42.9	57.1	7	50.0	50.0	8	66.7	33.3	3
教育団体	23.9	76.1	67	29.9	70.1	67	2.3	97.7	44
環境団体	25.0	75.0	4	10.0	90.0	10	0.0	100.0	5
外国・人種団体	33.3	66.7	3	20.0	80.0	5	42.9	57.1	7
行政団体	0.0	100.0	8	0.0	100.0	5	0.0	100.0	8
健康・医薬団体	28.0	72.0	25	20.6	79.4	34	4.3	95.7	23
労働団体	8.3	91.7	12	10.5	89.5	19	5.6	94.4	18
政治・公共団体	18.2	81.8	22	31.3	68.8	32	14.3	85.7	35
娯楽・興味・スポーツ団体	25.0	75.0	4	16.7	83.3	6	0.0	100.0	2
宗教団体	40.0	60.0	10	58.8	41.2	17	0.0	100.0	4
社会福祉団体	28.6	71.4	14	36.4	63.6	11	0.0	100.0	10
貿易・ビジネス・商業団体	5.9	94.1	101	6.7	93.3	45	2.2	97.8	93
他	23.2	76.8	56	25.6	74.4	78	5.4	94.6	56
全体（合計）	19.7	80.3	361	25.8	74.2	372	5.5	94.5	325

出所) U-JIGS1 調査。

表 6-6 議会公聴会への参加と団体属性の違い（ワシントン D.C. 2）

	利益を代表する上位団体 がある			個人メンバー			ロビイスト		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農業団体	0.0	100.0	1	0.0	100.0	3	0.0	100.0	1
経済・ビジネス団体	0.0	100.0	2	0.0	100.0	4	0.0	100.0	4
市民団体	50.0	50.0	10	75.0	25.0	20	0.0	0.0	0
教育団体	39.2	60.8	51	44.8	55.2	58	0.0	100.0	7
健康・福祉団体	38.7	61.3	31	45.8	54.2	24	0.0	100.0	5
労働団体	0.0	100.0	1	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0
アドボカシー系団体	33.3	66.7	15	15.2	84.8	33	0.0	100.0	13
専門家団体	0.0	100.0	8	20.0	80.0	25	0.0	100.0	7
政治団体	0.0	0.0	0	0.0	100.0	1	0.0	100.0	2
学術・文化団体	43.8	56.3	16	50.0	50.0	20	0.0	100.0	3
スポーツ・娯楽団体	57.1	42.9	14	61.9	38.1	21	0.0	0.0	0
他	30.0	70.0	30	51.9	48.1	52	0.0	100.0	8
全体（合計）	36.9	63.1	179	42.9	57.1	261	0.0	100.0	50

出所) U-JIGS2 調査。

表 6-5 と 6-6 は、1 次 2 次両調査における、団体メンバーを持つと答えた団体、個人メンバーを持つと答えた団体、ロビイストを持つと答えた団体それぞれにあって、議会公聴会への参加・非参加に差異が存在するかどうかを示すものである。表 6-5 の「ロビイングをする」と答えた団体はロビイストを雇っている団体を指す。一方、表 6-6 においては、「利益を代表する上位団体がある」と答えた団体は団体メンバーを持つとする団体と同等と見なし、関連利益を代表できる巨大な組織が存在すると考えられる。

二つの表を検討すると、いずれの属性も議会公聴会への参加のほうが高い値となっており、アクセスの高さを示している。第 1 次調査をみる限り、参加・非参加は対照的である。団体メンバー、個人メンバー、ロビイストをもつと答えた団体のうちそれぞれ 80.3%、74.2%、94.5%が参加を示している。これは、団体メンバー、個人メンバー、ロビイストと持つ団体はより議会公聴会にアクセスできることを示している。団体分類別からみると、行政団体、貿易・ビジネス・商業団体、労働団体、農業団体と政治・公共団体は、団体メンバーをもつほど議会公聴会への参加の度合いが高い。そして、行政団体、貿易・ビジネス・商業団体、環境団体、労働団体と農業団体は、個人メンバーをと持つほど議会公聴会への参加の度合いが高い。また、文化団体と外国・人種団体を除くと、他の団体は、ロビイストを抱えるほど議会公聴会への参加の度合いが高い。

第 2 次調査においても、1 次調査ほどではないものの、参加・非参加の差異は対照的である。利益を代表する上位団体、個人メンバー、ロビイストを持つと答えた団体は、それぞれ 63.1%、57.1%、100%となっていた。これも第 1 次調査と同じように、巨大な組織、個人メンバー、ロビイストを持つ団体はより議会公聴会にアクセスできることを示している。団体分類別からみると、回答数の少ない分類を除けば、専門家団体、アドボカシー系団体、健康・福祉団体と教育団体は、利益を代表する上位団体を持つと、議会公聴会への参加の度合いが高い。そして、アドボカシー系団体、専門家団体、教育団体と健康・福祉団体は、個人メンバーを持つと、議会公聴会への参加の度合いが高い。また、市民団体、労働団体とスポーツ・娯楽団体を除くと、他の団体はロビイストを抱えていると、議会公聴会への参加の度合いが高くなる傾向が見られる。

2.4 活動の抑制

団体がアドボカシー活動を行なうとき、組織要因と制度要因の影響をそれぞれ受けることになる。では、議会公聴会に参加する団体は、リソースや税免除の点を考慮し、アドボ

カシー活動を抑制することはないのだろうか。アメリカでは、内国歳入法に基づいて団体が分類され、分類ごとに連邦法人所得税の免税、寄付税制上の優遇措置などが設定される。例えば、アメリカ団体の主役である 501(c)(3)団体は、団体メンバーの利益ではなく、広く公共利益に役に立つことという法律上の期待がある。従って、501(c)(3)団体が唯一連邦法人所得税免税と寄付税制上の優遇措置の両方を受けている団体と定められている。しかし、そうした期待は、団体の活動に制限を加えることにもつながる。例えば、特定法案に影響を与えるロビイング活動は団体の主要活動として位置づけられないこと、公共の役職選任へのアドボカシー活動が禁止されるといったことが挙げられる。他の 501(c)団体も連邦法人所得税の免税措置を受けながら、各々な制限の中で活動を行なうのである (Salamon 2012:7; Boris and Maronick 2012:398-400)。

表 6-7 議会公聴会への参加と活動の抑制 (ワシントン D.C. 2)

	リソースによる抑制			税免除地位による抑制			リソースと税免除地位による抑制			合計		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農業団体	0.0	0.0	0	0.0	100.0	1	0.0	100.0	1	0.0	100.0	2
経済・ビジネス団体	0.0	100.0	2	0.0	100.0	2	0.0	100.0	2	0.0	100.0	6
市民団体	50.0	50.0	2	66.7	33.3	3	25.0	75.0	4	44.4	55.6	9
教育団体	18.2	81.8	22	38.5	61.5	13	13.3	86.7	15	22.0	78.0	50
健康・福祉団体	23.1	76.9	13	66.7	33.3	6	30.0	70.0	10	34.5	65.5	29
労働団体	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	100.0	2	0.0	100.0	2
アドボカシー系団体	0.0	100.0	22	25.0	75.0	4	0.0	100.0	10	2.8	97.2	36
専門家団体	0.0	100.0	5	25.0	75.0	4	0.0	100.0	7	6.3	93.8	16
政治団体	0.0	100.0	3	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	100.0	3
学術・文化団体	33.3	66.7	3	100.0	0.0	3	0.0	100.0	4	40.0	60.0	10
スポーツ・娯楽団体	0.0	0.0	0	100.0	0.0	1	33.3	66.7	3	50.0	50.0	4
他	28.6	71.4	7	41.2	58.8	17	23.5	76.5	17	31.7	68.3	41
全体 (合計)	13.9	86.1	79	44.4	55.6	54	14.7	85.3	75	22.1	77.9	208

出所) U-JIGS2 調査。

表 6-7 は、団体のリソース等の状況が、議会公聴会への参加・非参加に影響を持つものかどうかを示すものである。まず「リソースによる抑制」とは、利益を守るために様々なアドボカシー活動を行うべきものの、リソースの面で予算やほかの資金が充実しておらず、活動の数や規模などを縮小せざるを得ないことを示す。「税免除地位による抑制」とは、広範な活動を行うべきものの、優遇措置の剥奪を恐れて、内国歳入法による規定で定めた活動種類や範囲にとどまらざるを得ないことを示す。

表を見てみると、全体的に、リソースによる抑制、税免除地位による抑制、そして両方による抑制、さらに3つの選択を合わせた合計をみると、参加は非参加を大きく上回った。その割合はそれぞれ86.1%、55.6%、85.3%、77.9%である。つまり、議会公聴会への参加団体は非参加団体よりもアドボカシー活動を抑制する傾向があることが示されている。議会公聴会への参加団体は、法案作成や政策形成に影響を及ぼすため、専門のスタッフとロビイストを雇わなければならない、また、長期間、議員とアクセスを保たなければならない。さらに、影響力を高めるうえで、直接的なロビイングのほか、例えば、草の根ロビイングのような間接的なロビイングも展開する必要がある。とはいえ、これは予算が豊富でなければ持続的なものにはならない。議会公聴会に参加する団体は、多様なアドボカシー活動に取り組むからこそ、リソースの状況を見ながら活動を行なうのである。

議会公聴会に参加するにはロビイング活動を行う必要があるが、この活動は税法上の規制対象となる。501(c)(3)団体は免税特権と優遇を維持するためには、議会公聴会でのロビイング活動を団体の主要活動でないものにしなければならず、加えて、毎年のロビイング活動費用を正式に報告(annual IRS Form 990)しなければならない。違反すると免税特権を剥奪され、寄付税制上の優遇措置もなくなる。これは、団体にとっては厳しい罰則である。団体の多数を占める501(c)(3)団体は、議会公聴会に参加する際には自らのロビイング活動の全体に影響を与えないよう考慮しながら慎重に取り組むであろう。

また、団体分類別からみると、数の少ない団体分類を除けば、アドボカシー系団体、専門家団体と教育団体において、それぞれ抑制している団体のほうが議会公聴会への参加の程度が高くなっている。その割合はそれぞれ97.2%、93.8%、78.0%である。つまり、この3種類の団体は、リソースと税免除特権に最も敏感であろうことが見て取れる。アドボカシー系団体はそもそも501(c)(4)団体に属しており、議会内のロビイング活動には制限がないものの、公共の職位の選任に向けた働きかけは団体のメンバーのみにしか向けることが許されていない。また、それは団体の主要活動に当たらないという規定もある。また、501(c)(4)団体は501(c)(5)団体と501(c)(6)団体とともに、付属のPACsを通じて選挙キャンペーンを行うことはできても、選挙への直接関与は禁じられている(Boris and Maronick 2012:399-400)。アドボカシー系団体において、議会公聴会に参加する団体は、そもそもリソースの抑制を認識しており、アドボカシー系団体もまたリソースの状況を見

⁷ 501(c)(5) 団体と 501(c)(6) 団体は、501(c)(3) 団体や 501(c)(4) 団体と同じように、アメリカ合衆国の内国歳入法 (IRC) 第 501 条 C 項の規定により課税を免除される非営利団体である。第 1 章の注 16 と注 17 を参照。

ながら活動を行なうのであろう。

2.5 連邦政府との接触、関係

アメリカもまた、一般的な民主主義国家と同じように行政国家化の傾向は顕著である。しかし反面、三権分立の統治構造が忠実に守られ、権力がかなり分散的であり、利益団体の活動は、ほかの国々の利益団体と比較して非集中性という異なる特徴を示している。利益団体の活動は行政府だけに集中することにはならない。アメリカの団体は働きかけを立法府、行政府と司法府、さらに選挙民といった広い範囲で展開している。

では、議会公聴会に参加している団体は、ホワイトハウスや大統領、また連邦政府機関や官僚へも働きかけを行うのだろうか。下記の表 6-8 と 6-9 は、ホワイトハウスや大統領、また連邦政府機関や官僚と接触をしている団体の、議会公聴会への参加・非参加の状況を示している。表 6-8 におけるホワイトハウスと連邦政府機関との接触とは、連邦政府の政策に対して影響を与える際に用いた手段を指し、ここでは「全くない」以外の選択肢を選んだ団体に限定している。一方、表 6-9 における大統領と連邦政府官僚への直接働きかけとは、直接に政府へ要求を訴える際に取り組む方法を指し、「全くない」以外の選択肢を選んだ団体に限って結果を示している。

表 6-8 議会公聴会への参加と連邦政府との接触（ワシントン D.C. 1）

	ホワイトハウスとの接触			連邦政府機関との接触		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
学術・研究団体	13.0	87.0	23	12.5	87.5	32
農業団体	0.0	100.0	9	0.0	100.0	8
文化団体	0.0	100.0	4	28.6	71.4	7
教育団体	11.3	88.8	80	13.6	86.4	88
環境団体	0.0	100.0	10	0.0	100.0	12
外国・人種団体	37.5	62.5	8	42.9	57.1	7
行政団体	0.0	100.0	9	0.0	100.0	10
健康・医薬団体	3.2	96.8	31	8.3	91.7	36
労働団体	0.0	100.0	20	4.5	95.5	22
政治・公共団体	23.8	76.2	42	23.3	76.7	43
娯楽・興味・スポーツ団体	0.0	100.0	5	0.0	100.0	5
宗教団体	0.0	100.0	10	16.7	83.3	12
社会福祉団体	5.6	94.4	18	4.3	95.7	23
貿易・ビジネス・商業団体	1.1	98.9	93	1.8	98.2	113
他	9.8	90.2	92	15.1	84.9	106
全体（合計）	8.1	91.9	454	10.7	89.3	524

出所) U-JIGS1 調査。

表 6-9 議会公聴会への参加と連邦政府との接触（ワシントン D.C. 2）

	大統領への直接働きかけ			連邦政府官僚への直接働きかけ		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農業団体	0.0	100.0	1	0.0	100.0	2
経済・ビジネス団体	0.0	100.0	3	0.0	100.0	5
市民団体	33.3	66.7	3	50.0	50.0	4
教育団体	9.1	90.9	11	13.8	86.2	29
健康・福祉団体	0.0	0.0	0	21.4	78.6	28
労働団体	0.0	0.0	0	0.0	100.0	2
アドボカシー系団体	0.0	100.0	22	6.5	93.5	31
専門家団体	0.0	100.0	9	0.0	100.0	13
政治団体	0.0	100.0	2	0.0	100.0	2
学術・文化団体	0.0	100.0	3	14.3	85.7	7
スポーツ・娯楽団体	0.0	0.0	0	0.0	100.0	2
他	0.0	100.0	12	11.4	88.6	35
全体（合計）	5.2	94.8	77	11.9	88.1	160

出所) U-JIGS2 調査。

全体的に、ホワイトハウスとの接触、連邦政府機関や官僚との接触や直接働きかけを持っている団体は、議会公聴会に参加する程度が高くなっている。第 1 次調査において、ホワイトハウスと接触する団体のうち議会公聴会に参加するのは 91.9%、連邦政府機関と接触する団体のうち議会公聴会に参加するのは、89.3%となった。そして、第 2 次調査では、大統領へ直接働きかける団体のうち議会公聴会に参加するのは 94.8%、連邦政府官僚へ直接働きかける団体のうち議会公聴会に参加するのは 88.1%となった。この結果が示すのは、行政との接触関係と議会へのアクセスの相似性であり、統治構造に即した団体のアクセスのあり方を示すものであると言えるだろう。

アメリカにおいて、連邦議会の立法機能がもっとも重要な統治の機能であることは言うまでもない。しかし、統治行為は立法過程だけでなく行政過程を含むわけであるから、行政過程における政府機関や官僚の判断も統治機能の重要な一角である。また、行政府に与えられた裁量権の存在もある。団体は自らの利益を実現するために、議会に加えて、連邦政府機関と官僚も働きかけの対象として考えるとはいわば当然である。

団体分類別からみると、第 1 次調査では、数の少ない団体分類を除いて、ホワイトハウスや連邦政府機関と接触する団体のうち、労働団体、貿易・ビジネス・商業団体、健康・医薬団体、社会福祉団体は、議会公聴会に参加する程度が比較的高い。そして、第 2 次調査では、数の少ない団体分類を除いて、大統領と連邦政府官僚へ直接働きかけをする団体

の内、専門家団体、教育団体、アドボカシー系団体は、議会公聴会に参加する程度が比較的高くなっている。

2.6 行政との協調度と影響力評価

前節で示したように、議会公聴会に参加している団体は、議会のほか、連邦行政機関と官僚に対して直接的に働きかけや接触の必要があり、実際にその活動を行っている。では、議会公聴会に参加している団体は、行政との関わりをどのように認識しているのだろうか。議会公聴会の参加は、行政との協調度と関わりがあるだろうか。また、自己影響力評価と行政機関に対する影響力評価と関わりがあるだろうか。

下記の表 6-10 と 6-11 は、行政との協調度、自己影響力評価と連邦行政機関に対する影響力評価を高く認識している団体の、議会公聴会への参加・非参加の程度を示すものである。「行政との協調度」は、非常に対立的から非常に協調的までの 7 段階評価のうち、中立以上に協調的と答えた団体に限っている。「自己影響力評価」は、活動地域において、少し政治的影響力があるから非常に政治的影響力がある、までの 3 選択肢を選んだ団体に限っている。「行政に対する影響力評価」は、ほとんど影響力がないから非常に影響力ありまでの 7 段階評価のうち、中間以上を選択した団体に限っている。第 1 次調査では、行政との協調度に関する設問が設けられなかったため、行政機関を有効な働きかけ先と答えている団体を行政との関係が協調的と認識していると捉えることとした。また、第 1 次調査では、自己影響力評価に関する設問がなかった。

表 6-10 行政との協調度と影響力評価（ワシントン D.C. 1）

	有効な働きかけ先（行政機関）			行政機関に対する影響力評価		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N
学術・研究団体	23.1	76.9	26	38.9	61.1	36
農業団体	0.0	100.0	6	22.2	77.8	9
文化団体	50.0	50.0	6	50.0	50.0	6
教育団体	15.5	84.5	58	25.0	75.0	84
環境団体	14.3	85.7	7	0.0	100.0	7
外国・人種団体	75.0	25.0	4	37.5	62.5	8
行政団体	0.0	100.0	3	0.0	100.0	9
健康・医薬団体	9.1	90.9	22	23.5	76.5	34
労働団体	7.7	92.3	13	10.0	90.0	20
政治・公共団体	33.3	66.7	21	26.8	73.2	41
娯楽・興味・スポーツ団体	50.0	50.0	2	28.6	71.4	7
宗教団体	44.4	55.6	9	44.4	55.6	18
社会福祉団体	20.0	80.0	15	19.2	80.8	26
貿易・ビジネス・商業団体	6.5	93.5	92	4.4	95.6	91
他	15.0	85.0	60	27.5	72.5	91
全体（合計）	16.0	84.0	344	22.2	77.8	487

出所) U-JIGS1 調査。

表 6-11 行政との協調度と影響力評価（ワシントン D.C. 2）

	自己影響力評価			行政との協調度			行政に対する影響力評価		
	非参加	参加	N	非参加	参加	N	非参加	参加	N
農業団体	0.0	100.0	1	0.0	100.0	2	0.0	100.0	2
経済・ビジネス団体	0.0	100.0	8	0.0	100.0	9	0.0	100.0	5
市民団体	53.3	46.7	15	50.0	50.0	8	50.0	50.0	12
教育団体	23.4	76.6	47	24.6	75.4	61	32.3	67.7	62
健康・福祉団体	12.0	88.0	25	32.5	67.5	40	37.2	62.8	43
労働団体	0.0	100.0	1	0.0	100.0	1	0.0	100.0	2
アドボカシー系団体	2.2	97.8	45	2.4	97.6	42	13.9	86.1	36
専門家団体	4.5	95.5	22	8.7	91.3	23	13.6	86.4	22
政治団体	0.0	100.0	4	0.0	100.0	3	0.0	100.0	3
学術・文化団体	14.3	85.7	7	26.3	73.7	19	35.3	64.7	17
スポーツ・娯楽団体	20.0	80.0	5	0.0	100.0	4	50.0	50.0	14
他	5.7	94.3	35	20.6	79.4	63	36.5	63.5	63
全体（合計）	13.0	87.0	215	19.3	80.7	275	30.6	69.4	281

出所) U-JIGS2 調査。

全体的に、行政との関係を協調的と認識し、団体自身の影響力と行政の影響力についても高く評価する団体は、議会公聴会への参加の程度が高い。第 1 次調査では、行政機関を有効な働きかけ先と捉える団体のうち、議会公聴会に参加している団体が 84%にのぼる。これは、行政機関と協調的な関係を持つ団体は、議会公聴会への参加の程度も高いことを

示す。そして、行政機関に対して高い影響力があると評価する団体のうち議会公聴会に参加するのは 77.8%となっている。第 2 次調査では、行政との関係を協調的に捉える団体のうち議会公聴会に参加するのは 80.7%である。そして、団体自身の政治的影響力に対して高いと評価する団体のうち議会公聴会に参加するのは 87%を占める。また、行政機関の政治的影響力に対して高く評価している団体のうち議会公聴会に参加するのは 69.4%にのぼる。

団体分類別からみると、第 1 次調査では、数の少ない団体分類を除くと、行政機関を有効な働きかけ先におく団体のうち、議会公聴会への参加の程度が高いのは、貿易・ビジネス・商業団体、労働団体、健康・医薬団体、環境団体と教育団体である。そして、行政機関の政治的影響力に対する評価をより高く評価する団体のうち、議会公聴会への参加の程度が高いのは、貿易・ビジネス・商業団体、労働団体、社会福祉団体である。一方、第 2 次調査では、数の少ない団体分類を除くと、行政との関係をより協調的に捉える団体のうち、議会公聴会への参加の程度が高いのは、アドボカシー系団体、専門家団体であるが、市民団体では影響を見受けられない。そして、団体自身の政治的影響力について高いと評価する団体のうち、議会公聴会への参加の程度が高いのは、アドボカシー系団体、専門家団体、健康・福祉団体であり、市民団体は、非参加のほうがやや高くなる。また、行政の政治的影響力を高く評価する団体のうち、議会公聴会への参加の程度が高いのは、専門家団体、アドボカシー系団体であり、市民団体においては参加・非参加の差が出ていない。

3. まとめ

本章では、アメリカ団体のアドボカシー活動の詳細を捉えるために、立法過程の初期段階で役割を果たす議会公聴会を取り上げ、そこで活動するアメリカ団体を検討した。まず、政治過程・政策過程における議会公聴会の位置づけと機能、議会公聴会における利益団体のアクセスと影響力を論じた。次に、JIGS データに基づいて、議会公聴会で活動する団体の実態を分析した。以下では、本章で得られた知見をまとめておきたい。

はじめに、政治過程・政策過程における議会公聴会の位置づけと機能、議会公聴会における利益団体のアクセスと影響力に関する分析からは、次の 2 点が得られた。

(1) アメリカの立法過程において、議会公聴会は、議会委員会や小委員会における政策形成や法案作成の極最初の段階での情報収集のアリーナであり、立法化の経路に重要な影響を持っている。

(2) 利益団体は、議会公聴会の場を通して意見表明を行ない、情報と調査研究を土台と

して議員に働きかける。反面、議員も、評価の高い法案を成立させ、再選可能性を高めるために、利益団体から情報を求める。

次に、JIGS データに基づいて、議会公聴会で活動する団体の実態に関する分析からは、次の6点が得られた。

(1) 議会公聴会での発言は、団体にとって重要なアドボカシー活動である。そこで、教育団体、健康福祉団体と学術・文化団体が高い割合を占める。議会公聴会への参加の程度が高いのはアドボカシー系団体と専門家団体であり、利益が過剰に代表され、またよく媒介されている。

(2) 情報と政府からの資金は、連邦政府と議会公聴会に参加する団体の間を媒介するリソースであることが分かった。議会公聴会を通して情報と政府資金を獲得する団体の行動がうかがえるのに対して、議員たちの団体に政策に関する情報を求める動き、情報や政府資金をテコに政府方針に合う団体を育てたいという政府の思惑も確認できる。

(3) 団体メンバーを持っていたり、利益を代表する上位団体を持っていたりする団体や、個人メンバーを持ったり、ロビイストを雇ったりしている団体は、議会公聴会により積極的にアクセスする傾向がある。

(4) リソースと税免除地位の状況を考慮し、議会公聴会への参加団体は、アドボカシー活動を抑制する傾向がある。議会公聴会への参加団体は、影響力を増やすために、リソースを投下して様々なアドボカシー活動に取り組む必要がある。議会公聴会へのアクセスを維持するとき、税法上の規制対象となるロビイグ活動を行う可能性が伴うが、その点がアドボカシー活動を抑制する要因である。

(5) ホワイトハウスや大統領、連邦政府機関や官僚と接触する傾向を持つ団体は、議会公聴会に参加する傾向がある。利益を実現するために、団体は、議会だけでなく連邦政府機関と官僚も働きかけの対象とする。

(6) 行政との関係を協調的に認識し、団体自身の影響力と行政の影響力についてもより高く評価する傾向を持つ団体が、議会公聴会に参加する傾向がある。

終章

市民社会及び市民社会組織のアドボカシー活動に対する国家と制度の規制への解明を研究目的とする本論文は、中国の座談会、日本の諮問機関、アメリカの議会公聴会をそれぞれ比較対象として設定し、概ね JIGS データに基づいて検討しながら、国家と制度の規制に関する議論を行なってきた。ここでは、まず、研究の内容をまとめたうえで、どのような結論を得たのかを示しておく。次には、理論的な貢献と今後の課題や展望を述べておく。

1. 研究成果

1.1 市民社会の団体構造と団体活動に対する国家の規制

国家は各政治制度を通して、直接あるいは間接なインセンティブを設定し、市民社会の全体配置、団体構造、アドボカシー活動のパターンなどを構成している。アドボカシー活動参加への要因は、リソース、活動分野、団体の設立年、政府からの助成金・補助金などといった組織上の要因に集中しているとみられる。JIGS 調査データを用いてカテゴリカル回帰分析を行った結果、それらの要因がおおむね有意であることが確認された。しかし、組織上の要因だけが市民社会組織のアドボカシー活動を規定しているわけではない。政治体制や政治制度もまた、市民社会と市民社会組織及びその活動を規定する上位の要因になっている。市民社会をとりまく政治体制と政治諸制度は、団体構造とリソース、またはほかの政治アクターとの関係ないし団体の戦術、行動パターンと影響力評価に対してかかわりが大きい。以下、個別に検討する。

第 1 に、設立年に関して検討する。設立年は政策によって推移する。アメリカの場合、団体の設立年の変動の時期と政府の関連政策の変動との間に関係性が見受けられる。戦後間もなく、一連の財政政策と新しい統一所得税の導入に合わせて、団体に対して直接のインセンティブを設け、連邦政府が、政府補助金の導入によって、サービスを提供する団体を激増させると同時に、政策に影響を与えようとするアドボカシー系団体も急増していった。そして、1965 年ごろから 1980 年代にかけ、科学推進、貧困撲滅、健康医療促進のため、幅広い科学研究、健康医療、社会福祉サービスの各分野に多額の資金を提供することによって、現代に見られる非営利セクターの大多数はこの時期に形成されることとなった。一方、日本でも、団体の設立年は政治と政策の変化に伴うものであったといえる。日本では、第二次世界大戦の前に設立された団体はほぼすべてが国家総動員の対象となり、国家

コーポラティズムの枠組みに飲み込まれたものの、戦後の改革と憲法改正以降の多くの立法によって、自律的な市民社会は急速に回復し、大量の団体が誕生した。そして、占領が終わると、工業団体に関する立法が整備され、特に、1950年代後半から70年代前半まで、高度経済成長に伴って、ビジネス・経済団体、労働組合、工業型の団体が発展していった。さらに、1998年NPO法の実施によって、社会サービス系及びアドボカシー系団体も大量に生まれていった。さらに、中国においても、団体の設立年は政治と政策の変更によって生じているものだと考えてよい。1949年から改革開放まで、党の主導によって、社会が垂直的に組織され、市民社会組織はおおむね禁止されるか、あるいは政府系組織いわゆる人民団体へと吸収され、ほとんど存在しなくなった。しかし、1970年代末から始まった改革開放政策が社会に与えたインパクトは大きく、国家が徐々に経済領域から撤退し、市場経済化が進むと、社会に向けられた数々の規制も徐々に緩和されてゆき、ついには市民社会組織が大量に設立されるようになった。

第2に、団体の分布図と政策関心に目を転じよう。これらもまた政策の変更によって左右されていると考えられる。第二次世界大戦後、アメリカ政府が一連の社会政策、税金政策と消費政策を打ち出して、公益、慈善系団体の構成が変化していった。特に、個人所得と財産に対する累進課税は企業に対する高い税率とともに、富裕層に対して強い節税動機を生み、財団を設立するインセンティブが作られた。政府はこれらの民間リソースを誘導し、連邦と地方政府が力を入れている領域である文化、教育、健康、福祉などへ注入した。さらに、政府が政府助成金・補助金を強化し、公益・非営利病院、科学、教育、健康といった領域の関連組織の成長を促した。一方、日本においては、敗戦による凄まじい状況から抜け出すために、官僚機構、与党のリーダー、大企業の幹部などを協調し、産業政策をはじめとする数多くの国家的な計画によって、経済と社会の発展を推進してきた。発展指向型と呼ばれる国家主導のキャッチアップ政策によって、政府が多くの法律を通してビジネス・経済団体の設立を後押しし、市民社会組織の団体構成に影響を与えることとなった。高度成長期には、官僚たちと与党は地方政府が取り組んでいる環境や社会福祉などに関する先進的な取り組みを国家に取り込んだり、年金制度と医療保険制度を大幅に拡充したりして、それに関連する組織の数も増えていった。他方、中国においては、共産党による国家と社会への制約の強さを指摘することができる。1970年代末から、改革開放を旗印に、先行する市場経済諸国へのキャッチアップが志向されるようになると、中央政府と地方政府の政策に発展主義の色彩が濃くなった。様々な立法措置とともに、経済・ビジネス団体

と関連する研究ユニット、シンクタンク、公共機関、協会などの設立がブームになって、国民の関心も高まっていった。このような国家主導的な性格は、団体配置にも表れており、特に経済・生産関連の団体が最多占める状況となっている。そして、中国経済の発展には、中央政府が地方政府の主体性や積極性を促すために、多くの権限を地方に譲り渡したため、地方政府の政策にも、団体からの強い関心が寄せられることとなった。

そして、第 3 に、団体の政治社会機能の中で、とりわけアドボカシー機能がどれほど顕在化しているのかにも触れよう。もちろん、それもまた政治体制や政治制度に起因がある。まず、アメリカの権力構造と国家—社会関係は多元的であり、政治リソースが分散しており、政策領域ごとに影響力を持つエリートも異なる。そのため、国民がこうしたエリート間の競争と対立を利用して、政策に影響を及ぼしている。そして、自発的な集団は、集団間の集権化もハイアラーキー化もなく、利益表出の仕方に制約もなく、お互いに競争し合いながら、政治のあり方に規定するものとなっている。この政治体制の性質と、利益団体の組織形態の非集権性と活動形態の非集中性と相俟って、バランスの良い政治社会機能と顕著なアドボカシー機能を導くこととなったのである。一方、日本の市民社会の特徴である「高いソーシャル・キャピタルのわりに、低いアドボカシー」という政治社会機能の「二重」の特徴にも、国家がかかわっている。政府が特定の種類の団体の成長を促す一方、別の種類の団体の発展を妨げたからである。例えば、自治会のように地域に根差した小規模な団体は政府が成長を促す一方、グリーンピース（Greenpeace）のように大規模かつ独立、専門職化した団体には厳格な制度をもって対処した。キャッチアップ型の発展プロセスにおける国家の影響力の大きさは、特に団体にとって貴重なリソースの分配のあり方を制約し、国家目標に沿う団体が優遇され、反面、そうでない団体にとっては厳しい存続環境であったといえるだろう。他方、中国においては、改革開放以降、現体制の下においても、市民社会の成長がある程度促されたとともに、市民社会の自生的発展も果たしたともいえる。しかし、「社会建設」や「和諧社会」といった政府による社会管理と社会ガバナンスの方針を見る限り、育成と厳格な統制管理との両方の側面が依然として見受けられる。政府は団体を監視しながら、政府に近い団体や、統治に差しさわりのない団体を容認すると、反面、その対象でない団体を厳格に取り締まるという手段の使い分けを行っている。このような政治のあり方は、団体の活動内容と政治社会機能に反映されることとなる。政府の求めるサービス提供などの活動は、いわば社会自治的傾向が強く見受けられるものであり、そのようなサービスに取り組む団体は多いものの、反面、政府への影響力行使を目指すア

ドボカシー機能が極めて限定的である。

第 4 に、団体の行政レベルにおける活動分布も振り返ってみよう。アメリカにおいては、権力の配分は、「三権分立」によって連邦政府機関に横断的に分布しているが、それだけではなく、連邦制の下で中央・地方関係によって縦断的にも分布する。つまり、州政府の権限は単一主権制の国家のそれより大きいのである。例えば、州に多くの権限が留保されている教育などの領域では、団体はまず州政府に影響を及ぼそうとする。同様のことは、連邦制をとるカナダやドイツなどにおいても見られる。アメリカ団体の活動行政レベルの分布が比較的バランスよく見えることは、そこに起因があるのではないだろうか。一方、日本においては、1990 年代以降、行政改革や地方分権改革などが試みられたものの、中央政府と地方政府の間の権力の配分は十分に地方へと傾斜しているわけではない。特に、中央官僚が政策決定の中核として、強い影響力を持ち続けている。団体が政治政策に影響を及ぼそうとすれば、多くの場合、中央政府に近づくだらう。そして、発展指向国家の下で、中央省庁が団体を上から包摂し、一定のコーポラティズムの特徴が見られている。このような政治背景に、アドボカシー志向の団体は権力のより集中している中央において活動するだろう。他方、中国においては、全国レベルのアドボカシー活動を発見できなかったという検証結果には、全国レベルの団体が調査対象に入っていないうえに、登録制度の規制と活動管理のために、全国レベルで組織化を図って活動を行うのが難しいこともその一因として挙げられる。例外があるのは GONGO である人民団体と、政府と緊密な関係を保つ特殊な団体だけである。これらの団体は政府の主導によって設立されており、人事、財政、組織運営など優遇策を受け、政府の業務活動を補助する役割や上下の意思・政策伝達などの役割を果たしている。こうした団体は、事実上、政府とコーポラティズム関係を形成しており、彼らにこそが民生部門の登記を免除され、全国レベルの広い組織ネットワーク構築と活動が許された存在なのである。

最後に、第 5 として、政府が補助金や助成金などの資金提供をテコに、団体のリソース形成に影響力を持っており、政府の持つ目標に整合的な市民社会を形づくろうとしている。アメリカと日本と比べ、中国のリソースの面は明らかに脆弱である。中国の市民社会はまだ発展の初期段階に位置しており、政府の統制の厳しさ、市民の参加の意識やボランティア意識の低さの表れであるといえるだろう。とはいえ、財政難にさらされた団体が政府のリソースに頼るとき、活動の自律性・自立性を失う可能性は高い。反面、国際財団から資金の援助を受けようとする活動に国内政治上のリスクを呼び込む可能性もある。中国には

西洋諸国では一般的な寄付型チャリティー組織の経験が少なく、市民の間に広汎な信頼が不足している。しかも、官僚の汚職や基金会の不祥事といった政府不信を生み出すいくつかの出来事が、さらに市民の信頼性を失わせた。このように、政治と社会の様々な要因で、中国の市民社会組織をとりまく環境は依然として厳しい。一方、アメリカの団体は、中国より豊富なリソースを持っているが、とはいえ、必ずしも制限がないわけではない。政府が様々な政策を打ち出し、政府補助金や助成金、契約、パートナーシップ、社会資金の誘導といった手段を通して、特定分野の団体の活動を喚起している。アメリカ政府の財政状況を見れば、国家が社会関与に積極的な時期には、政府からの経済的支援も豊かになり、複数の政府プロジェクトを通じて市民社会組織へのサポートを充実させた。その時期、団体のリソース形成に対して、政府の関与は大きかったといえるだろう。さらに、日本については、非常に多くの小規模な地域型団体が存在する一方、専門職員を抱える大規模な団体は驚くほどわずかである。具体的には、「四つの小ささ」（少ない会員数、少ない専門職員数、少ない予算額と狭い地域における活動）と呼ばれる状況の存在である。今回の調査結果を見る限り、アメリカと比べた場合、その指摘は妥当であるといえるだろう。これも上述したように、国家の社会への関与が大きいゆえに、国の政策方向性に沿った市民社会の構図とリソースの状況が創出されていたということの意味するのではないか。

1.2 座談会、諮問機関、議会公聴会に取り組む団体に対する制度の影響

政治過程や政策過程への市民社会組織の具体的なアドボカシー活動もまた、制度によって影響されている。市民社会のアドボカシー活動と制度の関係性を詳細に検討するために、第3~5章では、中国では座談会、日本では諮問機関、米国では議会公聴会にそれぞれ参加する団体の実態を検討してきた。その結果、国家が構築した政治制度の組み合わせとして成立している複雑なフレームワークの中で、市民社会組織は活動を展開しているということを確認することができた。と同時に、政治システムにおける団体の各機能と役割、利益代表メカニズムの類型化、国家—社会関係の特徴といった点にも言及してきた。以下、各国の事例を通して観察された点を簡潔に示す。

第1に、中国における座談会は共産党の政策形成過程、政治協商過程と立法過程でそれぞれ重要な役割を果たしていることは明らかである。例えば、座談会が共産党のいくつかの政策決定に関わってきた事例が存在する。また、1980年代以降の共産党の政策形成の代表的手法である重要文書の作成のプロセスにおいても、座談会は、意見聴取段階において

重要な役割を果たしている。他方、政治協商過程においては、座談会を通じて、党と各民主党派及び各界代表識者との関係を持ち、国策について意見を交換しながら、意見を聴取するという役割も期待されている。さらに、立法過程においては、全国人民代表大会常務委員会の立法手続きと、國務院及び管轄部門の行政法規の起草プロセスの2点にあたって、座談会が初期段階の意見聴取に役割を果たしている。

そして、座談会に取り組む団体の実態を迫るために、JIGS 調査データに基づいて分析を試みた。その結果、特に業界団体や商工業サービス分野の団体が座談会に高い割合で関わっている事実が浮かび上がってくる。そのうえ、団体分類と比較して過剰に代表される傾向があり、過剰に利益を媒介しているように見受けられる。そして、積極的な参加によって行政とより友好関係を築き、情報と政府資金を入手しやすくする努力が示唆される。反面、行政もまた、座談会へ参加を勧誘する対象となる団体は、利害共有団体として特別扱いすることを考えており、彼らを育成していこうとする思惑も垣間見える。その他、座談会に参加している団体は階層的な組織上の特徴を有していることが鮮明であり、政府との結びつきの強さをうかがうことができる、一元主義からポスト一元主義へ移行し、権威主義的な国家コーポラティズムの様相が次第に明確化しつつある。また、会長が庁局級以上の行政高官を就任した経験、会長候補者の決め方、政府退職職員へのポスト提供のあり方からみて、日本のような「天下り」の特徴も見受けられる。さらに、業務主管部門、政府、党との関係に目を転じると、座談会に参加している団体はいずれも、業務主管部門、政府、党と緊密な関係を持っている。最後に、座談会に参加している団体は、立法への働きかけをより頻繁に行っており、彼らの主観的影響力認知も比較的高いという結果が出ている。JIGS 調査から離れて行った人民日報等の報道分析からは、党中央の政策形成過程や政治協商過程においては、参加団体のほとんどが党・政府と緊密な関係を持つ人民団体のような GONGO 団体であるのに対し、立法過程の中の國務院及び関連部署における法律や行政規定の作成レベルにおいて、業界団体、協会団体及びほかの社会団体が活発に参加しているという結果を得ることができた。

このように、政治過程や政策過程の一環である座談会に参加することによって、中国の団体は構成員や団体自らの利益を党や政府へと媒介し、情報と経済的支援などのリソースを求め、政府と業務主管部門の高官と退職官吏へのポスト提供、組織内の党組織の設置などを通して、政府や業務主管部門、そして党との間に緊密な関係を築き、さらに立法過程で法案に意見表出を通じて影響力を拡大し、政治システムにおける諸機能を果たしている

とみられる。と同時に、党と政府には、政治諸制度による厳格な統制管理の下で、党・政府の政策方針に合う団体、各分野の団体をまとめることのできる代表団体と信頼できる「官制」か「官制」に近いもしくは利害を共有する団体に座談会への参加を誘ったり、情報と経済的支援を手厚くしたり、団体会長に党・政府の関係者を推したり、党組織を団体内部に作らせたり、各分野の関心事や問題点を吐き出させたり、代理として各領域を管理させたり、政策や法案作成過程に関与させたりしながら、直接あるいは間接に統治過程の中に団体を取り込むことによって、結果として市民社会や団体への統制管理や制御をより徹底しようとする思惑の存在をうかがい知ることができる。さらに、国家に対する市民社会組織の影響力行使と市民社会に対する国家のコントロールから、政治システムにおける市民社会組織の諸機能は限定的ではあるものの発揮されており、その中で、制度の強い影響力、国家コーポラティズム的な利益代表メカニズムと国家—社会関係の特徴が見えてくるのである。

第 2 に、日本においては、諮問機関は、政治と社会のネットワークのなかの「緻密に折り合われた織物」の一部として、重要な位置にあることが確認された。政策過程において、特殊法人、認可法人、公益法人、業界団体が、諮問機関を通して、省庁との間にネットワークを構築しており、様々な政策機能を果たしている。公私の諮問機関は、いずれも政策形成の段階で挿入されており、政策対象者の合意や手続きの正統性と行政責任の確保を行ない、決定された政策の執行可能性を高めるために作動している。具体的には、私的諮問機関は専門性を重視し、「課題設定」から「選択肢特定」過程で機能するのに対し、審議会は民主性をより重視し、「選択肢特定」から「権威的決定」過程で機能している。両者はいわば政策形成の前半と後半を構成しているといえる。

そして、諮問機関に参加する団体の詳細に迫るために、JIGS 調査データに基づいて検討を試みた。その結果、特に、経済・業界団体、専門家団体、農林水産業団体が、団体分類の割合よりも高い比率で諮問機関に参加しており、彼らの利益が過剰に代表され、媒介されていると考えることができる。また、情報や、行政からの委託費や補助金が、諮問機関に参加する団体と行政の間を媒介するリソースとして重要度が高いことも分かった。次いで、諮問機関に参加する団体は必ずしも頂上団体だけではないことから、日本政治をコーポラティズムとして捉える際に、その適用性には困難が伴うことはデータからも確認できる。そして、加えて、諮問機関に参加する団体は、行政機関の退職者へのポスト提供の比率がそれ以外の団体に比べて高いことも確認できた。さらに、諮問機関への参加団体から

中央官僚への直接的な働きかけと、行政側からの政策相談の二つにおいて、相互の結びつきの強さをうかがい知ることができる。最後に、諮問機関は、団体と中央官僚との協調度、信頼度、影響力評価の点において、団体の自身の認識の向上を導くことも確認することができた。『審議会総覧』に基づく審議会委員の構成からは、団体が審議会委員の半分程度を占めていた過去に比べて、2000年の審議会整理合理化以降、その占有率は低下傾向にあることも分かってきた。また、団体の審議会委員の変動は、審議会に対する否定的評価及び改善策による行政改革の動きを反映していることが確認できた。さらに、省庁別審議会における団体委員の割合は、団体の属性と府省の役目と合わせて、高かったり、低かったりしていることも分かった。

このように、日本の団体は、諮問機関に参加することによって、利益を代表し、行政側に利益を媒介し、行政から情報や委託費・補助金などを獲得し、「天下り」を受け入れることによって相互に緊密な関係を維持し、中央官僚への直接の働きかけと行政側からの政策相談の機会を増やし、自らの影響力を拡大して、政治システムにおける諸機能を果たしているとみられる。と同時に、行政は、経済成長に優先順位の高い分野の団体に積極的に支援したり、政策目標の達成に近い団体に情報と委託費や補助金などを提供して育成を図ったり、組織的な人員の交換を通して行政指導の有効性を高めたり、信頼関係を深めたりして、官民協調のネットワークを作り、政治や政策目標を達成していったのである。さらに、行政に対する市民社会組織の影響力行使と市民社会に対する国家の規制から、政治システムにおける市民社会組織の諸機能と政治諸制度の影響力、また、日本政治にコーポラティズム的な利益代表メカニズムの適用の難しさと国家—社会関係の特徴も見えてくる。

第3に、アメリカにおいて、議会公聴会は市民参加のもっとも伝統的なルートとして広く利用されており、利益団体のアドボカシー活動の中心的な場所であることが確認された。アメリカの立法過程において、議会の委員会や小委員会が、政策形成や法案作成の初期段階において情報収集と分析を行う際、議会公聴会はその正式な方法であり、立法化の進展に重要な影響を与えていることがうかがえる。利益団体は、代表する各分野の声や政策関心を伝えて利益を保持するために、議会公聴会を通して、自らの情報収集と調査研究をもとに積極的に議員に訴え、働きかけるのに対して、議員は法案や政策の社会的評価を高めるうえで、利益団体側に政治や政策に関する情報の提供を求めるのである。このように、議会において議論が深まり、立法化が進展してゆく。

そして、議会公聴会に参加する団体の詳細を見るために、JIGS調査データに基づいて検

討した。その結果、教育団体、貿易・ビジネス団体、アドボカシー系団体、健康福祉団体と専門家団体が比較的に高い占有率で議会公聴会に参加している。その中で、アドボカシー系団体と専門家団体が高い比率で参加していると同時に、彼らの利益は過剰に代表されており、また、媒介の程度も高いものと考えられる。そして、情報と政府資金が、連邦政府と議会公聴会に参加している団体の間を媒介しているリソースとして重要であることが分かった。次に、団体メンバーをもつ、利益を代表する上位団体があるという巨大組織で、個人メンバーをもつ、ロビイストを雇っているといった属性を持つ団体が、議会公聴会へのアクセシビリティに恵まれていることが示されている。次いで、リソースと税制上の免除や優遇の法的地位の状況を考慮して、議会公聴会に参加している団体がアドボカシー活動を抑制する傾向が見られる。また、議会公聴会に参加している団体は、大統領やその周辺、連邦政府機関や官僚へ直接の働きかけを行っているという傾向も見えてくる。最後に、議会公聴会に参加している団体は、行政との関係を協調的に受け止め、団体自身の影響力評価と行政の影響力評価についてもより高く評価する傾向がみられる。

このように、法案作成と政策形成の初期段階で重要な機能を果たしている議会公聴会に参加することによって、アメリカの団体は、各分野の利益を代表し、政策作成者に媒介し、情報や委託費など政府資金を獲得し、団体リソースを増やして政治過程や政策過程へのアクセシビリティを確実に保有し、議会と議員だけでなく行政と官僚へも積極的に接触や直接的に働きかけ、協調と信頼関係を固め、影響力を拡大して、政治システム諸機能を果たしているとみられる。と同時に、政府は、法制度によって、法人所得税の免税や寄付税制の優遇、また、委託費やほかの政府資金をテコに、政府の政策方針に合わせた分野の団体に情報や資金を与えて育成したり、意見を求めたり、アクセスを増やしたり、アドボカシー活動を抑制したりして、団体の世界を規制しているのである。さらに、政治過程や政策過程における団体側の影響力行使と団体に対する国家の規制から、団体活動による政治システムの諸機能と政治諸制度の影響力、また多元的な利益代表メカニズムと国家—社会関係の特徴も見えてくる。

1.3 政治体制の変動がもたらす市民社会の変容

市民社会の守備範囲が国家に対して次第に拡大し、自らの自律性・自立性を高めてゆく中で、政治過程や政策過程における影響力も増加しつつある。しかし、それは、政治体制とそれを構成する政治諸制度の質とその変化が大きく関わっているといえる。例えば、ア

アメリカにおいては、少なくとも、アメリカ独立革命の以前から、様々なアソシエーションが生まれ、その社会空間を満たしていったうえ、合衆国の樹立を機に、さらに多元主義的、かつ、権力分散的な自由民主主義の政治体制が確立してゆく中で、自由かつ競争的な政治社会構造ができ、市民社会の基盤を培ってきた。とりわけ、19世紀に隆盛した古典的自由主義（Classical Liberalism）の理論から導かれた夜警国家モデルの下、国家権力の行使は最低限に抑えられ、アソシエーション精神を骨格とする各組織が繁栄し、自治的な役割を大きく果たしていった。トクヴィルの『アメリカの民主政治』には、国から自律的かつ自立的で、急速に発展していた当時の市民社会組織の様子が生き生きと描写されている（Tocqueville, 1835[1945]: 114）。その後、20世紀に入って、新自由主義（New Liberalism）隆盛の背景に、夜警国家から福祉国家への転換により、国家が積極的に市場や社会へと関与し、市民社会の国家への依存度も高まる方向へと向かっていった。1970年代に入ると、福祉国家への反省とともに、ネオリベラリズム（Neoliberalism）や新保守主義といった言葉で形容される主張の影響が拡大し、国家は再び後退し、私的領域を広げようとする潮流が見られた。しかし、国家の撤退が、必ずしも市民社会の自律性・自立性の向上と生存空間の拡大をそのまま意味するとは限らなかった。確かに、国家と市場が十分にサービスを提供することができないところに、市民社会組織の展開がみられてはいったものの、それは、実際のところ、市民社会組織が政策的に誘導された結果に過ぎない。政府が重点的に、助成金・補助金を投入して、国家の企図する政策に合わせた団体を育て、そして彼らにサービス提供を担わせるというものだったのである。しかし、そのことによって、関連性の高い団体は政治過程や政策過程への影響力を増していった。このように、アメリカにおいて、市民社会の歴史の変化の中で、政治体制を構成する政治諸制度の変化は大きく関わっているのである。

一方、日本においては、近代に入る前から、ソーシャル・キャピタルの蓄積とアソシエーションの経験が存在していた。1867年に始まった明治維新によって国家の仕組みは大きく変わり、政治制度も全面的に更新された。この政治体制と政治制度の変化と軌を一にして、新しい団体が急速に組織されていった。例えば、1870年代から1880年代にかけての自由民権運動が盛んになった時期には、2,000を超えた団体が記録されている。そして、大日本帝国憲法による立憲政治体制が整備されると、農業、貿易、ビジネス、工業団体が急激に結成されていった。また、1918年から1937年までの政党政治および大正一昭和デモクラシー期には、労働組合を含めた様々な団体が形成され、社会運動も高まりが見られ

た。そして、1930年代中葉から政治体制の質が変化すると、戦前で設立された団体は、国家総動員の名の下ではほぼすべてが国家機構へ飲み込まれることになった。これらはいずれも、政治体制と制度の変化によるものと捉えることができる。同様のことは、戦後日本においても言い得る。例えば、戦後直後の占領期の様々な改革と、民主憲法である日本国憲法をはじめ多くの法律が創設され、敗戦によって崩壊した社会は、実質的に新しい形で蘇ることになった。さらに、占領が終わるとともにさらに法整備が進められ、1950年代から1970年代初頭にかけて、ビジネス・経済団体、労働組合、工業団体が急速に発展していった。また、1998年12月に施行された特別非営利活動促進法（NPO法）によって、伸び悩みを見せていた市民社会は「アソシエーション革命」的な促進効果が与えられ、社会サービス及びアドボカシーを活動対象とする団体が大量に噴出する事態が生じたのである。戦前にせよ、戦後にせよ、日本においても、市民社会の変容は政治体制と政治制度の変化によって起こったのである。

他方、中国においては、共産党政権が樹立される前までの長い間、ある程度の自治的な「民間社会」は存在していたが、1949年の「新中国」の建国直後、「社会主義改造」のスターリンの下で、社会团体登記暫行弁法によって民間結社に対する整理・整頓運動が展開されるようになると、同時に、登記管理制度も強化された。その結果、政府から独立したという意味での「民間組織」の姿はほぼ解消した。しかし、改革開放以降、国家が経済市場と社会の領域から少しずつ後退し始めると、「民間組織」は爆発的に増加し、市民社会は成長過程へと入った。市民社会の急速な成長の背後には、市場メカニズムの導入過程で行われた政府機構改革に伴って、市民社会組織に対しても政府が育成を主導する動きが明確になってきたことが挙げられる。そして、改革開放による市場経済化の進展とともに、市民社会が自生的に発展していったという点も無視することはできない。政府主導の育成と自生的発展の進む市民社会は、党・政府のさらなる統制管理の変化によって変容していった。市民社会が量的に拡大する中で、党・政府の統治方針を脅かすことのないように、統制管理の制度化を推進し、登記管理上の厳格化、団体における党組織の建設、厳しい取り締まりを図った。それによって整備された法は、「基金会管理弁法」（1988年）、「社会团体登記管理条例」（1989年）、「社会团体登記管理条例」（1998年）、「民弁非企業単位登記管理暫行条例」（1998年）、「違法民間組織取り締まり暫行弁法」（2000年）、「基金会管理条例」（2004年）といったものが挙げられる。これらの法制度は、市民社会の発展の方向性を規定するものとなり、市民社会組織をとりまく環境を変化させた。このように、中国においても、

市民社会の変容には、政治体制や政治諸制度の変化が大きく関わっているのである。

このように、三カ国における市民社会の変容に対する政治体制や政治諸制度の影響を各国において通時的に比較することによって、市民社会の変容に政治体制や政治諸制度の変化が伴うことが分かってきた。他方、三カ国を共時的に比較すると、政治体制とそれを構成する政治諸制度の性質の違いによって、市民社会の変容のあり方も異なることが分かる。日本とアメリカは、同じ民主主義政治体制とはいっても、議会制度、執政制度、官僚制度、選挙制度、中央・地方制度など政治諸制度は異なっている。これらの違いによって、民主主義の内実も違えば、国家－社会関係も異なるのである。日本の政治体制については、研究者の間でも必ずしもコンセンサスはないものの、いわゆる発展指向型国家という言葉が指す通り、官僚が規制や経済的誘導によって経済や社会に積極的に介入する国家であることは共通理解であるといつてよいであろう。それに対して、アメリカは、規制指向型であると表現することができ、市場や社会に対する国家の介入はできる限り抑制され、多元主義的である点が鮮明である。法制度を通して、市民社会に対する規制がアメリカにおいても厳しい部分がないわけではないが、規制の在り方が日本とは異なるのである。さらに、政治体制の全く異なる中国に比べて、政治体制とそれを構成する政治諸制度の性質の違いによる市民社会の変容に関する相違がより一層に鮮明に見えてくる。中国において、改革開放による経済改革が行われる一方で、政治改革は停滞しており、市民社会は経済社会の急激な変化に伴走することがなかった。政治体制とそれを構成する政治諸制度において、中国における市民社会への規制は、アメリカと日本のそれとは大きく異なっている。改革開放に伴う政府主導の「育成」と自生的発展は、市民社会を活性化させたものの、厳格な登記管理や強制的な厳しい取り締まりの制度などにみられるように、市民社会組織の活動の自由が認められる空間はまだ限定的である。民主政治体制でない中国において、人々の自由や権利が民主主義諸国に比べて保障されているとは言えないという状況の中で、市民社会と市民社会組織及びその活動の自由もまた、依然として厳しい。このように、三カ国の共時的比較の結果、比較することによって、政治体制と政治諸制度の性質の違いが、市民社会の変容を方向づけるものになっていることが分かった。

2. 理論的貢献と今後の課題

JIGS データに基づいて、三カ国における市民社会組織の団体構造と団体活動、議会公聴会、諮問機関、座談会に関わる団体のアドボカシー活動を検討した結果、国家が制度によ

って、直接あるいは間接なインセンティブを設定し、市民社会の配置、市民社会組織の団体構造と団体活動、議会公聴会、諮問機関、座談会に取り組む団体のアドボカシー活動を規定していると見受けられる。この結果は、大型社会調査である JIGS 調査によるものであり、日本、アメリカと中国といった複数の異なる国家間の事例の比較研究を通して実現したものである。本研究は、個々の事例における一国研究よりも、複数の異なる国家間の事例の比較研究を通して、アドボカシー活動に取り組む市民社会組織の存在という共通の事象と、国家と制度による規制という共通性の要因を見出すことによって、制度の規制という理論の一般化と具体化へ貢献することができたのである。

そして、制度による規制の在り方が異なっていることが分かった。アメリカは主に法人税の免税や寄付税の優遇など税制度によって、団体の世界を規定しているのに対して、日本は国家の補助金や委託、行政指導などの手段が多く活用されている。一方、中国においては、団体の設立に関する規制が目立ち、団体活動が規則違反した際に、強制力の行使による厳しい取り締まりが日本とアメリカと一線を画する。国の制度による規制の在り方が異なるものの、いずれの事例においても、市民社会の団体構造とアドボカシー活動が国によって規定されていることが共通している。

さらに、その他の知見としては、次の 4 点が取上げられる。第 1 に、制度によって、設けられた枠組みの下で、市民社会が自生的な発展を果たしながら、許容されたアドボカシー活動を通じて、積極的に政治や政策過程に参加し、政治システムの過程機能とシステム機能を発揮し、影響力を伸ばしているの見受けられる。第 2 に、国家は政治や政策目標を見据えて、経済発展、サービス提供、社会管理、秩序維持といった観点から、情報や政府補助金、税制の優遇、組織的な人員交換、政治・政策過程へのアクセス提供などを通じて、政府の方針に合わせた団体を育成しているとうかがわせる。第 3 に、国家と社会のせめぎ合うことによって、ダイナミクスな政治—社会関係になるとうかがえる。中国においては、経済や社会領域への国家の直接支配が縮小してくると、一元主義からポスト一元主義に移行し、コーポラティズム的な様相が呈してくる。日本では、行政や官僚が規制や行政指導や経済的誘導によって経済や社会に積極的に介入するという発展指向型国家においては、多元主義的特徴を持つと同時に、コーポラティズム的な見方の適用性に関する検討にも余地がある。アメリカでは、市場や社会に対する国家の介入はできる限り抑制するという規制指向型国家においては、多元主義的な特徴が鮮明である。第 4 に、制度による規制の在り方によって、規制の厳しさ、アドボカシーによる市民社会組織の参加の許容され

る範囲、政治システムの構造と機能の仕方、利益代表メカニズムと国家—社会関係が異なってくると思われる。

今後の課題としては、三カ国において、個々の具体的な制度がどのようなメカニズムによって市民社会の配置、市民社会組織の団体構造とアドボカシー活動を規制しているかを深く見ていくことを取り上げる。本論文は、JIGS データに基づいて、三カ国における市民社会の配置、市民社会組織の団体構造とアドボカシー活動の実態を分析したうえで、国家と制度の規制要因を探索的に検討してきたが、制度による規制の変化がもたらした、市民社会及び市民社会組織の行動の連動的な変動といった因果関係についての個別事例による検証がまだ必要である。今後、この点に着目し、定量的かつ定性的に検討することによって、制度の規制という理論のさらなる向上に努力していく。次に、比較研究については、今後の課題としての研究の方向性も多少見えてきた。本論文は複数の異なる国家間の事例による比較研究を試みてきたが、JIGS データの調査対象にある複数の類似点のある国家、例えば先進国集団のアメリカ、日本とドイツ、BRICs4 か国の中国、ロシア、インドとブラジル、東アジア地域に属する日本、韓国と中国、といった事例による比較研究も今後の課題として検討の余地が十分あると考えられる。

付録資料：

付録 1 第 1 次東京調査調査票

団体の基礎構造に関する調査

Q1. あなたの団体は、次の 9 つの団体分類のどれにあたりますか。該当する番号を 1 つお選びください。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 農業団体 | 6. 福祉団体 |
| 2. 経済団体 | 7. 専門家団体 |
| 3. 労働団体 | 8. 政治団体 |
| 4. 教育団体 | 9. 市民団体 |
| 5. 行政関係団体 | 10. その他 () |

Q2. 国や自治体の政策のうち、あなたの団体が関心のある政策や活動分野はどれにあたりますか。あてはまるものすべてに○印を記入してください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 財政政策 | 12. 治安政策 |
| 2. 金融政策 | 13. 司法・人権政策 |
| 3. 通商政策 | 14. 地方行政政策 |
| 4. 業界の産業振興政策 | 15. 労働政策 |
| 5. 土木・建設・公共事業政策 | 16. 農業・林業・水産政策 |
| 6. 運輸・交通政策 | 17. 消費者政策 |
| 7. 通信・情報政策 | 18. 環境政策 |
| 8. 科学技術政策 | 19. 厚生・福祉・医療政策 |
| 9. 地域開発政策 | 20. 国際交流・協力・援助政策 |
| 10. 外交政策 | 21. 文教・学術・スポーツ政策 |
| 11. 安全保障政策 | 22. その他 () |

Q3. あなたの団体の主な目的、活動は次のどれにあたりますか。あてはまるものすべてに○印を記入してください。

1. 会員・組合員への情報提供。
2. 会員・組合員のための経済的利益の追求。
3. 会員・組合員の生活や権利の防衛のための活動。
4. 会員・組合員の教育・訓練・研修。
5. 会員・組合員に、国や自治体からの補助金や奨励金を斡旋する。
6. 会員・組合員に、許認可や契約などの行政上の便宜をはかる。

7. 情報を収集し会員以外の機関・団体に提供する。
8. 専門知識に基づく政策案を行政や会員外の機関・団体に提言する。
9. 公共利益実現のための啓蒙活動。
10. 他の団体や個人に資金を助成する。
11. 一般向けのサービスの提供。
12. その他 ()

Q4. あなたの団体には、法人格がありますか。法人格がある場合は、該当するものに○印を記入してください

- (1) ある (2) ない
↓

1 財団法人	5 認可地縁団体	9 農業協同組合
2 社団法人	6 労働組合	10 中小企業事業協同組合
3 特殊法人	7 商工組合	11 株式会社
4 社会福祉法人	8 消費生活協同組合	12 その他 ()

Q5. あなたの団体に属する人は、保守的な人と革新的な人のどちらが多いですか。団体の執行部と一般会員について、下の尺度でお答えください。

1. 革新的な人が非常に多い
 2. 革新的な人が多い
 3. どちらかといえば革新的な人が多い
 4. 同程度
 5. どちらかといえば保守的な人が多い
 6. 保守的な人が多い
 7. 保守的な人が非常に多い
- | | |
|---|---|
| 執行部 | 一般会員 |
| <input style="width: 80px; height: 40px;" type="text"/> | <input style="width: 80px; height: 40px;" type="text"/> |

Q6. あなたの団体が活動対象とする地理的な範囲は、次のどのレベルですか。

1. 市町村レベル
 2. 県レベル
 3. 複数県にまたがる広域圏レベル
 4. 日本全国レベル
 5. 世界レベル
-

Q7. Q6でお答えになった地域で、なにか政策課題が生じたとき、あなたの団体はどの程度

影響力をおもちでしょうか。

1. 非常に強い
2. かなり強い
3. ある程度
4. あまりない
5. まったくない

Q8. あなたの団体と<国>の行政機関との関係をお尋ねします。以下の事項に該当する場合は、○印を記入してください。

1. 許認可を受ける関係がある。
2. 何らかの法的規制を受ける関係がある。
3. 何らかの行政指導を受ける関係がある。
4. 行政機関の政策決定や予算活動に対する協力や支持をしている。
5. 団体や業界などの事情についての意見交換をしている。
6. 審議会や諮問機関に委員をおくっている。
7. 行政機関の方が退職した後のポストを提供している。

Q9. あなたの団体と<自治体>の行政機関との関係をお尋ねします。以下の事項に該当する場合は、○印を記入してください。

1. 許認可を受ける関係がある。
2. 何らかの法的規制を受ける関係がある。
3. 何らかの行政指導を受ける関係がある。
4. 行政機関の政策決定や予算活動に対する協力や支持をしている。
5. 団体や業界などの事情についての意見交換をしている。
6. 審議会や諮問機関に委員をおくっている。
7. 行政機関の方が退職した後のポストを提供している。

Q10. あなたの団体が行政に〈直接的〉に働きかけをする場合、次のそれぞれの役職の方とどの程度接触（面会・電話等）をされるでしょうか。現在と10年前について、次の尺度でお示してください。

3. かなり頻繁	2. ある程度	1. まったくない
----------	---------	-----------

		現在	10年前
【国に対して】	(1) 大臣・局長クラス	3—2—1	3—2—1
	(2) 課長クラス	3—2—1	3—2—1
	(3) 係長クラス	3—2—1	3—2—1

	(4) 一般職員	3—2—1	3—2—1
【自治体に対して】	(1) 首長	3—2—1	3—2—1
	(2) 課長クラス	3—2—1	3—2—1
	(3) 係長クラス	3—2—1	3—2—1
	(4) 一般職員	3—2—1	3—2—1

Q11. あなたの団体は、次のような人を介して、行政に〈間接的〉に働きかけることがありますか。次の尺度でお示してください。

3. かなり頻繁	2. ある程度	1. まったくない
----------	---------	-----------

【国に対して】	(1) 地元の国会議員	3—2—1
	(2) (1) 以外の付き合いのある国会議員	3—2—1
	(3) 首長・地方議会の議員	3—2—1
【自治体に対して】	(1) 国会議員	3—2—1
	(2) 地方議員	3—2—1
	(3) その地域の有力者	3—2—1

Q12. あなたの団体は、国や自治体の行政機関から政策の作成や執行に関して相談を受けたり、意見を求められたりすることがあります。そのようなことがある場合は、具体的な組織名をすべてお書きください。

- (1) ある (2) ない

↓

中央省庁	
自治体	

Q13. あなたの団体と各政党との関係についてお尋ねします。各政党に対するあなたの団体の支持の程度は、どれ位でしょうか。現在と10年前について、次の尺度でお締めください。

5. 非常に強い	4. かなり強い	3. ある程度	2. あまりない	1. まったくない
----------	----------	---------	----------	-----------

【現在】	【10年前】
(1)自民党……5—4—3—2—1	(1)自民党……5—4—3—2—1
(2)新進党……5—4—3—2—1	(1)新進党……5—4—3—2—1
(3)民主党……5—4—3—2—1	(1)民主党……5—4—3—2—1

- (4) 共産党……5—4—3—2—1
- (5) 社民党……5—4—3—2—1
- (6) 太陽党……5—4—3—2—1
- (7) さきがけ…5—4—3—2—1
- (8) その他……5—4—3—2—1
()

- (1) 共産党……5—4—3—2—1
- (1) 社民党……5—4—3—2—1
- (1) 太陽党……5—4—3—2—1
- (1) さきがけ…5—4—3—2—1
- (1) その他……5—4—3—2—1
()

Q14. あなたの団体が政党に働きかけをする場合、どの政党と接触することが多いでしょうか。現在と10年前について、次の尺度でお示してください。

5. 非常頻繁 4. かなり 3. ある程度 2. あまりない 1. まったくない

【現在】

【10年前】

- (1) 自民党……5—4—3—2—1
- (2) 新進党……5—4—3—2—1
- (3) 民主党……5—4—3—2—1
- (4) 共産党……5—4—3—2—1
- (5) 社民党……5—4—3—2—1
- (6) 太陽党……5—4—3—2—1
- (7) さきがけ…5—4—3—2—1
- (8) その他……5—4—3—2—1
()

- (1) 自民党……5—4—3—2—1
- (2) 新進党……5—4—3—2—1
- (3) 民主党……5—4—3—2—1
- (4) 共産党……5—4—3—2—1
- (5) 社民党……5—4—3—2—1
- (6) 太陽党……5—4—3—2—1
- (7) さきがけ…5—4—3—2—1
- (8) その他……5—4—3—2—1
()

Q15. あなたの団体は、国政選挙の時に以下のような活動をしますか。次の尺度で、現在と10年前について、お答えください。

5. 非常頻繁 4. かなり 3. ある程度 2. あまりない 1. まったくない

【現在】

【10年前】

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| (1) 特定の候補者や政党に投票するように、
会員に呼びかける。 | 5—4—3—2—1 | 5—4—3—2—1 |
| (2) 特定の候補者や政党に投票するように、
会員と通じて一般の人に呼びかける。 | 5—4—3—2—1 | 5—4—3—2—1 |
| (3) 特定の候補者や政党に資金の援助をする。 | 5—4—3—2—1 | 5—4—3—2—1 |
| (4) 特定の候補者や政党の選挙運動に、
人員の援助をする。 | 5—4—3—2—1 | 5—4—3—2—1 |
| (5) 会員を特定の政党の候補者として推薦する。 | 5—4—3—2—1 | 5—4—3—2—1 |

Q16. あなたの団体は<国>の予算編成において、政党や行政に対して何らかの働きかけをしますか。現在と10年前についてお答えください。

【現在】 (1) する (2) しない

【10年前】 (1) する (2) しない

Q17. あなたの団体は<自治体>の予算編成において、政党や行政に対して何らかの働きかけをしますか。現在と10年前についてお答えください。

【現在】 (1) する (2) しない

【10年前】 (1) する (2) しない

Q18. あなたの団体の権利や利益、意見を主張するとき、行政機関や政党、国会議員はどの程度信頼できるとお考えでしょうか。現在と10年前について、次の尺度でお示してください。

5. 非常に信頼できる	4. かなり	3. ある程度
2. あまりできない	1. まったくできない	

【行政機関】 現在 () 10年前 ()

【政党・国会議員】 現在 () 10年前 ()

Q19. あなたの団体の主張をとおしたり、権利、意見、利益を守るために、政党（ないし議会）、行政、裁判所のどれに働きかけることがより有効だと思われませんか。現在と10年前について、() に1～3の順位を入れてください。

	政党（ないし議会）	行政	裁判所
【現在】	() 位	() 位	() 位
【10年前】	() 位	() 位	() 位

Q20. あなたの団体は行政や政治家と交渉するときに、おおよそ何人ぐらいの人の利益を代表していると主張しますか。またその人たちは具体的にどのような人ですか。

人

 []

Q21. あなたの団体は、政治や行政に働きかけをする場合、次にあげるような手段や行動をどの程度なさいますか。自社さ連立政権成立以降を念頭において、次の尺度でお答えください。

5. 非常に頻繁	4. かなり	3. ある程度	2. あまりない	1. まったくない
----------	--------	---------	----------	-----------

(1) 与党と接触する（電話、会見など）。

5—4—3—2—1

- | | |
|--|-----------|
| (2)野党と接触する（電話、会見など）。 | 5-4-3-2-1 |
| (3)政府省庁と接触する（電話、会見など）。 | 5-4-3-2-1 |
| (4)政党や行政に発言力をもつ人を介して働きかける。 | 5-4-3-2-1 |
| (5)政党・行政の法案の作成を手伝う。 | 5-4-3-2-1 |
| (6)政党・行政に技術的、専門的なデータ・情報を提供する。 | 5-4-3-2-1 |
| (7)審議会や諮問委員会に委員を送る。 | 5-4-3-2-1 |
| (8)政党・行政に対して、手紙、電話などを用いて
働きかけるように一般会員に要請する。 | 5-4-3-2-1 |
| (9)座り込みなどの直接行動をとる。 | 5-4-3-2-1 |
| (10)大衆集会を開く。 | 5-4-3-2-1 |
| (11)新聞などのマスコミに情報を提供する。 | 5-4-3-2-1 |
| (12)有料意見広告を掲載する（テレビ・雑誌・新聞）。 | 5-4-3-2-1 |
| (13)記者会見を行って、団体の立場を明らかにする。 | 5-4-3-2-1 |

Q22. あなたの団体は、活動する上で重要な情報をどこから得ていますか。次の中から重要な順に3つまでお答えください。

- | | | | | |
|-----------|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1. 国の行政機関 | 7. 一般のマスメディア | 1位 | 2位 | 3位 |
| 2. 自治体 | 8. 専門紙・業界紙 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 3. 政党 | 9. 協力団体 | | | |
| 4. 国会議員 | 10. 団体のメンバー | | | |
| 5. 地方議員 | 11. 企業 | | | |
| 6. 学者・専門家 | 12. その他（ ） | | | |

Q23. あなたもしくはあなたの団体が、個人的によく知っていて、接触できる人が下記の中にいますか。いる場合は、（ ）に○印をつけてください。

- | | | | |
|-----------|-----|-----------------|-----|
| 1. 国会議員 | () | 6. 全国紙新聞記者 | () |
| 2. 与党の指導者 | () | 7. 地方紙新聞記者 | () |
| 3. 野党の指導者 | () | 8. 全国・地方テレビ放送記者 | () |
| 4. 自治体の首長 | () | 9. 各省の局長・課長 | () |
| 5. 地方議会議員 | () | | |

Q24. 過去3年間に、あなたの団体はマスコミに何回ぐらいとりあげられましたか。テレビ、新聞を問わずにとりあげられた回数を、おおよその数で結構ですでお答えください。（全国紙・全国局、地方紙・地方局を問いません）。

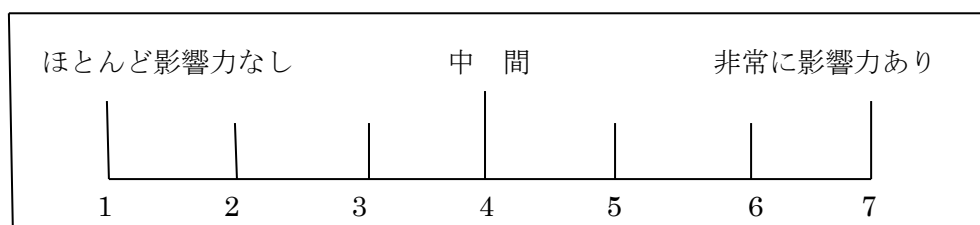
回

Q25. 次にあげるのは 1980 年代以降の重要な政策決定と考えられるものです。これらの政治決定に対するあなたの団体の態度、活動について教えてください。

- (1)あなたの団体のこの問題への参加の程度（強い・普通・弱い）はいかがですか。
 (2)あなたの団体のこの決定に対する立場（賛成・中立・反対）はいかがですか。
 (3)あなたの団体のこの決定に対する満足度（大変満足・満足・不満）はいかがですか。

	(1)参加	(2)立場	(3)満足度
	3 強い	3 賛成	3 大変満足
	2 普通	2 中立	2 満足
	1 弱い	1 反対	1 不満
(1)80年12月：外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律施行	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(2)82年8月4日：老人保健法を国会が可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(3)83年3月15日：第二次臨時行政調査会答申	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(4)84年8月7日：健康保険法改正を可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(5)84年12月14日：電電公社民営化三法案を可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(6)85年5月17日：男女雇用期間均等法可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(7)86年11月28日：国鉄改革関連八法案を可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(8)88年12月24日：消費税法案を可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(9)92年6月15日：国連平和維持活動協力法案可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(10)93年12月7日：米輸入分的自由化決定	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(11)94年1月29日：政治改革4法案の可決	3—2—1	3—2—1	3—2—1
(12)95年12月20日：住専処理案決定	3—2—1	3—2—1	3—2—1

Q26. 下記の諸グループが日本の政治にどの程度の影響力を持っていると思いますか。「ほとんど影響力なし」を1とし「非常に影響力あり」を7とする下のような尺度にあてはめて、何点にあたりますか。それぞれの欄に点数をご記入ください。



- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 労働団体 | 9. 消費者団体 |
| 2. 農業団体 | 10. 福祉団体 |
| 3. 経済・経営者団体 | 11. NGO.市民運動・住民運動団体 |
| 4. 官僚 | 12. 婦人・女性運動団体 |

--

Q30. あなたの団体が設立されたのはいつですか。

1	9		
---	---	--	--

年

Q31. 団体が設立されるに際して、資金やその他、何らかの援助を他の組織から受けることはよくあると思います。貴団体が設立されるに際して他組織から援助を受けでしょうか。受けた場合は、()に組織名を具体的に記入してください。

(1)受けた (2)受けない



中央官庁 ()	自治体 ()
経済団体 ()	労働団体 ()
企業 ()	その他 ()

Q32. あなたの団体の会員数の推移をおうかがいします。次にあげる項目ごとに会員数をお知らせください。なお団体会員の場合は、団体会員数とその団体に属する構成員の総合計数をお知らせください。(正確にわからない場合は概数でお知らせください)

	個人会員の会員数	団体会員の会員数 (所属人数の合計)
設立時	人	団体 ()人
10年前	人	団体 ()人
現在	人	団体 ()人

Q33. あなたの団体には、有給の職員が何人おられますか。

常勤 ()人 非常勤 ()人

Q34. あなたの団体の平成8年度の予算はいくらでしたか。

- (1)100万円未満 (6)3000万円以上1億円未満
(2)100万円以上300万円未満 (7)1億以上2億円未満
(3)300万円以上500万円未満 (8)2億円以上10億円未満
(4)500万円以上1000万円未満 (9)10億円以上
(5)1000万円以上3000万円未満

--

Q35. あなたの団体は国や自治体から補助金や奨励金をいくらうけておられますか。平成8

年度についてお答えください。

国から（ ）万円

自治体から（ ）万円

Q36. 最後に情報機器導入の程度についておうかがいします。

(1)あなたの団体は、何台のコンピューター(パソコン)をおもちですか。

--

台

(2)あなたの団体は、電子メールを使って他の組織と情報の交換を行っていますか。

している

していない

(3)あなたの団体は、インターネット上にホームページを開設し、情報の発信をしていますか。

している

していない

付録 2 第 2 次東京調査調査票

社会団体調査票

I. あなたの団体の概要についておたずねします。

Q1. あなたの団体の所在地をご記入ください。

	都道 府県		市区 町村
--	----------	--	----------

Q2. あなたの団体が設立されたのは何年頃ですか。西暦でご記入ください。

	年
--	---

Q3. あなたの団体は、次にあげるうち、どれにあてはまりますか。

1. 他所に支部・支所がある団体の本部
2. 他所に上位団体（本部）と支部・支所がある中間の団体
3. 他所に上位団体（本部）がある支部・支所
4. 他所に上位団体（本部）や支部・支所がない単一の団体
5. 団体内部の部署・施設
6. その他（ ）

--

Q4. あなたの団体の会員数を次にあげる項目ごとにご記入ください。なお団体会員の場合は、団体会員数とその団体に属する構成員の総合計数をご記入ください。（正確にわからない場合は概数でけっこうです）

	個人会員の会員数	団体会員の会員数（所属人数の合計）
設立時	人	団体（ 人）
現在	人	団体（ 人）

Q5. あなたの団体の職員・スタッフ数を次にあげる項目ごとにご記入ください。

常勤スタッフ	人
非常勤スタッフ	人
ボランティアスタッフ	人

Q6. あなたの団体の会員になるには、なにか条件がありますか。あてはまるものすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 特にない | 5. 特定の免許や資格をもっている |
| 2. 特定の産業分野の仕事をしている | 6. 特定の民族である |
| 3. 特定の職業についている | 7. 特定の宗教を信仰している |
| 4. 特定の地位や役職についている | 8. その他 () |

Q7. あなたの団体は次の分類のどれにあたりますか。1つだけお答えください。

- | | | | |
|------------|---------------|--|---------|
| 1. 農林水産業団体 | 7. 専門家団体 | | |
| 2. 経済・業界団体 | 8. 政治団体 | | |
| 3. 労働団体 | 9. 市民団体 | | |
| 4. 教育団体 | 10. 学術・文化団体 | | |
| 5. 行政関係団体 | 11. 趣味・スポーツ団体 | | 13. その他 |
| 6. 福祉団体 | 12. 宗教団体 | | () |

Q8. 国や自治体の政策のうち、あなたの団体に関心のある政策や活動分野はどれにあたりますか。あてはまるものすべての番号に○をつけてください。また、最も重要なものの番号を1つだけお答えください。

- | | | |
|-----------------|------------------|------|
| 1. 財政政策 | 14. 教育政策 | 最も重要 |
| 2. 金融政策 | 15. 女性政策 | |
| 3. 通商政策 | 16. 地方行政政策 | |
| 4. 業界の産業振興政策 | 17. 労働政策 | |
| 5. 土木・建設・公共事業政策 | 18. 農業・林業・水産政策 | |
| 6. 運輸・交通政策 | 19. 消費者政策 | |
| 7. 通信・情報政策 | 20. 環境政策 | |
| 8. 科学技術政策 | 21. 厚生・福祉・医療政策 | |
| 9. 地域開発政策 | 22. 国際交流・協力・援助政策 | |
| 10. 外交政策 | 23. 文教・学術・スポーツ政策 | |
| 11. 平和・安全保障政策 | 24. 団体支援政策 | |
| 12. 治安政策 | 25. その他 | |
| 13. 司法・人権政策 | () | |

Q9. あなたの団体の主な目的、活動は次のどれにあたりますか。あてはまるものすべての番号に○をつけてください。

1. 会員に情報を提供する
2. 会員のために経済的利益を追求する

3. 会員の生活や権利を防衛する
4. 会員に教育・訓練・研修を行う
5. 会員に国や自治体からの補助金や奨励金を斡旋する
6. 会員に許認可や契約などの行政上の便宜をはかる
7. 国や自治体に対して主張や要求を行う
8. 情報を収集し、会員以外の組織・団体・個人に提供する
9. 専門知識に基づく政策案を行政や会員以外の組織・団体・個人に提言する
10. 公共利益を実現するために啓蒙活動を行う
11. 他の団体や個人に資金を助成する
12. 一般向けに有償でサービスを提供する
13. 一般向けに無償でサービスを提供する
14. その他 ()

Q10. あなたの団体には法人格がありますか。ある場合は、該当する名称をご記入ください。

1. 法人格がある (法人)
2. 法人格はない

Q11. あなたの団体が活動対象とする地理的な範囲は、次のどのレベルですか。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 市町村レベル | 4. 日本全国レベル |
| 2. 都道府県レベル | 5. 世界レベル |
| 3. 複数県にまたがる広域圏レベル | |

Q12. Q11 でお答えになった地域で、あなたの活動分野において何か政策の問題が生じたとき、あなたの団体はどの程度影響力をもっていますか。

- | | |
|-----------|----------|
| 1. まったくない | 4. かなり強い |
| 2. あまりない | 5. 非常に強い |
| 3. ある程度強い | |

Q13. 次にあげる意見に対する団体としての立場をお答えください。

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 5. 賛成 | 4. どちらかといえば賛成 | 3. どちらともいえない |
| 2. どちらかといえば反対 | 1. 反対 | |

A. 政府を評価する基準としては政策の効率性が最も重要である	5	4	3	2	1
B. 行政においては能率よりも調整の方	5	4	3	2	1

が大切である					
C. 政府の主要な課題は国民間の所得格差の是正である	5	4	3	2	1
D. 経済社会に対する国家の関与は少なければ 少ないほどよい	5	4	3	2	1
E. 政府は経済の非効率な部分を保護しすぎている	5	4	3	2	1
F. 政府の主要な課題は地域間格差の是正である	5	4	3	2	1
G. どちらかといえば経済成長よりも環境保護を 重視した政治を行ったほうがよい	5	4	3	2	1
H. 国や自治体の決定に対して、もっと国民が参加できるようにしたほうがよい	5	4	3	2	1
I. 安全を守るためには、国民の自由が多少制限 されてもしかたがない	5	4	3	2	1
J. 政府の権限のうち可能なものは自治体に委譲 したほうがよい	5	4	3	2	1
K. 国民の意見は国や自治体の政治に反映されている	5	4	3	2	1
L. 企業は利益追求だけでなく社会貢献も行うべきだ	5	4	3	2	1

II. あなたの団体と他の団体・組織との関係についておたずねします。

Q14. あなたの団体の設立に際して、何らかの組織から援助を受けましたか。受けた場合は、その組織名をご記入ください。

1. 受けた (組織名:)

Q15. あなたの団体は、活動する上で必要な情報をどこから得ていますか。次の中から重要な順に3つまでお答えください。

1. 中央省庁

7. マスメディア関係者

1位

2位

3位

2. 政党

8. 専門紙・業界紙関係者

3. 自治体

9. 系列団体

4. 地方議員 10. 協力団体 13. 町内会・自治会
 5. 学者・専門家 11. あなたの団体の会員 14. その他
 6. 企業 12. NPO ()

Q16. 次にあげる中にあなたの団体が接触できる人がいますか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。

1. 国会議員 5. 自治体の課長以上
 2. 中央省庁の課長以上 6. 新聞記者
 3. 地方議員 7. テレビ放送記者
 4. 首長など自治体幹部

Q17. あなたの団体は行政機関とどのような関係にありますか。国と自治体のそれぞれについて、次の事項にあてはまる場合は✓をご記入ください。

	国	自治体
A. 許認可を受ける関係にある		
B. 何らかの法的規制を受ける関係にある		
C. 何らかの行政指導を受ける関係にある		
D. 政策決定や予算活動に対して協力や支持をしている		
E. 団体や業界などの事情についての意見交換をしている		
F. 政策執行に対して協力や援助をしている		
G. 審議会や諮問機関に委員を派遣している		
H. 行政の政策執行に対してモニタリングしている		
I. 行政機関の退職者にポストを提供している		

Q18. あなたの団体が行政に〈直接的〉に働きかけをする場合、次にあげる役職の方と、どのくらい面会や電話をしますか。現在と 10 年前（1996 年）についてお答えください。

5.非常に頻繁 4.かなり頻繁 3.ある程度 2.あまりない 1.まったくない

	現在					10 年前				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
A. 大臣など中央省庁の幹部										
B. 中央省庁の課長クラス										
C. 首長など自治体の幹部										
D. 自治体の課長クラス										

Q19. あなたの団体は、次にあげる人を介して行政に〈間接的〉に働きかけることがどのくらいありますか。国と自治体それぞれの現在と 10 年前についてお答えください。

5.非常に頻繁 4.かなり頻繁 3.ある程度 2.あまりない 1.まったくない

国	現在					10年前				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
A. 地元の国会議員	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
B. 地元以外の国会議員	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
C. 首長など自治体幹部	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
D. 地方議員	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

自治体	現在					10年前				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
A. 国会議員	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
B. 地方議員	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
C. 地域の有力者	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

Q20. あなたの団体が政党に働きかけをする場合、次にあげる政党とどのくらい接触しますか。現在と10年前についてお答えください。

5.非常に頻繁 4.かなり頻繁 3.ある程度 2.あまりない 1.まったくない

	現在					10年前				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
A. 自民党	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
B. 民主党	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
C. 共産党	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
D. 社民党	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
E. 公明党	5	4	3	2	1					
F. 新進党										
G. 地域政党	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

Q21. あなたの団体と関連する政策について、次にあげる人や組織からどのくらい相談を受けますか。現在と10年前についてお答えください。

5.非常に頻繁 4.かなり頻繁 3.ある程度 2.あまりない 1.まったくない

	現在					10年前				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
A. 国会議員	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
B. 中央省庁	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

C. 地方議員	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
D. 自治体	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

Q22. あなたの団体の権利や利益、意見を主張するとき、次にあげる人・組織・集団は、一般的にいて、どのくらい信頼できるとお考えですか。現在と10年前についてそれぞれお答えください。

5.非常に信頼できる 4.かなり信頼できる 3.ある程度
2.あまり信頼できない 1.まったく信頼できない

	現在					10年前				
A. 国会議員・政党	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
B. 中央省庁	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
C. 地方議員・政党	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
D. 自治体の首長	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
E. 自治体	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
F. 裁判所	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
G. マスメディア	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
H. 世論	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
I. 国際機関	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

Q23. あなたの団体は、国や自治体の政策に、どのくらい満足していますか。政治全般とあなたの団体の活動分野のそれぞれについてお答えください。

5.非常に満足 4.満足 3.ある程度 2.不満 1.非常に不満

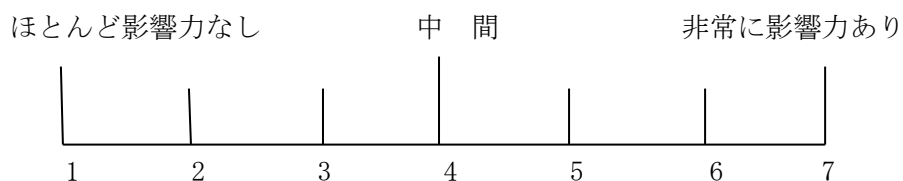
A. 政策全般（国）	5	4	3	2	1
B. 政策全般（自治体）	5	4	3	2	1
C. あなたの団体が関心のある政策（国）	5	4	3	2	1
D. あなたの団体が関心のある政策（自治体）	5	4	3	2	1

Q24. あなたの団体の利益を全国的に代表する団体はありますか。差し支えなければ、その団体の名称もご記入ください。

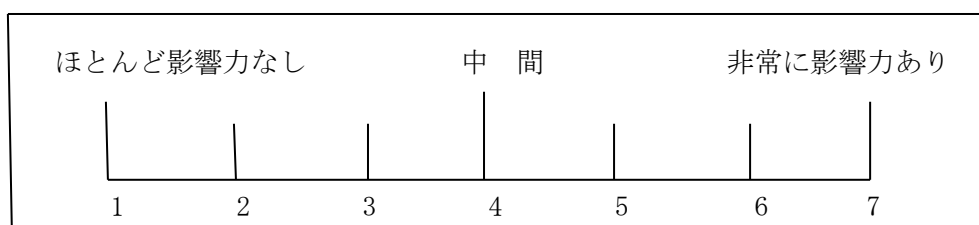
1. ある（名称： ）
2. ない

Q25. Q24 で「ある」とお答えになった団体におたずねします。その団体は、日本政治全般

に対してどのくらい影響があると思いますか。次の尺度のあてはまる番号をご記入ください。



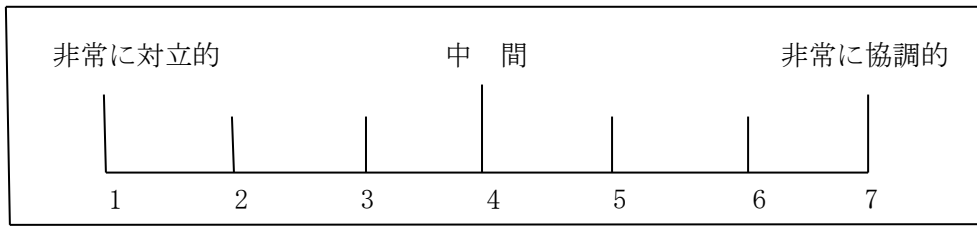
Q26. 次にあげるグループは、日本の政治にどの程度の影響力を持っていると思いますか。日本政治全般とあなたの団体が関心のある政策領域について、「ほとんど影響力なし」を1とし「非常に影響力あり」を7とする尺度にあてはめて、点数をご記入ください。



※点数をご記入ください。

	政治 全般	関心の ある政策		政治 全般	関心の ある政策
A. 農林漁業団体			N. 首相官邸		
B. 経済・業界団体			O. 与党		
C. 労働団体			P. 野党		
D. 教育団体			Q. 都道府県		
E. 行政関係団体			R. 市町村		
F. 福祉団体			S. 裁判所		
G. 専門家団体			T. 警察		
H. 政治団体			U. 大企業		
I. 市民団体			V. マスメディア		
J. 学術・文化団体			W. 暴力団		
K. 趣味・スポーツ団体			X. 外国政府		
L. 宗教団体			Y. 国際機関		
M. 町内会・自治会			Z. 外国の団体		

Q27. あなたの団体は、次にあげるグループとどのような関係にありますか。「非常に対立的」を1とし「非常に協調的」を7とする尺度にあてはめて、点数をご記入ください。



※点数をご記入ください。

A. 農林漁業団体		N. 首相官邸	
B. 経済・業界団体		O. 与党	
C. 労働団体		P. 野党	
D. 教育団体		Q. 都道府県	
E. 行政関係団体		R. 市町村	
F. 福祉団体		S. 裁判所	
G. 専門家団体		T. 警察	
H. 政治団体		U. 大企業	
I. 市民団体		V. マスメディア	
J. 学術・文化団体		W. 暴力団	
K. 趣味・スポーツ団体		X. 外国政府	
L. 宗教団体		Y. 国際機関	
M. 町内会・自治会		Z. 外国の団体	

Ⅲ. あなたの団体の活動についておたずねします。

Q28. 過去3年間に、あなたの団体はテレビや新聞・雑誌に 何回ぐらいとりあげられましたか。

回

Q29. あなたの団体では一般の人に向けて次にあげる活動をどのくらい行いますか。

5. 非常に頻繁	4. かなり頻繁	3. ある程度	2. あまりない	1. まったくない
----------	----------	---------	----------	-----------

A. 懇談会・勉強会・ミニフォーラム	5	4	3	2	1
B. シンポジウム・イベント	5	4	3	2	1
C. 広報誌・ミニコミ誌の発行	5	4	3	2	1
D. ホームページなどインターネットを使った情報発信	5	4	3	2	1

Q30. あなたの団体は、最近の選挙において、次にあげる政党の候補者を支持もしくは推薦しましたか。あてはまる欄に✓をつけてください。

	2004 年 参議院選挙	2005 年 衆議院選挙
A. 自民党		
B. 民主党		
C. 公明党		
D. 共産党		
E. 社民党		
F. その他 ()		

Q31. 次期（2007 年）の参議院選挙に向けて、あなたの団体に対して、次にあげる政党から働きかけはありますか。あてはまるものすべての番号に○をつけてください。

1. 自民党 4. 共産党
2. 民主党 5. 社民党
3. 公明党 6. その他 ()

Q32. あなたの団体は、選挙に際して、次にあげる活動をどのくらい行いますか。国政選挙と地方選挙のそれぞれの現在と 10 年前について、お答えください。

5. 非常に頻繁 4. かなり頻繁 3. ある程度 2. あまりない 1. まったくない

【国政選挙】	現在					10 年前				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
A. 会員への投票の呼びかけ	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
B. 一般の人への投票の呼びかけ	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
C. 資金の援助	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
D. 選挙運動への人員の援助	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
E. 会員を候補者として推薦	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
F. 選挙区での候補者選出に関与	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

【地方選挙】	現在					10 年前				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
A. 会員への投票の呼びかけ	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
B. 一般の人への投票の呼びかけ	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
C. 資金の援助	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
D. 選挙運動への人員の援助	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
E. 会員を候補者として推薦	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

F. 選挙区での候補者選出に関与	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

Q33. あなたの団体は国や自治体の予算編成において、政党や行政に何らかの働きかけをしますか。現在と 10 年前についてお答えください。

	【国】		【自治体】	
	現在	10 年前	現在	10 年前
1. 働きかける				
2. 働きかけない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q34. あなたの団体は、政治や行政に要求や主張する際に、次にあげる手段や行動をどのくらい行いますか。Q11 でお答えになった団体の活動範囲を念頭において、お答えください。

	5. 非常に頻繁	4. かなり頻繁	3. ある程度	2. あまりない	1. まったくない
A. 与党との接触（電話、会見など）	5	4	3	2	1
B. 野党との接触（電話、会見など）	5	4	3	2	1
C. 中央省庁との接触（電話、会見など）	5	4	3	2	1
D. 自治体との接触（電話、会見など）	5	4	3	2	1
E. 政党や行政に発言力をもつ人との接触	5	4	3	2	1
F. 政党や行政の法案作成の支援	5	4	3	2	1
G. 技術的、専門的情報や知識の提供	5	4	3	2	1
H. パブリック・コメント	5	4	3	2	1
I. 手紙、電話、電子メールなどで働きかけるよう会員に要請	5	4	3	2	1
J. 請願のための署名	5	4	3	2	1
K. 集会への参加	5	4	3	2	1
L. 直接的行動（デモ、ストライキなど）	5	4	3	2	1
M. マスメディアへの情報提供	5	4	3	2	1
N. 記者会見による立場表明	5	4	3	2	1
O. 意見広告の掲載（テレビ、新聞、雑誌）	5	4	3	2	1
P. 他団体との連合の形成	5	4	3	2	1

Q35. あなたの団体の活動によって、特定の政策や方針を、国と自治体に〈実施〉または〈修正・阻止〉させることに成功した経験がありますか。

	【国の政策・方針】		【自治体の政策・方針】	
	実施	修正・阻止	実施	修正・阻止
1. 経験あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 経験なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

IV. あなたの団体の内部についておたずねします。

Q36. あなたの団体では、一般の会員はどのくらい実際の活動に参加していますか。

5.非常に頻繁	4.かなり頻繁	3.ある程度	2.あまりない	1.まったくない
---------	---------	--------	---------	----------

A. 団体の運営や意思決定に関与する	5	4	3	2	1
B. イベントなど実地活動に参加する	5	4	3	2	1
C. 会費や寄付金を支払う	5	4	3	2	1

Q37. あなたの団体では、会員同士の交流はどのくらいありますか。

5.非常に頻繁	4.かなり頻繁	3.ある程度	2.あまりない	1.まったくない
---------	---------	--------	---------	----------

A. 役員と一般の会員が顔をあわせて話をする	5	4	3	2	1
B. 一般の会員同士が顔をあわせて話をする	5	4	3	2	1
C. 電子メールのメーリングリストを活用している	5	4	3	2	1
D. ホームページの掲示板を活用している	5	4	3	2	1

Q38. あなたの団体では、次にあげる項目にどのくらいあてはまりますか。

5.非常によくあてはまる	4.あてはまる	3.ある程度
2.あまりあてはまらない	1.まったくあてはまらない	

A. 規定をもとにして団体運営している	5	4	3	2	1
B. 団体の方針をできるだけ会員全体で決めている	5	4	3	2	1
C. 団体の活動を行うには、専門的な知識や技能が必要である	5	4	3	2	1
D. 団体の運営方針は創設者の理念と不可分である	5	4	3	2	1
E. 団体の運営責任者は率先して問題解決法を提示する	5	4	3	2	1
F. 会員同士で意見対立がある場合、時間がかかっても話し合う	5	4	3	2	1
G. 団体の目的や運営方針は会員に浸透している	5	4	3	2	1
H. 団体についての情報は会員間で共有されている	5	4	3	2	1

Q39. あなたの団体の会員には大学を卒業されている方が どのくらいいらっしゃいますか (在学中も含みます)。 おおよその割合 (%) をご記入ください。

	%
--	---

Q40. あなたの団体の会員にはどのようなご職業の方が多くですか。おおよそでかまいませんので、割合 (%) をご記入ください。

農林漁業 従事者	会社経 営者自 営業者	被雇用 者 (常 勤)	専門職	退職者 年金受 給者	主婦	学生	その他 ()
%	%	%	%	%	%	%	%

Q41. あなたの団体の昨年度の収入の内訳について、おおよその額をご記入ください。

会費 入会金	団体の 事業収入	行政の委 託業務手 数料	国や自治 体の補助 金	募金 補助金	その他 ()	合計
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

V. 回答者ご自身についておたずねします。

Q42. 回答者ご自身が最後に卒業された学校はどちらですか。

1. 中学校 3. 短大・高専 5. 大学院
2. 高等学校 4. 大学

Q43. 回答者ご自身が、公私ともにおつきあいしている中に、次のような方々はいらっしゃいますか。あてはまるものすべての番号に○をつけてください。

1. 町内会・自治会役員 6. 県や市町村の課長以上
2. 協同組合理事 7. 国会議員
3. 同業者組合の役員 8. 地方議員
4. NPO や市民活動団体の役員 9. マスメディア関係者
5. 政治団体の役員 10. 学者・専門家

Q44. 回答者ご自身は、保守的—革新的と問われれば、どのあたりに位置づけられますか。次の尺度のあてはまる番号をお答えください。



◆付録：調査票

社会団体調査・NPO 調査追加質問票

下記の質問につきまして、再度のご回答をお願い申し上げます。

1. あなたの団体の主張をとおしたり、権利、意見、利益を守るために、政党（ないし議会）、行政、裁判所のどれに働きかけることがより有効だと思われますか。現在と 10 年前について、1～3 の順位をご記入ください。

	政党（ないし議会） ↓	行政 ↓	裁判所 ↓
【現在】	（ ）位	（ ）位	（ ）位
【10 年前】	（ ）位	（ ）位	（ ）位

2. 中央省庁の官僚は、日本の政治にどの程度の影響を持っていると思いますか。日本政治全般とあなたの団体に関心のある政策領域について、下記の尺度の中であてはまる点数に○をつけてください。

＜中央省庁の官僚の影響力＞

ほとんど影響力なし 中 間 非常に影響力あり

	1	2	3	4	5	6	7
日本政治全般							
関心のある領域							

3. あなたの団体は、中央省庁の官僚とどのような関係にありますか。下記の尺度の中であてはまる点数に○をつけてください。

＜中央省庁の官僚の関係＞

非常に対立的 中 立 非常に協調的

	1	2	3	4	5	6	7
--	---	---	---	---	---	---	---

Survey of Associations, Clubs, and Organizations

This survey sent to you by the University of Maryland is part of a study of organizations in your geographic region. Your answers are strictly confidential. All responses will be analyzed as group data and will not be identified with your organization.

Please circle all appropriate answers and return the completed survey in the attached postage paid envelope. Thank you.

Q1. In which geographic areas does your local office conduct its activities? Please circle all that apply.

1. Local (Community, City, or County)
2. State
3. National
4. International

Q2. Is your local office a part of a larger organization?

1. Yes
2. No

Q2a. Is this office also the National Office?

1. Yes
2. No

Q3. In which geographic areas does your organization conduct its activities? Please circle all that apply.

1. Local (Community, City, or County)
2. State
3. National
4. International

INSTRUCTION: FOR THE REMAINDER OF THIS SURVEY, PLEASE ANSWER ALL QUESTIONS FOR YOUR LOCAL OFFICE ONLY.

Q4. Is your organization incorporated?

1. Yes
2. No

Q5. Is your organization:

1. For-profit
2. Non-profit, or
3. A government organization (Go to Q8)

Q6. Does your organization have an IRS tax-exempt status?

- 1. Yes
- 2. No

Q7. Which tax-exempt status does your organization have? (Please circle only one!)

- 1. 501(c)(3) 2. 501(c)(4) 3. 501(c)(5) 4. 501(c)(6)
- 5. 501(c)(7) 6. 501(c)(8) 7. 501(c)(9) 8. 501(c)(10)
- 9. 501(c)(19) 10. Others 11. Not applicable

Q8. Which one classification best describes your organization? (Please circle only one!)

- 1. Academic or Research 8. Health or Medical
- 2. Agricultural 9. Labor Union or Federation
- 3. Cultural 10. Political or Public Affairs
- 4. Educational 11. Recreational or Hobby or Sports
- 5. Environmental 12. Religious
- 6. Foreign Interest or Ethnic 13. Social Welfare
- 7. Governmental or Public Administration 14. Trade or Business or Commercial
- 15. Other, specify: _____

Q9. Does your organization:

	YES	NO
1. Pursue economic benefits for members	1	2
2. Protect interests and rights of members	1	2
3. Provide education and training opportunities for members	1	2
4. Advocate on behalf of members for government subsidies	1	2
5. Accredite or licensing members	1	2
6. Assist members in obtaining government certification, licensing, etc.	1	2
7. Provide social and recreation activities for members	1	2
8. Recommend policies to government officials	1	2
9. Educate the general public	1	2
10. Provide information to other organizations	1	2
11. Provide financial support to other organizations	1	2
12. Provide services to the general public	1	2
13. Provide specialized information to members	1	2
14. Or do they have another purpose, specify: _____	1	2

Q10. Has your organization tried to influence any of the following policies on a local, state, federal or international level?

	YES	NO
1. Agricultural, Fishery, or Forest	1	2
2. Communication or Information	1	2
3. Consumer Protection	1	2
4. Criminal Justice	1	2
5. Diplomatic or International exchange, cooperation or aid	1	2
6. Economic Development	1	2
7. Educational, Academic, Science or Technology	1	2
8. Environmental, Energy, or Natural Resources		
9. Fiscal, Financial, or Monetary		
10. Health Care		
11. Housing or Urban		
12. Human or Civil Rights		
13. Industrial		
14. Labor		
15. National Security or Defense		
16. Public Works or Transportation		
17. Trade		
18. Welfare		
19. Other, specify_____		

Q11. When trying to influence federal or local policy making, how often do you encounter any group or groups that oppose your organization's policy positions?

1. Never
2. Sometimes
3. Often
4. Usually
5. Always

Q12. Please circle the appropriate responses:

Is your organization:	At a local government level		At the federal government level	
	Yes	No	Yes	No
Licensed, certified, or regulated	1	2	1	2
Supervised or advised informally	1	2	1	2
Lobbying	1	2	1	2
Exchanging policy information	1	2	1	2
Participating in advisory committees	1	2	1	2
Employing government officials (civil servants) after their retirement	1	2	1	2
Working in policy formulation and implementation	1	2	1	2

Q13. Does your organization endorse any political party?

1. Yes
2. No (Go to Q15)

Q14. To what extent does your organization endorse the following parties:

	Democratic Party	Republican Party	Specify Other Party:
Not at all	1	1	1
A little	2	2	2
Somewhat	3	3	3
Strongly	4	4	4
Very Strongly	5	5	5

Q15. Which do you think have been the most effective federal-level access points in pursuing your organization's interests? Please mark "1" for the most effective and "2" for the second most effective access points.

1. Congress	
2. The White House	
3. Executive Agencies	
4. The Courts	

Q16. During federal elections of the last ten years, has your organization:

	Never	Sometimes	Often	Usually	Always
1. Encouraged members to vote for a particular candidate and/or political party	1	2	3	4	5
2. Encouraged members to appeal to the general public to vote for a particular candidate and/or political party	1	2	3	4	5
3. Made financial contributions to a particular candidate and/or political party	1	2	3	4	5
4. Provided personnel to a particular candidate and/or political party	1	2	3	4	5
5. Encouraged members to become a political party candidate	1	2	3	4	5
6. Publicized candidates' voting records	1	2	3	4	5

Q17. When your organization tries to influence the federal policy, how often does it:

	Never	Sometimes	Often	Usually	Always
Testify before relevant governmental bodies	1	2	3	4	5
Contact the White House	1	2	3	4	5
Contact Democratic members of Congress	1	2	3	4	5
Contact Republican members of Congress	1	2	3	4	5
Contact governmental departments or agencies	1	2	3	4	5
Ask members to contact members of Congress or government departments	1	2	3	4	5
Organize demonstrations or public meetings	1	2	3	4	5
Run advertisements	1	2	3	4	5
Hold press conferences or issue news releases	1	2	3	4	5
Form coalitions with other organizations	1	2	3	4	5

Q18. To what extent do you think the following groups influence policy making at the federal level in the U.S.? Rate each of the following groups on a scale of 1 to 7 in terms of political influence. 1 stands for very little influence, and 7 stands for a lot of influence.

Local governments	1	2	3	4	5	6	7
Foreign governments	1	2	3	4	5	6	7
International governmental organizations	1	2	3	4	5	6	7
Labor organizations	1	2	3	4	5	6	7
Agricultural organizations	1	2	3	4	5	6	7
Business associations	1	2	3	4	5	6	7
Multinational corporations	1	2	3	4	5	6	7
Mass media	1	2	3	4	5	6	7
Universities, research institutes	1	2	3	4	5	6	7
Consumer organizations	1	2	3	4	5	6	7
Social welfare organizations	1	2	3	4	5	6	7
Public interest groups	1	2	3	4	5	6	7
Women's organizations	1	2	3	4	5	6	7
Foreign special interest groups	1	2	3	4	5	6	7
Federal departments/agencies	1	2	3	4	5	6	7
Congress	1	2	3	4	5	6	7

Q19. What three sources does your organization use most frequently to get policy information.

Federal government departments/agencies	PLEASE CHECK ONLY THREE
Local governments	
Political parties	
Members of Congress	
Members of local (state/county/city) assemblies	
Scholars	
Mass media in general	
Technical or trade magazines	
The Web	
Other organizations with similar interests	
Members of your organization	
Companies	
Other (Specify) _____	

Q20. In what year was your organization (local office) founded? _____

Q21. In your organization how many of the following do you have:

Number

Individual members	
Organizational members	
Paid Full-time employees	
Paid Part-time employees	
Volunteers	

Q22. What was your organization's income in 1998? \$ _____

Q23. Approximately, what percentage of your 1998 income came from:

	Percentage
Membership dues	%
Fees or earned income	%
Private gifts and donations	%
Government sources	%
Other specify _____	%

Q24. Does your organization have an e-mail address?

1. Yes
2. No

Q25. Does your organization have a web site?

1. Yes
2. No

Q26. Does your organization have a political action committee (PAC)?

1. Yes
2. No

Q27. Have any representatives of your organization served on federal advisory committees or boards during the last five years?

1. Yes
2. No

Thank you for participating in this survey!

付録 4 第 2 次ワシントン D.C.調査調査票

**Nonprofit-Government Relations
in the Washington, D.C. Metropolitan Area**

I. This first set of questions asks basic information about your organization.

Q1. Which of the following best describes the geographic area that your group serves? (Please check most appropriate category).

- Your Neighborhood
- City/County
- DC Metro Area
- Only Northern Virginia counties OR Montgomery and PG counties
- All of Maryland or Virginia
- The Nation International focus

Q2. In the geographic area indicated in Q1, how politically influential would you say your organization is? (Please select most appropriate category).

- No political influence
- Very little political influence
- Some political influence
- Strong political influence
- Very strong political influence

Q3. What type of group do you consider your organization to be? (Please select most appropriate category).

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> Agriculture group | <input type="checkbox"/> Advocacy group |
| <input type="checkbox"/> Economic/business group | <input type="checkbox"/> Professional group |
| <input type="checkbox"/> Civic group | <input type="checkbox"/> Political group |
| <input type="checkbox"/> Educational group | <input type="checkbox"/> Arts/cultural/scholarly group |
| <input type="checkbox"/> Administrative group | <input type="checkbox"/> Sports/recreation group |
| <input type="checkbox"/> Health/welfare group | <input type="checkbox"/> Other type of group |
| <input type="checkbox"/> Labor group | (please specify: _____) |

Q4. Which of the following best describes why your organization was formed? (Please select most

appropriate category).

- Developed from a voluntary civil movement
- Dissatisfaction with a government policy or policies
- Dissatisfaction with public service
- Certain specific problems (e.g. a natural disaster, crimes) occurred
- Encouraged to form by the government
- Other (please specify: _____)

Q5. What is the relationship between your organization and the various levels of government?
(Please check all that apply).

	National	State	Local
a. The government authorizes/authorized our legal status	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. The government regulates our activities	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. We provide services desired by the government	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. We monitor government policies/implementation of policies	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. We receive grants or contracts from government	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. We receive in-kind assistance from government	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
g. We try to influence government policy	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q6. Would you say that your organization is...? (Please select most appropriate category).

- An international organization
- A national organization/National headquarters
- A local chapter of a national or state organization
- A single organization with only one location
- A single organization with multiple branches or offices
- Other (please specify: _____)

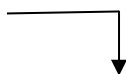
Q7. Which of the following describes your group's activities and purposes? (Please check all that apply).

- Provide members with information
- Advance members' economic interests
- Protect members' lives or rights
- Provide members with education, training or lectures
- Assist members to receive funding from the government

- Provide members with administrative help in obtaining licenses or receiving contracts
- Make appeals or requests to the government
- Collect information and distribute it to nonmember individuals, groups, or organizations.
- Provide nonmember individuals, groups, or organizations with policy recommendations based on the group's expertise
- Educate the public to achieve public goals
- Provide other groups or individuals with funds Provide the public with services for a fee
- Provide the public with free or subsidized services
- Other (please specify: _____)

II. This next section asks about the members associated with your organization.


Q8. Does your organization have members?

- Yes (CONTINUE TO Q8a) 
- No (SKIP TO Q 10)

Q8a. In your organization, how often do members?

	Never	Seldom	Sometimes	Often	Very often
a. get involved in decision making and management	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. participate in the organization's events	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. pay a membership fee and/or make donations	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. elect the board of directors	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. interact with each other, such as meet, talk or email	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. meet and talk with members of the Board of Directors	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
g. use email lists to reach other members	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
h. use bulletin board or website to reach other members	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q9. Are there any requirements for becoming a member of your organization, or can anyone join?

- Yes, we have a requirement or some requirements (CONTINUE TO Q9a) 
- No, there are no requirements (SKIP TO Q 10)

Q9a. What are those requirements? (Select all that apply).

- Must practice a certain religion
- Must hold certain positions or posts
- Must work in a certain industry
- Must be of a certain nationality

- Must have a certain occupation Other (please specify: _____)
- Must hold certain licenses

Q10. Is your organization a religious congregation (church, synagogue, temple, mosque) or some other type of religious organization? Would you say...?

- Yes, we are a religious congregation (CONTINUE TO Q10a) _____
- Yes, we are some other type of religious organization (CONTINUE TO Q10a) _____
- No (SKIP TO Q11)

Q10a. Is your organization affiliated with a particular religious group or denomination? ←

- Yes, please specify the group or denomination (_____)
- No, the organization is not affiliated with religious group or denomination.

III. This section asks how your organization interacts with other organizations and groups.

Q11. Where does your organization receive information that is necessary for your activities? Pick the **three most important** sources from the following list and rank them in the boxes provided.

1. National/federal government
2. Political parties
3. State government
4. Federal elected officials
5. State elected officials
6. Local elected officials
7. Scholars/Experts
8. Neighborhood associations
9. Religious organizations
10. Affiliated organizations (i.e., associations you belong to)
11. Other non-profit organizations
12. Your organization's members
13. Corporations
14. Other (please specify: _____)

Indicate the number of the 3 most important sources in the boxes below
Most important source

Second most important

Third most important

IV. The next section asks about your organization's involvement in affecting public policy.

Q12. In which policy areas is your organization most interested? (Please circle all that apply).

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. Fiscal policy | 16. Local politics |
| 2. Financial policy | 17. Labor |
| 3. Trade policy | 18. Agriculture/Fishing |
| 4. Industry promotion | 19. Consumer rights/advocacy |
| 5. Construction/public works | 20. Environment |
| 6. Traffic/transportation | 21. Health/medicine |
| 7. Communication/information | 22. Social welfare |
| 8. Science/technology | 23. International exchange/aid |
| 9. Regional development | 24. Arts and culture |
| 10. Foreign policy | 25. Scholarly inquiry |
| 11. Peace/security policy | 26. Sports and recreation |
| 12. Crime prevention | 27. Organization building |
| 13. Justice/human rights | 28. Religion |
| 14. Education | 29. Minority issues/anti-discrimination |
| 15. Gender | 30. Other (please specify: _____) |

Q12a. Of the areas listed above, which area is most important to your organization?

Most important Area: _____

Q13. Does your organization get involved in public policy or advocacy?

- Yes
No

Q14. Is your organization affiliated with a political action committee (a PAC or a 527 organization), a 501(c)4 organization, or other organization that has advocacy or lobbying as part of its mission?

- Yes
No
My organization is a political action committee or a 501(c)4 organization

Q15. Does your organization employ a lobbyist?

- Yes
No

Q16. Working alone, has your organization successfully enacted, stopped or modified a specific policy?

Working alone, has your organization successfully enacted, stopped or modified a specific policy?	yes	no
a. At the federal level has your organization been able to enact a new policy?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. At the federal level has your organization been able to stop or modify a policy?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. At the state level has your organization been able to enact a new policy?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. At the state level has your organization been able to stop or modify a policy?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. At the local level has your organization been able to enact a new policy?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. At the local level has your organization been able to stop or modify a policy?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q17. **Working in a coalition with other organizations or political persons**, has your organization, successfully enacted, stopped or modified a specific policy?

Working in a coalition , has your organization...?	yes	no
a. At the federal level has your organization been able to enact a new policy (as a coalition)?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. At the federal level has your organization been able to stop or modify a policy (as a coalition)?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. At the state level has your organization been able to enact a new policy (as a coalition)?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. At the state level has your organization been able to stop or modify a policy (as a coalition)?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. At the local level has your organization been able to enact a new policy (as a coalition)?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. At the local level has your organization been able to stop or modify a policy (as a coalition)?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q18. When your organization makes requests or appeals to the government, how often does it do the following things? (Please select most appropriate category).

How often do you do the following things when appealing to government?	Never	Seldom	Sometimes	Often	Very often
a. Assist in drafting bills	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. Provide expertise	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. Contribute public comment	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. Ask members to call or send letters/emails to the government	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. Solicit signatures	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. Attend meetings	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
g. Direct actions (demonstration, strike, etc.)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
h. Provide media with information	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
i. Make statements at press conference	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
j. Place opinion ads in TV, newspapers, or magazines	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
k. Form an alliance with other groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
l. Seek the involvement of influential local figures	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q19. When trying to influence federal, state or local policy making, how often does your organization encounter any group or groups that oppose your organization's policy positions? (Please select most appropriate category).

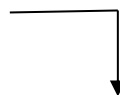
- Never
- Seldom
- Sometimes
- Often
- Very often
- Not Applicable

Q20. Has your organization limited its advocacy activity due to resource problems or concerns about your tax exempt status? (Please select most appropriate category).

- Yes, due to resource problems
- Yes, due to concerns about tax exempt status
- Yes, both
- No, neither

Q21. Does your organization make requests directly to the government (federal, state, local)? Yes (CONTINUE TO Q 21a)

No (SKIP TO Q22)



Q21a. When your organization makes requests (directly) to the government, how often do you approach the following people or organizations to make requests? (Please select all that apply).

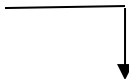
	Never	Seldom	Sometime s	Often	Very often
a. Mayor or County Executive	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. City Council or County Council	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. Other city/county government unit	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. State government agency/unit	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. Republican Party	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. Democratic Party	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
g. State Legislator	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
h. U.S. Congress member	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
i. Federal government official	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

j. President of the United States	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-----------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

Q22. How would you rate your organization's relationship with the following organizations or groups, on a scale of 1 to 7? (Where 1 = very hostile and 7 = very friendly.)

	1=Very hostile.....7=Very friendly							
	1	2	3	4	5	6	7	N/A
a. Agricultural groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. Business/trade associations	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. Labor unions	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. Education groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. Government-related groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. Welfare groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
g. Professional groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
h. Advocacy groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
i. Civic groups/civic associations	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
j. Arts and culture groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
k. Scholarly groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
l. Sports and recreation groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
m. Religious groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
n. U.S. Congress	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
o. Democratic Party	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
p. Republican Party	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
q. Federal government	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
r. State government	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
s. Local government	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
t. State legislature	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
u. Police	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
v. Big business	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
w. Media	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
x. Courts	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
y. Foreign governments	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
z. International institutions (e.g. the UN and the World Bank)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
aa. Foreign groups	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q23. Is there any organization that represents your organization's interests either at the local, state or national level?

- Yes (CONTINUE TO Q 23a) 
- No (SKIP TO Q 24)

Q23a. If so, please tell us the name of the organization. (If there is more than one, please choose the most effective or important).

Q23b. Is this organization at the local, state or national level?(Please select most appropriate category).

- Local
- State
- National

Q23c. How much influence does the organization (selected in the previous question) have on public policy in general?

	1 = very little influence.....7 = a lot of influence							
	1	2	3	4	5	6	7	N/A
a. The local level	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. The state level	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. The national level	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. All levels	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q24. Below is a list of activities that your group may have participated in. Has your organization ever created or joined a formal or informal relationship with another nonprofit, business or governmental unit to accomplish these objectives? If so, please mark the box under the group or unit type that corresponds. (Select all that apply or leave blank any rows that do not apply).

	Nonprofit	Business	Local Government unit	State Government unit	Federal Government unit
a. Influence local government policy	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. Influence state government policy	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. Influence federal government policy	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. Provide services	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

e. Develop organizational capacity	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f. Fund-raising	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
g. Develop community capacity	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q25. This is a two-part question. First, in your opinion, what kind of influence do the following organizations or groups have on public policy in general? Second, what kind of influence do they specifically have on policies of concern to your organization? For each category, indicate how much influence they have on a scale of 1 to 7. (Where 1 = very little influence and 7 = a lot of influence.) Example: If you believe that labor unions do not have much influence on public policy in general, but have more influence on your organization's specific concerns, you might mark a "1" under "Influence in general" and a "4" under "Policies of concern to your organization".

Indicate the number that represents how much influence they have under each category.	Influence In general	Policies of concern to your organization
Example: Labor Unions	1	4
a. Agricultural groups		
b. Business/trade associations		
c. Labor unions		
d. Education groups		
e. Government-related groups		
f. Welfare groups		
g. Professional groups		
h. Advocacy groups		
i. Civic groups/civic associations		
j. Arts and culture groups		
k. Scholarly groups		
l. Sports and recreation groups		
m. Religious groups		
n. U.S. Congress		
o. President of the United States		
p. Democratic Party		
q. Republican Party		
r. Federal government		
s. State government		
t. Local government		
u. State legislature		

v. Big business		
w. Media		
x. Police		
y. Courts		
z. Foreign governments		
aa. International institutions (e.g. the UN and the World Bank)		
ab. Foreign groups		

V. This last section asks about the leadership and funding of your organization.

Q26. How long has your Executive Director/CEO (or highest ranking leader) been in this position so far? (Indicate partial years in .25, .5 or .75 years)

Number of Years:

Q27. What is the highest educational degree obtained by your Executive Director/CEO? (Please check most appropriate category).

- Less than undergraduate degree
- Undergraduate degree
- Master's degree
- Ph.D.
- Professional degree (such as a law degree)
- Don't know

Q28. Thinking back over 2009, what is the number of persons you had working in the following position types?

How many...	Number of Staff
Full-time staff	
Part-time staff (less than 40 hours per week)	
Regular volunteers (at least once a week)	
Episodic volunteers (persons involved for a particular event, such as a fundraising breakfast, a walk-a-thon, or an annual meeting)	
Regular members	
Board members	

Voting members	
----------------	--

Q29. Please indicate the percentage of your budget that came from the following sources in 2009.
(Estimate the following categories to total 100%)

Percentage of your budget coming from...	%
Membership fees, dues	
Earned income from organization's activities	
Government funding (includes grants, fees, Medicaid, Medicare, contracts, etc., all funding that comes from federal, state, or local government.)	
Donations/gifts	
Other (please specify _____)	

Q30. What was the total dollar amount of your 2009 budget?

Total budget: \$

Q31. What is your position in this organization? Are you... (Please check most appropriate category).

- The Executive Director, CEO or highest ranking leader
- Not the Executive Director, but another permanent staff person
- Other (please specify) (_____)

付録 5 第 1 次北京調査調査票

社会团体基本状況調査

第一部

A1. わが国では一般に社会团体を学術団体、業界団体、専門団体、連合団体（「学術性社团」、「行業性社团」、「專業性社团」、「聯合性社团」）の 4 つに分類します。あなたの団体はこれら 4 つの団体分類のどれにあたりますか。該当の番号を 1 つお選びください。

1. 「学術性社团」 2. 「行業性社团」 3. 「專業性社团」 4. 「聯合性社团」

A2. あなたの団体はどの行政レベルの民政部門で登録しましたか。

1. 市民政局 2. 区・県市民政局

A3. あなたの団体は_____年____月に民政機關で正式に登録し、成立しました。

A4. あなたの団体の会員数の推移をおうかがいします。次にあげた項目ごとに会員数をお知らせください。なお団体会員の場合は、団体会員数とその団体に属する構成員の総合計数をお知らせください。

	設立時	2000 年
個人会員数		
団体会員数		
団体会員所属人数		

A5. あなたの団体の設立についておうかがいします。あなたの団体は、主に一般会員の自発的要求によって設立されたのですか。それとも組織の決定によって設立されたのですか。

1. 自発的要求 2. 組織の決定

A6. あなたの団体の会員はどの方式で社団に加入しましたか。選んだ項目に“✓”をつけてください。

	自発申請による加入	自動的になる
個人会員		
団体会員		

A7. あなたの団体はどのような目的で設立されたのですか。あてはまるものすべてに“✓”を記入してください。

1. 会員への情報提供

2. 会員のための経済的利益の追求
3. 会員の正当な権益の擁護
4. 会員の教育・訓練・研修
5. 会員のために政府からの優遇政策と優待を勝ち取る
6. 政府主管部門の管理業務への協力
7. 政策・規則の制定・実施への影響力行使
8. 特定専門分野の学術研究の促進
9. 会員間の交流増進
10. 共同の趣味の育成・発展
11. 専門性を利用した一般向け仲介サービスの提供
12. 一般向け公益活動の展開
13. 他の団体や個人への資金助成
14. その他 _____

A8. あなたの団体は政府の認定する編制定員を有していますか。

1. 有している
2. 有していない



a. あなたの団体が事業編制定員を有している場合、以下のどの分類に属しますか。具体的な編制定員の数を選んだ項目の後ろの罫線に書いてください。

1. 賃金が全額財政拠出される編制定員_____
2. 賃金が一部財政拠出される編制定員_____
3. 賃金が自己負担である編制定員_____

b. あなたの団体が社団編制定員を有している場合、具体的な編制定員数は_____人

A9. あなたの団体の主な指導者の基本状況について、次の該当する項目に“✓”をつけて下さい。(名誉会長が1名でない場合には、現任の序列一位の名誉会長の状況について書いてください。以下同じ)

	性別		年齢			教育水準			政治状況		
	男	女	40歳以下	40～60歳	60歳以上	高校以上	大学	修士以上	共産党員	民主党派	群衆
第一名誉会長											
会長											
秘書長											

A10. あなたの団体の主な指導者の就任した(あるいは現任の)最高行政級別(ポスト)は

以下のどれですか。該当する項目に“✓”をつけて下さい。

	省部級以上	省部級	庁局級	処級	課級	課級以下
第一名誉会長						
会長						
秘書長						

A11. あなたの団体の執行機関（秘書長、事務所及び各職能部門）の専従職員の基本状況を紹介してください。

	総人数	男性の割合	平均年齢	大学・専門学校卒以上
専従職員				

A12. あなたの団体の専従職員はどのような方式で報酬を受け取っていますか。（次の該当する項目に人数を書いてください。）

	社団から給料を受け取る	元の単位（職場）から給料を受け取る	社団から手当てを受け取るのみ	ボランティア	その他
専従職員					

A13. あなたの団体は専従職員のために年金あるいは医療保険に加入していますか。

1. はい 2. いいえ

第二部

B1. あなたの団体は 1998 年から 2000 年の 3 年間に年平均何回、次の会議を開きましたか。（選んだ項目に“✓”をつけて下さい。）

	0 回	1～2 回	3～4 回	5 回以上
全体会員大会				
全員代表大会				
理事会				
常務理事会				
会長事務会議				

B2. あなたの団体の主な指導者の選出過程において、候補者はどの方式によって選ばれますか。（選んだ項目に“✓”をつけて下さい。）

	業務主管部門推薦	理事会推薦	指導者協商	会員自由競選	その他

会長					
秘書長					

B3. あなたの団体の主な指導者はどのような選挙方式によって選ばれたのですか。(選んだ項目に“✓”をつけて下さい。)

	等額選出	差額選出	無記名投票	挙手等で公開表決	その他
会長					
秘書長					

B4. あなたの団体は政府に対しどのような活動を展開したことがありますか。(あてはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。)

1. 口頭で政府に建議・意見・要求を申し入れる。2000年____回。
2. 主体的に政府に対し調査研究報告を提供する。2000年____回。
3. 政府の委託を受けて、業界に関する調査研究を行う。2000年____回。
4. 政府に協力して、政策・法規の宣伝を行ったり実施の徹底を図ったりする。2000年____回。
5. 政府の委託を受けて、業界内の資格認定あるいは製品の品質についての審査と認証を行う。2000年____回。
6. 党・政府と協力して、重要な活動をめぐり、活動を展開する。2000年____回。
7. その他_____。2000年____回。

B5. あなたの団体は社会に向けてどのような活動を展開したことがありますか。(当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。)

1. 専門的な研修会を開く。2000年____回。
2. 専門的な情報コンサルティングサービスを提供する。2000年____回。
3. 公共の場所やメディアを通じて政策宣伝を展開する。2000年____回。
4. 社会公益活動を呼びかけたり、それに参加したりする。2000年____回。
5. その他。2000年____回。

B6. あなたの団体は会員に向けてどのようなサービスを提供したことがありますか。(当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。)

1. 業務研修
 - a. 会員の研修会・研究討論会を開く。2000年____回。

- b. 新聞・雑誌の郵送などの情報サービスを提供する。2000年____回。
 - c. 会員の国内視察を実施する。2000年____回。
 - d. 会員の国外視察を実施する。2000年____回。
 - e. その他_____。2000年____回。
2. 権益の擁護
- a. 会員の意見や要求を報告・伝達する。2000年____回。
 - b. 会員のために法律支援を提供する。2000年____回。
 - c. その他のやり方で会員の合法的な権益を擁護する。2000年____回。
 - d. 会員に消費面での優遇を提供する。2000年____回。
 - e. その他_____。2000年____回。
3. 交流活動
- a. 会員の旅行を組織する。2000年____回。
 - b. 会員のパーティーを催す。2000年____回。
 - c. その他_____。2000年____回。
4. その他_____。

B7. あなたの団体と業務主管単位の関係について、当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。

- 1. 本団体に事務所を提供する。
- 2. 本団体に人員を派遣し、給料を支払う。
- 3. 本団体に財政拠出する。
- 4. 団体の指導者を推薦、あるいは決定する。
- 5. 団体の会議に出席する。
- 6. 団体の年度活動報告を審査する。
- 7. 団体の財務状況を審査する。
- 8. その他_____。

B8. あなたの団体の業務主管単位の指導者は通常、団体の活動にどの程度参加していますか。

- 1. すべての活動
- 2. 多数の活動
- 3. 少数の活動
- 4. ほとんどない

B9. 総じて、あなたの団体と業務主管単位の関係は緊密ですか。

- 1. 非常に緊密
- 2. 比較的緊密
- 3. 一般
- 4. 連絡が少ない
- 5. ほとんど連絡無し
- 6. 分からない

B10. あなたの団体は優秀会員の比較評定を行ったことがありますか。

1. 有している

2. 有していない

第三部

C1. あなたの団体は、どの分野の政策に特に関心をもっていますか。あてはまるものすべてに“✓”をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 財政政策 | 12. 治安政策 |
| 2. 金融政策 | 13. 司法政策 |
| 3. 通商政策 | 14. 地方行政政策 |
| 4. 業界の産業振興政策 | 15. 労働政策 |
| 5. 土木・建設・公共事業政策 | 16. 農業・林業・水産政策 |
| 6. 運輸・交通政策 | 17. 消費者政策 |
| 7. 通信・情報政策 | 18. 環境政策 |
| 8. 科学技術政策 | 19. 厚生・福祉・医療政策 |
| 9. 地域発展政策 | 20. 国際交流・援助政策 |
| 10. 外交政策 | 21. 文教・学術・スポーツ政策 |
| 11. 国防政策 | 22. その他 |

C2. あなたの団体はどの分野の政策に影響を与えることに努めていますか。あてはまるものすべてに“✓”をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 財政政策 | 12. 治安政策 |
| 2. 金融政策 | 13. 司法政策 |
| 3. 通商政策 | 14. 地方行政政策 |
| 4. 業界の産業振興政策 | 15. 労働政策 |
| 5. 土木・建設・公共事業政策 | 16. 農業・林業・水産政策 |
| 6. 運輸・交通政策 | 17. 消費者政策 |
| 7. 通信・情報政策 | 18. 環境政策 |
| 8. 科学技術政策 | 19. 厚生・福祉・医療政策 |
| 9. 地域発展政策 | 20. 国際交流・援助政策 |
| 10. 外交政策 | 21. 文教・学術・スポーツ政策 |
| 11. 国防政策 | 22. その他 |

C3. あなたの団体と政府の関係について、あてはまる事項すべてに“✓”をつけて下さい。

1. 法律によって規定される関係のみ有する。
2. 何らかの行政指導を受ける関係がある。
3. 行政機関の政策の実施に対し支持と協力を与える。
4. 団体や業界などの関連事務について意見交換をしている。

5. 政府に対し政策に関するコンサルティングを行ったり、意見を提供したりする。
6. 政府に対し政策議案を提起する。
7. 政府の委託を受けて政策研究を行う。
8. 政府職員の退職後のポストを提供している。

C4. あなたの団体が政府行政機関に意見や要求を提出しようとする際、直接政府行政職員と連絡をとりますか。それとも仲介人物を通じて間接的に連絡を取りますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

3. 頻繁に連絡 2. 連絡あり 1. 連絡無し

1. 直接連絡をとる
2. 間接的に連絡をとる



次のような人物を介して中央政府と連絡をとる

- | | |
|------------------------|-------|
| a. 全国人民代表大会代表・政治協商会議委員 | 3—2—1 |
| b. 地方人民代表大会代表・政治協商会議委員 | 3—2—1 |
| c. 中央政府職員 | 3—2—1 |
| d. 地方政府職員 | 3—2—1 |
| e. 民主諸党派人士・社会の有名人 | 3—2—1 |
| f. 業務主管単位の指導者 | 3—2—1 |
| g. 定年退職した幹部・幹部の親戚 | 3—2—1 |
| h. 指導者の側近 | 3—2—1 |

次のような人物を介して北京市あるいは区・県政府と連絡をとる

- | | |
|------------------------|-------|
| a. 全国人民代表大会代表・政治協商会議委員 | 3—2—1 |
| b. 地方人民代表大会代表・政治協商会議委員 | 3—2—1 |
| c. 中央政府職員 | 3—2—1 |
| d. 地方政府職員 | 3—2—1 |
| e. 民主諸党派人士・社会の有名人 | 3—2—1 |
| f. 業務主管単位の指導者 | 3—2—1 |
| g. 定年退職した幹部・幹部の親戚 | 3—2—1 |
| h. 指導者の側近 | 3—2—1 |

C5. あなたの団体は次のそれぞれの役職の政府職員とどの程度接触しますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

3. 頻繁に接触 2. 接触あり 1. 接触無し

中央政府の職員と

1. 部級（大臣次官級）以上
2. 局級（局長級）
3. 処級（課長級）
4. 科級（係長級）
5. 普通職員

北京市・区县政府の職員と

1. 省/直轄市級
2. 司/局級
3. 処級（課長級）
4. 科級（係長級）
5. 普通職員

C6. あなたの団体が、個人的つきあいのある人が下記のなかにはいますか。いる場合はあてはまるものすべてに“✓”をつけてください。

1. 全国人民代表大会代表・政治協商会議委員
2. 地方人民代表大会代表・政治協商会議委員
3. 中央指導者
4. 地方政府職員
5. 民主諸党派人士/社会の有名人
6. 業務主管単位の指導者
7. 定年退職した幹部/幹部の親戚
8. 指導者の側近
9. 全国紙新聞記者
10. 地方紙新聞記者
11. 全国ラジオ局、テレビ局記者
12. 地方ラジオ局、テレビ局記者
13. 中央各部委の部・局級幹部
14. 中央部委の処級職員

C7. あなたの団体は政府機関に本団体の意見や要求を提出する場合、次にあげるような手段や行動をどの程度なさいますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

5.非常に頻繁	4.かなり頻繁	3.一般	2.比較的に少ない	1.まったくない
---------	---------	------	-----------	----------

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 政府の組織した座談会に参加する | 5—4—3—2—1 |
| 2. 調査報告あるいは政策建議報告案を提出する | 5—4—3—2—1 |
| 3. 政府職員に電話をする | 5—4—3—2—1 |

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 4. 手紙を書く（電子メールも含む） | 5-4-3-2-1 |
| 5. 会員に働きかけて政府機関に手紙を書く、電話をかけるなど | 5-4-3-2-1 |
| 6. 個人的な関係を通じて接触する | 5-4-3-2-1 |
| 7. メディアに情報を提供する | 5-4-3-2-1 |
| 8. 記者会見を開き、団体の立場を明らかにする | 5-4-3-2-1 |
| 9. 有料でメディアに広告・宣伝を掲載する | 5-4-3-2-1 |
| 10. 他の団体と連合し、共同行動をとる | 5-4-3-2-1 |
| 11. 司法を通じて問題を解決する | 5-4-3-2-1 |
| 12. 陳情に行く | 5-4-3-2-1 |
| 13. 請願あるいは座り込みをする | 5-4-3-2-1 |
| 14. 大衆集会を開き、大衆の支持を獲得する | 5-4-3-2-1 |
| 15. その他 | 5-4-3-2-1 |

C8. あなたの団体は、各行政レベルの行政機関から政策の制定や執行に関して相談を受けたり、意見を求められたりすることがありますか。そのようなことがある場合には、具体的な行政機関名をお書きください。

1. ある 2. ない



中央政府
市政府
区・県政府

C9. あなたの団体は、中央または地方政府に特定の政策や方針を〈実施〉するよう働きかけ、成功したことがありますか。

1. はい 2. いいえ



二つの事例をあげてください

C10. あなたの団体は、中央または地方政府に特定の政策や方針を〈修正〉あるいは〈停止〉するよう働きかけ、成功したことがありますか。

1. はい 2. いいえ



二つの事例をあげてください

C11. あなたの団体の主張をとおしたり、自らの権益を守ったりするためには、下記のどの政府機関と接触するのがより有効だと思いますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

5.もっとも有効 4.比較的に有効 3.一般 2.効果が少ない 1.効果無し

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 党委員会機関 | 5—4—3—2—1 |
| 2. 行政機関 | 5—4—3—2—1 |
| 3. 人民代表大会 | 5—4—3—2—1 |
| 4. 政治協商会議 | 5—4—3—2—1 |
| 5. 裁判所 | 5—4—3—2—1 |

C12. あなたの団体は、日常活動する上で必要な情報をどこから得ていますか。次の中から重要な順に3つまでお答えください。

- | | | | |
|----------------|-----|-----|-----|
| 1. 中央政府 | 第一位 | 第二位 | 第三位 |
| 2. 地方政府 | | | |
| 3. 党組織 | | | |
| 4. 全人代代表・政協委員 | | | |
| 5. 地方人代代表・政協委員 | | | |
| 6. 学者・専門家 | | | |
| 7. 一般のマスメディア | | | |
| 8. 専門紙・業界紙 | | | |
| 9. 他の社会団体 | | | |
| 10. 団体のメンバー | | | |
| 11. 企業 | | | |
| 12. 非正式のルート | | | |
| 13. その他_____ | | | |

C13. 過去の3年間に、あなたの団体はマスコミに何回ぐらいとりあげられましたか。おおよその数をお答えください。_____。

C14. あなたの団体は全国人民代表大会または地方人民代表大会の立法活動に影響を与える活動を展開したことがありますか。

- | | | |
|---------------|--------|---------|
| 全国人民代表大会に対して | (1) はい | (2) いいえ |
| 市・省人民代表大会に対して | (1) はい | (2) いいえ |
| 区・県人民代表大会に対して | (1) はい | (2) いいえ |
| 県級人民代表大会に対して | (1) はい | (2) いいえ |

C15. あなたの団体は、人民代表大会代表の選挙において以下のような活動をしたことがありますか。次の尺度にしたがって、後ろの番号を選んでください。

5.非常に頻繁	4.かなり頻繁	3.一般	2.比較的に少ない	1.まったくない
---------	---------	------	-----------	----------

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 会員に対し決められた時間に投票するよう呼びかける | 5—4—3—2—1 |
| 2. 特定の候補者に投票するように、会員に呼びかける | 5—4—3—2—1 |
| 3. 特定の候補者に投票するよう会員を通じて一般の人に呼びかける | 5—4—3—2—1 |
| 4. 特定の候補者に資金や物資の援助をする | 5—4—3—2—1 |
| 5. 特定の候補者の選挙運動に、人員の援助をする | 5—4—3—2—1 |
| 6. 会員を候補者として推薦する | 5—4—3—2—1 |

C16. 1990年以降、国と北京市によって制定・公布された重要な法律と法規に対するあなたの団体の態度は如何ですか。立法の過程において政府機関に団体の意見を提出したことがありますか。政府の最終的な政策決定に満足していますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

態度 意見提出 満足度

3. 賛成	3. 強い	3. 非常に満足
2. 中立	2. 一般	2. 満足
1. 反対	1. 弱い	1. 不満

- | | | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 1. 『中華人民共和国消費者權益保護法』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 2. 『中華人民共和国行政処罰法』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 3. 『中華人民共和国刑法』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 4. 『中華人民共和国契約法』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 5. 『中華人民共和国婚姻法』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 6. 『北京市個人経営・私営企業雇用労働者管理暫定弁法』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 7. 『北京市社会治安総合管理条例』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 8. 『北京市花火・爆竹打ち上げ禁止規定』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 9. 『北京市行政性・事業性料金徴収管理条例』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |
| 10. 『北京市労働力市場管理条例』 | 3—2—1 | 3—2—1 | 3—2—1 |

C17. 総じて、あなたの団体は、活動対象とする区域内において、政府の政策決定に対しどの程度影響力をもっていますか。

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 1. 非常に強い | 2. 比較的に強い | 3. 強い |
| 4. あまり強くない | 5. 影響力なし | 6. 分からない |

C18. 一般的に言って、あなたの団体と政府機関の関係は緊密ですか。

1. 非常に緊密	2. 比較的に緊密	3. 一般
4. 連絡が少ない	5. ほとんど連絡無し	6. 分からない

1～4 を答えた方は下記の質問を答えてください。

政府機関と連絡をとる際、あなたの団体が主体的に連絡する場合は多いですか。それとも政府機関が主体的に連絡をとることが多いですか。

1. 政府機関が主体的に連絡をとることが多い
2. 政府機関が主体的に連絡をとることが比較的が多い
3. 双方が同様に主体的である
4. 団体が主体的に連絡する場合は比較的が多い
5. 団体が主体的に連絡する場合は多い

第四部

D1. あなたの団体はどの方式で現在の事務所を確保したのですか。

1. 自分で財産権を有する	2. 賃借	3. 無料での借用										
↓	↓	↓										
面積は____平米	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>a.業務主管機関の部屋を賃借</td></tr> <tr><td>b.その他政府機関の部屋を賃借</td></tr> <tr><td>c.不動産を通じて部屋を賃借</td></tr> <tr><td>d.団体会員の部屋を賃借</td></tr> <tr><td>e.個人会員の住宅を賃借</td></tr> </table>	a.業務主管機関の部屋を賃借	b.その他政府機関の部屋を賃借	c.不動産を通じて部屋を賃借	d.団体会員の部屋を賃借	e.個人会員の住宅を賃借	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>a.業務主管機関の部屋を借用</td></tr> <tr><td>b.その他政府機関の部屋を借用</td></tr> <tr><td>c.不動産を通じて部屋を借用</td></tr> <tr><td>d.団体会員の部屋を借用</td></tr> <tr><td>e.個人会員の住宅を借用</td></tr> </table>	a.業務主管機関の部屋を借用	b.その他政府機関の部屋を借用	c.不動産を通じて部屋を借用	d.団体会員の部屋を借用	e.個人会員の住宅を借用
a.業務主管機関の部屋を賃借												
b.その他政府機関の部屋を賃借												
c.不動産を通じて部屋を賃借												
d.団体会員の部屋を賃借												
e.個人会員の住宅を賃借												
a.業務主管機関の部屋を借用												
b.その他政府機関の部屋を借用												
c.不動産を通じて部屋を借用												
d.団体会員の部屋を借用												
e.個人会員の住宅を借用												

D2. あなたの団体の 2000 年度の総経費のうち各種経費財源の占める割合はどのくらいですか。

	政府補助金	会費	各種寄付金	団体収入	その他
割合					

D3. あなたの団体は政府機関から補助金を受けたことがありますか。

1. はい
2. いいえ

↓
2000 年、政府財政による補助金総額は_____元。

D3a. あなたの団体の獲得した補助金は政府のどの部門から拠出されたのですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 市政府/所属本級地方政府
2. 区/県政府
3. 民政機関
4. 業務主管単位
5. その他の機構

D3b. あなたの団体はどの方式で政府財政による補助金を獲得したのですか。あてはまるも

のを全て選んでください。

1. 一括財政拠出 2. 政府委託プロジェクト拠出

D4. 2000年、あなたの団体の全会員のうち会費を納める会員は何割を占めていますか。

	個人会員	団体会員
割合		

D5. あなたの団体によって展開される有料サービス活動は主にどのような内容のものですか。獲得収入の多い順に3つの項目を並べ、右の表に書き入れてください。

1. 教育研修・学術シンポジウム
2. 情報コンサルティングサービス 第一位 第二位 第三位
3. 業界資格認可

--	--	--

4. 国内外の視察のサービス提供
5. 展覧会・展示即売会・博覧会・人材交流会の開催
6. その他_____

D6. あなたの団体の2000年度の総支出は約_____万元
そのうち職員の給料と事務経費が総支出の約_____%を占める。

D7. あなたの団体は経済組織を有していますか。

1. 有している 2. 有していない

D8. あなたの団体は国または地方政府に税金を納付したことがありますか。

1. ある 2. なし

↓

a. _____年から納付を始めた。
b. 2009年度、団体の納付総額は総計_____万人民元。
c. 納付した税種は_____。

D9. あなたの団体の情報機器導入の程度についておうかがいします。

1. コンピューター（パソコン）を保有している。_____台
2. 電子メールを使って他の組織と情報の交換を行っている。(1)はい (2)いいえ
3. インターネット上にホームページを開設している。 (1)はい (2)いいえ
4. ホームページを公開している。 (1)はい (2)いいえ

D10. あなたの団体に出版物があればその出版状況を紹介してください。(北京市、浙江省)

	種類数	出版周期	公開出版物か否か	発行部数	最近の出版期日
--	-----	------	----------	------	---------

新聞					
定期刊行物					
会員通信・速報					
その他					

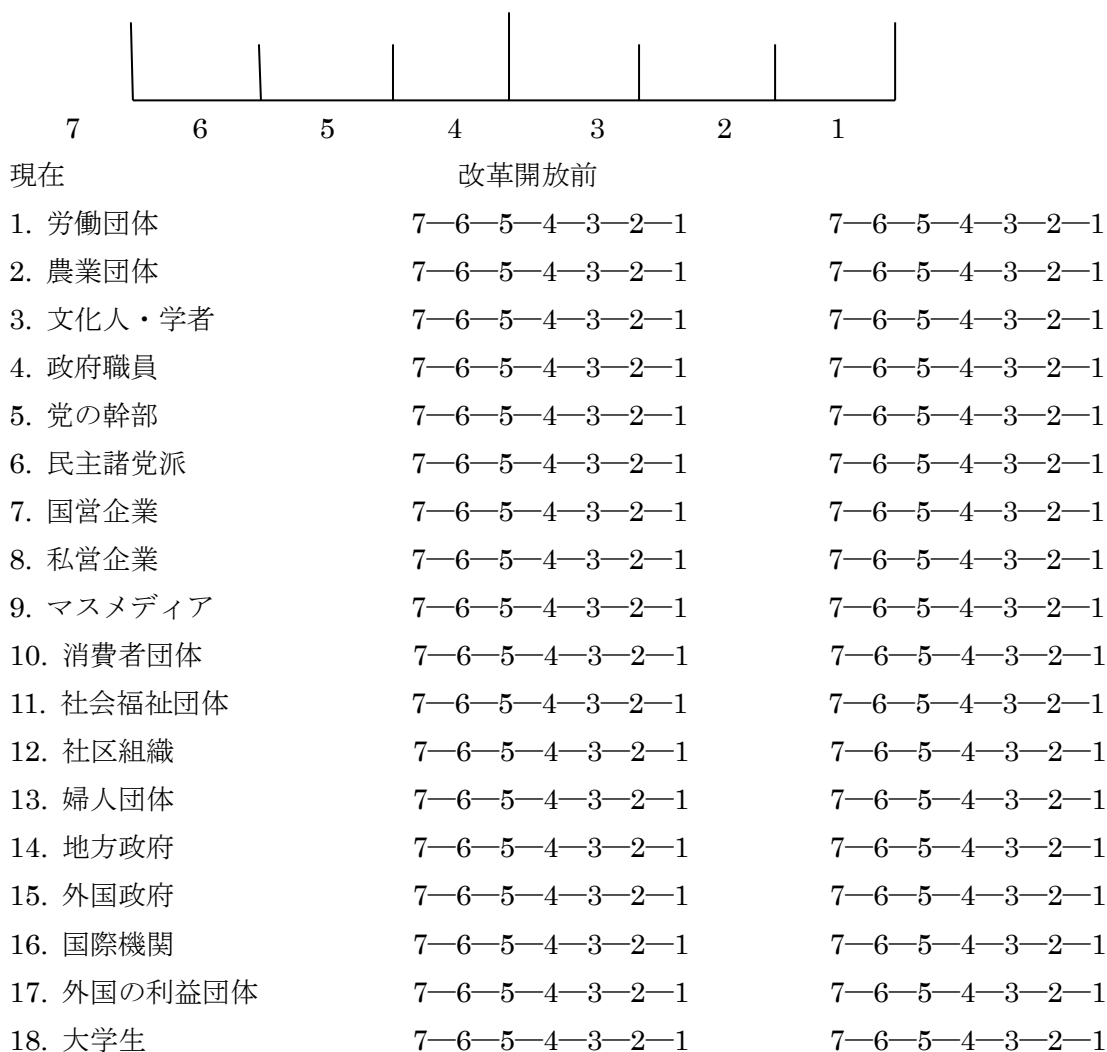
第五部

E1. 下記の諸集団は中国の政治にどの程度の影響力を持っていると思いますか。現在の状況と改革開放前の状況とを比較し、それぞれ後ろの点数から選んでください。

非常に影響力あり

中間

ほとんど影響力なし



E2. あなたの団体は、下記の諸集団とどのような関係にありますか。現在の状況と改革開放前の状況とを比較し、それぞれ後ろの点数から選んでください。

E4. 社会団体は自らの業務主管単位に「掛靠」（活動を認可される代わりに、様々な公式・非公式の指導を受けること）すべきだと思いますか。またその理由は何ですか。該当するものをすべて選んでください。

1. 「掛靠」すべきである

2. 「掛靠」すべきでない



<p>1.政府と社会は一つのシステムに統合されるべきである</p> <p>2.社団が一部の政府機能を分担するのに有利である</p> <p>3.政府の社団に対する管理に便利である</p> <p>4.社団機能の強化に有利である</p> <p>5.社団職員の安定に有利である</p> <p>6.社団の政府に対する影響力強化に有利である</p> <p>7.社団の地位向上に有利である</p>	<p>1.政府と社会は厳格に分離すべきである</p> <p>2.社団が独立して一部の政府機能を分担するのに有利である</p> <p>3.社団の自己管理に有利である</p> <p>4.社団の独立した発展に有利である</p> <p>5.より多くの会員を吸収するのに有利である</p> <p>6.社団の政府に対する影響力強化に有利である</p> <p>7.政府の支持獲得に有利である</p>
---	--

E5. 総じてわが国の現存の社会団体の存在と発展が政府の活動に与える影響についてどう思いますか。

1. 非常に積極的 2. 比較的に積極的 3. 一般
 4. 比較的に消極的 5. 非常に消極的 6. 分からない

E6. 今後わが国の社会団体が発揮すべき最も重要な機能は何だと思えますか。

E7. 現在、社会団体の発展に不利益となる最も深刻な問題は何だと思えますか。

付録 6 第 2 次北京調査調査票

社会団体基本状況調査

第一部

A1. あなたの団体はどの行政レベルの民政部门で登記しましたか。

1. 省級 2. 地・市級 3. 県級

A2. あなたの団体は____年に民政部门で正式に登記し、設立しました。

A3. あなたの団体は法人格がありますか。

1. ある 2. ない

A4. あなたの団体の個人会員数・団体会員数をおうかがいします。2009 年の数字をご記入ください。

会員	数量	2009 年
個人会員		(人)
団体会員		(団体)

A5. あなたの団体の設立についてうかがいます。あなたの団体は、主に一般会員の自発的要求によって設立されましたか。それとも組織の決定によって設立されましたか。

1. 自発的に設立 2. 組織の決定による設立 3. どちらともある

A5a. あなたの団体は自発的に設立された場合、何らかの組織から援助を受けましたか。

1. ある 2. ない

↓

A5a1. 援助を受けた組織は次にあげる組織の中で、どれにあたりますか。

1. 政府部門
2. 企業
3. 国内にある他の社会組織
4. 国際非政府組織
5. その他

A5b. あなたの団体は組織の決定によって設立された場合、設立される理由や背景をお答ください。(1 つだけお答えください)

1. 政府機構の簡素化を図るため

2. 政府職能の委譲を行うため
3. 業界会員の連携を強化し、事業部門の活動をよりスムーズに実施するため
4. 業界の自律性を求めるため
5. 主要な指導者のポストの入れ替えるため
6. その他

A6. あなたの団体はどのような目的で設立されたのでしょうか。あてはまるもの全てに“✓”をおつけください。

1. 会員へのサービスの提供
2. 会員の正当な権益の擁護
3. 会員のために政府からの優遇政策と優待を勝ち取る
4. 政府主管部門の管理業務への協力
5. 政策・法規の制定・実施への影響力行使
6. 業界の発展を促進
7. 会員間の交流増進
8. 一般向け公益活動の展開
9. その他

A7. あなたの団体の活動分野は以下のどれにあたりますか？(1つだけお答えください)

1. 科学研究(学会、研究会など)
2. 教育(教師協会、学校連合会など)
3. 社会サービス(老人、弱者、児童、婦女、居民、ボランティアなど連合会)
4. スポーツ(スポーツ協会、スポーツ選手協会)
5. 商工業サービス(業界団体、企業家連合会)
6. 農業と農村発展(農村専門技術協会、合作社)
7. 国際と海外向け組織(国際、外国人向けサービス組織)
8. 生態環境(環境保護協会)
9. 衛生(医師協会、癌治療協会、病院連合会など)
10. 文化(芸術家協会)
11. 法律(法律支援協会)
12. 宗教(宗教協会)
13. 専門と業界組織(記者、会計士、建築デザイナーなど専門家協会、連合会)
14. その他

A7a. 以前わが国では、民政部門による社会団体を学術団体、業界団体、専門団体、連合団体の分類の中、あなたの団体はこれら4つの団体分類のどれにあたりますか。

1.学術性団体 2.業界性団体 3.専門性団体 4.連合性団体

A8. あなたの団体は政府批准の編制定員を有していますか。

1. 有している 2. 有していない

A8a. あなたの団体の編制定員の種類とその数をご記入ください。

- 1.行政編制、____人
2.事業編制、____人
3.社団編制、____人

A9. あなたの団体は社会団体以外、他の機構の看板を掲げていますか。

1. はい 2. いいえ

↓

A9a. あなたの団体はどのような看板を掲げていますか。

- 1.政府機関
2.事業単位
3.企業
4.その他

A10. あなたの団体は団体会員の身分として、他の社会組織に参加していますか。

1. はい、____団体に参加しています 2. いいえ

A11. あなたの団体は支部組織がありますか。

1. ある、____団体がある 2. ない

A12. あなたの団体の執行機構(秘書長、事務所および各職能部門)の常勤、非常勤のスタッフ数をご記入ください。

1. 常勤スタッフ____人
2. 非常勤スタッフ____人

A12a. あなたの団体の常勤スタッフの平均年齢は____歳、男性の割合____%、短大・大学以上の学歴を持つスタッフの割合____%。

A13. あなたの団体の常勤スタッフの元勤務先は次にあげる項目にどのくらいの人数がありますか。なかった場合は“0”にしてご記入ください。

高校卒業生	元軍人	政府部門	企業	事業 単位	ボランティア、 非常勤スタッフ	定年、退職 者	その他
人	人	人	人	人	人	人	人

A14. あなたの団体の主な指導者(会長および秘書長)の基本状況をお教えてください。

	会長	秘書長
年齢(1. 40歳以下 2. 41-60歳 3. 61歳以上)		
性別(1. 男性 2. 女性)		
学歴(1. 高卒以下 2. 短大・大学以上)		
政治状況(1. 共産党員 2. 民主諸党派 3. 無所属)		
元勤務先(1. 政府 2. 企業 3. 事業単位 4. 社会組織 5. その他)		
就任した最高行政ポスト(1. 科級以下(係長以下) 2. 処級(課長級) 3. 司局級(局長級) 4. 部級以上(大臣次官級))		

A15. あなたの団体の最近の選挙の中、会長の候補者はどのような方式によって選ばれましたか。

1. 業務主管単位の推薦
2. 理事会の協商後、推薦
3. 会員による自由競争選挙
4. その他

A16. あなたの団体の会長は、最も重要な役割をお教えてください。次の中から重要な順に3つまでお答えください。

第一位	第二位	第三位

1. 行政地位の名義借り
2. 関係の取り持ち
3. 情報の伝達
4. 資金の導入
5. 政策決定
6. 諮問・コンサルティング
7. その他

A17. あなたの団体は過去の5年間(2004 - 2009年)に、____人の秘書長の入れ替えました。

A 17a. 最近の入れ替えは____年前です。

第二部

B1. あなたの団体は下記の機構を設置していますか。もしあれば、機構成員の人数、2009年に開催した会議の回数をご記入ください。

	人数	開催回数(2009年)
a. 全体会員大会/会員代表大会		
b. 理事会/常任理事会		
c. 監査役委員会		
d. 会長執務会議		

B2. あなたの団体は会員に向けてどのようなサービスを提供したことがありますか。あてはまるものに“✓”をおつけください。加えて、2009年に各活動を展開した回数をご記入ください。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 会員の研修会・研究討論会を開く | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 2. 新聞・雑誌の郵送などの情報サービスを提供する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 3. 会員の国内視察・旅行を組織する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 4. 会員の国外視察・旅行を組織する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 5. 会員の意見や要求を報告・伝達する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 6. 会員のために法律支援を提供する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 7. その他の方式で会員の合法的な権益を擁護する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 8. 会員に消費面での優遇を提供する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 9. 会員のパーティーを催す | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 10. その他 | (1)はい__回 (2)いいえ |

B3. あなたの団体は社会に向けてどのような活動を展開したことがありますか。あてはまるものに“✓”をおつけください。加えて、2009年に各活動を展開した回数をご記入ください。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 専門的な研修会・小型セミナーを開く | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 2. あるテーマを特化して大型フォーラムを開く | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 3. 専門的な情報コンサルティングサービスを提供する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 4. 公共の場所やメディアを通じて政策宣伝を展開する | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 5. 社会公益活動を呼びかけたり、参加したりする | (1)はい__回 (2)いいえ |
| 6. その他 | (1)はい__回 (2)いいえ |

B4. あなたの団体の会員はどの方式で団体に加入しましたか。

1. 自己申請により加入 2. 自動的に会員になる

B5. 2009年、あなたの団体の個人会員と団体会員は会費を支払う割合をご記入ください。

会員の種類	2009年、会費を支払う割合 (%)
個人会員	
団体会員	

B5a. 2009年、あなたの団体は各種社会団体活動が展開された際、積極的に参加している会員数はどのくらいですか。

1. 非常に少ない
2. 比較的少ない
3. 半分ぐらい
4. 比較的多い
5. 非常に多い
6. はっきり言えない

B6. あなたの団体の会員間の相互信頼度はどの程度ですか。(注：尺度について、北京大学と問い合わせ中)

1. 非常に高い
2. 比較的高い
3. ふつう
4. 比較的高い
5. 非常に高い
6. はっきり言えない

B7. あなたの団体の業務主管単位は以下行政レベルのどれにあたりますか。

1. 省部級
2. 地庁級
3. 県処級
4. 科級
5. 行政レベルなし

B8. あなたの団体と業務主管単位の関係について、あてはまるもの全てに“✓”をおつけください。

1. 本団体に事務所を提供する
2. 本団体に人員を派遣し、給料を支払う
3. 本団体に財政拠出する
4. 団体の指導者を推薦、あるいは決定する
5. 団体の年度会議に出席する
6. 団体の年度活動報告を審査する
7. 団体の財務状況を審査する
8. その他

B9. あなたの団体の業務主管単位の指導者は通常、団体の活動にどの程度参加していますか。

1. 全ての活動
2. 多数の活動
3. 少数の活動
4. 参加したことがない

B10. 総じて、あなたの団体と業務主管単位の関係は緊密ですか。

1. 非常に緊密
2. 比較的緊密
3. ふつう
4. 連絡が少ない
5. 連絡がない

7. 団体の目的や運営方針は会員に浸透する 5——4——3——2——1
8. 団体についての情報は会員間で共有される 5——4——3——2——1

B15. あなたの団体は電子メールまたはインターネットを通じて、会員や外部と連絡を取っていますか。

1. 電子メールを通じて連絡を取る (1)はい (2)いいえ
2. インターネット上でホームページを開設している (1)はい (2)いいえ

B16. あなたの団体は過去3年間(2007 - 2009年)の出版物状況をおうかがいます。出版物の種類、発行部数をご記入ください。

出版物の種類	出版物種類の総数	公開出版物の種類数	発行部数
a. 新聞			
b. 刊行物			
c. 書籍			
d. 外国語出版物			

B17. 2009年、あなたの団体の指導者は他の社会団体、あるいは民弁非企業単位の招待を受け、それらの組織の活動に参加した回数が____回です。

B18. 通常、あなたの団体は比較的緊密な関係をもっている社会団体数が____団体です。

B19. 2009年、あなたの団体の対外交流活動の状況を紹介してください。

- a. 年間国際組織の資金援助を受ける総額 _____万人民元
- b. 海外代表団・個人の訪問を受け入れる _____人
- c. 国際会議へ招待され、参加した回数 _____回

第三部

C1. あなたの団体は、どの分野の政策に特に関心をもっていますか？あてはまるもの全てに“✓”をおつけください。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 財政政策 | 2. 金融政策 |
| 3. 貿易政策 | 4. 業界の産業振興政策 |
| 5. 土木・建築・公共事業政策 | 6. 運輸・交通政策 |
| 7. 通信・情報政策 | 8. 科学技術政策 |
| 9. 地域発展政策 | 10. 外交政策 |
| 11. 国防政策 | 12. 治安政策 |
| 13. 司法政策 | 14. 地方行政政策 |

- | | |
|------------------|----------------|
| 15. 労働政策 | 16. 農業・林業・水産政策 |
| 17. 消費者政策 | 18. 環境政策 |
| 19. 民政・福祉・医療政策 | 20. 国際交流・援助政策 |
| 21. 文教・学術・スポーツ政策 | 22. その他 |

C2. 2009年、あなたの団体は政府機関に政策的な意見や提出する場合、次にあげるような行動を取ったことがありますか。取ったことがなかった場合は“0”、取ったことがある場合は次の尺度に従い、あてはまるものに“✓”をおつけください。

参加した行動	2009 年の実 施回数	行動の影響			
		3.比較的效果 あり	2.ふつう	1.あまり 効果なし	0.はっきり 言えない
a. 政府の組織した座談会に参加する		3	2	1	0
b. 調査報告書あるいは政策建議報告を提出する		3	2	1	0
c. 政府職員に電話をする		3	2	1	0
d. 手紙を書く(電子メールも含む)		3	2	1	0
e. 会員に働きかけて政府機関に手紙を書く、電話をかける		3	2	1	0
f. 個人的な関係を通じて政府に建議を提出する		3	2	1	0
g. メディアに情報を提供する		3	2	1	0
h. 記者会見を開き、団体の立場を明らかにする		3	2	1	0
i. 有料でメディアに広告・宣伝を掲載する		3	2	1	0
j. 他の団体と連合し、共同行動をとる		3	2	1	0
k. 司法を通じて問題を解決する		3	2	1	0
l. 陳情に行く		3	2	1	0
m. 請願あるいは座り込みをする		3	2	1	0
n. 大衆集会を開き、支持を獲得する		3	2	1	0

C3. あなたの団体が政府機関に対し、ある意見を反映する場合、好機をうかがい、意見を出すことがありますか。

1. はい 2. いいえ



C3a. どのような機会を選択しますか。次の中から重要な順に3つまでお答えください。

第一位 第二位 第三位

--	--	--

1. 人大代表大会、政治協商會議の開催時
2. 党・政府の指導者が視察時

- 3.突発事件が発生時
- 4.政府主催の座談会に参加する際
- 5.調査報告書あるいは政策提言を要請された時
- 6.政策提言をする際(随時)
- 7.その他

C4. あなたの団体は政府機関に意見や要求を提出しようとする際、直接政府職員と連絡を取りますか。それとも仲介人物を通じて間接的に連絡を取りますか。次の尺度に従い、お選びください。

- 1. 直接連絡を取る
- 2. 間接的に連絡を取る(次にあげる尺度に従い、お選びください)

	3.しばしば連絡をとる	2.連絡をとる	1.連絡をしない
1.全国人民代表大会代表/政治協商会議委員	3—————	2—————	1
2.地方人民代表大会代表/政治協商会議委員	3—————	2—————	1
3.中央政府職員	3—————	2—————	1
4.地方政府職員	3—————	2—————	1
5.民主諸党派/社会の知名人	3—————	2—————	1
6.業務主管単位の指導者	3—————	2—————	1
7.定年した幹部/幹部の親戚	3—————	2—————	1
8.指導者の側近	3—————	2—————	1

C5. あなたの団体は次のそれぞれの役職の政府職員とどの程度接触しますか。次の尺度に従い、お選びください。

●中央政府職員

	3.頻繁に接触する	2.接触する	1.接触なし
部級(大臣次官級)	3—————	2—————	1
局級(局長級)	3—————	2—————	1
処級(課長級)	3—————	2—————	1
科級以下(係長級以下)	3—————	2—————	1

●地方政府職員

	3.頻繁に接触する	2.接触する	1.接触なし
市級	3—————	2—————	1

局級(局長級)	3	2	1
処級(課長級)	3	2	1
科級以下(係長級以下)	3	2	1

C6. 2009年、あなたの団体は開催した最も重要なイベントの中で、次にあげている人物のどなたが出席しましたか。あてはまるもの全てに“✓”をおつけください。

1. 全国人民代表大会代表/政治協商會議委員
2. 地方人民代表大会代表/政治協商會議委員
3. 中央指導者(現職あるいは定年した幹部、幹部の親戚、幹部の側近)
4. 中央各部・委員会の部級、局級幹部
5. 中央各部・委員会の処級幹部
6. 省級幹部
7. 区/県幹部
8. 街道以下の地方政府職員
9. 業務主管単位の指導者
10. 民主諸党派/社会の有名人
11. 全国級のメディア記者
12. 地方級のメディア記者

C7. あなたの団体は行政機関から政策の制定や執行に関して相談を受けたり、意見を求められたりすることがありますか。

1. はい
2. いいえ

C8. あなたの団体は、過去5年間で中央または地方政府に特定の政策や方針を実施・阻止するよう働きかけ、成功したことがありますか。

1. はい
2. いいえ

C9. あなたの団体の権利や利益、意見を主張するとき、次にあげる人・組織・集団は、どのくらい信頼できるとお考えですか。次の尺度に従い、お選びください。

	5.非常に信頼 できる	4.かなり信頼 できる	3.ふつう	2.あまり信頼 できない	1.まったく信頼 できない
1. 全人代代表/政協委員	5	4	3	2	1
2. 地方人代代表/政協委員	5	4	3	2	1
3. 中央各部委員会の指導者	5	4	3	2	1
4. 地方政府の指導者	5	4	3	2	1
5. 法院(裁判所)	5	4	3	2	1

6. マスメディア 5——4——3——2——1
7. 公衆世論 5——4——3——2——1
8. 国際機構 5——4——3——2——1

C10. あなたの団体は、国や地方政府の政策にどのくらい満足していますか。次の尺度に従い、お選びください。

- 5.非常に満足 4.比較的満足 3.ふつう 2.あまり満足しない 1.非常に不満
1. 国家の政策全般 5——4——3——2——1
2. 地方政府の政策全般 5——4——3——2——1
3. あなたの団体が関心のある国家政策 5——4——3——2——1
4. あなたの団体が関心のある地方政府の政策 5——4——3——2——1

C11. あなたの団体は、日常活動する上で必要な情報をどこから得ていますか。次の中から重要な順に3つまでお答えください。

第一位	第二位	第三位

1. 中央政府
2. 地方政府
3. 党組織
4. 全人代代表/政協委員
5. 地方人代代表/政協委員
6. 学者・専門家
7. 一般のマスメディア
8. 専門紙・業界紙
9. 他の社会团体
10. 団体のメンバー
11. 企業
12. 非正式のルート
13. その他

C12. 過去3年間(2006 - 2008年)に、あなたの団体はマスコミに____回ぐらいとりあげられました。

C13. 通常、あなたの団体はどのようなマスメディアを通じて、意見を表出しますか。

マスメディアの種類	使用頻度

	3.しばしばする 2.偶にする 1.したことがない
新聞・雑誌	3—2—1
テレビ局	3—2—1
インターネット	3—2—1

C14. あなたの団体は全国人民代表大会または地方人民代表大会の立法活動において、どのような活動をしたことがありますか。

●全国人民代表大会

1. 全人代代表に意見を提起する (1)はい (2)いいえ
2. 全人代代表に議案を出す (1)はい (2)いいえ

●省級人民代表大会

1. 人代代表に意見を提起する (1)はい (2)いいえ
2. 人代代表に議案を出す (1)はい (2)いいえ

●市/県級人民代表大会

1. 人代代表に意見を提起する (1)はい (2)いいえ
2. 人代代表に議案を出す (1)はい (2)いいえ

C15. 社会団体活動を実施する上で最適なパートナーは、以下のうちどちらの組織でしょうか(1つだけをお選びください)。

1. 政府
2. 社会組織
3. 企業
4. マスメディア
5. 専門家
6. 国際組織
7. その他

C16. 一般的に言って、あなたの団体と政府機関の関係は緊密ですか。

1. 非常に緊密
2. 比較的緊密
3. ふつう
4. 交流は少ない
5. 交流はない
6. はっきり言えない

C16a. 上記の問題に 1 - 4 の回答を選んだ方は次の問題に答えてください。政府機関と連絡を取る際、あなたの団体は主体的に連絡を取る場合が多いですか。それとも政府機関が主体的に連絡を取る場合が多いですか。

1. 政府機関が主体的に連絡を取る場合が多い
2. 双方が同程度主体的である
3. 団体が主体的に連絡を取る場合が多い

C17. 総じて、あなたの団体は、活動対象とする地域において、政府の政策決定に対しどの

程度影響力をもっていますか。

1. 全くない 2. あまり強くない 3. ある程度 4. かなり強い
5. 非常に強い 6. はっきり言えない

C18. 過去 10 年間から見れば、あなたの団体と政府機関の連絡はより多くなりましたか。それともより少なくなりましたか。

1. 多くなっている 2. あまり変化がない 3. 少なくなっている
4. はっきり言えない

C19. 一般的に言って、あなたの団体は活動対象とする地域において、社区(コミュニティー)事務に対する影響力が強いですか。

1. 非常に強い 2. 比較的強い 3. 強い 4. あまり強くない
5. まったくない 6. はっきり言えない

C20. 今現在、わが政府と社会組織との関係は一番反映しているのは以下のどれですか。

1. 基本的双方対等に意見交換や協力し合っている
2. 社会組織が政府機関を支える関係にある
3. 政府機関が社会組織の発展を支援する関係にある
4. 手続き以外、何らかの関係がない
5. はっきり言えない

第四部

D1. あなたの団体の事務所の面積は____平方メートルです。

D1a. あなたの団体の事務所はどのような方式で確保しましたか。

1. 自分で財産権を有する 2. 賃借 3. 無料での借用

↓

↓

a.業務主管機関の部屋を賃借	a.業務主管機関の部屋を借用
b.その他政府機関の部屋を賃借	b.その他政府機関の部屋を借用
c.不動産を通じて部屋を賃借	c.不動産を通じて部屋を借用
d.団体会員の部屋を賃借	d.団体会員の部屋を借用
e.個人会員の住宅を賃借	e.個人会員の住宅を借用

D2. あなたの団体の 2009 年度の総収入は____万人民元。

総収入のうち各種の収入源の金額と割合をご記入ください。

収入源	2009 年の金額(万元)	2009 年の割合(%)
-----	---------------	--------------

a. 政府財政による資金		
b. 会費		
c. 社会寄付金		
d. サービス収入		
e. その他		

D3. あなたの団体の 2009 年度の総支出は約____万人民元。

D4. 2009 年、あなたの団体の専従職員の平均月収は____人民元。

D5. 総じて、あなたの団体の 2009 年度の財政状況は過去と比べると、どのような変化がありますか。

財政状況	a.2 年前との比較	b.4 年前との比較	c.6 年前との比較
1. よりよくなっている			
2. 変わらない			
3. よりわるくなっている			

D6. あなたの団体は有料サービス活動を展開したことがありますか。

1. ある 2. ない

D6a. あなたの団体によって展開される有料サービス活動は主にどのような内容のものですか。獲得収入の多い順に 3 つの項目を並べ、右の表に書き入れてください。

第一位	第二位	第三位

1. 教育研修・学術討論
2. 情報コンサルティングサービス
3. 業界資格認証
4. 国内外の視察の組織
5. 展示会、展示即売会、博覧会、人材交流会の開催
6. その他

D7. あなたの団体は経済組織を有していますか。

1. 有している ____社 2. 有していない

D8. あなたの団体は国または地方政府に税金を納付したことがありますか。

1. ある 2. なし



- a. ____年から納付を始めた
- b. 2009年度、団体の納付総額は総計____万人民元
- c. 納付した税種全てをお選びください
 - 1.付加価値税
 - 2.消費税
 - 3.営業税
 - 4.都市保護建設税
 - 5.教育付加税
 - 6.所得税
 - 7.土地使用税
 - 8.土地付加価値税
 - 9.印紙税
 - 10.車船使用税
 - 11.不動産税
 - 12.契約税
 - 13.その他

D9. あなたの団体は税務局との間にどのような関係にありますか。あてはまるもの全てに“✓”をおつけください。

1. 税収制度・法規の宣伝に協力する
2. 会員企業の納税ファイルを設置する
3. 税務部門に対し、会員の税収評価と監督に協力する
4. 会員の税金の徴収を委託されている
5. 会員の税務部門に対する意見を収集する
6. 会員を代表し、税制度に関連する優遇政策を勝ち取る

D10. あなたの団体は税収徴収基準に関して、会員を代表し政府と交渉したことがありますか。

1. しばしばしている
2. 偶にしている
3. したことがない

D10a. 上記の問題に1 - 4の回答を選んだ方は、どのような効果がありますか。

- 1.非常に効果あり
- 2.比較的效果あり
- 3.ふつう
- 4.あまり効果がない
- 5.全く効果がない
- 6.はっきり言えない

D11. 過去3年間(2007 - 2009年)、あなたの団体は政府から公共サービス調達の委託プロ

プロジェクトを受け取ったことがありますか。

1. ある
2. ない

D12. あなたの団体は____年 はじめて政府から公共サービス調達の委託プロジェクトを受け取りました。

D13. 2007 年から 2009 年にかけての 3 年間、あなたの団体は政府からの公共サービス調達のプロジェクト数およびその総額をご記入ください。

- a.2007 年、____個プロジェクト、資金総額____人民元
- b.2008 年、____個プロジェクト、資金総額____人民元
- c.2009 年、____個プロジェクト、資金総額____人民元

D14. あなたの団体はどのようなルートを通じて、政府公共サービス調達プロジェクトの情報を得ましたか。あてはまるものをお選びください。

1. 政府公共サービス調達プロジェクトの関連ホームページ
2. 政府の関連部門
3. 政府からの依頼
4. その他

D15. 2009 年、あなたの団体は公共サービス調達プロジェクトの状況をおうかがいます。

名前	委託先の 政府部門	金額 (元)	獲得方式		監察方式		
			政府招請 による入 札/委託	公開競争 入札	監察なし	政府によ る監察	第三者に よる監察
1.							
2.							
3.							
4.							
5.							

D16. あなたの団体は政府公共サービス調達を獲得する理由をお教えてください。あてはまるもの全てに“✓”をおつけください。

1. 入札金額が少ないから
2. サービスがよいから
3. 政府部門と緊密関係を持ち、政府からの信頼を得ているから
4. その他____

D17. あなたの団体は契約を履行する際、政府との間に紛争が起きましたか。

1. ある 2. ない

D18. あなたの団体は契約を履行する際、直面している最も重要な障害をお教えてください。

非常に重要 重要 ふつう あまり重要ではない 全く重要ではない

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 契約の欠陥があり、サービスの基準が不明確 | 5—4—3—2—1 |
| 2. 政府は契約通りに履行せず、しばしばやり方が変わる | 5—4—3—2—1 |
| 3. 政府の監督能力が欠如し、監察職員の能力が乏しい | 5—4—3—2—1 |
| 4. 政府は必要な支持を提供しない | 5—4—3—2—1 |
| 5. 団体自身はサービスを提供する経験が少ない | 5—4—3—2—1 |
| 6. サービスに提供する先は厳しい | 5—4—3—2—1 |
| 7. サービスは定量化しにくい | 5—4—3—2—1 |
| 8. 法律上での保障がない | 5—4—3—2—1 |
| 9. その他 | 5—4—3—2—1 |

D19. 政府は公共サービス調達を実施する最も重要な理由が、次にあげる項目のうちどれですか？

非常に重要 比較的重要 ふつう あまり重要ではない 全く重要ではない

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. コストを節約 | 5—4—3—2—1 |
| 2. サービスの質を向上させる | 5—4—3—2—1 |
| 3. 政府はかつて提供してなかった | 5—4—3—2—1 |
| 4. 指導者の政治業績のため | 5—4—3—2—1 |
| 5. 社会による需要 | 5—4—3—2—1 |
| 6. 政府は改革に適応するため(「小政府、大社会」) | 5—4—3—2—1 |
| 7. 政策の規定 | 5—4—3—2—1 |
| 8. その他 | 5—4—3—2—1 |

D20. あなたの団体が提供する公共サービスは、対象とする活動地域において、他の組織も類似したサービスを提供していますか。

1. はい 2. いいえ

↓

D20a. 以下にあげる組織のどれにあたりますか。あてはまるもの全てに“✓”をおつけください。

1. 政府部門
2. 事業単位
3. 国有企業

- 4. 私营企业
- 5. 民非非営利組織
- 6. その他

D21. この5年間、あなたの業界において、市場化したサービスは再び政府による提供することがありますか。

- 1. ある
- 2. ない

D22. 主な原因をお教えてください。

非常に重要 重要 ふつう あまり重要ではない 全く重要ではない

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. サービスの質が良くない | 5—4—3—2—1 |
| 2. コストの節約効果が限られる | 5—4—3—2—1 |
| 3. 契約は細分化しにくく、政府による監察が難しい | 5—4—3—2—1 |
| 4. 政府の能力と効率が向上させた | 5—4—3—2—1 |
| 5. 政治的圧力(市場化への反省) | 5—4—3—2—1 |
| 6. 大衆の要求に従い、政府による提供 | 5—4—3—2—1 |
| 7. その他 | 5—4—3—2—1 |

D23. あなたの団体は委託された公共サービスを執行する際、政府からプロジェクト以外の財政補助を受け取りましたか。

- 1. ある
- 2. ない

↓

D23a. 政府による支持の程度をお教えてください。

- 1. 支持が多かった
- 2. ふつう
- 3. 支持が少なかった
- 4. 全く支持してくれなかった

D24. 公共サービスを提供する際、民非非企業単位は政府機関より優れている点をお教えてください。重要な順に3つの項目を並べ、右の表に書き入れてください。

第一位	第二位	第三位

- 1. 旧弊や慣習に縛られない先駆的な活動ができる
- 2. 効率的なサービスを提供できる
- 3. 受益者のニーズに柔軟に対応できる
- 4. 受益者のニーズに迅速に対応できる
- 5. サービスのコストは低い
- 6. 公平なサービスを提供できる

- 7. 多角的な価値観を表現できる
- 8. 腐敗や汚職の危険が少ない

第五部

E1. 下記の諸集団は中国の政治にどの程度の影響力をもっていると思いますか。次の尺度に従い、お選びください。

	非常に影響力 あり	かなり影響力 あり	影響力 あり	中間	影響力 なし	ほとんど影響力 なし	全く影響力 なし				
	7	6	5	4	3	2	1				
1. 労働団体					7	6	5	4	3	2	1
2. 農業団体					7	6	5	4	3	2	1
3. 知識人					7	6	5	4	3	2	1
4. 政府職員					7	6	5	4	3	2	1
5. 党の幹部					7	6	5	4	3	2	1
6. 民主諸党派					7	6	5	4	3	2	1
7. 国営企業					7	6	5	4	3	2	1
8. 私营企业					7	6	5	4	3	2	1
9. マスメディア					7	6	5	4	3	2	1
10. 消費者組織					7	6	5	4	3	2	1
11. 社会福利団体					7	6	5	4	3	2	1
12. 社区(コミュニティー)組織					7	6	5	4	3	2	1
13. 婦女団体					7	6	5	4	3	2	1
14. 地方政府					7	6	5	4	3	2	1
15. 外国政府					7	6	5	4	3	2	1
16. 国際組織					7	6	5	4	3	2	1
17. 外国の利益団体					7	6	5	4	3	2	1
18. 大学生					7	6	5	4	3	2	1

E2. あなたの団体は、下記の諸集団とどのような関係にありますか。次の尺度に従い、お選びください。

	非常に 協調的	比較的 協調的	やや 協調的	中間	やや 対立的	比較的 対立的	非常に 対立的				
	7	6	5	4	3	2	1				
1. 労働団体					7	6	5	4	3	2	1
2. 農業団体					7	6	5	4	3	2	1
3. 知識人					7	6	5	4	3	2	1

4. 政府職員	7—6—5—4—3—2—1
5. 党の幹部	7—6—5—4—3—2—1
6. 民主諸党派	7—6—5—4—3—2—1
7. 国営企業	7—6—5—4—3—2—1
8. 私営企業	7—6—5—4—3—2—1
9. マスメディア	7—6—5—4—3—2—1
10. 消費者組織	7—6—5—4—3—2—1
11. 社会福利団体	7—6—5—4—3—2—1
12. 社区(コミュニティー)組織	7—6—5—4—3—2—1
13. 婦女団体	7—6—5—4—3—2—1
14. 地方政府	7—6—5—4—3—2—1
15. 外国政府	7—6—5—4—3—2—1
16. 国際組織	7—6—5—4—3—2—1
17. 外国の利益団体	7—6—5—4—3—2—1
18. 大学生	7—6—5—4—3—2—1

E3. 現在、社会团体関連の発展において、あなたの団体が最も関心を寄せる問題を以下から1つお選びください。

1. 法規制の撤廃
2. 人事・財政上の独立性
3. 地位を向上/ランクをアップさせる
4. 政府による補助金を増やす
5. 公共政策を改善する
6. 社会的認知度を拡大する
7. その他

E4. あなたの団体の機能はどのように位置づけられますか。以下から1つお選びください。

1. 一部の行政機能を担う社会組織
2. 政府と社会の架け橋
3. 大衆の自治組織
4. はっきり言えない

E5. 次にあげる意見に対する団体としての立場をお答えください。

	賛成	中立	反対
	5	4	3
	5	4	3
1. 政府を評価する基準としては政策の効率性が	5	4	3

最も重要である

- | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| 2. 政府にとっては能率よりも調整の方が大切である | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3. 政府の主要な課題は国民間の所得格差の是正である | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 4. 経済社会に対する国家の関与は少なければ少ないほどよい | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 5. 政府は経済の非効率な部分を保護しすぎている | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 6. 政府の主要な課題は地域間格差の是正である | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 7. どちらかといえば経済成長よりも環境保護を重視した政治を行ったほうがよい | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 8. 国や地方政府の決定に対して、もっと大衆が参加できるようにしたほうがよい | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 9. 安全を守るためには、公民の自由が多少制限されても仕方がない | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10. 政府の権限のうち可能なものは地方政府に委譲したほうがよい | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 11. 公民の意見は国や地方政府の政治に反映されるべきだ | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 12. 企業は利益追求だけではなく社会貢献も行うべきだ | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

E6. 社会組織の法規・規定は、あなたの団体の発展に対する影響をお教えてください。

3.有利 2. どちらともいえない 1. 不利

- | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|
| 1. 設立に必要な会員数に関する要件 | 3 | 2 | 1 |
| 2. 設立に必要な資金に関する要件 | 3 | 2 | 1 |
| 3. 業務主管単位を有することの必要性 | 3 | 2 | 1 |
| 4. 「一地域に一業界一団体」という制限 | 3 | 2 | 1 |
| 5. 現役政府職員の社団での兼任に関する制限 | 3 | 2 | 1 |
| 6. 支部組織の設置禁止に関する規定 | 3 | 2 | 1 |
| 7. 会費徴収額に関する要件 | 3 | 2 | 1 |
| 8. 利益の配分の禁止に関する法規規定 | 3 | 2 | 1 |
| 9. サービス活動から得た収入は企業所得税率に基づき支払う | 3 | 2 | 1 |

E7. あなたの団体は政府および政府職員に特別に重視されていると思いますか。また、重

視される理由、重視されない理由について該当するもの全てをお選びください。

1. 重視される

2. 重視されない

↓

↓

1. 会員数が多いから	1. 会員数が少ないから
2. 組織が強大だから	2. 組織が弱小だから
3. 政治への関心が高いから	3. 政治への関心が低いから
4. 他の団体や機構と活発な接触があるから	4. 他の団体や機構との接触を持たないから
5. 社会的評価が高いから	5. 社会的評価が高くないから
6. 特定の人々の利益を明確に代表しているから	6. 限られた人々の利益しか代表できないから
7. 特定の政策課題に精通しているから	7. 政策問題に関心を持っていないから

E8. 総じて、わが国の現存の社会団体の存在と発展が政府の活動に与える影響についてどう思いますか。

1. 非常にプラス 2. 比較的プラス 3. ふつう 4. 比較的マイナス
5. 非常にマイナス 6. はっきり言えない

最後、回答者ご自身についておたずねします。

V1. 回答者ご自身の団体でのポストをお教えてください。

1. 会長 2. 副会長 3. 秘書長 4. 部門の責任者

V2. 回答者ご自身の性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

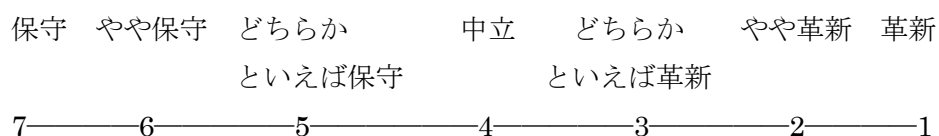
V3. 回答者ご自身の年齢は____歳です。

V4. 回答者ご自身の学歴は次にあげる項目のうちどれですか。

1. 高校卒業、専門学校以下 2. 短大、大学 3. 大学院(修士)以上

V5. 回答者ご自身が団体に勤務する期間は____年です。

V6. 回答者ご自身は、保守的—革新的と問われれば、どのあたりに位置づけられますか。次の尺度のあてはまる番号をお答えください。



参考文献：

I.英語

- Aberbach, Joel D., Robert D. Putnam and Bert A. Rockman. 1981. *Bureaucrats and Politicians in Western Democracies*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Alagappa, Muthiah. 2004. *Civil Society and Political Change in Asia: Expanding and Contracting Democratic Space*. Stanford University Press.
- Almond, Gabriel A. and James S. Coleman. 1960. *Politics of the Developing Areas*. Princeton, N.J.: Princeton Univ. Press.
- Almond, Gabriel A. and G. Bingham Powell, Jr. 1966. *Comparative Politics: a Developmental Approach*. Boston: Little.
- Andrews, Kenneth T. and Bob Edwards. 2004. "Advocacy Organizations in the U.S. Political Process." *Annual Review of Sociology*, 30:479-506.
- Bass, Gary D., David F. Arons, K. Guinane, and Matthew F. Carter. 2007. *Seen but not Heard: Strengthening Nonprofit Advocacy*. Washington, D.C.: The Aspen Institute.
- Bass, Gary D., Alan J. Abramson, and Emily Dewey. 2014. "Effective Advocacy: Lessons for Nonprofit Leaders from Research and Practice", In *Nonprofits and Advocacy*, edited by Robert J. Pekkanen, Steven Rathgeb Smith, and Yutaka Tsujinaka, 254-293. Johns Hopkins University Press.
- Berry, Jeffrey M. 1977. *Lobbying for the People*. Princeton: Princeton University Press.
- Berry, Jeffrey M. 1984. *The Interest Group Society*. Boston: Little Brown.
- Berry, Jeffrey M. and David F. Arons. 2003. *A Voice for Nonprofits*. Washington, D.C.: Brookings institution Press.
- Boris, Elizabeth and Rachel Mosher-Williams. 1998. "Nonprofit Advocacy Organizations", *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly* 27:488-506.
- Boris, Elizabeth and Matthew Maronick. 2012. "Civic Participation and Advocacy", In *The State of Nonprofit America*, edited by Lester M. Salamon, 394-422. Brookings Institution Press.
- Carapico, Sheila. 1998. *Civil Society in Yemen: The Political Economy of Activism in*

- Modern Arabia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Checkoway, Barry. 1981. "The Politics of Public Hearings", *The Journal of Applied Behavioral Science* 17(4): 566-578.
- Chessa, Cecilia. 2004. "State Subsidies, International Diffusion, and Transnational Civil Society: The Case of Frankfurt-Oder and Słubice." *East European Politics and Societies* 18(1):70-109.
- Calder, Kent E. 1988. *Crisis and compensation: Public Policy and Political Stability in Japan, 1949-1986*. Princeton University Press.
- Chan, Kin-man. 2009. "Civil Society and Social Capital in China", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 242-247. Springer.
- Chaves, Mark, Laura Stephens and Joseph Galaskiewicz. 2004. "Does Government Funding Suppress Nonprofits' Political Activity?" *American Sociological Review* 69: 292-316.
- Child, Curtis D., Kirsten A. Grønbjerg. 2007. "Nonprofit Advocacy Organizations: Their Characteristics and Activities." *Social Science Quarterly*, 88:259-281.
- Clark, John D. 2009. "Advocacy", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 13-18. Springer.
- Dacombe, Rod. 2009. "Civic Participation", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 161-164. Springer.
- Dahl, Robert. 1982. *Dilemmas of Pluralist Democracy*. New Haven: Yale University Press.
- Easton, David. 1965. *A systems analysis of political life*. New York: J. Wiley.
- Easton, David. 1979. *A framework for political analysis*. Chicago: University of Chicago Press.
- Fukuyama, F. 1995. *Trust: The Social Virtues and the Creation of Prosperity*. New York: Free Press.
- Gordon, Andrew. 2013. *A Modern History of Japan*. New York: Oxford University Press.
- Hager, Mark A. 2009. "Nonprofit Organizations, Functions of", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler,

- 1095-1098. Springer.
- Hall, Peter A. 1999. "Social Capital in Britain", *British Journal of Political Science* 29(3):417-461.
- Hall, Peter Dobkin. 2006. "A Historical Overview of Philanthropy, Voluntary Associations, and Nonprofit Organizations in the United States, 1600-2000", In *The Non-profit Sector—a Research Handbook*, edited by Walter W. Powell and Richard Steinberg. 32-65. Yale University Press.
- Hall, Peter Dobkin. 2009. "Nonprofit Organization", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 1072-1076. Springer.
- Heinz, John P., Edward O. Laumann, Robert L. Nelson, and Robert H. Salisbury. 1993. *The Hollow Core: Private Interests in National Policy Making*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Heclo, Hugh. 1978. "Issue Networks and the Executive Establishment," In *The New American Political System*, edited by Anthony King, 87-124. Washington D.C.: American Enterprise Institute.
- Howard, M.M. 2009. "Civil Society and Democracy", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 187-191. Springer.
- Hopkins, Bruce. 1992. *Charity, Advocacy and the Law*. New York: Wiley.
- Huntington, Samuel P. 1968. *Political Order in Changing Societies*. Yale University Press.
- Irish, Leon E. 2009. "Civil Law and Civil Society", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler 166-170. Springer.
- Jenkins, J. Craig. 1987. "Nonprofit Organizations and Political Advocacy" In *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*, edited by Walter W. Powell, 296-318. Yale University Press.
- Jenkins, J. Craig. 2006. "Nonprofit Organizations and Political Advocacy", In *The Non-profit Sector—a Research Handbook*, edited by Walter W. Powell and Richard Steinberg, 307-332. Yale University Press.
- Johnson, Chalmers. 1974. "The Reemployment of Retired Government Bureaucrats in Japanese Big Business," *Asian Survey*, 14(11): 953-965.

- Johnson, Chalmers. 1982. *MITI and the Japanese Miracle: the Growth of Industrial Policy, 1925-1975*. Stanford: Stanford University Press.
- Kabashima, Ikuo and Lynn T. White III. 1986. *Political System and Change: a World Politics Reader*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Kasniunas, Nina Therese. 2009. *Impact of Interest Group Testimony on Lawmaking in Congress*. Dissertation of Loyola University Chicago.
- Katzenstein, Peter J. 1985. *Small States in World Markets: Industrial Policy in Europe*. Ithaca, N.Y.: Cornell University Press.
- Katzenstein, Peter J. 1987. *Policy and Politics in West Germany: the Growth of a Semisovereign State*. Philadelphia: Temple University Press.
- Katzenstein, Peter J. 1989. *Industry and Politics in West Germany: toward the Third Republic*. Ithaca, N.Y.: Cornell University Press.
- Keane, John. 2009. "Civil Society, Definitions and Approaches", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 461-464. Springer.
- Kramer, Ralph M. 1987. "Voluntary Agencies and the Personal Social Services", In *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*, edited by Walter W. Powell, 240-257. New Haven, CT: Yale University Press.
- Levy, Jonah D. 1999. *Tocqueville's Revenge: State, Society, and Economy in Contemporary France*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Lewis, David. 2009. "Nongovernmental Organizations, Definition and History", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 1056-1062. Springer.
- Leyden, Kevin M. 1995. "Interest Group Resources and Testimony at Congressional Hearings", *Legislative Studies Quarterly* 20(3):431-439.
- Milbrath, Lester. 1963. *The Washington Lobbyists*. Chicago: Rand McNally.
- Mill, John Stuart. 1974. *A System of Logic Ratiocinative and Inductive*. Toronto Buffalo: University of Toronto Press.
- Milofsky, Carl. 2009. "Civil Society and Social Capital in the United States", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan

- Toepler, 313-320. Springer.
- Mosley, Jennifer E. 2010. "Organizational Resources and Environmental Incentives: Understanding the Policy Advocacy Involvement of Human Service Nonprofits", *Social Service Review* 84(1): 57-76.
- Mosley, Jennifer E. 2014. "From Skid Row to the Statehouse: How Nonprofit Homeless Service Providers Overcome Barriers to Policy Advocacy Involvement", In *Nonprofits and Advocacy*, edited by Robert J. Pekkanen, Steven Rathgeb Smith, and Yutaka Tsujinaka, 107-134. Johns Hopkins University Press.
- Nownes, Anthony J. and Patricia Freeman. 1998. "Interest Group Activity in the States." *Journal of Politics* 60: 86-112.
- OMB Watch, Tufts University and CLPI. 2002. "Strengthening Nonprofit Advocacy Project (SNAP). Overview."
- Okimoto, Daniel I. 1989. *Between MITI and the Market*. Stanford: Stanford University Press.
- Park, Yung H. 1972. "The governmental Advisory Commission System in Japan," *Journal of Comparative Administration*, 3(4), 435-467.
- Pestoff, Victor A. 1998. *Beyond the Market and State: Social Enterprises and Civil Democracy in Welfare Society*. Aldershot: Ashgate Publishing.
- Pharr, Susan. 2003a. "Preface", In *The State of Civil Society in Japan*, edited by Frank J. Schwartz and Susan J. Pharr, xiii-xviii. New York: Cambridge University Press.
- Pharr, Susan. 2003b. "Targeting by an Activist State: Japan as a Civil Society Model", In *The State of Civil Society in Japan*, edited by Frank J. Schwartz and Susan J. Pharr, 316-336. New York: Cambridge University Press.
- Pempel, T. J. 1974. "The Bureaucratization of Policymaking in Postwar Japan," *American Journal of Political Science*, 18(4), 659-663.
- Pekkanen, Robert. 2003. "Molding Japanese Civil Society: State-Structured Incentives and the Pattering of Civil society", In *The State of Civil Society in Japan* edited by Frank J. Schwartz and Susan J. Pharr, 116-134. Cambridge university press.
- Pekkanen, Robert. 2004. "Japan: Social Capital without Advocacy", In *Civil Society and Political Change in Asia: Expanding and Contracting Democratic Space* edited by

- Muthiah Alagappa, 223-255. Stanford University Press.
- Pekkanen, Robert. 2006. *Japan's dual civil society: members without advocates*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Pekkanen, Robert J., and Steven Rathgeb Smith. 2014a. "Preface", In *Nonprofits and Advocacy*, edited by Robert J. Pekkanen, Steven Rathgeb Smith, and Yutaka Tsujinaka, ix-xii. Johns Hopkins University Press.
- Pekkanen, Robert J., and Steven Rathgeb Smith. 2014b. "Introduction: Nonprofit advocacy: definitions and concepts", In *Nonprofits and Advocacy*, edited by Robert J. Pekkanen, Steven Rathgeb Smith, and Yutaka Tsujinaka, 1-17. Johns Hopkins University Press.
- Pekkanen, Robert J., and Steven Rathgeb Smith. 2014c. "Nonprofit advocacy in Seattle and Washington DC", In *Nonprofits and Advocacy*, edited by Robert J. Pekkanen, Steven Rathgeb Smith, and Yutaka Tsujinaka, 47-65. Johns Hopkins University Press.
- Plager, Sheldon J. 1969. "Participatory Democracy and the Public Hearing: a Functional Approach", *Administrative Law Review* 21(2): 153-163.
- Przeworski, Adam and Henry Teune. 1970. *The Logic of Comparative Social Inquiry*. Wiley-Interscience.
- Putnam, Robert D. 2001. *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. Simon & Schuster.
- Reid, Betsy J. 2006. "Advocacy and the Challenges It Presents for Nonprofits", In *Government and Nonprofits: Conflict and Collaboration*, edited by Elizabeth T. Boris and C. Eugene Steuerle, 343-372. Washington, DC: Urban Institute.
- Reid, Elizabeth. 1998. "Nonprofit Advocacy and Political Participation." In *Nonprofits and Government: Collaboration and Conflict*, edited by Elizabeth Boris and Eugene Steuerle, 291-325. Washington, D.C.: Urban Institute Press.
- Salamon, Lester M. 1987. "Partners in Public Service: The Scope and Theory of Government-Nonprofit Relations." In *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*, edited by Walter W. Powell, 99-117. New Haven, CT: Yale University Press.
- Salamon, Lester M. 1994. "The Rise of Foreign Sector", *Foreign Affairs*, 73(4):109-122

- Salamon, Lester M. 2012. *The State of Nonprofit America*. Brookings Institution Press.
- Salamon, Lester M., Helmut K. Anheier. 1996. *The Emerging Nonprofit Sector: An Overview*. New York: St. Martin's Press.
- Salamon, Lester M., Helmut K. Anheier. 1997. *Defining the Nonprofit Sector: A Cross-national Analysis*. Manchester University Press.
- Salamon, Lester M., Helmut K. Anheier, et al. 1999. *Global Civil Society: Dimensions of the Nonprofit Sector*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Salamon, Lester M., S. Wojciech Sokolowski and Regina List. 2003. *Global Civil Society: An Overview*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Salamon, Lester M., Sokolowski, S.W., and Associates. 2004. *Global Civil Society: Dimensions of the Nonprofit Sector*. Bloomfield, CT: Kumarian Press.
- Salamon, Lester M. and Stephanie Lessans Geller with Susan C. Lorentz. 2008. Listening Post Communique No.9: Nonprofit America: a Force for Democracy?
- Schlozman, Kay Lehmann and John T. Tierney. 1986. *Organized Interests and American Democracy*. New York: Harper and Row.
- Schwartz, Frank J.2003. "What is Civil Society?", In *The State of Civil Society in Japan* edited by Frank J. Schwartz and Susan J. Pharr, 23-41. New York: Cambridge University Press.
- Schwartz, Frank J.and Susan J. Pharr. 2003. *The State of Civil Society in Japan*. New York: Cambridge University Press.
- Seligman, Adam. 1992. *The Idea of Civil Society*. New York: The Free Press.
- Skocpol, Theda. 1999. "Advocates Without Members: The Recent Transformation of American Civic Life", In *Civic Engagement in American Democracy*, edited by Theda Skocpol and Morris P. Fiorina, 461-509. Washington, D.C.:Brookings Institution.
- Skocpol, Theda. 2003. *Diminished democracy: From membership to management in American civic life*. Norman, OK: University of Oklahoma Press.
- Tocqueville, Alexis de. *Democracy in America*. The Henry Reeve Text, Vol. II (New York: Vintage Books, 1945[1835]).
- Truman, David B. 1951. *The Governmental Process: Political Interests and Public Opinion*. New York, NY: Knopf.

- Tsujinaka, Yutaka. 2003. "From Developmentalism to Maturity: Japan's Civil Society Organizations in Comparative Perspective", In *The State of Civil Society in Japan* edited by Frank J. Schwarts and Susan Pharr, 83-115. Cambridge university press.
- Tsujinaka, Yutaka. 2009. "Civil Society and Social Capital in Japan", In *International Encyclopedia of Civil Society* edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 252-259. Springer.
- Walker, Jack. 1991. *Mobilizing Interest Groups in America*. Ann Arbor, MI: University of Michigan Press.
- Wilson, Woodrow. 1885. *Congressional Government: A Study in American Politics, 3rd edition*. Boston, MA: Houghton Mifflin.
- Wright, John R. 1996. *Interest Groups and Congress: Lobbying, Contributions, and Influence*. Boston: Allyn and Bacon.
- Yishai, Yael. 2009. "Interest Politics", In *International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 870-875. Springer.
- Zhan, Xue Yong and Shui-Yan Tang. 2013. "Political Opportunities, Resource Constraints and Policy Advocacy of Environmental NGOs in China", *Public Administration* Vol. 91, No.2 (381-399).

II. 日本語

- Alan Agresti. 渡邊裕之 [ほか] 訳. 2003. 『カテゴリカルデータ解析入門』サイエンティスト社.
- アメリカ下院編. 1981. 『アメリカ議会と法案審議のしくみ』経済広報センター.
- 阿部齊. 1978. 「審議会制度の推移」『地域開発』160号(78.1): 8-14.
- 阿部齊. 1992. 『アメリカ現代政治』東京: 東京大学出版会.
- 阿部齊. 1995. 「連邦の法はいかにして作られるか—連邦議会と利益団体—」五十嵐武士・古矢旬・松本礼二編. 『アメリカの社会と政治』有斐閣: 49-68.
- 阿部齊・中野勝郎. 1993. 『アメリカの政治』東京: 放送大学教育振興会.
- 阿部竹松. 1993. 『アメリカの政治制度』東京: 勁草書房.
- アンドルー・ゴードン 2013 『日本の200年』みすず書房.

- アレン・M. ポッター [ほか]. 1988. 『アメリカの政治』 東京：東京創元社.
- イーストン. 1980. 『政治生活の体系分析』 東京：早稲田大学出版部.
- 伊藤光利. 1988. 「大企業労使連合の形成」『レヴァイアサン』 2：53-70.
- 伊藤光利. 1998. 「大企業労使連合再訪」『レヴァイアサン』 臨時増刊号：73-94.
- 伊藤光利・田中愛治・真淵勝. 2000. 『政治過程論』 有斐閣.
- 五十嵐武士・古矢旬・松本礼二編. 1995. 『アメリカの社会と政治』 東京：有斐閣.
- 石村貞夫・加藤千恵子・劉晨・石村友二郎. 2013. 『SPSSによるカテゴリカルデータ分析の手順』 「第3版」 東京図書.
- 岩崎育夫. 1998. 『アジアと市民社会』 アジア経済研究所.
- 岩崎育夫. 2001. 『アジア政治を見る眼』 中公新書.
- 飯田健. 2013. 『計量政治分析』 共立出版.
- 内田治. 2011. 『SPSSによるロジスティック回帰分析』 オーム社.
- 内田治. 2011. 『SPSSによる回帰分析』 オーム社.
- 内田満. 1980. 『アメリカ圧力団体の研究』 東京：三一書房.
- 内田満. 1988. 『現代アメリカ圧力団体』 東京：三嶺書房.
- 内田満. 1995. 『変貌するアメリカ圧力政治：その理論と実際』 東京：三嶺書房.
- 大嶽秀夫. 1996. 『現代日本の政治権力経済権力 増補版』 三一書房.
- 上西朗夫. 1985. 『ブレーン政治』 講談社.
- ケント・カルダー. 1989. 『自民党長期政権の研究：危機と補助金』 文芸春秋.
- 筈京子. 1995. 「省庁の外郭団体・業界団体・諮問機関」 西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第4巻 政策と管理』 有斐閣：78-113.
- 金雄熙. 1998. 『同意調達の浸透性—ネットワークとしての政府諮問機関に関する研究』 筑波大学博士学位論文.
- 久米郁男. 2013. 『原因を推論する—政治分析方法論のすゝめ』 有斐閣.
- 久保文明編. 2013. 『アメリカの政治』 東京：弘文堂.
- 久保文明・草野厚・大沢秀介編. 1999. 『現代アメリカ政治の変容』 東京：勁草書房.
- 久保文明・砂田一郎・松岡泰・森脇俊雅. 2006. 『アメリカ政治』 東京：有斐閣.
- 黄媚. 2014a. 「制度」 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体』 木鐸社：85-109.
- 黄媚. 2014b. 「政治過程」 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体』

- 木鐸社：181－198.
- 小池治.1990.『アメリカの政策過程と政府間関係』東京：第一法規出版.
- サミュエル・ハンチントン.1972.『変革期社会の政治秩序』サイマル出版会.
- 佐藤竺.1978.「審議会の役割」『地域開発』160号(78.1)：2－7.
- 佐藤英善.1978.「審議会制度改革の国民的課題—国家独占資本主義と立法・行政機構」『経済』174：123－149.
- 重富真一.2002.「NGOのスペースと現象形態—第3セクター分析におけるアジアからの視角」『レヴァイアサン』31：38－62.
- シュミッター, Ph.C.・レームブルッフ, G.編, 1984・1986『現代コーポラティズム』木鐸社.
- 城山英明・細野助博.2002.『続・中央省庁の政策形成過程—その持続と変容』中大学出版部.
- 城山英明・鈴木寛・細野助博編著.1999.『中央省庁の政策形成過程—日本官僚制の解剖』中大学出版部.
- 篠田徹.1994.「有意義な他者—現代日本の労働政治」『レヴァイアサン』14：28－46.
- 高橋洋.2008.「総理主導の政治における諮問機関の役割—IT戦略会議を事例に」『公共政策研究』8：99－111.
- 太郎丸博.2005.『人文・社会科学のためのカテゴリーカル・データ解析入門』ナカニシヤ出版.
- ダニエル・I・沖本.1991.『通産省とハイテク産業：日本の競争力を生むメカニズム』東京：サイマル出版会.
- 千葉真.2000.「市民社会」『政治学辞典』弘文堂.
- 千葉真.2002.「市民社会・市民・公共性」佐々木毅・金泰昌編『国家と人間と公共性 公共哲学5』東京大学出版会.
- チャーマーズ・ジョンソン.1982.『通産省と日本の奇跡』東京：ティビーエス・ブリタニカ.
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史.2008.『比較政治制度論』有斐閣.
- 武田興欣.2013.「議会」久保文明編.『アメリカの政治』弘文堂：67－90.
- 辻中豊.1986.「現代日本のコーポラティズム化—労働と保守政権の二つの『戦略の交錯』」内田満『講座政治学 III 政治過程』三嶺書房.
- 辻中豊.1988.『利益集団』東京大学出版会.

- 辻中豊. 1999a. 「審議会等の透明化・公開の政治学的意義」『都市問題研究』51 (11) : 57-69.
- 辻中豊. 1999b. 『団体の基礎構造に関する調査（日本） J-JIGS コードブック』筑波大学.
- 辻中豊. 2001. 『団体の基礎構造に関する調査（アメリカ） US-JIGS コードブック』筑波大学.
- 辻中豊. 2002. 『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社.
- 辻中豊. 2002a. 「序論：本書のモデル・構成・見方」辻中豊編著. 『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社 : 15-35.
- 辻中豊. 2002b. 「比較のための分析枠組み」辻中豊編著. 『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社 : 213-227.
- 辻中豊. 2002c. 「世界政治学の文脈における市民社会、NGO 研究」『レヴァイアサン』31 : 8-25.
- 辻中豊. 2008. 『団体の基礎構造に関する調査（中国） C-JIGS コードブック』筑波大学.
- 辻中豊. 2009. 『第二次団体の基礎構造に関する調査（日本全国・社会団体調査） J-JIGS2 コードブック』筑波大学.
- 辻中豊. 2011. 『第二次団体の基礎構造に関する調査（ワシントン D.C. アメリカ） US-JIGS2 コードブック』筑波大学.
- 辻中豊. 2012a. 「まえがき」辻中豊・坂本治也・山本英弘編著『現代日本の NPO 政治—市民社会の新局面』木鐸社 : 3-17.
- 辻中豊. 2012b. 『政治学入門』東京 : 放送大学教育振興会.
- 辻中豊. 2013. 『第二次団体の基礎構造に関する調査（中国・社会団体調査） C-JIGS2 コードブック』筑波大学.
- 辻中豊. 2014a. 「比較の中の中国市民社会組織—概況」辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体』木鐸社 : 113-141.
- 辻中豊. 2014b. 「結論」辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体』木鐸社 : 373-388.
- 辻中豊・石生義人. 1998. 「利益団体ネットワーク構造と政権変動」『レヴァイアサン』臨時増刊号 : 22-43.
- 辻中豊・崔宰榮. 2002a. 「概観：市民社会の政治化と影響力」辻中豊編著『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社 : 63-80.

- 辻中豊・崔宰栄. 2002b. 「組織リソース」 辻中豊編著『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社：287-299.
- 辻中豊・森裕城. 2010. 『現代社会集団の政治機能』木鐸社.
- 辻中豊・小嶋華津子. 2014. 「序章」 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体』木鐸社：15-32.
- 辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘. 2009. 『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス』木鐸社.
- 辻中豊・小橋洋平・黄媚. 2014. 「比較の中の中国市民社会組織—概況」 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体』木鐸社：113-141.
- 辻中豊・李景鵬・袁瑞軍. 2014. 「方法」 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体』木鐸社：35-50.
- 辻中豊・崔宰栄・山本英弘・三輪博樹・大友貴史. 2007. 「日本の市民社会構造と政治参加」『レヴァイアサン』41：7-44.
- 唐亮. 2012. 『現代中国の政治—「開発独裁」とそのゆくえ』岩波新書.
- デイヴィッド・メイヒュー. 2013. 『アメリカ連邦議会：選挙とのつながりで』東京：勁草書房.
- 中村泰男. 1992. 『アメリカ連邦議会論』東京：勁草書房.
- 日中経済協会. 2014. 『中国経済データハンドブック』.
- 西川明子. 2007. 「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」『レファレンス』57(5)：59-73.
- 野口鐵郎編. 2005. 『結社が描く中国近現代』山川出版社.
- 濱本真輔・辻中豊. 「行政ネットワークにおける団体—諮問機関と天下りの分析から」 辻中豊・森裕城編著. 『現代社会集団の政治機能』木鐸社：156-179.
- 廣瀬淳子. 2004. 『アメリカ連邦議会：世界最強議会の政策形成と政策実現』公人社.
- 萩原靖. 2000. 「2001年中央省庁等改革における審議会等の整理合理化について」『季刊行政管理研究』92：67-75.
- フランク・J・シュワルツ(三輪博樹訳). 2002. 「シビル・ソサエティとは何か」『レヴァイアサン』31：26-37.
- マイケル・エドワーズ. 2008. 『「市民社会」とは何か』麗澤大学出版会.
- 牧原出. 2009. 『行政改革と調整のシステム』東京大学出版社.

- 毛里和子. 2012. 『現代中国政治—グローバル・パワーの肖像』 名古屋大学出版会.
- 森裕城. 2010. 「団体—行政関係の諸相」 辻中豊・森裕城編著. 『現代社会集団の政治機能』 木鐸社 : 135—155.
- 村松岐夫. 1981. 『戦後日本の官僚制』 東洋経済新報社.
- 村松岐夫. 1994. 『日本の行政—活動型官僚制の変貌』 中央公論社.
- 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊. 1986. 『戦後日本の圧力団体』 東洋経済新報社.
- 山本定. 2004. 『市民社会論—歴史的遺産と新展開』 有斐閣.
- 安原茂. 1978. 「審議会の委員構成をめぐる若干の問題」 『地域開発』 161 (78.2) : 33—37.
- ヤング・パーク. 1972. 「審議会論上・下」 『自治研究』 48 (5) : 20—38 ; (6) : 81—96.
- 李研焱. 2012. 『中国の市民社会』 岩波書店.
- レオナード・W・レヴィ, ジョン・P・ロシュ編. 1973. 『アメリカの政治』 東京 : 東京大学出版会.
- ロバート・ペッカネン. 2008. 『日本における市民社会の二重構造—政策提言なきメンバー達』 木鐸社.

III. 中国語

- 陳剩勇・汪錦軍・馬斌. 2004. 『組織化, 自主治理与民主—浙江温州民間商会研究』 北京 : 中国社会科学出版社.
- 陳水生. 2012. 『中国公共決策過程中利益集团的行動邏輯』 上海 : 復旦大学出版社.
- 陳為雷. 2013. 「從關係研究到行動策略研究—近年来我国的非營利組織研究」 『社会科学研究』 (1) : 228-240.
- 程浩・黄衛平・汪永成. 2003. 「中国社会利益集團研究」 『戰略与管理』 (4) : 63-74.
- 褚松燕. 2007. 『權利發展与公民参与—我国公民資格權利發展与有序参与研究』 北京 : 中国法制出版社.
- 鄧正来. 1997. 『国家与市民社会—中国市民社会研究』 四川人民出版社.
- 鄧正来・J. C. 亜歴山大編. 1998. 『国家与市民社会—一种社会理論的研究路径』 中央編訳出版社.
- 鄧正来・丁軼. 2012. 「監護型控制邏輯下的有效治理—对近三十年国家社團管理政策演变的考察」 『学术界』 (3) : 5-26, 257-265.

- 高丙中. 2000. 「社会团体的合法性問題」『中国社会科学』 (2):100-119,207.
- 高丙中·袁瑞軍編. 2008. 『中国公民社会發展藍皮書』北京：北京大学出版社.
- 龔咏梅. 2007. 『社团与政府的關係-蘇州個案研究』北京：社会科学文献出版社.
- (英)戈登·懷特(Gordon White). 2000. 「公民社会，民主化和發展：廓清分析的範圍」何增科編『公民社会与第三部门』北京：社会科学文献出版社.
- 黃宗智. 2002. 「中国的“公共領域”与“市民社会”？」.鄧正来、J.C.亞歷山大編『国家与市民社会——一种社会理論的研究路径』中央編譯出版社：420-443.
- 賈西津. 2008. 『中国公民参与-案例与模式』. 社会科学文献出版社.
- 景躍進. 2004. 『政治空間的轉換-制度變遷与技術操作』中国社会科学文献出版社.
- 康曉光. 1998. 『權力的轉移-轉型時期中国權力格局的變遷』杭州：浙江人民出版社.
- 康曉光·韓恒. 2005. 「分類控制-当前中国大陆国家与社会关系研究」『社会科学研究』 (6):73-89.
- 李凡. 1998. 『静悄悄的革命-中国当代市民社会』香港：明鏡出版社.
- 李凡. 2008. 『中国民主的前沿探索-中国民主發展的实践，理論，路径和戰略』北京：世界与中国研究所.
- 李国武·李璐. 2011. 「社会需求，資源供给，制度變遷与民間組織發展-基于中国省級經驗的实证研究」『社会』 (31):71-102.
- 李景鵬. 1999. 「中国現段階社会团体状况分析」『唯實』 (8-9):48-52.
- 劉恩東. 2011. 『中美利益集团与政府决策的比較研究』北京：国家行政学院出版社.
- 劉麗霞. 2013. 『公共决策過程中集团决策的作用与影响研究-以利益集团為視角』北京：中国社会科学出版社.
- 劉鵬. 2009. 「三十年海外学者視野下的当代中国国家性及其争論述評」『社会学研究』 (5):189-213, 245-246.
- 劉鵬. 2011. 「從分類控制走向嵌入型監管-地方政府社会組織管理政策創新」『中国人民大学學報』 (5):91-99.
- 馬秋莎. 2006. 「全球化，國際非政府組織与中国民間組織的發展」『開放時代』 (2):118-138.
- 榮敬本·崔之元. 1998. 『從压力型体制向民主合作体制的轉變-縣鄉兩級政治体制改革』北京：中央編譯出版社.
- 榮敬本·高新軍·楊雪冬·賴海榕. 2001. 『再論從压力型体制向民主合作体制的轉變-縣鄉兩級政治体制改革的比較研究』北京：中央編譯出版社.

- 尚曉媛. 2007. 『沖擊與變革-對外開放中的中國公民社會組織』北京：中國社會科學出版社.
- 孫炳耀. 1994. 「中國社會團體官民二重性問題」『中國社會科學季刊』(6):17-23.
- 談志林. 2010. 『走向公民社會-地方社團發展的制度分析』北京：中國社會出版社.
- 王立京. 2011. 『中國公民參與制度化研究』武漢大學出版社.
- 汪錦軍. 2012. 『走向合作治理-政府與非營利組織合作的條件，模式和路徑』杭州：浙江大學出版社.
- 王名·劉國翰·何建宇. 2001. 『中國社團改革-從政府選擇到社會選擇』北京：社會科學文獻出版社.
- 王名. 2008. 『中國民間組織 30 年-走向公民社會』北京：社會科學文獻出版社.
- 王名·李勇·黃浩明編著. 2009. 『美國非營利組織』社會科學文獻出版社.
- 王名·李勇·廖鴻·黃浩明編著. 2007. 『日本非營利組織』北京：北京大學出版社.
- 王錫鏞. 2008. 『公眾參與和中國新公共運動的興起』北京：中國法制出版社.
- 王穎·折曉葉·孫炳耀. 1993. 『社會中間層-改革與中國的社團組織』北京：中國發展出版社.
- 吳錦良. 2001. 『政府改革與第三部門發展』北京：中國社會科學出版社.
- 夏林·張宿堂·孫承斌. 「馬克思主義的綱領性文獻-黨的十六大報告誕生記」『人民日報』2002-11-21.
- 徐京躍·吳晶·趙超. 「奪取中國特色社會主義新勝利的政治宣言和行動綱領-黨的十八大報告誕生記」『人民日報』2012-11-21.
- 徐家良. 2003. 『制度，影響力與博弈-全國婦聯與公共政策制定』北京：中國社會出版社.
- 楊帆編著. 2010. 『利益集團』鄭州：鄭州大學出版社.
- 于建嶸. 2010. 「壓力維穩的政治學分析-中國社會剛性穩定的運行機制」『戰略與管理』(4):55-59.
- 于建嶸. 2012. 「當前壓力維穩的困境與出路-再論中國社會的剛性穩定」『探索與爭鳴』(9):3-6.
- 于曉虹·李姿姿. 2001. 「當代中國社團官民二重性的制度分析-以北京市海淀區個私協會為個案」『開放時代』(9):90-96.
- 郁建興·江華·周俊. 2008. 『在參與中成長的中國公民社會-基於浙江溫州商會的研究』杭州：浙江大學出版社.
- 俞可平編著. 2002. 『中國公民社會的興起與治理的變遷』北京：社會科學文獻出版社.
- 俞可平編著. 2006. 『中國公民社會的制度環境』北京：北京大學出版社.
- 張緊跟. 2012. 「從結構論爭到行動分析-海外中國 NGO 研究論評」『社會』(3):198-223.

- 張鍾汝·範明林·王拓涵. 2009. 「国家法团主義視域下政府与非政府組織互動關係研究」『社会』(4):167-194, 228.
- 趙立波. 2010. 『事業單位社會化与民間組織發展研究』濟南：山東人民出版社.
- 趙秀梅. 2004. 「中国 NGO 对政府的策略-一個初步考察」『開放时代』(6):5-23.
- 趙秀梅. 2011. 「國際社会对中国第三部門的影响-世界社会的視角」康曉光編著 『依附式發展的第三部門』:163-232. 北京：社会科学文献出版社.
- 趙剛印. 2010. 『現代化進程中的公民政治参与-一項对中国与印度的比較研究』上海人民出版社.
- 朱旭峰. 2008. 「“司長策国論”：中国政策决策過程的科層結構与政策专家参与」『公共管理評論』(7):42-62.
- 朱旭峰. 2009. 『中国思想庫-政策過程中的影响力研究』北京：清華大学出版社.
- 朱英. 1997. 『轉型時期的社会与国家-以近代中国商会为主体的歷史透視』武漢：華中師範大学出版社.

謝 辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々にご助力いただきましたことを、心より感謝申し上げます。

なかでも、研究を遂行するにあたり、終始助言と指導をくださった指導教官、辻中豊先生には、どれほど言葉を尽くしても感謝の気持ちを十分に表すことができないほど、お世話になりました。深く感謝申し上げます。長期にわたり、研究に対する姿勢や研究の進め方、データの分析手法、論文の書き方等について、先生が一からご指導をくださったからこそ、この研究を卒業論文として形にすることが出来たのです。時に、研究に行き詰まってしまった私を、親切かつ根気強く導き、研究者としてのあるべき姿についてもご教授くださったことに対しても、重ねて感謝いたします。先生のご指導の下で成長してきた私にとって、博士課程の三年間は生涯の宝物となりました。私の研究に対する興味を深め、研究の道を開いてくださった、この数多くの時間を糧として、これからの研究生活においても、これまで以上の努力を重ねていきたいと思えます。熱心かつ元気に研究に取り組む先生の姿は一生忘れられません。

また、潘亮先生、タック川崎レスリー先生、大友貴史先生、崔宰榮先生、竹中佳彦先生、佐藤貢悦先生、津城寛文先生等多くの方々論文の内容についてたくさんの貴重なご意見をくださったおかげで、論文の不足している部分を補うことができました。研究の成果をまとめることができたのは、先生方の励ましとご支援があつてこそだと強く感じており、深く感謝申し上げます。

また、知識と研究の基礎を築いてくださった修士課程指導教官の董娅先生、学部生の時に数多くの指導をくださった李晓红先生、日本語を丁寧に教えてくださった許明子先生、廣岡真帆先生、辺家勝先生、董春琪先生の方々に深く感謝申し上げます。

また、先輩の黄媚、李仁哲、田川寛之、大倉沙江、同級生の和嶋克洋、竜聖人、友人の盛光稔ご夫妻、Willy Jou 等多くの方々には、大変お世話になりました。この研究が少しでも良くなったのは、皆様方のお力添えによるものであり、心より感謝申し上げます。

最後になりますが、私を見守り、支え続けてくれた両親、妻、息子、妻の両親、姉夫婦、妹夫婦に、心より感謝します。ありがとうございました。